平成27年

島本町議会12月定例会議会議録

平成27年12月14日開議平成27年12月16日散会

平成27年12月14日(第1号)

平成27年12月15日(第2号)

平成27年12月16日(第3号)

平成27年島本町議会12月定例会議会議録目次

第 1 号(12月14日)

○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○行政報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
・岡田議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
·関 議員·····	1 2
田中議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
野村議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
・川嶋議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
・河野議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
· 佐藤議員·····	4 6
外村議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
・平野議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
・戸田議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
○延会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 0
第 2 号(12月15日)	
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 3
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 5
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 6
○一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 6
· 平井議員····································	9 6
·村上議員···································	
・清水議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	

○第 6 号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について・・・・・・ 1 1 3
○第69号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに
	ついて・・・・・・・・・・・・115
○第70号議案	工事請負契約の締結について・・・・・・・116
○第71号議案	工事委託協定の変更について・・・・・・・130
○第72号議案	平成27年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)・・・・130
○第73号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
	大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について・・・・・・・147
○第74号議案	島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 6 0
○第75号議案	島本町税条例等の一部改正について······160
	第 3 号(12月16日)
○出席議員・・・・・	
○議事日程・・・・・	1 7 3
○開議の宣告・・・	1 7 4
○第74号議案	島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定
	について・・・・・・・・・・・174
○第75号議案	島本町税条例等の一部改正について······174
○第76号議案	島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
	条例の一部改正について・・・・・・204
○第77号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について・・・・・・204
○第78号議案	島本町税条例の一部改正について・・・・・・・206
○第79号議案	平成27年度島本町一般会計補正予算(第5号)・・・・・・・210
○第80号議案	平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)・・210
○第81号議案	平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)・・・・210
○第82号議案	平成27年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)・・・・・・・250
○散会の宣告・・・・	······································
※付議事件の議決	· · · · · · · ·

平成 2 7 年

島本町議会12月定例会議会議録

第 1 号

平 成27年12月14日(月)

島本町議会12月定例会議 会議録(第1号)

年 月 日 平成27年12月14日(月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平 井 均	2番	関 重勝	3番	外村	敏 一
4番	田 中 修	5番	村 上 毅	6番	清 水	貞 治
7番	岡田 初惠	8番	川嶋 玲子	9番	戸田	靖 子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野 村	行 良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子			

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口	裕	副町長	乾	知 範	教 育 長	岡本	克己
総合政策部 長	由 岐	英	総務部長	柴山	則文	健 康 福 祉 部 長	岡本	泰三
都市創造部 長	水木	正也	上 下 水 道 部 長	今中	良昌	消防長	近藤	治彦
教育こども 部 長	北河	浩紀	会計管理者	妹藤	博美	総 務 部 次 長	名越	誠治
教育こども部 次 長	頼田	和典	総合政策部 政 策 企 画 課 長	佐藤	成一	総合政策部人 事 課 長	多田	昌人
まちづくり事業推進 プロジェクトチーム 課 長	吉川	展彦						

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 猪倉 悟 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

議事日程第1号

平成27年12月14日(月)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 行政報告

日程第4 一般質問

岡田議員 し尿中間処理施設について

関 議員 1. DV被害者への手続き支援について

2. 資料のペーパーレス化について

3. 人事給与制度構造改革プランについて

田中議員 島本町と大山崎町の歴史文化面における広域連携の姿勢を問う

野村議員 「住宅セーフティネット」の充実について

川 嶋 議 員 防犯カメラ設置事業について進捗状況を伺う

河野議員 1. 住み続けたい島本へ~町(府)の支援教育の充実を

2. 障がい児保育(枠)の拡充を求める

佐藤議員 1. 島本の将来は島本の住民が決める。島本町まち・ひと・し ごと創生総合戦略(素案)の在り方について

2. 公共施設の在り方は住民の総意で決めよう

外 村 議 員 驚きの再協議依頼文書(高槻市へのし尿処理事務委託)今後の 交渉方針を問う

平野議員 1.49名の保育所待機児童をなくすために

- 2. 住民とつくる「町立第三小学校整備基本構想」及び「公共施設総合管理計画」を
- 3. 農と福祉の連携で地域づくりを

戸田議員 1. JR島本駅西土地区画整理事業の進捗状況を問う(その 5)

- 2. 第3小学校整備基本構想を質す ~地域力を高める学校整備を求めて~
- 3. 図書館に「あかちゃんタイム」を

平井議員 1. マイナンバー制度について

2. 子育て世代の期待に応えるために

村上議員 子育て支援課のその後について

清 水 議 員 1. 水路の災害対策について

2. 森林整備について

日程第5 第6号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第6 第69号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

について

日程第7 第70号議案 工事請負契約の締結について

日程第8 第71号議案 工事委託協定の変更について

第72号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

日程第9 第73号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴

う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

日程第10 第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の制定について

第75号議案 島本町税条例等の一部改正について

日程第11 第76号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

する条例の一部改正について

第77号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第12 第78号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第13 第79号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第5号)

第80号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

第81号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)

日程第14 第82号議案 平成27年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)

(午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご 苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、ただいまから平成27年島本町議会12月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等は、お手元に配布しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から 12 月 16 日までの 3 日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 関議員及び8番 川嶋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

総務建設水道及び民生教育消防常任委員会の調査研修が実施されましたので、各委員長より、順次、ご報告をいただきます。

まず、総務建設水道常任委員会委員長から、ご報告いただきます。

平井委員長(登壇) おはようございます。それでは、ただいまより総務建設水道常任委員会所管事務調査の委員長報告を行います。

去る 11 月9日に千葉県船橋市に「自治体債権の一元管理について」をテーマに、翌 10日には千葉県四街道市に「みんなで地域づくりセンターの取り組みについて」をテーマに、総務建設水道常任委員会の所管事務調査の研修に行ってまいりました。

参加者は、総務建設水道常任委員6名並びに議長及び随行として議会事務局長の計8 名でございます。

1日目の船橋市は、東京のベッドタウンとして栄える人口約62万人の中核市であります。船橋市では、市税の徴収率が平成元年から下がり続け、平成12年には88%台まで落ち込んだことから、債権の差し押さえの徹底や延滞金の完全徴収、非常勤職員の活用など、様々な手法を駆使して、約5年で市税の徴収率が一気にV字回復したとのことです。

しかしながら、市税以外の国保料や介護保険料、保育料、下水道使用料などの公金の 滞納はこの間も増え続けたため、徴収に関する専門性を持った部署で、市の債権を一元 管理するに至ったとのことでした。また、担当課長が説明の中で「債権者は地方公共団 体であり、債権所管課ではない」と言っていましたが、縦割りで、所管課ごとに財産調 査や分納誓約するのは合理的でなく、滞納者にとっても複数の窓口に出向く必要があり 負担になることや、日常業務に追われる国保や保育所の担当者が「国税徴収法」などの 法律をマスターするのは困難といった、実務に精通されている方ならではのお話も聞く ことができました。

複数の債権を一元管理するには、リアルタイムで収納状況を把握する必要があり、各業務で使用する電算システムの統一に当初1億円の費用がかかったとのことでしたが、 それを十分超えるような成果をあげられており、全国の自治体からも視察等が多く来られるとのことでした。

中核市における取り組みを、本町と単に比較するのは難しい面もありますが、今後の 自主財源確保に向けヒントとなるような話も多くあり、当委員会としても、大変有意義 な研修となりました。

次に、翌10日には四街道市に、「みんなで地域づくりセンターの取り組みについて」をテーマに、市の経営企画部シティーセールス推進課の担当者の方からお話を伺いました。

四街道市は、千葉市の北東に隣接し、人口約9万人で、昭和50年代以降に人口が急増し、それが市の発展の活力になった反面、地域の互助的・親睦的な機能の低下をもたらし、結果として、市をはじめとする行政の機能を膨らませることに繋がったことから、市民主体の地域づくり活動に力を入れてこられたとのことです。

市の文化センター1階に、シティーセールス推進課の分室として「みんなで地域づくりセンター」を設置し、その運営をNPOに委託されており、このNPOには5人のコーディネーターがおられ、市の運営委託費は年間1,090万円とのことです。

センターでは、地域づくりを幅広く捉え、また市外の団体でも四街道市の地域づくりに貢献いただけるものであれば何でも支援しており、一般の方には難しい補助金申請のサポートや団体同士のコーディネートなどのほか、自治会同士の情報交換会を企画したり、団体の労務管理などの相談業務もされており、大変喜ばれているといった印象を受けました。行政が直接、市民団体の支援を行うと非常に時間がかかるが、様々なノウハウを持ったNPOがサポートを行うことで、柔軟な発想でスピーディーな支援ができるとのお話もありました。

行政の仕事を市民が肩代わりするのではなく、市民の「こんなことをしてみたい」という発想や思いをうまく汲み取ってサポートし、目には見えにくいものの、住民満足度を上げる非常に優れた取り組みであるという印象を受けました。

センターを運営するNPOのセンスや力量によるところも大きいとは思いますが、今後のまちづくりを考えるうえで、このような活動を参考にするのも一つの方法ではないかと感じたところです。

以上が、所管事務調査研修結果の概要ですが、詳しい資料等につきましては議会事務 局に保管しておりますので、参考にしていただければ幸いです。 これで、総務建設水道常任委員会の調査研修の報告を終わります。

伊集院議長 続いて、民生教育消防常任委員長から、ご報告をいただきます。

外村委員長(登壇) それでは、民生教育消防常任委員会所管事務調査の委員長報告をさせていただきます。

おはようございます。去る 10 月 21 日に「総合型地域スポーツクラブ『クラブパレット』の取り組みについて」をテーマに石川県かほく市へ、翌 22 日には「次世代を担う子どもたちへの食育と完全米飯給食」をテーマに新潟県三条市へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。

参加者は、民生教育消防常任委員7名と、随行として議会事務局長の計8名でございました。

初日の10月21日に訪れましたかほく市は、石川県のほぼ中央に位置し、平成16年に 三つの町が合併して誕生した、人口約3万5千人の、日本海に面した自然豊かな市であります。

今回、視察しましたクラブパレットは、「地域で100年続くクラブ」を目指して活動されているという総合型地域スポーツクラブで、市内にある八つの体育施設の指定管理も受託されておられます。事業規模は約1億2千万円で、この10年間で着実にクラブの規模も拡大させ、現在は市からの補助金はなく、事業委託金などが中心となっていますが、組織基盤の強化を図るため、有力なスポーツクラブを持つ地元企業との連携などにも力を入れておられるとのことです。

また、100年の歴史があると言われているドイツのスポーツクラブにも、過去数回、 視察に行かれています。ドイツでは部活動というシステムがなく、スポーツをするには 地域のスポーツクラブに入会する必要があり、クラブハウス内には各種スポーツ施設や シャワールーム、レストランなどもあり、そこで1日を過ごすことができるとのことで、 それに近いようなイメージで、生涯を通じて運動や健康づくりが気軽にでき、みんなで 創り、みんなから愛されるクラブ運営を目指しておられる様子を伺うことができました。

クラブパレットの事務所は、宇ノ気中学校という市立中学校の中に設置されておりまして、中学校の敷地内に同クラブが管理する市の体育館もあり、市の体育館を中学校の授業やクラブ活動などで使うという形態を取っておられます。学校施設の複合化という面では、学校・体育施設ともに敷地へのアプローチをオープン化され、地域の人々と生徒の触れあいが生まれるようにすることで防犯効果も向上する、とのことです。視察に訪れた際も、どの生徒さんからも、我々の目を見て元気よく挨拶してくれたのが大変印象的でありました。

地域の皆さんで作り上げるスポーツクラブの取り組みということで、貴重なお話を聞くことができましたが、学校と体育施設の複合化に関しても、いろいろと参考にすべき 点があり、大変有意義な研修となりました。 次に、翌10月22日には、「次世代を担う子ども達への食育と完全米飯給食」と題して、新潟県三条市で、市の健康づくり課食育推進室の室長さんからお話を伺いました。

三条市は人口約10万人、新潟県のほぼ中央に位置し、平成17年に旧三条市を含む三つの市町村が合併して誕生した市であります。平成20年度から、三条産コシヒカリを使用した学校での完全米飯給食を実施されているとのことで、米どころならではという感もありましたが、完全米飯給食に至った理由や経過、健康面からの合理的な裏付け、特に米飯が日本人の体質にあった主食である点や、和食が持つ栄養バランスの優れたポイントなどを、徹底した科学的根拠に基づいて説明、啓蒙された担当者の努力には、大変感銘を受けました。

また、完全米飯給食実施に際して、「毎日、ご飯では飽きるのでは?」という意見に対して、「学びである限り、国語や算数と同じ、飽きるからと言って完全米飯給食を見直すことはない」と対応されたという市長の言葉も大変印象的でありました。

米飯給食の効果として、米飯はパンよりも腹もちが良いということで、給食をしっかり食べることで間食が減少、これにより夕食もしっかり食べることができ夜食もなくなるといった好循環により、肥満の子どもが減少しているという数値結果も示されました。

コメの年間消費量の減少と反比例するように増える市民の生活習慣病にも着眼され、また平成21年3月には「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」を制定され、就学前からの食育のほか、食に関わる団体等とも連携し、市をあげて地域農業の振興や市民の健康づくりにも取り組んでおられます。そのほか、すべての小学5年生・中学1年生を対象に血液検査などを行い、要指導・要受診の子どもとその保護者にも生活改善への支援なども行っておられます。

島本町でも、いよいよ来年度から中学校給食が始まりますが、「食育」という観点からも、より良い学校給食となりますように、今回の研修で学んだことを今後の委員会活動に活かしていきたいと思います。

当委員会の所管事務調査研修の概要は以上でございますが、詳しい資料等は議会事務局に保管しておりますので、ご参照ください。

これで、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

伊集院議長 次に、会議規則第 129 条第 1 項ただし書きの規定により、お手元に配付して おりますとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、行政報告に入ります。

町長から、行政報告のため発言を求められておりますので、これを許します。

川口町長(登壇) おはようございます。それでは、行政報告を申し上げます。

高槻市と島本町における「し尿処理の事務委託の再協議について」でございます。
すでにご承知のとおり、高槻市へのし尿処理にかかる事務委託につきましては、本町

域内でのし尿処理施設の設置に向け、これまで事務を進めてまいりましたが、極めて厳 しい行財政運営を強いられる見通しの中、町行政としての方針を改めて検討してきたと ころでございます。

その結果、広域連携による事務の委託につきましては、改めて高槻市と協議をさせていただくことについて、平成27年11月10日に高槻市長に依頼を行いました。その後、11月19日に回答をいただきましたが、高槻市長には特段のご理解を賜り、本件については高槻市・島本町広域行政勉強会において、改めて協議・検討させていただくこととなりました。

なお、11月26日には、本件に関する第1回目の勉強会を開催させていただきました。 当日の勉強会においては、今回の案件については広域連携による事務委託として協議すること、今後の具体的な検討については本勉強会の事業連携ワーキンググループにおいて行っていくことを確認したところでございます。今後、勉強会における協議内容については、一定、まとまり次第、議員の皆様に改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

報告内容につきましては、以上でございます。

伊集院議長 以上で、行政報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

通告の順によりまして、岡田議員、関議員、田中議員、野村議員、川嶋議員、河野議員、佐藤議員、外村議員、平野議員、戸田議員、平井議員、村上議員、清水議員の順で行います。

それでは最初に、岡田議員の発言を許します。

岡田議員(質問者席へ) おはようございます。すいません、大変お聞き苦しい声ですが、 一般質問をさせていただきます。

私は平成26年12月議会で、「し尿処理施設の広域化を」と一般質問しました。公共下水道の普及とともに、年々、し尿処理量も減ってきます。しかも、町財政も厳しい中、概算5億円とも言われる多額の工事費をかけて処理施設を建設することが本当にいいのか、住民に理解されるのか。島本町のような小さな町では広域が大切であり、もう一度、町長に高槻市のほうへ足を運んでいただきたい、住民のためにもお願いしますと、訴えてまいりました。川口町長の答弁は、広域行政が実現することを願って、そういうふうに行動してまいりたいとお答えをされていました。

平成27年11月10日、川口町長より高槻市長に、高槻市と島本町における「し尿処理事務委託の再協議」を依頼され、濱田市長より「協議・検討させていただきます」と回答をいただかれました。このことにより、今、し尿中間処理施設を検討する広域勉強会が、同じテーブルでスタートしましたことは、大変評価をいたします。

質問①です。高槻市との事務委託について、どのような形で勉強会を進められておら

れますか。従来の高槻市・島本町広域行政勉強会との関係、関わりは、どのようになっているのでしょうか。

②番です。町長の依頼文書の中には、東上牧の島本町衛生化学処理場については、「近隣住民の皆様の温かいご理解をいただいてまいりました。公共の福祉にお役立ていただくためにも、譲与させていただく」とありますが、具体的には、譲与するためにはどのような作業が必要なのか。また、地域の皆さんの意見も聞くことが大切ではないでしょうか。

③番です。高槻市に処理していただくことになると、し尿処理場は現状のままで可能なのでしょうか。整備改善が必要になるとしたら、その費用はどのようになっているのですか。高槻市が負担するのか、町が負担するのですか。

④番です。委託料については、高槻市と協議されるものと思いますが、町の考えは。

⑤番です。住民の皆さんに、町内建設から方向転換された説明は、どのようにされますか。

最後、⑥番です。高槻市長の回答の最後の部分に、「島本町からの依頼文書にありますとおり、衛生化学処理場については早急に撤去いただきますようお願い申し上げます」とありますが、町の見解は。

以上です。

総合政策部長 それでは、岡田議員の一般質問につきまして、順次、ご答弁申し上げます。 まず、①点目の「高槻市とのし尿中間処理に関する事務委託の再協議にあたり、高槻 市・島本町広域行政勉強会との関係について」でございます。

先ほどの行政報告でもお示しさせていただきましたとおり、本年 11 月 10 日付けで高 槻市長宛てに「し尿処理の事務委託に関する再協議」の依頼を行い、同月 19 日に高槻市 長から回答をいただいたところでございます。

内容につきましては、「東上牧に立地する本町の衛生化学処理場周辺住民の長年の要望について、早急な解決が図られるべきである」ということ、「し尿処理の事務委託の 是非について、改めて高槻市・島本町広域行政勉強会において協議・検討すること」が 示されております。

これらを踏まえ、本町といたしましても課題の解決に向け、本勉強会において早期に協議・検討すべく、同月 26 日には、両市町において会議を開催したところでございます。 なお、今回のし尿処理に関する内容につきましては、広域連携による事務委託として、 本勉強会の事業連携ワーキンググループにおきまして事務的な協議を行っていくこと を、当日の会議で確認したところでございます。

次に、②点目の東上牧にあります「現在の衛生化学処理場について」でございます。 再協議の依頼文でもお示しさせていただいておりますとおり、本町の衛生化学処理場 につきましては、長年にわたり近隣住民の皆様のご理解をいただいてまいりました。そ のため、高槻市との協議が整った際には早期に当該施設を撤去し、跡地を整地するとと もに土壌調査を行い、その結果に基づき、「土壌汚染対策防止法」等に従い、所有者と して適切に対応してまいります。

そして、公共の福祉にお役立ていただくために当該土地を高槻市に譲与させていただくことを視野に入れながら、跡地利用の方針について、今後、高槻市と協議をさせていただくこととし、本町として最大限の努力を行ってまいることをお示しさせていただいております。従いまして、今後の高槻市との間で、し尿処理の事務委託についての協議が調った際には、「地方自治法」の規定に基づき、事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、「地域の皆さんの意見も聞くことが大切ではないか」とのお尋ねでございますが、施設跡地を譲与することとなった際には、当該土地の所有者は高槻市に移転いたしますので、その後、どのような公共の用に供されるのかなど、その活用方法につきましては、高槻市において判断されるものと認識いたしております。

次に、③点目の「事務委託に関する新たに発生した費用の負担について」でございます。

事務委託がスタートすることに伴い、新たに発生する費用につきましては、原則的に 島本町が負担すべきであると考えております。

次に、④点目の「事務委託の委託料について」でございます。

委託料の算定につきましては、今後、両市町において具体的な協議を行ってまいりた いと考えております。

次に、⑤点目の「住民の皆様への説明について」でございます。

急速な高齢化や人口減少の進展、さらには社会資本の更新などにより、従来に増して 自治体の行財政運営は厳しさを増す中、効率的・効果的な行政体制の構築がより一層求 められており、このことは、平成25年の第30次地方制度調査会の答申にも示されてお ります。

とりわけ、小規模自治体である本町にとりましては、広域連携の推進は現在また将来的にも、最も優先しなければならない切実かつ重要な課題であると強く認識しているところでありますが、本町における将来人口推計や公共施設の管理に関する諸課題は、これまで以上に一層厳しい見通しとなることが明らかとなっております。さらに、本年9月定例会議でお示しさせていただきました「普通会計中期財政収支見通し」――これは平成26年度から平成31年度)までのものでございますが――では、以前の見通しよりも厳しい財政状況となっております。

今後の財政状況につきましては、基金取り崩しを除いた収支は大きな赤字が続くものと見込まれており、このような状況も踏まえ、し尿処理の方向性についても再考する必要があると考えるに至ったものでございます。さらに、東上牧の衛生化学処理場周辺の

住民の皆様のご要望につきましても長年の課題と受け止めており、この問題については、 早期に対応する必要があるものと考えております。

これらのことから、これまで、し尿処理に関して、町域内で中間処理施設を建設することを表明し、それに向けて調査や地元説明を行っておりましたが、再考の結果、広域連携による事務委託を目指し高槻市への再協議を依頼し、今般、高槻市・島本町広域行政勉強会において協議・検討を行ってまいることを決定したところでございます。

そのため、議会においても先ほど行政報告をさせていただきましたが、住民の皆様に対しましても、来年度の施政方針等におきまして、現状や方針等をお示しさせていただくことを予定しております。

最後に、⑥点目の「本町の衛生化学処理場の撤去について」でございます。

11月19日の高槻市長からの回答にもございますとおり、地元の東上牧自治会からは、これまでも施設撤去の要請をいただいておりますことからも、今後、事務委託の協議が調い次第、早期の撤去に向けて対応してまいる必要があるものと考えております。

以上でございます。

岡田議員 長年の課題が一日も早く解決できるよう、限られた時間の中で、スピード感を 持って作業が前へ進むよう、最優先で取り組んでいただきたいと思います。

また、事業連携ワーキンググループはもちろんですが、町長、副町長におかれまして も、高槻市長、副市長さんともしっかり連携を取っていただき、町の厳しい財政状況等、 赤裸々に相談され、信頼関係をより深めていただきたいと思っております。

町をあげて、全力でお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。 以上です。

伊集院議長 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、関議員の発言を許します。

関 議員(質問者席へ) おはようございます。大阪維新の会・関重勝です。一般質問を させていただきます。

1点目.「DV被害者への手続き支援について」

本町におけるDV被害者の実態と、その対策のための手続き支援に関する具体案を、 お訊きいたします。

健康福祉部長 それでは、関議員の一般質問のうち、1点目の「DV被害者への手続き支援」について、ご答弁申し上げます。

配偶者からの暴力(DV被害)を受けた方に対しましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、関係機関と連携しながら、相談や保護、各種手続き等の支援を行っておるところでございます。

本町におけるDV被害者の実態につきましては、平成26年度に担当課においてご相談を受けた件数は45件でございまして、その対応内訳としては、助言が35件、情報提供

が6件、他機関の紹介が4件であり、一時保護のケースは発生いたしておりません。

相談者は、居所を隠して他市町村から避難をしている方もあれば、町内で別居中の方、同居を継続している方など、それぞれのケースで状況が異なっております。また支援の内容につきましても、避難や保護を緊急に必要とする場合から、離婚手続きを進める中で就労支援や経済的支援、または生活全般の相談を必要とする場合、各種手当などの情報や手続きの支援が必要な場合など、そのニーズは様々でございます。

本町といたしましては、個々のご相談者の状況やニーズを踏まえ、必要に応じて、母子・父子自立支援員や他の部署、外部の専門機関などと連携し、丁寧かつ適切な情報提供や助言、関係機関や制度・サービスへの繋ぎなどを行っております。避難等で配偶者とは別に暮らすDV被害者の場合は、手当の受給などの手続きにあたり、別に専門機関からの証明書の取得や、健康保険の分離加入、通知先の変更などの手続きを必要とする場合もあり、これらの手続きを、仮の住まいに居住し、就労や子育てを行いながら、相手方への情報秘匿にも留意して進める必要がございます。このため、担当課では、要件や手続き方法、問合せ先などを丁寧に説明し、制度の利用が円滑に行えるよう調整などを行っており、今後も、個々の対象者に寄り添った丁寧な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **関 議員** 平成 26 年度の担当課での相談件数は 45 件とのことでしたけども、これは増加 傾向にあるんでしょうか。過去 3 年間の状況は、どのようになっているんでしょうか。
- 健康福祉部長 本町における過去3年間の相談件数は、平成24年度は43件、平成25年度が56件、平成26年度が45件で、この3年間は40件から50件程度で推移しており、必ずしも増加しているとは言えません。
 - 一方、全国・大阪府の相談件数は毎年増加しており、全国的には 10 年前に比べ、相談件数は 2 倍程度に増加いたしております。

以上でございます。

- 関 議員 全国・大阪府ではそれぞれ増加傾向にある中で、本町では増加していないということは喜ばしいことと思いますが、最近の報道などでは、女性から男性へのDV事案が増加しており、男性からの相談件数も増加していることを聞き及んでおりますけども、本町でも同じような傾向にあるんでしょうか。
- 健康福祉部長 本町における男性からのDV被害の相談につきましては、過去3年間、実績がございません。大阪府の統計データでは、男性からのDV被害相談件数は平成24年度が116件、平成25年度が169件、平成26年度は180件と、増加傾向にありますが、相談件数全体に占める割合は、まだ1%程度と、全体としては少ない割合となっております。

以上でございます。

関 議員 本町では実績がないということですので、数字を見る限り、やはり母子に対する支援が必要である案件が多いのが実態のようと思います。

厚生労働省などのホームページを見ますと、例えば児童手当については、「父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します」とうたわれております。しかし、現実には避難している母子には全く行き渡らずに、父親に支給され続けて、父親の生活費、あるいは酒代などに費消されている状況が窺えます。児童手当を母親に切り替えるのには、どのような手続きが必要になるんでしょうか。

- 健康福祉部長 児童手当においては、離婚協議中で別居している場合には、住民票の分離や、離婚協議中であることを証明する書類を添えることで、実際に児童を看護している保護者に手当の受給者を変更することができます。また、DV被害により避難や別居している方の場合には、離婚協議の有無や住民票の移動にかかわらず、健康保険の分離やDVに関する証明書を添付することで、手当受給者の変更を行うことができる特例措置が設けられております。
- **関 議員** 健康保険の分離加入などは、父親が承諾してこそできる手続きでありますので、 実質的には不可能ではないんでしょうか。
- **健康福祉部長** DV被害者やその子どもが、健康保険で配偶者の被扶養者となっている場合は、基本的には被保険者である配偶者が健康保険の被扶養者の変更等の手続きを行うことになります。しかし、DV被害のケースの場合は、配偶者からそのような手続きの協力を得ることは困難であることから、被扶養者から健康保険組合へ申し出ることにより、保険加入を脱退できる特例手続きが定められております。

この手続きについては、保険種別や保険者により手続き方法・申請先が異なりますが、 担当課としては、できるだけ、それらの情報収集・整理したうえで、事前に保険組合と 調整するなどのサポートを、現在、行っております。

- 関議員 相談者の声には、役場の職員の方々が親身になって話を聞いてくださり、ときには時間外での対応や郵送での手続きまでしてくれて、大変心強いとの声を聞き及んでおります。健康福祉部長の冒頭の答弁においても、個々の対象者に寄り添った丁寧な支援に努める、とのことですけども、ぜひとも役所の枠にとらわれることなく、引き続き優しい手を差し伸べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- **健康福祉部長** 大変な状況の中で、不安や悩みを抱えながら、生活や子育てのための諸手 続きを進めようとされている相談者の方に対しましては、今後も引き続き個々の状況や ニーズをよく把握したうえで、丁寧な説明や調整などの支援に努めてまいりたいと考え ております。

以上です。

関 議員 よろしくお願いいたします。

引き続いて、二つ目の質問に移ります。「資料のペーパーレス化について」。

少し古い話なんですが、2011年の日本国民1人当たりの紙などの消費量は220 kgと、ベルギー、オーストリア、ドイツ、アメリカ、アラブ首長国連邦に続いて、世界トップクラスにランクインしております。220 kgという数字は、A4コピー紙を積み上げたとき、高さが5mぐらいのイメージになります。1人当たりの年間消費量220キロを原料の木に置き換えてみますと、新芽から約20~30年育った木を年間4本、伐採している計算になるとのことです。

COP21 などで地球温暖化対策が進む中、ペーパーレス化はコスト削減だけでなく、エコロジーという観点からも、少なからず基礎自治体においても実現させていかなければならない課題であると認識しますが、本町における資料等のペーパーレス化の対応についての対策について、お訊きいたします。

総務部次長 それでは、2点目の「資料のペーパーレス化」について、ご答弁申し上げます。

本町では、持続可能な社会の実現を目指し、環境配慮行動への先導的な役割を担うため、平成16年に役場庁舎、平成20年にはふれあいセンター、清掃工場、上下水道部庁舎及び消防本部庁舎で、「ISO14001」の認証を取得いたしました。その後、平成24年度に、環境マネジメントシステムの取り組みが一定定着したことから、本町独自の島本町環境マネジメントシステムへ移行し、環境に配慮した行動を実践しているところでございます。

また、本町における資料等のペーパーレス化につきましては、両面印刷や裏紙の有効利用だけでなく、総合行政ネットワークによる大阪府などとのメールの送受信に加え、本町におきましても同様に庁内メールを活用することで、ペーパーレス化を積極的に図ってきたところでございます。

今後につきましても、引き続き環境に配慮した取り組みの一つとして、ペーパーレス 化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **関 議員** 順次、確認させていただきますが、本町では平成 26 年度、何枚の紙を購入・使用され、また金額ではどれぐらいになるんでしょうか。
- 総務部次長 町全体の平成 26 年度に購入し、使用した紙につきましては、約 400 万枚、額 にして約 230 万円となっております。

以上です。

- 関 議員 それは、窓口で発行する住民票や帳票等を除いた、いわゆる本町の職員や議員 だけが、内部の連絡や事務などで使用した用紙の枚数及び金額と理解してよろしいんで しょうか。
- 総務部次長 そのとおりでございます。
- 関 議員 それだけ多くの用紙を使用していますと、印刷に使用するインク、トナーなど

もかなり多く消費していると思いますが、平成 26 年度にかかったトナー代は幾らぐらい になるんでしょうか。

- **総務部次長** 平成 26 年度に使用したトナー代といたしましては、約 160 万円となっております。
- **関 議員** 毎年、思いのほか多くの紙とトナーが使用され、多額の費用もかかっていることが確認できました。

では逆に、毎年、どれぐらいの紙を、本町では処分、破棄しているんでしょうか。

- **総務部次長** 正確な処分量の総数はわかりかねますが、平成26年度にシュレッダー処分した量は、約4.5 t でございます。
- **関 議員** シュレッダーした分だけで 4.5 t という、かなり膨大な紙を処分しておられますが、そのほかに、まだまだシュレッダーせずに処分している紙も相当多くあるという 理解でよろしいですか。
- 総務部次長 そのとおりでございます。
- 関 議員 ちなみに、私たち議員に対して、本日のような議会ごとに多くの議案資料など を作成・配付していただいておりますが、議案書等に使用している紙は、どれぐらいの 枚数になるんでしょうか。
- **総務部次長** 予算書・決算書等を除く議案書などに使用している紙の枚数につきましては、 少なくとも年間約6万枚、使用している状況でございます。
- 関議員 議員に対する資料だけで、年間、毎年6万枚を使用しているとのことですけども、大阪府議会ではペーパーレス化を図るため、大阪維新の会が先進的にタブレットを使用したことが発端となり、現在は自民党、公明党などの会派も多く使用されていると聞き及んでおります。また議員だけでなく、資料作成にかかる労力・時間も削減できることなどから、執行部側にも大変好評であり、現在、最新事例としてタブレットを活用した府議会が進行されております。

本町におきましても、議会資料だけでかなり多くの紙が使用され、処分されておりますし、職員の方々も、その資料作成には多大な労力・時間をかけておられます。前に問題提起をした時間外勤務の削減にもつながりますし、ぜひともタブレットを活用し、全庁あげてペーパーレス化に取り組んでいく必要があると考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

総務部次長 大阪府をはじめ一部団体におかれましては、本会議や会議等でタブレットを 活用することにより、ペーパーレス化に取り組んでおられると聞き及んでおります。

本町におきましても、タブレットのような電子機器を議会や他の会議などで活用することは、環境への配慮に加え、事務の効率化にもつながるものと思われますし、今やタブレットなどの電子機器は広く一般的なものであると認識しておりますことから、先進的な団体の活用状況等を研究させていただき、議会の総意でタブレットの導入が決定さ

れました際には、適切に対応してまいりたいと考えております。 以上でございます。

関 議員 今や、学校の授業でもタブレットを用いて学習している時代です。大阪府議会においても、パソコンすら使ったことがない議員もおられましたので、最初こそは抵抗があったようですが、今は、それ以上に便利さが上回っているというふうに聞き及んでおります。

基本はタブレットを活用しつつ、どうしても紙の資料が必要なときこそは、そこだけを印刷することにすれば、人的にも物的にも、かなりのコストを削減することができると思いますので、議員各位におかれましても、ぜひともご理解賜り、議会資料のペーパーレス化などにも賛同していただきたく思います。

それでは、最後の質問に移ります。「人事給与制度構造改革プランについて」。

本年2月議会における大綱質疑において、「人事給与制度改革プロジェクトチームについて」と題しまして、プロジェクトのそれまでの成果と方向性について、質問いたしました。

その際に、町長からは、メンバーを公募し、45 歳以下の 10 名で構成したうえで、民間的発想を取り入れる理由から半数は民間企業などにおける勤務経験を有する者であること、全国的に先進自治体である箕面市への視察を行い、本町のプロジェクトとしては、まずは給料にスポットを当てて検討を行ったことなどを説明された後、今後は、その他の手当についても議論を深め、「平成 27 年度のできるだけ早い段階でプロジェクトチームとしての考えをまとめていただき、提案をいただく予定となっております」と答弁をいただいておりますが、その後の進行については、どのようになっているんでしょうか。総合政策部長 それでは、3点目の「人事給与制度構造改革プラン」につきまして、ご答弁申し上げます。

「頑張った職員が報われる」ことを基本とする新たな人事給与制度を構築するため、10名の職員で構成した人事給与制度改革プロジェクトチームにおきまして、昨年度に引き続き会議を6回開催し、どのような形で給与制度の抜本的な改革を行うのか、職責に応じた給与制度を導入するためにはどのように設定すればいいのか、さらに具体的な給料表や各種手当につきましても、研究・検討を進めてまいりました。研究・検討の内容につきましては、自由な議論の中で制度を提案していただく形で進めていただき、先日、チームのメンバーの代表から、町長、副町長に対して提言を行ったところでございます。

今後につきましては、提言を受けた内容を、法律等に照らし実現可能な内容について、 島本町としての人事給与制度案を作成し、職員団体との協議を経て、条例改正の事務を 進めていく予定でございます。

以上でございます。

関 議員 プロジェクトから先日、町長、副町長へ提言をされたということですけども、

提言をされたのは、いつになるんでしょうか。

総合政策部長 11月20日に、町長、副町長に対しまして、プロジェクトチームの代表から提言をさせていただいております。

以上でございます。

関 議員 施政方針に、複数年にわたって掲載した主要事業であります。そして本会議や 常任委員会においても、幾度となく、その状況について確認してまいりました。

町長、副町長に対して提言したのであれば、議会に対しても、当然、報告すべきではないんでしょうか。議会には、未だ何の報告もありませんが、議会への報告は必要なしという見解でよろしいんでしょうか。

総合政策部長 11 月 20 日に提言を受けまして、その後の取り組みといたしまして、大阪府のほうへ提言の内容について助言をいただきに参りました。一定の助言をいただいているところでございます。それから、先ほどご答弁申し上げましたように、法令に照らして、このプランがどうであるのかということも確認する必要があると考えておりまして、今後、近々、顧問弁護士のほうへも相談に行く必要があるのかなと、現在、考えております。

そういった部分を踏まえまして、町としての制度案、こういう形にまとめてから、議員の皆様にご報告をさせていただいたらいいのではないかということで考えておりましたので、いただいたプランについては、現時点で議員の皆様にご報告をさせていただいていない、こういう状況でございます。

以上でございます。

- **関 議員** 先ほども申しましたけど、常任委員会などで再三にわたって進行状況をお訊き している中で、提言があったことすら議会に報告してないというのは、議会軽視に繋が るんではないでしょうか。
- **総合政策部長** これまでの議会、委員会等で議論をいただいていた重要な内容でございます。先ほど申し上げましたような考え方で私は考えておりましたが、そういった議論も踏まえまして、プランの内容について、議長のほうへご報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

- **関 議員** 未だ議会には何の報告もございませんが、平成27年11月25日午後4時30分から午後5時50分までの間に、プロジェクトから受けた提言を本町職員が大阪府総務部市町村課に持参されていますけども、これは誰の指示によるものでしょうか。
- **総合政策部長** 大阪府の市町村課へ参りましたのは、市町村課の業務として所管する市町村の給与等に関しても、その業務内容の範囲であるというふうに認識をいたしておりますので、本町において、こういうプランを作成し、今後、一部修正するような修正も行い、議会に提案していく予定でございますので、その旨を説明にあがったということで

ございます。

以上でございます。

- **関 議員** いや、目的、意図を尋ねてません。どなたの指示だったんですか、というふう にお訊きしております。
- **総合政策部長** 先ほど申し上げましたような理由によりまして、人事課長のほうが出向いております。

以上でございます。

- **関 議員** 人事課長が、「出向いたのはどなたですか」じゃなしに、どなたの指示で人事 課長が出向かれたのですか、というふうに問うてます。
- **総合政策部長** 人事課長の上司である私が、出張命令等、そういった指示をいたしております。

以上でございます。

- **関 議員** 確認なんですけども、町長、副町長に提言されたということは、当然、町長、 副町長も、そのプロジェクトの提言を目にされているということでよろしいんでしょう か。総合政策部長止まりなんでしょうか。どちらでしょうか。
- **乾副町長** ただいまのご質問でございますが、11 月 20 日に、私、提言内容について、一 定の説明を受けております。その中で、疑問に思ったこと、あるいは今後の課題等につ きましては、意見を述べさせていただいたところでございます。
- 関議員 私も以前、大阪府警の職員だったいきさつがございまして、今も少なからず大阪府の職員とはつながりがございます。しかし、今回は大阪府議会議員の池下卓に正式にアポを取ってもらったうえで、池下議員に同行して、12月9日に大阪府の市町村課に出向いてまいりました。

提言の中身につきましては、未だ島本町の執行部が議会に明らかにされていませんので控えますが、大阪府の立ち位置については、行政機関として島本町と対等なので、大阪府から島本町に指導する立場にはなく、助言するぐらいの意味合いのものであるとの返答でしたけども、このことについてはどのように受け止められますか。

- **総合政策部長** 大阪府の助言についてでございますが、これにつきましては、「地公法」 及び「地方自治法」に基づく都道府県の技術的な助言という位置づけになっておりまし て、これは法的な拘束力は有していないというふうに認識をいたしております。 以上でございます。
- 関 議員 総合政策部長から、ご答弁がありました。「法的拘束力はない」ということを、

くれぐれもお忘れにならないでほしいと思います。

そして、その持参された提言に対して、12月10日に大阪府から何らかの返答が本町にあったと思いますが、その内容はどのようなものでしょうか。

総合政策部長 12月10日に大阪府から正式にいただいた助言につきまして、基本的な部

分として、ご答弁申し上げますが、この給与制度の内容が「地公法」に基づく均衡の原則、あるいは情勢適用の原則などに照らしてどうであるのかというような指摘、それから、若干人件費が、このままのプランでいきますと人件費が膨らむということにもなりますので、そういった部分に対する住民への説明、そういった部分について、ご指摘をいただいたところでございます。

以上でございます。

- 関 議員 その回答は、文書でいただいたんでしょうか、口頭なんでしょうか。
- 総合政策部長 口頭でございます。

以上でございます。

- **関 議員** そうしましたら、プロジェクトが提言された中身について、これが目玉というようなものは、どのようなものがあるんでしょうか。
- **総合政策部長** プロジェクトチームでは、課題となっておりました役割と責任に応じた給 与制度の導入、それから「頑張り」を役職・給与に反映させる仕組み、こういったこと を中心に調査・研究を行っていただいておりました。

制度概要としては5点ございまして、一つは、課題であった上位の役職・階級間での 給料の逆転現象、これを生じさせないための給料表を導入すること。それから、責任と 処遇を一致させるため、役職間で差をもうけた管理職手当、それから勤勉制度手当での 改定をすること、こういったこと。それから、町内に在住する魅力推進のための住居手 当制度、こういったことが中心となっていると思っております。

若手職員が管理職になりたがらないというような組織については非常によくない、今後の町のさらなる発展、こういったことを阻害することであるというふうに考えておりますので、この内容を尊重して、先ほど申し上げましたような関係者と協議のうえ、職員団体とも十分な話し合いのうえ議会に提案していきたい、このように考えております。以上でございます。

- 関 議員 視察に行かれました箕面市では、人事構造改革プロジェクトチームの発足時点、 そしてプロジェクトチームがプランを作成した時点などで、それぞれ報道機関に発表されておりますが、このような先進的な取り組みを、本町はなぜ、報道提供されないんでしょうか。
- **総合政策部長** 今現在、プランをいただいた段階でございまして、先ほど申し上げておりますように、法令等に照らしてどうであるのかということも十分検証する必要がございますので、そういった手続きを今後行っていきたいと考えております。

以上でございます。

関 議員 繰り返しますけども、箕面市では人事構造改革プロジェクトチームの発足時点、 そしてプロジェクトチームがプランを作成した時点、この時点で、もうすでに報道発表 されていることをお伝えいたします。 本町では、これまで送付物を誤発送したなどの職員のミスは積極的に情報提供するのに、このような先進的な取り組みについてはアピールしないことを理解できないんですけども、本気で人事給与構造改革を進めようと考えているんでしょうか。確認させてください。

総合政策部長 先ほども申し上げましたように、管理職になりたがらないという職員が約7割を占めるというような状況については、組織にとってよくないことだと思っておりますし、町のさらなる発展、こういったことにも阻害する要因の一つになり得るんではないかというふうにも考えますので、この給与改革については本気で取り組んでいく、こういうふうに考えております。

以上でございます。

- **関 議員** 繰り返しますけども、島本町をもっとたくさんの方々に知っていただくために も、このような先進的な取り組みは積極的に発信すべきだと考えますが、今からでも報 道提供されるようなおつもりはございませんか。
- **総合政策部長** 報道提供については、検討させていただきたいと考えております。 以上でございます。
- 関 議員 ぜひとも、検討をお願いします。

箕面市では、平成24年8月にプロジェクトチームを立ち上げ、翌年の平成25年2月には改革プランを策定されております。そして、平成26年6月には議会の承認を経て、すでに改正制度を施行しており、チーム発足から条例可決まで、わずか1年10ヵ月でやり遂げられております。本町が箕面市と同じようなスピード感で進めますと、平成28年、つまり来年1月には条例の上程となるはずですが、いかがでしょうか。

総合政策部長 今後、必要な職員団体との話し合い等、そういったことも踏まえ、可能な限り早期に議会提案に持っていきたいと考えております。

以上でございます。

- 関 議員 本町は、すでにプロジェクトからの提言作成だけでかなりの時間を費やしております。プロジェクトの提言を受けての、今後の本町での町長案の作成時期、議会への上程時期、改正制度の施行時期についてのスケジュールについて、具体的にお示しください。
- **総合政策部長** 現時点で具体的なスケジュールをお示しすることはできませんが、議会に 提案させていただくために必要な事務、そういったことをスピーディーに行って、可能 な限り早期にご提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

関 議員 未だにスケジュールすら、全く立てることができないという状況ですけども、 箕面市は全く前例のない中で早期に成果をあげられておりますけども、本町はなぜ、箕 面市より時間がかかるんでしょうか。 **総合政策部長** 給与面でございますので、職員団体とは十分な話し合いを持つ必要がある と考えております。可能な限り合意に達して、給与制度の改革を提案したいと考えてお ります。この協議、話し合いに相当の時間を要するというふうに考えておりますので、 現時点では、そのスケジュールをお示しすることができない、ご理解いただきたいと思 います。

以上でございます。

- **関 議員** スケジュールは立てることができないということですけども、そしたら平成 28 年 2 月の定例議会には、条例の上程はできますか。
- **総合政策部長** 28年2月の議会に提案できるかどうかというのは、現時点では明確にご答 弁できませんが、可能な限り早期にご提案をさせていただくということで、ご理解賜り たいと思います。

以上でございます。

- 関 議員 何でできないんでしょうか。
- **総合政策部長** 現時点で、明確なスケジュールが未決定でございます。といいますのも、 先ほど申し上げておりますように職員団体と十分に話し合いを持ちたいということでご ざいます。

以上でございます。

- 関 議員 わかりました。そしたら組合との交渉は、いつされるおつもりですか。
- **総合政策部長** 今後、顧問弁護士への相談も行いたいと考えております。顧問弁護士の助 言及び大阪府の助言内容も踏まえまして、町としての制度案を策定をし、その後、直ち に職員団体とは話し合いに入っていきたいと考えております。

以上でございます。

関 議員 速やかに、組合との交渉にも入っていただきたいと思います。

私は、この人事給与構造改革プランにつきましては、若手職員を積極的に管理職に登用してきた先進自治体だからこそ考えていかなければならないことを、他の自治体に先駆けて検討しようとする姿勢を高く評価したいと思います。そして職員を代表する、しかも、今後の島本町を支えていく若手職員が、通常の公務だけでも忙しい中、それでも議論を重ねて作り上げた提言であると信じますので、できる限り早期に実現しなければならないと考えます。

今後、プロジェクトの提言を受けて町長案の作成をされる際には、プロジェクトの提言について、できない理由を考えるのではなく、どうしたら実現できるのかを町長の主導で考えていただき、提言のすべてを実現するぐらいの覚悟で制度化され、職員のやる気、そして管理職の魅力づくりに取り組んでいただきたいと思います。

最後に、町長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

川口町長 先ほど部長から答弁させていただきましたように、職員組合との交渉といいま

すか、相談に相当時間がかかるだろうなと思っております。最終的に合意ができるかどうかは別にして、合意ができなかったら、なかなか組織全体のモチベーションがはたして上がっていくのかとか、そこら辺の問題もございますので、時間をかけて、職員がこのたたき台を作ったわけですので、当然、その努力に報いたいと、そのように思っております。

ただ、もうずいぶん前になりますけども、本町は若手職員を管理職に登用しておったわけですが、数年前に管理職手当を定率性から定額制に変えました。そのときも、議会でもいろいろご議論いただいたわけでございますが、若手管理職、若手職員を管理職に登用しても、定率性にすると、若手の職員は管理職手当が低くって、ある程度の年齢の管理職は定率性でしたら高くなる、そこに開きが出てくる。そんな矛盾もございましたので、定額制に変えたわけですが、そのときにも相当な議論をいただいた経緯がございますので、議会とも、そのあたりは慎重に協議させていただきながら、なおかつ、難しい問題ですが、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

(関議員・質問者席から「ありがとうございました。よろしくお願いします。」と発言) 伊集院議長 以上で、関議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時09分~午前11時20分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、田中議員の発言を許します。

田中議員(質問者席へ) 無所属の田中修です。それでは、一般質問を行います。

私は島本町と大山崎町とは、昔、島本町は摂津国、大山崎町は山城国として、また近代においては大阪府と京都府として行政上の境界はありましたが、文化的風土、また歴史上の出来事についてはそのような境界はなく、両者は一体のところが多かったと思っております。

先頃、島本町の至宝である水無瀬神宮所蔵の国宝の「後鳥羽上皇像」と、同じく国宝の「後鳥羽天皇宸翰御手印置文」の2点が、預託先の京都国立博物館から里帰りし、大山崎町歴史資料館に展示されました。京都国立博物館においては常設展示されていないもので、島本町民にとっては、自らが誇る郷土のお宝の現物を見る千載一遇の機会でしたが、教育委員会は、どのように町民に広報されましたか。

また、島本町の水無瀬神宮所蔵のこれらの国宝は、本来であれば、大山崎町の歴史資料館ではなく、島本町の歴史文化資料館で展示してほしいと思うのが、島本町民の心情であると思われますが、なぜ、できなかったかをお答えください。

また、私はその展示を、「第23回企画展『河陽離宮と水無瀬神宮』」と題する大山崎町が発行したチラシで知りましたが、その末尾に「(後援)島本町 島本町教育委員会」

とあります。どのような後援をされましたか、お答えください。

加えて、チラシには「現地見学会 11月28日(土) 『河陽離宮と水無瀬離宮の跡地を訪ねる』 集合/大山崎ふるさとセンター 10時 解散 JR島本駅 16時頃」とありますが、教育委員会として、島本町民に対し、どのような広報をされましたか。

さらに、その企画展より前に、大山崎町が企画した「『離宮』の考古学」と題する歴史講演会で、9月27日(日)に「後鳥羽上皇の離宮 水無瀬離宮跡の発掘調査」と題する講演を木村友紀氏――これは島本町教育委員会の方ですが、講演をされています。この方の水無瀬離宮にかかる講演を、島本町民にどのように広報されましたか。

二つ目の質問に移ります。

広報しまもと 10 月号のしまもと情報 Box では、「西浦門前遺跡庭園移築プロジェクト!」と題して、写真入りで予定等が紹介されていました。その集大成とも言うべき京都造形技術大学教授の仲隆裕氏の「西浦門前遺跡庭園遺構とその移築」と題する講演が、11 月 28 日に島本町歴史文化資料館で行われました。この講演は、どのような手段で町民に広報されましたか。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時24分から午前11時24分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育こども部長 それでは、田中議員の「島本町と大山崎町の歴史文化面における広域連携の姿勢を問う」について、順次、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「大山崎町教育委員会が行われた大山崎町歴史資料館での展示」に関 しまして、ご答弁申し上げます。

ご指摘の2件の国宝、「後鳥羽天皇宸翰御手印置文及び紙本著色後鳥羽天皇像」につきましては、所有者である水無瀬神宮から京都国立博物館に寄託され、保管されているもので、去る10月24日(土)から11月29日(日)まで、大山崎町歴史資料館において開催されました大山崎町教育委員会主催「大山崎町歴史資料館 第23回企画展 『河陽離宮と水無瀬離宮』」の展示品の一つとして、これらの国宝が公開されたものでございます。

住民への周知につきましては、教育委員会事務局、町立歴史文化資料館及び町立図書館におきまして、大山崎町が作成されましたポスターの掲示とチラシの配架を行うとともに、町ホームページに記事を掲載するなど、周知に努めました。

また、歴史文化資料館での展示ができなかった理由につきましては、国宝・重要文化財の公開は「文化財保護法」等において厳格に規定されており、安全性・機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース、じんあい・有毒ガス・かび等の発生や影響を受けない清浄な環境、適切な温度・湿度・照度の維持管理機能などを備える必要があり、これらを含めた諸条件を満たしていることについて、文化庁長官の許可を受けなければ

ならないものでございます。このようなことから、本町の歴史文化資料館では国宝を展示するだけの設備等が備わっていないため、展示ができないものでございます。

次に、「後援の内容について」でございます。

今回の大山崎町の企画展につきましては、本町の水無瀬神宮が所有者である国宝の展示もあることから、本町教育委員会に後援名義の使用申込みがあったもので、教育委員会といたしましても大山崎町の企画展の趣旨に賛同し、後援名義の使用承認とともに、ポスター掲示やチラシの配架など、後方支援を行ったものでございます。

次に、9月27日に開催されました「連続講演会『離宮』の考古学」の第2回目と、11月28日に開催されました「現地見学会 河陽離宮と水無瀬離宮の跡地を訪ねる」につきましては、いずれの事業につきましても、本町教育委員会事務局、町立歴史文化資料館及び町立図書館において、ポスターの掲示とチラシの配架を行い、周知したところでございます。また、「連続講演会『離宮』の考古学」の第2回目につきましては、主催者において所定の手続きを行われ、「広報しまもと」9月1日号にも記事が掲載されております。

続きまして、2点目の「講演会 西浦門前遺跡の庭園遺構とその移築」について、ご 答弁申し上げます。

11月28日に開催いたしました当該事業につきましては、本来であれば、「広報しまもと」に記事を掲載すべきところではございますが、「広報しまもと」11月号の掲載依頼期限までに講師との日程調整がつかなかったことから、やむを得ず教育委員会事務局、町立歴史文化資料館及び町立図書館におきまして、ポスターの掲示とチラシの配架を行い、ホームページに記事を掲載して、住民の皆様への周知を図ったところでございます。以上でございます。

田中議員 広報に関する細々とした回答、ありがとうございました。

「住民への周知」という点から見ますと、歴史文化資料館や図書館でのチラシの配架やポスターの掲示はあまり目につかず、効果は期待できません。広報の効果の何よりも大きいのは、やはり島本町内に毎月初めに全戸配布される広報しまもとが一番と思います。大山崎町内で全戸配布されている広報おおやまざきとあわせて、関連の記事を紹介してみます。

まず、広報おおやまざき 10 月号では、インフォメーションのコーナーで「大山崎町歴 史資料館第 23 回企画展 『河陽離宮と水無瀬神宮』というタイトルの後に、「大山崎周 辺は古くから風光明媚な景観として知られ、9世期に嵯峨天皇の河陽離宮、13世紀に後 鳥羽上皇の水無瀬離宮が造営されました。発掘調査を中心に、天皇の離宮と地域の関わ りについて紹介します。 とき 10 月 24 日(土)~11 月 29 日(日)」、それに続いて、 歴史講演会の紹介があります。第1回の内容は省略いたしますが、「歴史講演会(第2 回) 11 月 22 日(日) 後鳥羽院と鎌倉幕府 野口実さん(京都女子大学教授) 会 場 大山崎町ふるさとセンター3階ホール」。

一方、それより1ヵ月遅れで広報しまもと11月号では、お知らせコーナーに「第23回企画展 『河陽離宮と水無瀬離宮』」の表題の後に、「企画展 とき 11月29日(日)まで 場所 大山崎町歴史資料館 300円 小・中学生は無料」、「歴史講演会 とき第1回 11月15日(日) 第2回 11月22日(日) 場所 ふるさとセンター3階ホール 入場料 無料 問い合わせ 大山崎町歴史資料館 電話 075-952-6288 Fax 075-952-6289」。

島本、大山崎町の、この広報を比較したとき、まず、広報しまもと 11 月号では企画展の内容において、大まかな案内すらありません。そのうえ、歴史講演会の講師・演題が表記されていません。いつ、どこで、誰が、何をするかという住民への情報提供の基本すら守られていません。

そして、何よりも私が質問の冒頭で申しました、「島本町の至宝である水無瀬神宮所蔵の国宝の『後鳥羽天皇像』と同じく国宝の『後鳥羽天皇宸翰御手印置文』の2点が、預託先の京都国立博物館から里帰りし、大山崎町歴史資料館に展示されている。京都国立博物館では常設展示されていないもので、島本町にとっては、自らが誇る郷土のお宝の現物を見る千載一遇の機会である」という、島本町民に伝える重要な語句が見当たりません。

この広報のあり方を、教育委員会はどのようにお考えですか。

教育こども部長 幾つかのご指摘をいただきました。

11月1日の広報につきましては、大山崎町の第23回の企画展ということで、大山崎町から、こういう記事を掲載してほしいというご依頼のもとに、お知らせコーナーというところに載せさせていただきました。議員ご指摘のように、島本町に全く関係のないものではございませんし、水無瀬神宮が所有者であるものでございますので、この点については、広報のあり方として、もう少し広く住民の皆様に知っていただくという意味では、広報のあり方については不足をしていたというふうに思っております。

ただ、この企画展自身が大山崎町の企画ですので、後援という意味で、島本町と教育委員会が後援をして後方支援をしていくということで、やらせていただきました。そういう意味で、ポスターであったり、大山崎町が作成されたチラシの配布というとこら辺にとどまったわけでございますけども、今回のことを反省をしまして、関連する部分については、企画の段階からいろいろと情報も聞きながら、多くの住民の方に知っていただくという広報を、今後、心がけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

田中議員 この秋の島本・大山崎地域の歴史文化に関わる催しについては、私は島本町教育委員会の消極的な姿勢を心配しております。今後も、こうした催しは数多く開催されるものと思われますが、島本・大山崎の両町が今後は情報を共有し、企画展の共催や連

携をますます強めていただきたいと思っております。何よりも住民の視点に立った催しの開催が求められます。今回のように、島本町の至宝の2点の国宝が十分な広報がされず、千載一遇のチャンスを逃したことは残念でなりません。

最後に、島本町と大山崎町の歴史文化面における今後の広域連携をお伺いして、質問 を終わります。

教育こども部長 大山崎町との連携につきましては、これまでも様々な面で連携はしております。行政区が違うということで、全く、その歴史上の文化財等が行政区で区切られるというものではございませんので、そういった意味では、島本町で発掘調査をした際に大山崎町の方にも見ていただいたり、逆に大山崎町で発掘されたものを島本町の職員が見に行ったりというような連携は、これまでも進めてきております。

また、今回のこの企画展でも、先ほど議員からもご紹介がありましたけども、島本町の職員が講師となって行っているという事実もございますので、今後とも大山崎町とは、そういった意味では連携をしながら、この地域の歴史、あるいは埋蔵文化財等に関しまして、わかったことについては多くの住民の方に知っていただく必要があると思っておりますし、大山崎町、島本町、関係なしに、この地域のことについては大山崎町と島本町とで一緒に考えていくという姿勢を、今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議長 以上で、田中議員の一般質問を終わります。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員(質問者席へ) 自由民主党クラブ・野村行良でございます。「住宅セーフティネット」について、一般質問させていただきます。

住宅は、国民一人ひとりにとって欠くことのできない生活の基盤です。生活の基盤である住宅の約9割が民間住宅であり、古い資料ですが、平成18年度には新築の98%が民間により供給されています。このような住宅は民間の住宅市場を通じて提供され、住宅市場の中から自分の生活に適した住宅を選択することで、豊かな住生活を享受することができます。

しかしながら、住宅市場は必ずしも万能ではなく、所得に見合った住宅や、高齢者の 生活に適した住宅が十分に供給されていないとか、小さなお子さんがいる世帯が賃貸住 宅への入居を拒否されるといった事態も発生しています。多様化する現代社会の中で、 高齢者や障害者の皆様のための住宅セーフティネットの重要性がさらに増してきています。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、いわゆる「住宅セーフティネット法」第3条及び第7条においては、国及び地方公共団体の責務として、賃貸住宅の供給の促進を図るための必要な施策の実施及び情報の提供、相談の実施に関

する施策の取り組みについて規定されています。このため、島本町においても低所得者 や、災害で被災された方、また子育て世代の、住宅の確保に配慮を要する方への支援が 必要と考えております。

まず、具体的な施策等あれば、その現状について、お伺いいたします。

都市創造部長 住宅に困っている住民の皆様に対する「住宅セーフティネットにかかる具体的な施策等」についてのお尋ねでございます。

まず、本町域内の公的賃貸住宅といたしましては、公営住宅で706戸、公社賃貸住宅で40戸、UR賃貸住宅で350戸がございます。公的賃貸住宅の供給戸数について、人口1人当たりの数字で他市町と比較した場合、本町域内の供給戸数は比較的高く、いわゆるハード面としての住宅セーフティネットは、現状としては、一定確保しているものと認識しております。

本町の住宅セーフティネットの施策としましては、まずは町営住宅での対応となります。本町の町営住宅あき家待ち入居者募集の公開抽選会において、高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者には、抽選回数を2回付与する倍率優遇措置を継続的に実施し、できるだけ、これらの方々が優先的に入居できるよう配慮しております。また、年6回実施している府営住宅入居者募集にかかる申込書の配布等を窓口において行い、これらの住宅確保要配慮者に対する入居機会を逸することのないよう努めております。

このように種々の施策を講じながら、高齢者、障害者等をはじめとした住宅確保要配 慮者の居住の安定確保に努めております。

その他、低所得の高齢者、障害者及び子育て世帯に対する公営住宅の補完的役割として、空き家等を活用し賃貸住宅を供給する「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」などがあります。これらの住宅施策を推進する場合、「住宅セーフティネット法」において情報提供を行う主体として位置付けられている「居住支援協議会」などと連携することが望ましいとされております。

なお、大阪府内では、「居住支援協議会」として「Osaka あんしん住まい推進協議会」が平成 27 年 3 月 25 日に設立され、現在、府内自治体では 24 団体が正会員となっており、本町におきましても、これらの住宅施策の活用について、今後、調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 今のご答弁の中、住宅確保に対する配慮が必要な措置として、公営住宅等もあげておられます。また島本町の町営住宅の現況ですけれども、希望者が多く、限られた 戸数の中で、十分な対応には困難な状況になっているとも認識いたしております。

一方、前の6月議会におきましても質問させていただきましたが、冒頭でも述べさせていただきましたように、民間の賃貸住宅では空き家が増加傾向にあるなど、大きな社会問題になっておると。このような中で、住宅セーフティネットの現状についての認知

度が不十分であり、様々な施策についての住民の皆さんへの周知が必要であろうと考え ております。

町の考え方を、お伺いいたします。

都市創造部長 「住宅セーフティネットにかかる施策の住民の皆様への周知について」で ございますが、他市町の事例を参考にしながら、例えば、先ほどご答弁いたしました住 宅確保要配慮者あんしん居住推進事業や Osaka あんしん住まい推進協議会などの支援内 容を町広報やホームページにて掲載するなど、調査・研究をしてまいりたいと考えてお ります。

以上でございます。

野村議員 徹底した周知のほう、よろしくお願いいたします。

現在、我が国の65歳以上の高齢者人口は、総務省の統計局2014年9月調査では3,296万人で、高齢化率は25.9%となっており、4人に1人が65歳以上という超高齢社会となってきております。このような中、高齢化は着実に進展してきており、社会保障関連費も増加していますが、高齢者や障害者の皆さんにとって必要な施策は、厳しい財政状況ではありますが、実施していかなければならないと考えております。

財源確保とともに、このような「施策の優先度」についても、今後の島本町の発展を 考えるうえで大変重要となってきておりますが、島本町の見解をお伺いいたします。

健康福祉部長 高齢者人口につきましては、本町においても年々増加してきておりまして、 本年12月11日現在では高齢化率は25.5%というふうになっております。

厳しい財政状況ではございますが、本年3月に第6期の「島本町保健福祉計画」「介護保険事業計画」を定めましたが、その基本理念の中にも、「超高齢化社会を迎えても、すべての住民が、地域で、明るく、活力のある生活を送ることができるまち」ということを標榜しておりますので、このようなまちを実現するためにも、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをはじめ必要な各種の施策は推進していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 今、ご答弁いただきましたように、本当に近年、問題になっております。また 高齢者の――私も経験しておるんですけれども、孤独死等々を防ぐための方策として、 行政と民間団体との連携による取り組みなどを充実させる必要があろうと認識もしてお ります。

町、どういうふうにお考えをしておられますか。再度、お伺いいたします。

健康福祉部長 今、ご質問のありました「高齢者の孤独死を防ぐための方策について」で ございますが、まず、お一人暮らしの高齢者等を地域で見守るシステムの充実を図って いくという必要があると思います。現在も緊急通報の装置の設置等、高齢者の在宅福祉 サービスの事業や、「しまもと安心ボトル」配付、そして民生委員児童委員やコミュニ ティソーシャルワーカーによる見守り活動や支援等を実施しておりますが、今後、ます ます、社会福祉協議会をはじめとする地域の福祉関係団体や民間団体と連携をしていく 必要があろうと考えております。

本年9月18日でございますが、大阪府がコンビニエンスストア4社と「大阪府高齢者に優しい地域づくり推進協定」というのが締結されておられます。本協定の内容といたしましては、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護、そして認知症に対する正しい知識の普及啓発、高齢者の見守り・安否確認、高齢者の雇用促進などとなっております。

本町といたしましては、来年1月から運用の予定をしております「認知症徘徊SOS ネットワーク」への参画や認知症サポーター養成講座の受講推進など、様々な面で、本 協定を活用した働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 民生の関係の職務、たくさん増えてこようと思いますので、十二分な施策のほう、よろしくお願いしたいと思います。

また、今年の4月から施行されました「生活困窮者自立支援法」制度について、本町においても社会福祉協議会に事業の一部を委託されておられます。そしてまた現在、住宅の確保や、自立した生活に困っておられる方々の相談に寄り添っていただいたプランづくりなど、適切に対応されていますけれども、これらの事業の一層の周知を図るための今後の計画、スケジュール等、考えておられれば、お考えをお伺いいたします。

健康福祉部長 今、議員からご紹介ありました生活困窮者自立支援制度につきましては、本年度から開始いたしておりますが、自立相談支援事業と家計相談支援事業、これは社会福祉協議会に委託して、プランに基づく就労支援や家計相談などにより、経済的に困窮される方の収入の確保や、家計の安定に向けた支援を行っておるところでございます。また住居のない方や、離職により住居を失う恐れのある方に対しましては、町が実施する一時生活支援事業と住居確保給付金により、宿泊場所や食事の提供、家賃相当額の給付などの支援を行っているところでございます。

これらの支援制度については、対象者や家族はもちろん、地域住民、関係機関などに幅広く周知することが重要であると考えております。本年度におきましては、広報、そしてホームページ、そして案内パンフレット、これは全戸配布をいたしましたが、また関係機関へ情報提供などにより周知に努めてまいりましたが、今後も各種広報媒体の活用を積極的に行いまして、関係機関ともまた連携を強固にして、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 さらなる周知に努めたい、という形のものをおっしゃっていただきました。 重ねますけれども、住宅は欠くことのできない生活の基盤となっております。どうぞ、 これからも弱者、弱い方々に対しても温かい手をさしのべていただきますよう、よろしくお願いいたしまして、私の一般質問、終わらせていただきます。

以上です。

伊集院議長 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時54分~午後1時00分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員(質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。「防犯カメラ設置 事業について進捗状況を伺う」。

9月議会において、「本町の防犯対策」について質問をさせていただき、特に下校中などの児童の連れ去り事件が全国で発生し、本町においても、子どもが被害者になる声かけ事案等が増加しており、保護者をはじめ住民の不安感も高まっていることから、教育委員会が主体となって通学路に防犯カメラを設置することを要望させていただきました。教育委員会として、子どもたちの安心・安全につながり大変有益であるとされ、危機管理室とも連携し、次年度の予算編成までに一定の方向性を出していきたいとのお考えを示されました。

その後の「危機管理室との協議、また高槻警察署との協議等、進捗状況」を伺います。 **教育こども部長** それでは、「防犯カメラ設置事業の進捗状況」につきまして、ご答弁申 し上げます。

防犯カメラの設置につきましては、児童・生徒への声かけ事案や連れ去り事件など、 全国的にも大きな社会問題となっております。特に、先般発生しました寝屋川市での中 学生の殺害事件は、記憶に新しいところでございます。

教育委員会といたしましても、声かけ事案などに対する犯罪の発生を抑止し、児童・ 生徒の安全・安心を確保するための一つの方策として、防犯カメラの設置は有意義な取 り組みであると認識しております。

9月議会以降の取り組みにつきましては、10月に危機管理室とともに、高槻市教育委員会に防犯カメラ設置の取り組みについてお聞きするために訪問し、取り組み内容をご教授いただいたところでございます。また、11月には高槻警察署を訪問し、来年度の予算化に向け準備を進めていることと、今後、設置する際には、ご指導いただきたい旨をお願いしたところでございます。

現在、検討している設置方法等につきましては、高槻市の取り組みと同様、町内の通学路に所在する照明柱等に、記録媒体が一体となった防犯カメラを設置し、その映像を無線LAN方式によりシステムに付随する専用端末機に送信するとともに、防犯カメラに付属するSSD等の記録媒体に記録することが可能なシステムの構築を考えておりま

す。

なお、設置する際には、プライバシーへの配慮や防犯カメラを設置していることがわ かるような表示についても、あわせて行ってまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。

川嶋議員 9月議会で一般質問をさせていただき、その後、10月には高槻市教育委員会に 高槻市の取り組みを聞きに行かれた、とのご答弁が、今、ありました。

高槻市の取り組みを聞かれて、参考になったことや、課題になったことなど、明らかになったでしょうか。お伺いいたします。

教育こども部長 高槻市を訪問させていただきまして、まず、警察の協力を得ることにより、プロの目から見て設置場所についてアドバイスをいただくことで、より効率的で効果的な設置場所の選定ができることから、警察の協力は絶対に必要であることがわかりました。

また、設置場所を選定しても、様々な条件によって、必ずしも希望箇所に設置できないことや、照明柱などの設置者に対する設置にかかる使用許可や使用料が発生すること、さらには手続きに時間を要することもわかりました。このほか、地元自治会等への説明手法などについてもお聞きすることができましたが、その調整には苦労があることもわかりましたし、調整後であっても、様々な要望や問題点が出てくることもわかりました。課題につきましては、カメラが故障した際の確認を、どのようなタイミングで、どのように行っていくのかという課題も、新たに見つかりました。

このように、高槻市の取り組みから学んだことを今後整理するとともに、来年度の設置に向けて事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議員 様々な課題や、その点について浮上してきたことがわかりました。

その中で、高槻市のほうから学んだ点、そういう課題などを整理をされ、来年度には、 できるだけ早い時期に設置されることを私としては強く要望をいたしますとともに、こ れから設置される際の今後の手続き等について、お伺いします。

教育こども部長 設置に向けましては、平成28年度の予算確保とともに、調査・研究を進めているところでございます。予算の確保ができましたら、平成28年度の早期に業者選定を行い、設置場所の決定や各種手続き、さらに地元自治会等との調整を、順次、進めていくことになります。

なお、現時点におきましては、先ほどご答弁申し上げましたように予算も確定しておりませんことから、高槻市の取り組みを調査・研究するとともに、設置する際の高槻警察への協力要請を行っている状況でございますので、今後とも引き続き調査・研究を進め、設置する際には速やかに事務が進められるように、準備をしていきたいというふうに考えております。

川嶋議員 様々、これまでの取り組みに関しましては、一定、理解をさせていただいたと ころでありますけれども、子どもたちの安全・安心、それを確保するためにも、ぜひ早 期に設置をお願いしたいと思っております。

また、現時点では調査・研究や警察への要請等も進められておりますけれども、予算が確保できましたら速やかに事務が進められるよう、さらなる課題整理と準備をお願い したいと思いますが、いかがでしょうか。

- **教育こども部長** 近隣の自治体をはじめ全国的にも防犯カメラの設置は進められており、 教育委員会といたしましても優先的に取り組みたく考えております。そのため、引き続き課題解決に向け調査・検討を進めるとともに、設置に向けた準備について万全を期して取り組んでまいりたいというふうに考えております。
- 川嶋議員 様々な課題の整理等、また高槻警察署との協議とか、またそのアドバイス、そういう点を受けましての今後の取り組みということで理解をさせていただきましたけれども、その中で1点、やはり通学路ですので、これは9月議会でも質問の中で申し上げましたけれども、それぞれ校区によっては状況も違い、また子どもたちの置かれている環境というのも違うと思います。

その中で、学校関係者、特にPTAの方々、また関連されている保護者の方々、そういう方々との協議とか、そういう意見の反映ですね。そういうことというのは、とても大事だと私は思っているんですけども、その点については大変必要と思っているんですけれども、そういうところについては、どのようにお考えなのか、どのように反映をさせていくのか。高槻の警察署から、そういうアドバイスの中で盛り込まれない部分もあるかも知れないということで、先ほどちょっと、ご答弁の内容で理解をしたような部分もあったんですけれども、そういう点では反映すべき点は、やっぱり地元の方々でないとわからないところもたくさんあると思うんで、そういう点はどのようにお考えでしょうか。

教育こども部長 今、ご指摘いただきましたように、当然、関係者のほうのご意見も反映をしていく必要があるというふうに思っております。現在でも、毎年、通学路の安全マップというのを作成をしておりまして、そこでは人通りの少ない箇所であったり危険な箇所というのが、各校区ごと、全町的な地図に落とした形でマップが作成されております。そのマップも参考にしながら、さらに警察のプロの目から見たアドバイスをいただいて設置をしていくということが効率的であるというふうに思ってますので、一定、そのマップも警察の方にも見せて、相談のうえ、設置場所を特定し、その後、関係者の方にも設置場所について場所を明らかにして、さらに意見があるのではあれば、またそれをお聞きして、反映できるようにしていきたいと思いますが、すべてのご意見を聞いていくと、相当数のカメラの設置が必要になってくるというふうに思いますので、町内、あらゆるとこにカメラがあるというのもどうかなというふうに思いますので、最少限、

必要な箇所には設置をしていきたいというふうに思っておりますので、そういった形で、 今後、事務は進めていきたいと思っております。

以上でございます。

- 川嶋議員 特に、その点においては、改めまして要望させていただきたい点でもあります。 やはり、現在でも日々の中で不審者情報等、まだまだ毎日の中で出てきている状況にも置かれておりますので、そういう流れの中で検討をしていっていただきたいと思って おりますし、そしてまた校区によっては、日常、人通りの少ないところを通っている児童もいるかと思います。そういうところが通学路になっているところもあるかと思いますので、そういう点のところも踏まえながらの、こちらからの島本町としての状況をしっかりと高槻警察署のほうに訴えていただいて、島本町の本当に防犯対策になる、子どもたちの安全を守るための設置事業として展開をしていっていただきたいと思っておりますので、しっかりと反映をさせていっていただきたいと思いますが、また、その点に おいては学校関係者との協議予定とか、そういうなのは、今後の取り組みの中には考えておられますか。
- **教育こども部長** 先ほどご答弁させていただきましたように、あらゆる情報を警察の方に はお伝えはして、アドバイスをいただきたいと思っております。

それと、先ほどちょっとご答弁申し上げませんでしたけども、警察との協議という部分につきましては、現在、高槻警察のほうにお願いをしておりますけども、府警本部のほうにも協力のお願いには行きたいというふうに考えております。

今後の関係者との協議のスケジュールということですけども、まだ、ちょっと現時点では予算も確定をしておりませんし、不確定な部分もございますので、その辺のスケジュールについては、まだ特に考えてはおりませんけども、手順としては、やはり先ほどご答弁申し上げましたように、警察のアドバイスをまず第1に考えつつ、設置場所が決まれば、ご意見をいただく場というのは、何らかの形で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

川嶋議員 本当に、警察側から見た目で危険箇所、そういう点において、あるかとは思われます。犯罪の多い場所、そういう部分も警察も把握している部分もあるかと思いますので、通学路において、やっぱり最善の安全対策を示していただくためにも、その点には十分な努力、検討、そしてPTA関係の皆様、子どもたちが本当に安全に安心して登下校ができるような環境づくりというのは、そういう点において島本町、本町からもしっかりと訴えをしていただきたいと重ねて強く要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。

終わらせていただきます。

伊集院議長 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員(質問者席へ) 日本共産党町会議員の河野恵子です。一般質問を行います。

1点目です。「住み続けたい島本へ ~ 町(府)の支援教育の充実」を求めて、質問させていただきます。

住み続けたい島本町へ、保育所・学童保育室の公的責任での整備や、障がい児保育が 先駆けて進められてきた時代に、他市町村から島本の保育水準を求めて人口流入の増加 に繋がったということは、この議場でも、過去、たびたび紹介され、私自身も先輩議員 から聞いてまいりました。

また、現在、義務教育においても支援学級の児童生徒数については「外数」として見なされ、統合教育や、ともに学ぶ授業の場面では 40 人を超える教室が恒常的にあること。加えて、もともと学級運営について大阪府では 35 人以下学級は小学校 1・2 年生までにとどまっている点。このことからも、ほかの都道府県で独自で行っているような少人数学級の拡充を、せめて大阪府でも実施し、それを通じて国にも中学校 3 年生までの対応を求めていく、島本町としての、地方自治体としての姿勢が求められてきたと考えております。

今回は、島本町の発達障がい、また障がい児の支援教育の環境整備の観点から伺います。

一つ目. 「施設内学級について」。

社会福祉法人大阪水上隣保館、児童心理治療施設――「児童福祉法」上は情緒障害児 短期治療施設とされていますが――併設の施設内学級について、伺います。

- ①点目です。2015年度まで3年間について、児童数及び教職員体制及び加配配置について、何います。
- ②点目は、2001年度以来、大阪府の行財政改革による中学校の「生活指導」及び「進路指導」の加配を廃止したことは、その後、学級担任も持ちながら学年全体の進路指導の責務も負うという状況を生み、大阪府全体の教育環境への多大な影響とともに、教職員の多忙化の一因にもなっております。この点について、大いに大阪府教育行政に対し改善を求めるべきではないのかと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。
- **教育こども部長** それでは、河野議員の「支援教育の充実」について、順次、ご答弁申し 上げます。

まず、「施設内学級」についての①、「平成27年度までの3年間の児童生徒及び教職員体制及び加配の配置について」でございます。

児童・生徒数につきましては、毎年5月1日現在でございますが、平成25年度は小学生が8名・中学生が7名、平成26年度は小学生が9名・中学生が6名、今年度は小学生が10名・中学生が10名でございます。教職員につきましては、3年間とも、小学校では教員3名と加配教員が1名、中学校では教員2名と加配教員が2名でございます。

以上でございます……。

失礼しました。続きまして、②の「生活指導及び進路指導の加配について、大阪府教育行政に改善を求めるべき」とのご質問でございます。

ご指摘のとおり、以前は、生徒指導主事及び進路指導主事がそれぞれ府費負担で配置されておりましたが、現在その加配はございません。しかしながら、現状では、その必要性から、定数配置されている教員の中から、担当する授業時間数を配慮するなどして、その業務を担っております。また、国から学校の状況に応じて配置される児童生徒支援加配教員が配置されておりますので、その加配教員を活用するなどして、課題対応を行っているところでございます。

なお、現在配置されている児童生徒支援加配教員は単年度配置でありますことから、 国や大阪府に対しましては、全国町村長会や大阪府町村長会を通じまして、加配教員の 拡充を要望しているところでございます。

河野議員 ②点目について、生活指導及び進路指導の加配教職員の削減ということ、私自身、議員になって間なしの頃にこういった事態があり、委員会などで質疑をしてまいりましたが、その後 15 年来、抜本的な改善は府においてはされてきていないのであると。国の加配と現場での運用によってやっておられるので、以前は、進路指導であれば担任を持たないという、専任配置ということをやっておられたようですけども、今では担任を持ちながら全学年の進路指導などを対応せざるを得ないとか、多少、授業数を軽減されたとしても、それを同時並行で業務をこなさなければいけないということと加えて、昨今の様々な安全・安心の問題や部活動の指導者派遣事業が切られた問題なども含めて、教職員の業務の煩雑化とかもあります。

後の質問にも関わりますけれども、様々、そうは言いましても中学校卒業後の進路の 選択肢というのは、かなり幅が広がってきておりますので、それに対するスキルも求め られるという中で、大阪府は特に厳しい状況にあるということは繰り返しませんが、引 き続き、やはり生徒指導、あるいは進路指導、いずれか一つででも加配の復活をという ことをね、強く求めていく必要があろうかと思います。

その点については繰り返しませんが、私たち町会議員団も含めて、府議会においても 議論のあるところだと聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

その点について、現在、議論があるところで、ご存じのことがありましたら、答弁を 求めておきます。

教育こども部長 先ほどご答弁をさせていただきましたように、そういう加配がないとい う部分については、やっぱり苦慮している部分がございます。

その中で、生徒指導も最近、様々な学校の中では課題がある中で、解決しなければならないこともございますので、そういった教員の配置というのは、町村長会を通じても、これまでも要望をし続けているという現状にあります。ただ、その中でも、先ほどご答

弁申し上げましたように児童生徒支援加配教員、この加配がありますので、その教員を 最大限活用して、現在、対応しているという状況でございますので、引き続き、要望の ほうは続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

河野議員 続いて、通告の2点目ですが、「通級指導教室」、いわゆる情緒障害児等通級 指導教室のことを言いますが、その点について、お伺いをいたします。

2015 年度の通級指導教室の児童生徒数及び教職員体制について、伺います。

②点目では、児童が20人以上になると、マン・ツー・マンでの指導、それぞれの子どもの在籍学校の担任との相談、保護者との面談や家庭訪問、ときには医療機関との連携などもあることから、週5日の授業に空きコマが全くない。そのため全国的にも、この通級指導教室、マン・ツー・マン指導以外の小集団指導などの方法を講じることなどが、この島本町では特に困難になるという現状であると推察していますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 続きまして、「通級指導教室」について、ご答弁を申し上げます。

まず、①の「今年度の通級指導教室の児童生徒数及び教職員体制について」でございます。

本年 11 月末現在、小学校が 23 名、中学校が 5 名でございます。また教員につきましては、小・中学校とも各教室 1 名の体制となっております。

次に、②の「小集団指導の現状」でございます。

小学校の通級指導教室におきましては、23名の児童が在籍しており、1対1の指導に加えて、3~4人の少人数での指導を行っております。ご指摘のように、児童への指導、担任や保護者との面談等で多忙な状況にはございますが、個々の児童の状況にあわせて、また時間割等を工夫しながら、適切な指導ができるように取り組んでいるところでございます。

今後とも、児童生徒が通常学級での学校生活がスムーズに送れることを目標に、個々の児童に対してより適切な指導を行えるように、通級指導者会議で、通級指導教室におけるより望ましい指導の在り方等について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

河野議員 東京都などが、独自で加配の基準を持っていると伺っております。国自身も一一今、島本町で言えば第三小学校ですね、当初、通級指導教室の適正規模は子ども 10 人に対して教職員が1人だと示しておられたそうですけど、これには財政上の裏付けや、あるいは配置基準を示すには至っていないと聞いております。

これは大阪府に対しても、研究・検討が必要であると求めていく必要があるのではないでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長 それでは、③の「東京都などの独自加配の基準を大阪府にも求めるべき」

とのご指摘でございますが、現在、大阪府として通級指導教室1学級の在籍人数につきましては、明確な規定はされておりません。ニーズをもとに、また児童生徒の状況に合わせて、在籍数を決めているのが実情でございます。

本町では、先ほどご答弁申し上げましたように、小学校の通級指導教室において、在籍数が20名を越えているのが現状でございます。今後、大阪府教育委員会担当課と協議をしながら、さらに1教室、通級指導教室が設置できないか、検討してまいりたいというふうに考えております。

河野議員 通級指導教室の学級数のことなど、今、ご答弁があったと思いますが、とにかく、この通級指導教室というものについて、今、第三小学校で1教室、第一中学校で1教室、持っておられます。そうは言いましても、私自身も開設された当初は、すぐに現場を見に行かせていただいたんですけども、まだお子さんを受け入れている状況に、始まったばかりで、実態というのは十分に掴めておりませんでした。

先日、教育委員会にもお願いをして、10月26日に、この第三小学校の通級指導教室と、あと第二小学校の分教室と、かなり駆け足で、一見するだけというのが精一杯という、皆さん、忙しい状況の中での視察でしたので、見せていただいたときに、もう、お子さんの対象者が小学校では23人に増えているということを聞きまして、今回の質問に至ったわけです。

さらに、これから、この通級指導教室のニーズが高まっていると。このことについて も、先日、12月1日に大阪府教育委員会、教育振興室の支援学級グルーブと支援学校グ ループを訪ねてきたんですけれども、全国的にも、このニーズは高まっているというの は、たぶん現場も、保護者におかれても共通の認識であるというふうに思っております。

しかしながら、先ほど通告の中でご紹介しましたように、通級指導教室を担当できる 教職員というのは相当なスキルと経験を要するということですが、今の段階で、このス キルと経験というのはどのようなものかということ、ご承知の範囲で結構ですので、答 弁を求めておきます。

教育こども部長 今、議員からご指摘がございましたように、やはり専門性が必要になってまいります。教職員の中でも、やはりそれなりの経験を積んだ方と、専門性についてもそれなりの勉強をしなければ、なかなか対応するのは困難であるというふうに思っております。

特に昨今、若い教職員が増加しておりますので、経験の多い教職員というのがだんだん減ってきているという状況にありますので、その辺を考えますと、なかなか、その人材を確保するというのは難しい状況にありますけれども、毎年、募集をしておるんですけども、アドバンス研修、経験豊かな教職員を対象とした研修というのが開催をされております。そういう研修にも、できるだけ担当になる方については参加をしていただいて、経験を積んでいただく、スキルを磨いていただくということで、この研修に限らず、

関係する研修には参加をしていっていただきたいということと、若い方もどんどん育っていっていただきたいという意味合いもございますので、そういう研修会には積極的に参加をさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 河野議員 今、部長のほうからアドバンス研修という紹介がありました。お聞きすると、これは年間通しで20日間、半日単位で20日間という研修であって、夏期休業期間などを活用されていますけれども、実際、授業をやっておられるウィークデーも、その日程に研修を受けることができる条件が揃わなければ受けられないと、通して受けないとだめだということを聞いてますので、その代わり、受けた方においては相当なスペシャリストになっていただけるというような内容を用意されているというふうなことは府教委から聞いておりますけども、実際に、それだけのコマ数を、今、先ほど申し上げたような過密な中で研修に出かける職員はいないと。たぶん、島本町から過去において、この研修に派遣をされた実績はなかったと聞いておりますけど、いかがですか。
- **教育こども部長** 議員ご指摘のように、確かに長い期間での研修になりますので、派遣となると、やはり周りの協力も当然必要になってまいりますけども、派遣される教職員自身にも負担は生じてくるというふうに考えておりますけども、現状では、そういった形でスキルを磨いていくというメニューが準備されておりますので、学校の中で工夫しながら、そういう人材を育てていくということについては、学校全体で、やはり考えていく必要があるというふうに思っております。

ただ、非常に期間が長いということで、負担であるということは、十分、承知をしているところでございます。

以上です。

河野議員 通級指導教室中心に、質問をちょっと続けますけども、であれば、じゃ島本町は、このアドバンス研修を受けてもいない教職員が担当しているのかということになるんですが、実際、島本ではそういうことになっていない。これは以前からお聞きしていて知っていることでもありますし、当時、視察もさせていただいた中で改めてお聞きをしたんですが、たまたま通級指導教室を国が始める前に、個人として言語訓練、スピーチセラピストというか、STとか、あとは臨床心理士に相当する、それに匹敵するというか、そういう勉強をされていて、兼ね備えた職員が島本町におられたということで、今、担当をしておられるということだというふうに聞き及んでおります。

ですので、今はそれでいけているということですが、先日、決算の常任委員会でも佐藤議員が申しました。各学級に1人しかいませんので、何かのことで、その教職員が出勤できない場合には、授業を変更して別の日に来てもらうとか、そういうことがないようにされていると思うんですけどね。そういった体制で、今、このお子さんたちの指導に当たっておられるということでは、やはり並行して、今、ベテランの先生がおられた

としても、並行して、そういう教職員の養成に当たっていくというのが常であるべきだ と思いますが。

ただ、残念ながら、前提でも申し上げました。大阪府としても、もともと少人数指導、少人数の加配すら、全国の都道府県と比べて35人以下学級が小学校2年生以下というのは、たぶん熊本と広島と、大阪府ぐらいであっただろうというふうに私は聞き及んでおります。そもそも少人数学級すらかなっていない中で、過密な授業の中で、また子どもさんにいろいろ問題が生じる。進路指導や生徒指導は、中学校には加配はない、実質的にはないということでは、通級学級の職員養成にまではとうてい至らないということは想像に足るんですが、ただ、これからニーズが増えてくる。

そういう中で、やはり、その点はもう、かなり本腰を入れて大阪府の教育行政と話し合いをする。町村長会を通じてだけではなく、島本町としては、こういったかなり希有な情緒障害児短期治療施設を持つという、そういう大阪でも、府内では4ヵ所だと思います、市内で2ヵ所だったと思うんですが、そういうふうな施設を持っている地域の支援教育を預かるというところでも、やっぱり、これは真剣に、直接に、交渉にあたっていただくということが必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

教育こども部長 今、ご指摘いただいたとおりなんですけれども、人材につきましては、並行して養成していくということになってまいります。今後、要望だけではなく、大阪府にということでございますが、これまでも職員の人事配置については、毎年、大阪府のほうでヒアリングも実施をされておりまして、そこでは本町の実情を訴えながら、人材の配置をしていただいているという状況にございますので、改めまして、こういった点については島本町の現状をより詳しくお伝えをして、加配をお願いできるように、今後とも努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 実際に、大阪府の教職員が足りないということは、かねてから委員会などでも申し上げておりますし、2014年の教員採用だけを取り上げたとしましても、大阪全体では新規採用が7,406人必要であったと聞いておりますが、実際には3,005人の採用で、それ以外は4,401人が定数内講師、非常に不安定な身分という中で定数内講師でまかなっている。

定数であっても、今、こういう状況ですから、私が今、申し上げているのは新たな加配と言いますか、新たな基準を設けて、通級学級においては、例えば東京都のように 10人を超えたら 1人。例えば、東京都の基準でいきますと、23人の小学生がいるとすれば、担任は 2人ないし 3人が充てられていたということになります。島本町では、お 1人でやっていただいていると。これから、これはまた増える傾向にあるけれども、府教委においても通級教室の新たな基準を設けていくというような話は、私は直接的には聞いておりません。このまま増えていって、どうなるのか、ということですね。

その点も含めて、やはり矛盾が一番集中しているような島本町において、しっかりと 先頭に立って交渉していただきたいと思います。その点は、もう繰り返しませんが、よ ろしくお願いいたします。

通級学級の点はいったんおきまして、「支援学校の通学支援」について、伺います。 通学通所支援事業など、通学に関する島本町独自の支援やガイドヘルパーなど移送支援について、丁寧に相談や対応をされているということは、保護者から評価として聞いております。

一方で、重度重複や医療行為という課題を持つ児童については、学校への通学についてはまだまだ課題が多く、島本町に住み続けながら専門的な療育・支援教育を受けるために必要な施策というものが求められていると思いますが、現在の検討状況を伺います。 教育こども部長 続きまして、「支援学校の通学支援」につきまして、ご答弁を申し上げます。

支援学校への通学に関しましては、スクールバスを利用されるか、または保護者等が 送迎をするということになっております。ただし、重度重複の障害があり、医療的ケア の必要な児童生徒については、「安全・安心」を最優先することから、バスの中での医 療的行為は、原則、行われていないのが現状でございます。そのため、支援学校へ通学 を希望され、医療的ケアが必要な場合については、保護者等の送迎が必要となってまい ります。

教育委員会といたしましては、関係機関や庁内の関係部局と連携して、個々の障害の 状況にあわせて、既存の福祉的支援等を活用して通学できるよう、今後とも調整してま いりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 ここのところは、まさに府立の支援学校への通学ということですので、島本町ですべてまかなうというものではないと。その中で、通学通所支援事業とか、中には保護者の健康状態が大変なときに移送サービスなどを利用されて、何とか、お子さんの通学を保障されるとか、そういうことはやっておられるということは、個別では聞いております。

ただ、この通学通所支援事業や、あるいは医療行為をする児童について、過去において島本町では、保育所で例えば看護師をマン・ツー・マンで配置をしてきたと。そういった対応をして、医療行為を必要とするお子さんについても公立保育所での入所を可能にしてきたという点で、しっかりと、この点も含めて府教委に申し入れて欲しいと思います。今現在も、そういった要望は個別ではあがってきているというふうに聞いておりますので、お願いしたいと思います。

また、私の知っている範囲では、大阪府立・大阪市立の支援学校のスクールバスとい うのが、まだまだ教育の一環という環境には至っていないと思っております。私自身は 京都府立の支援学校での教育実習しか経験がないんですけども、京都府立においては、 スクールバスも一定教育の一環というような形で、現場の教職員との引き継ぎもされて いたり、スクールバスの中だけでも様々なカリキュラムがあって、長い通学時間に苦痛 を感じさせないような様々な取り組みがされていると思いますが、実際に大阪府立の支 援学校のスクールバスは添乗員さんが定着して、一つのバスに連日乗っているという状 況ではありません。

そういうことも含めて、今、外部委託をして長い大阪府立支援学校のスクールバスの 状況ではありますが、その点についても、引き続き改善を求めていっていただきたい。 答弁を求めます。

教育こども部長 確かに今、大阪府では支援学校のバス通学に指導のカリキュラムがある というわけではございません。ただ単に通学のためのバスということにとどまっており ますので、その点については、他府県でも実施をされているような指導についても、大 阪府でやっていっていただけるように、その点については今後とも要望していきたいと いうふうに考えております。

以上です。

河野議員 なかなか時間がありません。次の2点目に移ります。保育所の「障がい児保育 枠の拡充」を求めます。

①点目です。2014年度、2015年度の保育所入所の実績において、申請と、そして障が い児保育枠の入所申請件数、入所できなかった乳幼児児童の待機状況を伺います。

教育こども部長 それでは、2点目の「障がい児保育(枠)の拡充を求める」について、 ご答弁を申し上げます。

まず、①の「保育所障がい児保育枠での入所申請件数と入所できなかった児童の待機の状況について」でございます。

障害児保育につきまして、町立保育所及び民間保育園において、合計 20 名を上限に、受け入れを行っているところでございます。平成 26 年度におきましては、新規入所及び継続入所をあわせまして、計 26 名の障害児保育の申込みがございました。そのうち、保育士の加配を1:1と決定した児童が20名、加配をつけずに見守りを行いつつ保育を行う「要配慮」とした児童が3名、児童の発達の状態から通常保育での対応が可能であると判断した児童が3名でございます。

また、平成27年度におきましては、新規入所及び継続入所をあわせまして、計19名の障害児保育申込みがございました。そのうち、保育士の加配を1:1と決定した児童が17名であり、加配をつけずに見守りを行いつつ保育を行う「要配慮」とした児童が2名でございます。

従いまして、平成 26 年度と平成 27 年度におきましては、待機はございません。 以上でございます。

- 河野議員 待機はない、ということではありますが、当該の乳幼児・児童が「幼稚園や、ほかの就学前通園施設、療育機関への紹介、コーディネート」について、特にこの島本町が機構改革の際に様々懸念が議会の中でも表明されていましたが、その連携について、現状を伺います。
- **教育こども部長** それでは、②の「就学前通園施設や療育機関への紹介、コーディネートについて、町の機構改革の際に懸念されていた連携」について、ご答弁申し上げます。本町では、発達に不安や課題等がある児童を対象として、「幼児教室」を子育て支援課所管で開催し、子どもの状態や保護者の希望に応じて保育所や幼稚園、他施設への繋ぎなど、従来どおりの連携を行っているところでございます。

機構改革以前は、民生部の同一部局として健康福祉事業室と緊密に連携しており、保護者の同意のもと、健康診査の結果などの情報の共有、ケース検討会議の開催など行い、 児童の発達を促すべく適切な援助方針を策定し、共同して進めてまいりました。

機構改革により、母子保健事業と子育て支援事業の担当部局は分かれましたが、現在も従前と同様、緊密に情報共有、適切に児童・保護者への支援を行っております。さらに、機構改革によって幼稚園をあわせて所管することになったことから、保育所のノウハウを活かし、幼稚園においても障害児保育・支援教育が充実できるよう、障害児保育研究会を立ち上げ、さらなる取り組みの充実に努めているところでございます。

- **河野議員** 続きまして、「幼稚園や保育所に通いながら、町外の通園施設や、あるいは医療機関のLD教室など、併用されている件数」について、伺います。
- **教育こども部長** 次に、③の「幼稚園や保育所に通いながら、町外の通園施設や医療機関 との併用の件数について」でございます。

保育所に通う児童につきましては、障害児通所支援サービスとしての児童発達支援事業の利用や、大阪医科大学のLDセンターの利用がございます。公的サービスではないものもあるため、すべてを把握しているわけではございませんが、概ね 10 人程度が利用されていると認識をしております。

- 河野議員 続いて、町立保育所・幼稚園と他市の通園施設や療育機関と併用された場合、「保育料や利用料が負担になる」という声を聞いております。2014年度、15年度において、併用された際の保育料・利用料との合計の負担額など、実情把握はされておられますか。答弁を求めます。
- **教育こども部長** 続いて、④の「幼稚園や保育所と他市の通園施設等との併用の場合の保 育料・利用料について」でございます。

保育所と通園施設等を並行して利用されている児童は、多くが3歳から5歳児であり、 保育所保育料は通園施設等の利用の有無に関係なく、市町村民税により所得階層に応じ た設定となっております。また、障害児支援サービスにおける児童発達支援事業の利用 料につきましては、サービスに要する費用の原則1割は自己負担であり、生活保護世帯 及び市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税所得割額の世帯合計額が28万円未満の世帯は月額上限額が4,600円、28万円以上の世帯は月額上限額が3万7,200円となっておりますが、多くが月額4,600円までとなっております。

また、大阪医科大学におけるLDセンターの利用につきましては、児童の発達の状況により様々なコースがあり、10回から20回程度のコースで1コース当たり4万円から6万円程度、その他初期評価、検査など、個別の項目について料金が発生していると聞いております。

以上でございます。

河野議員 私自身は、この最後の質問をさせていただいたのは、幼稚園の保育料が所得に応じた負担にこの間なっていくという中で、今まで障がいであるとか療育が必要だという、障がいを受容するという保護者の思いがあるとは思うんですけれども、保育所の障がい児保育には、まだ抵抗がある。しかし、幼稚園に通わせながら、そういった教室に通わせるという方々も少なくなかったというふうに思っております。そこに今度、所得に応じた保育料が幼稚園に発生してくる。それに加えて、先ほどのLDセンターや療育施設などへの利用料が上に積み上がるわけです。その点について、やはりかなり負担感が強くなるのではないか、諦めなければいけない人も増えてくる。そういう一方で、保育所の障がい児保育への需要が高まるのではないかというのが一つです。

それから高浜学園、4ヵ所目の保育所が設置され、正式には3年目を迎えるわけですけども、障がい児保育枠のまだ対象と十分になっていないというふうに思っております。しかしながら、0歳で入所されたお子さんが、その後、様々な発達検査を経て、そういった対応が必要になってくる、そういう場合も想定されます。そのときには、じゃ、辞めていただくのか、というわけにはいきません。引き続き環境を継続するためには、障がい児保育枠に高浜学園も入っていただいて、その分の枠を拡充するということが、早晩必要になってくると考えております。

その点については、いかがですか。答弁を求めます。

教育こども部長 確かに、幼稚園の保育料を所得段階別に分けたということで、所得に応じてということになりますが、それ以外のサービス、福祉サービスを利用された場合には上積みになるという点については、理解をしているところでございます。その点で、今後、保育所のニーズがより高まるのではないかということでございます。

現在、高浜学園については、今年の3月に開園してから、まだ半分ちょっと過ぎたぐらいの入所者数でございますので、その辺、当然、段階的に増えてはいくものの、障害児保育についても当然やっていっていただくというお話は、設置の時からお話はしておるわけでございますが、まだ通常保育がなかなか、順調に進んでいないという状況の中で、最初から障害児保育というのも厳しい状況にはございますので、障害児保育の実施につきましては、引き続き高浜学園とは協議をし、受け入れをやっていっていただく。

その点については、一定は理解はしていただいているというふうに思っておりますので、 来年度、受け入れができるかどうかということも含めて、今後、協議はしていきたいと いうふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議長 残り1分27秒です。

河野議員 ちょっと、飛躍した言い方になるかも知れませんけども、私自身も第二保育所で子どもがお世話になって、当時、障がい児保育の枠を利用されている保護者も多かったように思っております。しかしながら、やっぱり障がい児保育があることによって、保護者の方も、その程度が重い・軽いに関わらず就労を継続されていっておられる、フルタイムの仕事とか、夫婦揃って、そういったことをされているということも目の当たりにしてきております。

そういうところで、しっかりと受け止めができていなければ、今、人口ビジョンや地 方総合戦略、働く女性を増やすとかいうことを言っておられますけども、実際には、あ とに質問が控えております待機児童の問題とか、これを解消するだけでも目標が達成で きるような、今、待機児が控えている中で、やはり、そういった保育所全体の障がい児 保育枠をしっかりと拡充することを、真剣に取り組んでいただくということですね。

それから、先回視察をした千葉県船橋市においては、保育士を確保するためにあらゆる策を講じておられます。保育士用のアパートやマンションを借りた保育所に対し家賃を5年間補助する、市内で勤務する意思のある学生向けの奨学資金の貸付など、行っておられます。そういった点をね、島本町は真剣に取り組むべきではないでしょうか。 最後に、答弁を求めます。

教育こども部長 本町の障害児保育につきましては、私も過去に民生部におりまして、障害児保育の質の高さというのは、過去から評価を受けているということは十分認識をしております。

現在、20人を限度にということで受け入れを行っておりますけども、高浜学園が障害 児保育を実施されるにあたっては、その枠というのも、一定変更していく必要があるん ではないかなというふうに思っておりますし、その人材確保の意味でも、先進自治体で はいろいろな取り組みもされておりますので、その点については今後参考しながら、人 材確保という面においても努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時55分~午後2時05分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、佐藤議員の発言を許します。

佐藤議員(質問者席へ) 日本共産党の佐藤和子です。一般質問をさせていただきます。 まず、「島本町の将来は島本の住民が決める。島本町まち・ひと・しごと創生総合戦 略(素案)のあり方」について、お訊きをいたします。

この素案については、あと一度の審議会と庁内会議の後、パブリックコメントを募集 する予定とお聞きをしておりますが、間違いはありませんでしょうか。

総合政策部長 それでは、佐藤議員の一般質問の1点目、「総合戦略策定に向けた今後の 予定」につきまして、ご答弁申し上げます。

昨年末に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「まち・ひと・しごと創生総合 戦略」が昨年の12月27日に閣議決定されました。本計画は、全国的な少子高齢化・人 口減少社会の進展に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある 社会を維持していくため、地域社会の形成と人材の確保、また就業の機会の創出を一体 的に推進するための計画として、新たに位置付けられたものでございます。

本年度、本町におきましても、人口増加や産業振興、子育て支援などを重点目標に掲げる地域の実情に応じた「地方版総合戦略」と、長期的な「地方人口ビジョン」を作成すべく、国が示すスケジュールにあります本年度中の策定に向けて、精力的に取り組んでいるところでございます。

策定にあたり、7月から10月にかけて副町長を議長に、各部局長を構成員として、これまで4回にわたり庁内会議を開催し、本町の人口ビジョン及び総合戦略の素案の策定を進めてまいりました。また、本年11月及び12月には、外部の有識者や関係団体の代表などで構成する「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を開催し、本町の人口ビジョン及び総合戦略につきまして、ご意見をいただいているところでございます。今後につきましては、来年1月にパブリックコメントを実施し、住民の皆様のご意見

をお伺いし、それらを踏まえた最終案につきまして、3月の審議会で答申をいただき、 策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 庁内での会議と審議会、パブリックコメントと最終の審議会ということを、お聞きをいたしました。

この総合戦略については、住民参加で島本の総合戦略・将来像を考える、そのことの ほうが住民の意識が高まり、より町の活性化に役立つのではありませんか。住民説明会 を開く、そういう予定はありませんでしょうか。

総合政策部長 続きまして、2点目の「住民説明会の開催について」でございます。

まちづくりにかかる住民参加の手法といたしましては、パブリックコメントやワークショップなどによる住民の皆様との協働作業や、住民アンケートによる意向把握など、様々な手法がございますが、それぞれの計画や条例の内容に応じて、効率的かつ効果的な手法を用いて策定しているところでございます。

島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたりまして、本年5月にアンケート調査を実施いたしました。アンケートにつきましては、大きく分けて4種類実施しており、一つ目が町内在住者1,000人を対象にしたもので、二つ目が転出入者それぞれ500人を対象にしたもの、三つ目と四つ目は、インターネットを活用して関西圏の他市町村にお住まいの方を対象に、本町の都市イメージ・観光の調査を行い、幅広い世代の方々からご意見をお伺いいたしました。

また、住民の代表であります議員の皆様との議論が求められており、本年 11 月に、議員の皆様を対象に説明会を開催し、様々なご意見をいただいたところでございます。

なお、現時点におきまして、住民説明会を開催する予定はございませんが、来年1月 にパブリックコメントを実施し、住民の皆様のご意見をお伺いし、それらを踏まえた本 町の人口ビジョン及び総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 アンケートを実施をされた、また議員に対する説明会もございました。

けれど、例えば京都府の南丹市では、職員が集落ごとに回って意見を吸い上げておられる。ある住民は、限界集落の活性化について、自分で考えて意見を言う。そういう取り組みが行われているというふうに聞きます。

説明会を隈無く開いて、地域の声を聞く。なお、そこに参加できなかった人の意見がパブリックコメントで吸い上げられるという、そういう姿、これが、住民が主体的に自分の街を考える力をつけていくことになり、行政側も、将来的にはそのほうが楽になるというふうにも考えますが、いかがでしょうか。

総合政策部長 それでは、3点目の「住民参加の手法について」でございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、まちづくりにかかる住民参加の手法といたしま しては、パブリックコメントやワークショップによる住民の皆様との協働作業や、住民 アンケートによる意向把握など、様々な手法がございます。

本計画の策定にあたり、住民アンケートを実施するとともに、住民の代表であります 議員の皆様を対象に説明会を開催させていただいたところでございます。また、来年1 月にパブリックコメントを実施し、住民の皆様のご意見をお伺いし、それらを踏まえた 本町の人口ビジョン及び総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

今後とも、多くの住民の皆様のご意見をお伺いするための参加の機会の拡大など、さらなる住民参加の手法について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 参加の機会の拡大というふうなことで、おっしゃっていただきました。

将来の人口減少が避けられない中で、自治体の行政、あるいは行財政力も厳しいものになっていくというふうにも思われます。住民と自治体が力をあわせて、ともに地域の 生活を支える、住民は単なる行政サービスの受け手ではなく、積極的に地域に関わる。 こういうことの中で、自治体と住民の関係を今から変えていく、そういう努力をしなく てはいけないというふうに考えます。いかがでしょうか。

総合政策部長 住民説明会、あるいは出前講座等々ですね、そういった住民参加の手法は、 自治体に応じていろいろ、様々な種類があるというふうに思っております。

先ほどもご答弁申し上げましたように、今後、多くの住民の皆様のご意見をお伺いするための参加機会の拡大、そういったことなど、さらなる住民参加の手法については検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 将来、人口減少、言われてます。人口ビジョンの中でも書かれております。人口減少は、若い人たちの非正規労働で、結婚したくてもできないとか、あるいは結婚しても子どもを育てるためにお金がかかり過ぎ、2人、3人と持ちたくても1人しか持てない。あるいは仕事がきつくて子育ての余裕がないなど、今の日本の社会を反映しております。普通に結婚して、普通に子どもを産み育てられる世の中になっていない。このことが、人口減少の大きな原因でもあると考えます。

この中で、少しでも島本町が子育てしやすいまち、住みやすいまちになる、住み続けられるまちにする。そのためにも、住民参加の、住民自治の習慣を、住民とともに作り上げる、こういう努力を、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

では、具体的な計画の中身、4の点に入らせていただきます。

「人を惹きつける定住環境づくり計画」の中に「太陽光発電」――これは計画、新しく書き換えられたそうですけど、取りあえず、私たちが見たときには「太陽光発電」になっておりました。この「補助」というふうにありました。どのようなものをお考えでしょうか。

都市創造部長 それでは、4点目の「太陽光発電の補助」につきまして、ご答弁申し上げます。

「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」に示す、今後、想定される事務の一つとして、本町の定住環境の良さを支える恵まれた自然環境を守ることに加えて、新たな魅力として新エネルギーの普及促進を進め、本町内のエネルギー自給率を高めるため、住民が自ら居住する住宅に太陽光発電システムなどを設置した場合に、その費用の一部を補助する制度を検討しております。

対象機器につきましては、太陽光発電システムのみならず、太陽熱利用システムや家庭用燃料電池、高効率の給湯器などといった、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する機器を対象とするよう考えておりますが、あくまでも、現時点におきましては案の段階であり、今後の方針につきましては、現時点で決定したものではございません。

以上でございます。

佐藤議員 今、おっしゃられたような太陽光発電、あるいは熱利用機器、こういうエコ住

宅にするためのリフォームなど、こういうものは何よりも地元業者の仕事を増やす、地元業者の育成に役立つものでもある、そういうふうにも考えます。

ぜひ、そのような地元業者育成に役立つ補助制度にしていただくようにお願いしたい と思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 今回、検討している制度については、まだ決定したものではございませんが、今、佐藤議員のほうからもご指摘がありました地元業者の育成ということで、他市の補助制度におきましても、そういう基準を設けられておるところもございますので、その点については十分考慮していきたいなというふうには考えております。今後、検討していく必要があるかなと認識はしております。

以上でございます。

佐藤議員 次に、「基本目標 2 」の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」の ところで、お訊きをいたします。

例えば箕面市では、妊娠してから出産・育児・幼稚園・保育所・学校・学童保育室など、およそ子どもに必要な情報を1冊にまとめたパンフレットが作られておりました。 もし、障がいがあったとき、病気になったとき、どこへ行けばいいのか、どのような支援が受けられるのか、そのようなことまで、子どもに関すること、それ1冊でわかるような冊子、本町でも作って欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 それでは、5点目の「子どもに必要な情報を1冊にまとめたパンフレットの作成」について、ご答弁申し上げます。

本町では、平成 26 年 12 月に冊子・電子書籍等により様々な情報発信を行う事業者との官民共同事業として、子どもに関する情報のみならず、従来の行政情報はもちろんのこと地域情報など実用性の高い情報を掲載した「島本町いきいき・ふれあい便利帳」を共同発行いたしました。本誌については、住民の暮らしに役立つ様々な行政情報などを掲載した保存版として発行し、平成 26 年 12 月に全戸配布を行い、現在、本町への転入者に対しましてもお配りしているところでございます。

また、一時保育・園庭開放・赤ちゃん教室など、子育てに関する様々な情報をまとめた「子育て支援事業のご案内」という冊子も作成しており、教育こども部やふれあいセンターの窓口で配布し、情報提供に努めているところでございます。

本年度から展開している「島本町子ども・子育て支援事業計画」におきましても、情報提供及び啓発活動の強化として、子育てに関する情報提供の充実を課題に掲げております。「本町ホームページや紙媒体――広報しまもとやパンフレット等でございますが――、親子の交流会等での情報提供だけではなく、電子メール等を活用した情報提供及び啓発活動を推進します。」との目標を掲げておりますので、掲載内容の精査・充実を図り、子育て家庭にとって有意義な情報が容易に入手いただけるよう、あらゆる媒体の活用も視野に入れ、検討を進めてまいりたいと考えております。

佐藤議員 ありがとうございます。いろいろな形で情報提供いただいている、それは存じておりますが、これ一つで、というふうなものがなかなかないということで、お願いをいたしております。

次、「保育所」の点をお訊きいたします。

保育所の待機児は38人、今現在はもうすでにもっと増えて、48人か49人になっているとお聞きをしております。求職中の待機の方が多いとのことですが、保育所に入れなければ仕事に就くことができません。この問題を、どう解決する予定でしょうか。何かありますでしょうか。

教育こども部長 続きまして、「求職中の待機」について、ご答弁を申し上げます。

本年4月から子ども・子育て支援新制度が開始され、新制度においては、求職活動中の保育所入所希望者についても待機児童の定義に加えられております。求職活動中である保護者につきましても、保育を必要とする事由に該当いたしますので、本町では2ヵ月前まで入所することができますが、以後、継続して入所いただくには、その期間内での就職が条件となります。

現在、待機児童が多く発生しておりますが、保育を必要とする事由といたしましては、 求職活動を理由とされる方よりも、現に就労している方などが優先されます。現に就労 等されている方のみならず、今後就労を希望する方など、潜在的な保育ニーズをも満た すことができるよう、待機児童問題の解消につきましては、全国的な課題となっており ます保育士の確保、また待機児童が多い0歳から2歳を受け入れられる小規模保育事業 などの整備促進などを図り、課題の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 この島本町では、保育士の確保、あるいは保育所の過密、こういう問題もあって、求職中の待機、これが非常にたくさん出ているという残念な事態が起こっていることはよくわかっておりますが、このまち・ひと・しごと創生総合戦略、こういう考え方の中にあっては、求職中だからといって待機になる、待機児をなくすということのほうが、まずは取りあえずの課題になるんだというふうに考えます。

この待機児をなくすために、ある自治体では求職中のお母さん、これを自治体が臨時で雇うなど仕事を作って、保育所にまずは入ってもらう。そうしながら、ゆっくりと仕事を探してもらうというふうなことをしているというふうにも聞きます。高槻市では、臨時保育所を造って待機児ゼロ、これを実現しています。

保育所には入れなければ、子育て家庭の町外への流出、これも当然あるというふうに も考えられます。いかがでしょうか。

教育こども部長 保育所の待機児問題については、早急に対応しなければならないと考えております。今現在、第三小学校への保育所の併設であったり、そういう点の保育所の活用、あるいは先ほどご答弁申し上げました小規模保育事業の整備促進ということにつ

いても、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。その中で、一日も早く、希望された方々が保育所を利用できる体制整備というのは整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤議員 「保育所問題」については、よろしくお願いをいたします。

次に6点目、「基本目標3」のうちの「安全・安心で持続可能なまちづくり」の浸水 対策の推進について、どのようなことを考えておられますでしょうか。

上下水道部長 それでは、6点目の「浸水対策の推進」について、ご答弁申し上げます。 浸水対策の推進は、安全で安心して暮らせる住環境を確保するうえで、重要な要素の 一つでございます。

本町では、平成24年8月の集中豪雨以降は、毎年、台風やゲリラ豪雨による浸水被害が発生しており、雨水整備を積極的に進めているところでございます。特に、浸水被害が甚大であった水無瀬駅周辺及び青葉地区周辺の浸水被害の軽減への取り組みが喫緊の課題であり、水無瀬駅周辺の浸水被害の軽減につきましては、五反田雨水幹線の整備を進めております。また青葉地区周辺の浸水被害の軽減につきましては、高槻市域内の流域下水道高槻島本雨水幹線(2-6)接続点と上牧新川水路との接続工事を高槻市において実施いただいており、この上流水路の整備につきましても、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ありがとうございます。

水路の改修、このことも大切な対策ではありますが、昨今のゲリラ豪雨、そして島本町内で田や畑が減少している。こういう町の現状を考えると、雨水の貯留槽、あるいは浸透ます、これがぜひ必要だというふうに考えます。学校グラウンドや公園への貯留槽の設置、一般家庭などへの浸透ますの設置啓蒙など、取り組む考えはありませんでしょうか。

都市創造部長 浸水対策ということで、今、佐藤議員のほうからもご紹介がありました。 貯留槽とか浸透ますの設置等につきましては、これまでも開発行為等の中で一定、依頼 等はさせていただいているところでございますが、なかなか具体化はしていない状況で もございます。その要因といたしましては、やはり土質の問題もあるかなというふうに は認識をしておりますけども、本町の課題でもございますので、これからも引き続き開 発行為等の協議の中では、本町としても、依頼につきましては積極的にしていきたいな というふうには考えてございます。

以上でございます。

佐藤議員 今後とも、よろしくお願いをいたします。

7番目、「基本目標4」の「安定した雇用と賑わいを創出する」のところで訊きます。

小さい町内での雇用、これは大企業が工場を移転するということも、あまり考えにくいものです。一番、現実的なのは、やはり学校や公務員の雇用だというふうに考えます。 学校の給食調理員だとか学童保育室の指導員、保育士、そのほか島本町で定住して働いてもらうためにも、町が率先して安定した雇用を作り出す、このことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

総合政策部長 それでは、7点目の「基本目標4 安定した雇用とにぎわいを創出する」 につきまして、ご答弁申し上げます。

本町におきましても、今後数十年にわたり、急速な人口減少・少子高齢化が進むと推測されますことから、安定した雇用の創出を含め、本町の地域性を踏まえた各施策の充実を図ることにより、人口減少に歯止めをかける積極的な取り組みが必要であるものと認識しております。

一方で、厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効に活用するために、正規職員だけではなく任期付職員や非常勤嘱託員、臨時的任用職員などの人員確保策を講じるとともに、委託も含めた様々な手法で組織を運営することで、住民福祉の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ぜひとも積極的に、この点は取り組んでいただきたいというふうにお願いをいたします。

では、次の「公共施設のあり方は住民の総意で決めよう」という点に、移らせていただきます。

1点目.「公共施設総合管理計画」の策定は、どのように進められる予定でしょうか。 総合政策部長 それでは、2点目の公共施設に関するご質問のうち、「公共施設等総合管理計画の策定」につきまして、ご答弁申し上げます。

1点目の「計画策定の進め方について」でございます。

本町では、平成25年度に設置いたしました公共施設適正化調整会議における検討を経て、平成26年6月に「島本町公共施設適正化基本方針」を策定いたしております。この基本方針は、本町の公共施設のうち、いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる建築物を対象としておりますが、「公共施設等総合管理計画」につきましては、国の策定指針も踏まえ、前に定めた本町の基本方針の内容を基本としながら、道路などのインフラ施設も含めた計画として策定する予定としております。

なお、策定にあたりましては、基本方針と同様、調整会議における検討を踏まえて素 案を作成し、パブリックコメントなどの手続きを経まして、本年度末を目標に策定して まいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 公共施設というのは、住民の大切な共有財産です。住民が愛着を持って、大切

に使っていくためにも、島本町にとってどのような施設が、どのように必要か必要でないか、住民自身が考えることが大切だというふうに考えます。

前の質問でも述べてきたように、島本町の将来の姿が、住民と自治体が一体となって 地域の生活を守っていけるように、きめ細かな説明会を開いて住民の意見を聞いていく、 このことは必要ではありませんでしょうか。いかがですか。

総合政策部長 それでは2点目の、「住民の皆様に公共施設のあり方について考えていたいただくための取り組みや、説明会の開催について」でございます。

まず、昨年6月に公共施設適正化基本方針を策定後、同年7月から10月までの4ヵ月間にわたり、毎月1回、「広報しまもと」に『まちの公共施設の将来を考える』と題したシリーズものの連載記事を掲載いたしました。本町の公共施設の現状と課題、財政上の問題といった方針策定の背景をお知らせしたうえで、基本方針の内容についても具体的に記載するなど、住民の皆様のご理解に資するべく、わかりやすく丁寧な周知に努めたところでございます。

その後、本年5月に実施した「地方創生総合戦略の策定に関する住民意識調査」におきまして、公共施設の老朽化対策に関する質問を設けさせていただき、公共施設のあり方に関する住民の皆様の意識の把握に努めております。この調査結果につきましては、計画策定にあたり、参考とさせていただいたところでございます。

また、計画の素案につきましては、今後、パブリックコメント手続きを取らせていただく予定としております。広く住民の皆様からご意見をいただき、寄せられたご意見の内容も踏まえさせていただきながら、計画を策定させていただきたいと考えております。

なお、計画素案の住民説明会につきましては現在のところ予定いたしておりませんが、 議員の皆様に対しましては、パブリックコメントの実施前に、素案内容をご説明する機 会を設けさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 議員には、パブリックコメント前に説明してくださるということです。けれど、 住民に対しては、その予定はないと。

長野県飯田市では、地区ごとに「地域特別検討会議」というのを設置したそうです。 市は各地域にある公共施設のデータを住民に提供、それをもとに市民に、それらの利用 法、継続なのか、長寿命化が必要なのか、それとも廃止をするほうが良いのか、集約・ 多機能化するほうが良いのか、あるいは民営化が良いのかを、主体的に検討してもらい、 各地域の将来を自ら考えてもらうという取り組みをしているそうです。それらを市とし ての公共施設の将来計画にする、というふうに聞いております。

自分たちのまちを、自治体と住民が共同して作り上げる、大切な取り組みだというふうにも考えます。このような取り組みはいかがでしょうか。どう考えておられますでしょうか。

総合政策部長 飯田市の取り組みをご紹介いただきましたが、本町の今回の計画でございますが、各施設類型にかかる現状及び課題を踏まえまして、今後の管理方針や検討の方向性についてお示しをしたいと考えております。しかしながら、具体的な詳細や再配置案の時期、そういった内容まで踏み込んだ計画にはしない方向で、今、策定作業を進めているところでございます。

今後、本計画に基づき具体的な取り組みを進める中で、個別の施設について、例えば 廃止や統合といった取り組みを行う必要がある場合には、当然のことながら、それぞれ の施設をご利用いただいております住民の皆様などから、ご意見をお伺いする必要があ ると考えております。そうした際には、議員ご提案のような手法も含めまして、様々な 手法の中から、効果的かつ適切と思われる手法を検討させていただいたうえで、実施し てまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 そのときには、ぜひ、そのようにお願いいたします。

では、「し尿処理場の建設と、第三小学校・第四保育所」について、お訊きをいたします。

「し尿処理場の建設、第三小学校・第四保育所の耐震化」について、お訊きをします。 それぞれ、今、どのようになっていますか。

都市創造部長 それでは、「公共施設のあり方」についての3点目の前半の部分の、「し 尿処理場の建設」について、ご答弁申し上げます。

本町は、本町域内の公有地において新たなし尿中間処理施設を整備することとし、「住民ホール跡地の一部及びその隣接地」を施設建設計画の候補地として、周辺の自治会等の皆様に一定のご理解が得られるよう説明を行うなど、事務を進めてまいりました。

しかしながら、本町は極めて厳しい行財政運営を強いられる見通しの中、町域内での 建設という方針につきまして再考する必要があるとの結論に至り、広域連携によるし尿 処理の事務委託について、本年 11 月 10 日付け島政政第 391 号にて、高槻市に再協議に ついて依頼をいたしました。

この依頼に基づき、高槻市からは、本年 11 月 19 日付け高戦政第 503 号で、し尿処理 の事務委託の是非について、「改めて高槻市・島本町広域行政勉強会において協議・検 討する」との回答を頂いております。今後、本勉強会において、し尿処理の事務委託の 実現に向けて鋭意協議してまいります。

以上でございます。

教育こども部長 続きまして、「第三小学校及び第四保育所の耐震化の現状」について、 答弁申し上げます。

第三小学校の耐震化につきましては、平成27年5月に作成しました島本町立第三小学校整備基本構想でのAからE案までの五つの案をお示しさせていただき、学校・保育所

現場や、議会の中でも議員各位からのご意見もいただき、保育所との一体的な整備とグラウンドの確保などの課題がクリアできるよう再検討し、F案をご提案させていただいたところでございます。

その後、10月1日から同30日までの1ヵ月間、パブリックコメントを募集させていただき、現在、意見に対する町の考え方を取りまとめている状況でございます。

今後、これまでいただきましたご意見を参考にしつつ、早期に第三小学校の耐震化と 第四保育所の移転新築、さらには今後の住宅開発の動向等を注視しつつ、現在の第四保 育所についても耐震補強及び施設整備のうえ保育所として活用することも視野に入れ、 慎重に対応を検討してまいりたいと考えております。

佐藤議員 今、お聞きしました、し尿処理場のこの先、これもまだちょっと、どうなるのか、まだこれからという段階。そして第三小学校・第四保育所の耐震化、それについても、今、実施設計に踏み切れなくなっている。まだ今、取りまとめの段階という、こういう今の現状。こういう状態で、公共施設のパブリックコメントの中に、この三つの施設も入ってくるという今の状況、これは議会と住民に、この三つの施設の現状について丁寧な経過の説明がないと、パブリックコメントもしにくくなってくるのではないかというふうにも思います。

この三つの施設について、丁寧な説明の場所が要るのではないかというふうに考えますが――住民に対する説明ですね、その場所が要るのではないかと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。町長にお訊きをいたします。

総合政策部長 「公共施設適正化計画」の住民説明会の件でございますが、先程来申し上げておりますように、パブリックコメントを実施することで果たしていきたい。内容については、具体的に現在進行形の具体的なことについて、例えばし尿の関係ですけれども、そういったことについては記載しておりませんので、その施設の現状と課題、こういったことを記載させていただく予定としているところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 それでは、住民が今の現状で、第三小学校、あるいは第四保育所について、あるいはし尿の処理場について、パブリックコメントをすることになるのでしょうか。それでは、あまり十分なパブリックコメントとは言えないというふうに考えますが、その点はどうなんでしょうか。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時44分~午後2時48分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まちづくり事業推進プロジェクトチーム課長 休憩前のご質問の中で、「公共施設等総合管理計画」のパブリックコメントと、その中で三つの例をあげていただいて、個別の施設の今進んでいる状況について、その内容についてパブリックコメントで意見をもらう

のか、というようなお尋ねだったかと思うんですけれども、「公共施設等総合管理計画」につきましては、町のインフラシステムを含めた全体の、今後の――10年計画なんですけれども――大きな計画ということで策定をしていく。当然、その計画策定の過程で、個別の施設について課題解決のために取り組みを進めているという内容はございますから、それについては一定整合が図られるように策定作業を進めてまいりますけども、例えば三小・四保、それからし尿の施設について、その取り組みの状況について、個別・詳細に、この計画の中で書いているというところまでではありませんので、先ほど来、部長も答弁させていただいてますけれども、大きな町の施設管理の方針を踏まえた個別の施設類型の現状と課題、そういったことを踏まえまして、今後、取り組みの方向性、検討の方向性、管理方針、そういったところまでの記載については、それぞれの施設類型について書いていくというところでございますので、そういった点では、それぞれの施設、それは含まれてきますけれども、先ほど申し上げましたように、個々具体に詳細の、現在の取り組み状況について記載をして、それについてお訊きするというところではない、というふうに考えております。

以上でございます。

(「総論だけか」と呼ぶ者あり)

佐藤議員 今の話だと、住民は、それぞれ自分の理解をしている部分でパブリックコメントを書くんだというふうに思えてしまうんですね。非常にもったいないことにならないのでしょうか。そのことを危惧をします。

せっかくいただくパブリックコメント、住民にはわからない。し尿処理場あるいは第四保育所・第三小学校についてパブリックコメントが全く出てこない可能性ももちろんあるんでしょうけれど、書きたいと思った方は、気になっている方は、やはり書かれると思うんですけれども、今の説明だと、どこの時点の姿を具体的に思い描いてパブリックコメントすればいいのかが、よくわからないのではないのかというふうに思うのですけれども、違いますかね……(「そのとおり、住民にはわかりません」と呼ぶ者あり)……。

まちづくり事業推進プロジェクトチーム課長 パブリックコメントの中で、当然、町の様々な施設のことが紹介されますので、それぞれの施設について、住民さんが思いをパブリックコメントで寄せていただくというのは、当然あって良いというふうには思っております。

どの段階のことを見て書けば良いのかというのがわからない、ということなんですけれども、それにつきましては、現在、この計画素案作成中ですけれども、書ける範囲のことはパブリックコメントまでに、この素案の中に書いていきたいとは思いますけれども、どこまで詳細にということにつきましては、先ほどもお答え申し上げましたとおり、個別に進んでいる、その取り組みの内容と一定整合を図りながらではあるけれども、や

はり町全体の総合的な計画であるといったところで限界もありますので、そういったところで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

佐藤議員 私に理解をと言われても、ちょっとそれは住民の立場に立てば、ちょっと苦しいところがあるのではないかというのが、どこまでも、私の感ずるところです。

パブリックコメントを作るまでには、いただくまでには、その素案の中に書けるだけ書くということですが、それまでに、やはり住民に今の現状をできるだけ知らせる、そのことも必要だというふうに私は考えます。このことがないと、やはり住民にとっては非常に中途半端なものになってしまう。この時期が、こういう時期にパブリックコメントを集めるということですので、そういう心配があるのではないかという懸念は表明をしておきます。

ということで、ぜひ住民に知らせる努力をして欲しい、そういうことを最後に依頼を しておきます。ということで、私の質問、終わらせていただきます。

伊集院議長 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員(質問者席へ) それでは、通告書に従いまして、一般質問を行います。

タイトルは「驚きの再協議依頼文書(高槻市へのし尿処理事務委託)と今後の交渉方針について」を問う。

本件につきましては、またもや議会との事前協議もなく、7月末に高槻市へ再協議の相談に行かれた。そして、その事実を9月議会が始まる直前まで知らせなかったことについては、前の9月議会において副町長よりお詫びがありました。

今回は、確かに前日に、高槻市に再協議の依頼をするとの報告がありました。しかし、翌日の再協議の依頼文書を見て、私は驚きました。依頼文書では、再協議のお願いの理由が「町内建設に向けて事務を進めてきたが、厳しい行財政運営を強いられる見通しの中で再考する必要があるとの結論に達した」とあります。

しかし、実態は、平成23年9月に高槻市長から、現時点では事務委託は受けられない旨の回答があって、すぐさま町内建設の方針を出し、その後、3年かけて、ようやく昨年6月に建設候補地を決めた。そういう報告がありました。そして、その半年後の12月になって、候補地の地元自治会より、今一度、高槻市との広域連携に努力して欲しいとの要望が出てきて、やむにやまれず今回の再協議依頼となった経緯を見れば、今回の再協議のお願いの理由は、少し異なります。

そのことは、まあ、いいとして、私が驚いたのは、再協議依頼文書に「東上牧にある 現施設の跡地を譲与することも視野に入れ、協議させていただきたい」とまで、大幅譲 歩の条件提示を明記されている点です。

そこで、以下、質問します。約6項目について、お訊きします。

①点目.厳しい行財政運営を強いられる見通しの中において、高槻市に事務委託をすることに「どれだけの経済メリットがある」と判断されているのか、根拠をお示しください。

総合政策部長 それでは、外村議員の一般質問について、ご答弁申し上げます。

①点目の「事務委託を行う経済的なメリット」でございます。

コスト比較等につきましては、直営で実施した場合のイニシャルコストなどを、今後、 高槻市・島本町広域行政勉強会において両市町で協議・検討していくことを予定してお りますので、現時点でお示しすることはできません。

しかしながら、本町といたしましても、両市町のし尿処理の業務を一つの施設で効率的に行うことで、全国的な広域連携の取り組みで示されているような財政的なスケールメリットは、建設費用等のイニシャルコストでも、運営費用等のランニングコストにおいても、今回の広域連携に伴い、一定、生じるものと考えております。

以上でございます。

外村議員 今のご答弁では、コスト比較はこれからだと、検討するということですが、先ほども申しましたが、今回の協議申し入れの理由を「財政運営が厳しいので町内建設の方針について再考するとの結論に至った」とされていますが、平成21年に広域行政勉強会の再会をお願いした当初から、目的は効率的な行財政運営であったはずです。しかし、交渉が不調に終わるやいなや、町内建設という方針を決めました。当然、当時の財政見通しではOKだったはずです。なぜ、急に見通しが立たなくなったのか。

いずれにしても、こんな、逆に言うと町内建設する、あるいはまた違う、再協議だと、 このようなあやふやな理由で再協議の、ほんとに相手が理解していただけるとお考えな んでしょうか。

総合政策部長 本町がさせていただいた再協議に対して、高槻市からは 11 月 19 日付けで 再協議に応じる旨、ご回答いただいたところでございます。

以上でございます。

- **外村議員** 先ほどの質問の中に、財政が急に悪化したというのは、どういうふうに「急に 悪化」したのか、お示しください。
- **総務部長** 平成 23 年度あたりに作りました「中期財政収支見通し」、それから本年8月に 作成いたしました「財政収支見通し」で、大きくその間、変わっております。

一番大きなものというのは、投資的経費でございまして、平成23年度のおりには学校施設のいわゆる耐震工事というのは、だいたい1校当たり1億5千万程度を見ておりました。その頃は耐震診断を実施しているという段階にあったと思うんですけども、もう27年度の8月においては、この耐震工事の部分においては実際の数字が、「収支見通し」には、ほぼ入っております。そういったことで、やはり耐震工事の部分で大きく金額が膨れあがっている、2倍から3倍になっている。そういったことから、起債の額も大幅

に増えておる、それに対する償還も増えておるという形で、大きく言いますと、投資的 経費が大きく変わっているという部分がございます。

以上でございます…… (「具体的な数字を言わないと」と呼ぶ者あり) ……。

外村議員 わかりました。それはもう確かに急激に見通しが狂ったというのはわかりますけども、私としては、その辺が、最大の理由は、地元から再考せよと言われてからやったというふうに思っておりますので、説明が違うんじゃないかと思っておりますが、答弁は結構です。

②点目、お訊きします。

今回の再協議依頼文書には、「東上牧にある現施設の跡地を整地、土壌調査のうえ、 貴市に譲与することも視野に入れて」いると、かなり思い切った譲歩案が盛り込まれて ます。協議の再会をお願いする段階で、なぜ、ここまで踏み込んだ文言を入れる必要が あったのか、その理由、見解をお伺いします。

総合政策部長 それでは、②点目の「現施設跡地の譲与を視野に入れている理由と見解に ついて」でございます。

これまで、高槻市の東上牧にあります本町の衛生化学処理場近隣住民の皆様に、長年にわたりご理解をいただいてまいりましたことに対しての本町としての対応として、現施設跡地の譲与について、お示しをさせていただいているものでございます。

以上でございます。

外村議員 町長は、施政方針におきましても、「公有財産は、自主財源確保の観点から、 遊休地は売却などで有効活用する」と言っておられます。にもかかわらず、交渉に入る 前から、虎の子の土地をいとも簡単に譲与すると言及されたのは、何らかの相当な理由 があったはずです。

交渉再開に行かれる前に、何か、すでにそういう条件交渉されたんじゃないでしょうか。その辺、お伺いします。

総合政策部長 先ほど申し上げましたとおり、長年にわたり、東上牧の衛生化学処理場近 隣の皆さんにはご理解をいただいてまいりました。このことに対しての本町の対応とし て、こういったことをお示しさせていただいたものでございます。

以上でございます。

外村議員 先ほどの答弁で、コスト比較はこれからだというふうに話されましたけども、 じゃ、私としては、その土地は以前からも訊いてますけども、相当な、言ってみれば、 その当時におきましては鶴ヶ池住宅跡地の大きな土地と、この上牧の土地が、大きな土 地という財産だというふうに認識しておりました。

しかし、今回はコスト比較には、この土地が仮に売却できたとしたら、その費用は一切コスト比較には含まれないで、除外して、初めから譲与するもの、前提としてコスト 比較されるということでしょうか。 **総合政策部長** 今回の広域連携に伴う本町の財政的なメリット、これにつきまして、大雑 把なシミュレーションは独自で行っております。しかしながら、このシミュレーション の中には、今後、高槻市との協議で決定される事項なども多々含まれております。従い まして、これらのことについては協議結果を踏まえ、正確な情報の提供に努めていきた いと考えております。

以上でございます。

- **外村議員** 大雑把なシミュレーションを行われたというのは、どういうことですか。もう 一度、正確に教えてください。
- **総合政策部長** 本町の財政的なメリットについての、大雑把なシミュレーションでございます。

以上でございます。

- **外村議員** だから、その大雑把なシミュレーションした結果、メリットがあると判断された根拠を教えてください。
- **総合政策部長** 先ほども申しましたが、このシミュレーションの中身、これについては今後、高槻市との協議で決定される事項が多々含まれておりますので、協議を踏まえて、 正確な情報の提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

- 外村議員 まあ、何度訊いても、あれなんで。
 - ③点目、お伺いします。

東上牧の町有地 4,181 ㎡の土地の、現時点における評価額はどれくらいか。また、処理施設撤去後の整地及び土壌洗浄に要する費用をどれぐらいかかると試算されているのか、お示しください。

総合政策部長 ③点目の「島本町衛生化学処理場の土地の評価額について」でございます。 土地の評価につきましては、正確な土地の評価額を算出するためには不動産鑑定士に よる鑑定が必要となるものであり、また撤去後の整地費用につきましても、実施設計を 行っていないため、現時点におきましてはお示しすることができません。土壌汚染に要 する経費につきましても、処理場の解体にあたりましては、敷地面積が 3,000 ㎡以上あ りますことから、「土壌汚染対策防止法」等に基づき土地の土壌調査等が必要となり、 現時点におきましてはお示しすることができません。

以上でございます。

外村議員 私は昨年9月の議会で、「公有財産の有効活用」という観点から一般質問しました。その際、この当該土地、東上牧の土地についてもお訊きしております。

当時の総合政策部長、島田部長からは、この東上牧の 4,181 平米につきましては、路線価としては平米約 11 万円と、答弁されています。そして町内の不動産業者にも、この間、ちょっと私、ヒアリングしましたら、東上牧三丁目近辺の土地の実勢価格というの

は、坪約50万円ぐらいしてます、という回答でした。

そこでいきますと、今回 4,181 平米というのは約 1,267 坪、坪 50 万円としたら 6 億 3,350 万円というふうになります。そこにプラス、幾らかわからない、試算したことがないと言われる土壌洗浄費用、そして整地費用、これが加算されるわけです。これらのすべてを今回の事務委託交渉のコスト比較に含まないとなるならば、本当に、これは町民が納得するかどうかというのは、私は非常に、きわめて疑問であると思っています。そのことについては、いかがですか。ご見解をお願いします。

総合政策部長 コスト比較についての再度のお尋ねでございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、今回の広域連携に伴う本町の財政的なメリット、これについては大雑把なものでございますが、そのシミュレーションは独自で行っているところでございます。先ほども申し上げましたように、この中には、これからの協議で決定されていく内容が多々含まれておりまして、協議結果を踏まえて、正確な情報の提供に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

外村議員 先ほど佐藤議員からの質問にもありましたけども、今回の高槻市との広域行政 勉強会につきましては、平成21年12月に再開の申し入れをしまして、その時点から合 併の議論が入っているというふうなことで、非常にもめておりました。その間、住民説 明会を実施すべきだということをずっと言っておりましたが、なかなかされずに、その 後、平成23年の6月に、初めて中間報告会というのを開催されました。

私はその後、その中間報告された後、また数年経ちましたが、中間報告があるなら、 当然、総括の報告をすべきだと言っておりましたが、なかなか、ないままに平成23年の 9月に高槻市から受託は困難という回答を受けて、町内建設というふうに方針転換をさ れた。

私は、中間報告があって、その後、総括はないまま、さらに今度は事務委託から町内 建設に大きく舵を切った。この時点で、絶対にやっぱり町民に説明する責任があるとい う話を再三言ってきましたが、それもないまま、今度はまた事務委託の再協議をお願い して、このような大きな譲歩をしてまで再協議しようとしておられる。これはほんとに、 財政が厳しい厳しいと言いながら、やっていることはだいぶ違うんじゃないかと、私自 身は思います。

いずれにしましても、このような譲歩案は、ほんとに私にとっては青天の霹靂でございました。ぜひとも住民説明会が必要と思いますが、いかがですか。

総合政策部長 今回の高槻市へのし尿処理の事務委託の再協議の件につきましては、今議会の行政報告におきまして、町長からご報告をさせていただいたところでございまして、今後、これから高槻市との具体的な協議が始まっていく。こういう状況の中でございますので、現時点で説明会をさせていただくということはできませんが、勉強会における

協議内容につきましては、一定まとまり次第、議員の皆様に改めてご報告をさせていた だきたいと考えております。

以上でございます。

- **外村議員** わかりました。住民説明会はぜひやるべきだと思うんですけども、せめて、島本町民には広報か何かで、再協議をお願いしたということは、要するに町内建設だと思っておられる方もいっぱいいらっしゃいますから、その辺については、やはり広報等で、せめて周知するべきだと思いますが、いかがですか。
- **総合政策部長** 広報で住民の皆さん方に説明をする、ご報告をするということについては、 一定、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

外村議員 速やかに、お願いします。

じゃ、④点目、いきます。

広域連携交渉が成功するには、双方にメリットがなければ意味がないし、成立しません。これからの交渉過程で双方の利害が対立することは、当然、予想されます。財政が厳しい本町にとって、安易な妥協は絶対許されません。交渉決裂の場合は、また町内建設の方針に転換されるおつもりでしょうか。

総合政策部長 それでは、④点目の「今後、協議が調わなかった際に、町域内に建設する 方針となるかどうかについて」でございます。

これまで以上に効率的かつ効果的な行政体制の構築が求められている中、高槻市との し尿処理の広域連携につきましては、本町にとって、一定メリットが生じるものと考え ております。また、広域連携を依頼するにあたっては、直営で実施した場合の財政的な 負担と、広域連携で実施した場合の負担を比較検討しなければならないのは当然のこと であり、今後、厳しい財政運営を余儀なくされる中、本町の住民の皆様の負担の軽減に 努める必要があるものと考えております。

なお、今後、高槻市との協議が調わなかった場合の町の方針についてでございますが、 現在、高槻市との再協議を開始したところでございますことから、広域連携の実現に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

外村議員 いずれにしましても、安易な妥協は絶対していただかないということを、約束 いただきたいと思います。

⑤点目.

本町の事情としては、今回の再協議にそう長い時間をかける余裕はありません。一体、 どれくらいの期間内に結論を得ようとされているのか。町の見解と、見通しをお伺いし ます。

総合政策部長 ⑤点目の「結論を得るための期間について」でございます。

高槻市からの回答文にも示されておりますとおり、衛生化学処理場の早期撤去については、本町といたしましても重要な課題であると認識をしております。そのため、今回の協議につきましても、可能な限り早期に結論を出す必要があるものと考えておりますが、協議につきましては、慎重に行っていく必要があるものと考えております。

なお、今後における高槻市・島本町広域行政勉強会の具体的なスケジュールにつきま しては、現時点で確定したものはないことから、高槻市と協議を行い、今後の方針を決 定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **外村議員** 先日の話では、すでに11月26日に第1回をされたということですけども、少なくとも、もう年内は時間がありませんけども、来年に向かって、どういうピッチでやっていこうとか、そういう協議はされたと思うんですけども、その辺については何もお示しいただけないんでしょうか。
- **総合政策部長** 11月26日に開催をいたしました第1回目の広域行政勉強会におきましては、町長の行政報告にもございましたとおり、今回の案件については、広域連携による事務委託として協議をすること、そして今後の具体的な検討については――これはスケジュールも含めてでございますが、本勉強会の事業連携ワーキンググループにおいて行っていく、このことを確認したところでございます。

以上でございます。

- **外村議員** 今回の再協議につきましては非常に関心も持ってますし、ぜひ、今後の開催の 日程、決まり次第、速やかに議員に報告していただく、そして会議録は速やかに開示い ただくということを、ぜひお願いしたいですが、その点についてはいかがですか。
- **総合政策部長** 今後の勉強会、あるいは事業連携ワーキングの開催日程等々につきまして、 その報告も含めて、今後、高槻市と協議をしていきたいと考えております。 以上でございます。
- **外村議員** 高槻市と協議するんじゃなくて、日程が決まり次第、我々にちゃんと報告いただけますか、そして会議録開示いただけますか、と訊いているんです。
- **総合政策部長** 基本的には、開催日程については、11 月 26 日もご報告をさせていただきましたように、そういうふうにはさせていただきたいとは考えておりますけれども、そのあたりについても、今後の協議の中で決めていきたい、このように考えております。以上でございます。
- **外村議員** この高槻市との広域行政勉強会ワーキンググループ、我々、傍聴できるんでしょうか。
- **総合政策部長** 勉強会の事業連携ワーキンググループの会議につきましては、内部の検討会議でございますので、傍聴は不可でございます。 以上でございます。

- **外村議員** わかりました。傍聴ができないんなら、なおさら速やかに会議録・要点録なり、 我々にお示しいただきますよう、重ねてお願いします。その点はいかがですか。
- **総合政策部長** 勉強会の協議内容につきましては、一定まとまり次第、議員の皆様宛てに、 その時期も踏まえ、ご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

外村議員 まとまってから聞いたんじゃ困りますんで、ぜひ、まとまる前にお願いします。 いかがですか。

(「はっきり言え」と呼ぶ者あり)

総合政策部長 現在、再協議をさせていただいていることにつきましては、行政判断で、 行政の責任において行わせていただいているものでございますが、事務連携、広域連携 については、議員も十分ご承知のとおりでございますが、最終的には議会にご提案をし、 判断をしていただく機会がございますので、その折りに種々ご意見をいただきたいとい うふうに考えているところでございます。

以上でございます。

外村議員 パスポート事務の委託の時も、そのような議論をしました。ほんとに住民にとってどれだけのメリットがあるのか、というふうに再々申し上げましたが、結局推し進められた。今回も、そのようになるんではないかと非常に危惧しておりますので、ほんとに本町の重要な財産を譲与してまでやろうという決意を固めている以上、ほんとに島本町に有利な条件で交渉をしていただくようにお願いします。

最後、⑥点目.

今回の本町からの再協議依頼に対する高槻市からの回答書の中に、「自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携の推進等、より効率的・効果的な行政体制の構築が求められていることを踏まえ、し尿処理の事務委託の成否については、改めて高槻市・島本町広域行政勉強会において協議・検討させていただく」、こういう文言があります。

すなわち、先方は合併のことを踏まえた一連の協議の中で事務委託を考えるというニュアンスを含む意思表示をされていると、私は受け止めております。このことについてはどう受け止めて、どうお考えか。見解と本町のスタンスをお願いします。

総合政策部長 ⑥点目の「高槻市の回答内容についての、本町としての見解と方針について」でございます。

高槻市の示された回答のとおり、より効率的・効果的な行政体制の構築が求められている中で、自主的な市町村合併はその手法の一つであり、このことは本町におきましても、将来的な課題として認識をいたしております。

なお、今回のし尿処理に関する内容につきましては、広域連携による事務委託として、本勉強会の事業連携ワーキンググループにおきまして事務的な協議を行っていくことを、11月26日の勉強会で確認したところでございます。

以上でございます。

外村議員 これからのことですから、何を訊いても、なかなか的確な回答いただけませんけども、いずれにしましても、先ほども言いましたように、これだけの何回も紆余曲折があった広域行政勉強会ですね。住民さんに、ほんとに今、どうなっているんだということを、やっぱり説明する責任があると思いますので、ぜひ、住民説明会を開催することをお約束いただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

伊集院議長 以上で、外村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時23分~午後3時50分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平野議員の発言を許します。

平野議員(質問者席へ) では、3項目について、一般質問いたします。

1点目です。「49名の保育所待機児童をなくすために」。

本年3月、本町における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるためとして、「子ども・子育て支援法」に基づき「島本町子ども・子育て支援事業計画」――以下、本計画と言う――が策定され、計画の推進にあたっては、「子どもの最善の利益が実現される社会をめざします」と掲げられています。しかし、現状はどうでしょうか。

①点目、お尋ねします。

本年3月に、200 名定員の新たな民間保育所が開設されたにもかかわらず、既存3ヵ 所の保育所の過密状況は解消されておりません。また、12月1日付けで49名もの待機 児童が生じています。その理由と、解消を進めるための町の対策を求めます。

教育こども部長 それでは、1点目の①「民間保育所が開設されたにも関わらず待機児童が生じている理由と対策について」、ご答弁申し上げます。

現在、待機児童が49名生じておりますが、平成26年と平成27年の12月1日時点で保育の実施児童数を比較いたしますと、平成26年度は629人、本年度は702人となっており、高浜学園が開園したことにより、全体としての保育の実施児童数は73人増加しております。また保育所別で見ますと、昨年から、第二保育所は4名の減、第四保育所は13名の減、山崎保育園は16名の減と、少しではございますが、過密状況が改善されております。

高浜学園開設により、町全体としての受け入れ可能人数は大きく拡大できておりますが、新たな民間保育園が開園したことによる期待から、それ以上に潜在的な保育ニーズも掘り起こされ、保育の供給量以上に需要量が増加していることが、待機児発生の要因と考えております。

高浜学園の入所状況といたしまして、0歳・1歳・2歳では、定員 87 人に対し現在 64 人が入園されており、年度末に向けて最終 72 人までの受け入れを予定しており、定員に対しての余裕は15 人となります。この15 人の受入れにつきましては、配置基準に見合った保育士の確保が不可欠ですが、全国的な保育士不足を背景として、非常にその確保は困難な状況にあります。一方、3歳以上児につきましては、定員113人に対し42人の入園にとどまり、現時点で年度末まで内諾をしている方はおらず、定員に対しての余裕は71人になります。

高浜学園の充足率が低い主な理由は、3歳以上児に空きがあることになりますが、この年齢は、今後、年を経るごとに徐々に充足率が高まって行くため、3歳以上児の保育室を、一時的とは言え、3歳未満児のために転用する策を講じることは困難です。

待機児対策といたしましては、待機の多くを占める2歳以下を対象とした小規模保育 事業の整備促進や、既存園及び小規模保育事業所を運営するために必要な保育士の確保 策について、検討してまいりたいと考えております。

平野議員 高浜学園が開設されたことによって、多少なりとも過密保育の解消などには寄与されているということについてはわかっておりますが、新たな需要があるから、保育ニーズがあるから、待機児童も依然としてあるということだそうですけれども、今年3月の「子ども・子育て事業計画」ではね、すでに27年度では0~2歳の3号認定の保育需要量は310人でした。高浜学園も含む保育の供給量は242人ですが、もう、この段階でマイナス68人分が、供給量が不足しているということがわかっていたわけですね。

定員の弾力化で対応しているということだそうですけれど、実質、量の確保ができてなかったということになります。本年度については、やはり対応ができていなかったということは、お認めになる必要はありませんか。

教育こども部長 今、ご指摘ございました事業計画との差についてでございますが、事業 計画におきましては、若干、低めの数値になっております。そういう意味では、当初よ り不足をしていたという部分については、そのとおりだというふうに思います。

ただ、量の確保という意味で高浜学園が開設をしたわけですけども、今、ご説明をいたしましたように、3歳以上についてはまだ余裕がある状況にある中で、年度途中での高浜学園への3歳児以上の異動というのは、通常、0歳で入りますと、5歳まで同じ保育所でというのが一般的だというふうに思いますし、そういった意味では、そういう転園という部分が多く発生しなかったということも、一つ、要因にあるというふうに考えておりますので、その点については、先ほどご答弁申し上げましたように、年齢とともに1歳ずつ上がってまいりますので、そのことによって、高浜学園の充足率も高まっていく。

待機児の対策につきましては、先ほど、別の議員の一般質問でもお答えをいたしましたけども、小規模保育所の整備、あるいは現行の第四保育所の耐震補強、そういったこ

とを今後、人口動向も見なければなりませんけども、対策を早期に講じていく必要があるというふうに考えております。

平野議員 今日も役場に、来年度の保育所の申し込みに来られている乳幼児を抱えた女性 の方が数人おられました。お尋ねしますと、やっぱり、今、育休中だと。4月から仕事 に復帰するので、子どもを保育していただきたいということで申し込みに来たというふうにおっしゃっていました。そういう皆さんに対してね、入所が来年4月からかなわなければ、この人は仕事を辞めなければならないかも知れませんね、ほかの手立てもあるかも知れませんけど。こういった方々の希望というのを、やっぱり壊さないで欲しいというふうに思っております。

先ほどから、それでは対策としては小規模保育の事業ということもおっしゃいました けど、来年の4月から、それでは開設するという何か具体的なこと、方策を考えておら れるのですか。

- **教育こども部長** 待機児に対する来年度当初からの対策でございますが、現時点で小規模保育ができるとか、そういうとこら辺まではいっておりませんけれども、一定、今、教育委員会として考えておりますのは、やはり2歳児未満の子どもさんの受け入れ先という意味合いでは小規模保育事業所というのも必要だというふうに思っておりますので、来年度早々に、そういった小規模保育所が参入していただけるような環境をつくっていきたいということで、そのためには民間さんを募集したり、あるいは事業の実施要項であったり、そういったものも必要になってくると思いますので、そういう準備を進めていきたいというふうに考えております。
- **平野議員** わかりました。待機児童の発生の要因には、せっかくできた高浜学園がね、多額の補助金、安心子ども基金を活用して整備した高浜学園で受け入れができていないということですね。先ほどおっしゃいました、0歳では定員内であれば15名、受け入れ可能であるということです。せっかく受け入れ可能であるのにね、実質、保育士が確保できていない、雇用できていないということで、子どもさんを受け入れられないということです。この事態が、ずっと続いているのではありませんか。どのように努力されているのですか。

私は博乃会のホームページを見ましたけれども、高浜学園に関しては、こういう詳しい内容も載ってませんし、保育内容も載ってませんし、採用情報にも載っていません。 そんな努力をきちんとされているのでしょうか。また、その指導を町は行っているかどうかということを、確認したいと思います。

教育こども部長 高浜学園における保育士の確保ということでございますが、すでに民間 の広告で求人募集をされたり、大阪のグランフロントで求人募集をされたりということ もされております。私自身も博乃会のほうに行きまして、理事長ともお話をさせていた だき、できるだけ早く人員確保をお願いしたいということで、求人票もいただいてまい りまして、窓口のほうでも、そういう求人というか、働きたいという方がいらっしゃれ ば、博乃会の求人募集の内容をお知らせするとか、ということをしております。ただ、 なかなか、そういった方は現れないというのが現状でございます。

それでは、現在、国基準での対応をやっておるわけですけども、それ以降、高浜学園でも人材確保に努められているんですが、なかなか見つからないということで、短時間勤務の方を2名、採用されておられます。これは7月からというふうにお聞きをしておりますが。それと11月からは、派遣により保育士1名を確保されたというふうにお聞きをしておりますので、高浜学園の中でも努力をされているということは、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

平野議員 鋭意努力していただきますよう、ほんとに強く求めておきたいというふうに思っております。

それで、今、部長もおっしゃったように、高浜学園では町の保育士配置基準を満たせてない状況がある。これはほんとに大きな問題なんですね。ほかの3ヵ園は町基準で保育士を配置できているのに、高浜学園ではできていない。こんなことは、保育士の採用ができていないからというのを理由にして、はっきり言って甘い対応をしておられると、私は思っているんですよ。

確かに、そういう理由もわからなくもないんですけどもね。間違っても、こういったことを理由に町の保育士配置基準を引き下げるというようなことはあってはならないと思いますけど、そのことはしっかりと考えていただきたいと思うんですけど、どうですか。

- **教育こども部長** 保育士配置基準につきましては、本町は特に手厚い配置をしております。 現状からいきますと、非常に町立保育所でも年度末まで、町の基準を守っていけるかと いうのは厳しい状況にございます。そういった意味では配置について、これまでの町独 自の基準というのは堅持はしたいというふうに思っておりますけども、どうしても厳し い状況になれば、年齢の高い5歳児・4歳児のほうから、その辺は、国基準での対応も していく必要があるではないかなというふうに思っております。
- **平野議員** 今のご答弁は、ちょっと看過できないというふうに思っております。島本町の保育所の評価が高いのは、ここにあるわけですよ。町の独自の保育士配置基準をしている、手厚い保育をしているということに大きな評価をされている、魅力があるということなんですね。ここを引き下げてはなりませんし、そうでしたら保育士の確保・育成を、やはり努力していただかなくてはなりません。

②点目を問います。

保育士の確保・育成は急務の課題となっています。特に、保育士の平均収入が全産業で平均しても低く、保育士給与の大幅な引き上げなしでは、確保は難しいと考えます。

大阪府町村長会を通して、国へ保育所の収入となる公定価格、すなわち補助単価を上げることを強く要望していただきたいと思いますけど、いかがですか。

また、他自治体では保育士確保のために、いろいろな方策が取り組まれています。箕面市では学生支援補助金・生活支援補助金の創設、先日、視察しました千葉県船橋市では給与の上乗せ補助・宿舎借り上げの家賃補助などですが、町は検討する考えはありませんでしょうか。

教育こども部長 それでは、②の「国への公定価格の引き上げ要望、保育士確保の方策」 について、ご答弁を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、国の補助のあり方についても、大きく見直 しがされております。教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質 の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構 築する必要があり、その構築のため、職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キ ャリアアップの取り組みに応じた人件費の加算を行うものとされており、処遇改善加算 についても、一定見直しがされているものと認識しております。

また、保育士の確保につきましては全国的な課題となっており、本町におきましても例外ではございません。これまでも求人広告の折り込み、新聞・フリーペーパーへの掲載及びフェイスブックによる配信など、各メディアを活用しての新たな手段を講じておりますが、引き続き財政状況なども踏まえ、他自治体の先進事例なども参考に、保育士確保に努めてまいりたいと考えております。

- 平野議員 保育士の平均月収は、21万6千円だと言われています。全職種より11万円も低いとされています。保育が専門職というふうな評価を、やはり改めて社会的にすべきだというふうに思っていますが、今、ご答弁にありましたように、他市の自治体を参考に検討すると。検討している場合じゃないんですよ、もう実践しなければね、保育士確保ができないんですから、すぐにでも、ほんとに4月からでも、こういった確保策をやっていくべきだというふうに思っております。いかがでしょうか。
- **教育こども部長** この保育士確保については、大阪府に対しても要望をあげておりまして、 大阪府では国の特区を活用して、年2回の保育士試験というのを実施をされております。 その成果が現れてくるのが、今年度の年度末になってまいりますので、そういった制度 を引き続き来年度もやっていただくように、お願いもしてきました。

そういった意味で、大阪府にもお願いをしておりますが、本町としても、保育士確保策という意味では努力をしていく必要があると思っております。現状のいろんなメディアを使っての募集に加えまして、各種学校の卒業生等につきましても、本町の保育士として働いていただけるように、そういう営業活動と言いますか、していく必要があるんではないかなというふうに思っておりますので、そういった点についても、来年度に向けまして取り組んでいきたいというふうに考えております。

平野議員 その点は、よろしくお願いします。

③点目です。

一時保育事業についてですが、保育所に入れない子どもの受け皿にもなっていますが、 1ヵ所では利用できない現状があります。「島本町子育て支援プラン」には 2014 年度、 平成 26 年度の目標事業量として 2ヵ所と定めてあります。しかし、実現できていません。 次年度、高浜学園にて開設に向け取り組むべきではありませんか。お尋ねします。

教育こども部長 続きまして、③の「一時保育事業」について、ご答弁申し上げます。

本町における「次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」である「島本町子育て支援プラン」につきまして、平成22年3月に策定し、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として推進してまいりました。この計画におきまして、一時保育事業は、平成26年度で2ヵ所実施することを目標値として定めておりましたが、現時点において達成できておりません。

高浜学園におかれましても、可能な限り早期に一時保育事業を実施したいと考えておられますが、現在、何よりまず通常の保育業務を軌道に乗せることを最優先されており、開設には至っておりません。今後、通常の保育を行う体制が整いましたら、さらなるサービスとして実施していただけるものであると考えており、本町といたしましても、実施に向け調整してまいります。

なお、待機児童の発生とともに、山崎保育園で実施の一時保育事業に申し込みが集中 し、一部利用をお断りしなければならない状況が続いておりましたが、今般、高浜学園 開設に伴って、本年度は、一時保育希望者は、ほぼ全員を受け入れすることができるよ うになっております。

以上でございます。

平野議員 町内の住宅開発などが進んでいます。自然環境の豊かさや、生活環境の良さということもあって、子育て世代が多く転入されてきています。島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたって、5月に実施された転入者アンケートでは、本町への期待として、「子育てしやすいまち」が6割を占めているそうです。しかしながら不満として、「就学前の子育て支援が不足」ということをあげている方も、約1割あったということです。

さらに、先日の総合戦略審議会で戦略案について見せていただきましたけど、「待機児童38名を5年以内にはゼロにする」というKPI、重要業績評価指数、目標値を掲げておられますね。審議会の会長さんも「待機児童解消を重点事業にすべきですね」と、二度も意見をおっしゃったわけです。

そういったことを考えますとね、やはり「子育てしやすいまち」ということでアピールして、もっと活性化した島本町にするためにも、この待機児童対策というのは本当に 重要課題だというふうに思っておりますので、ぜひ、早期に対応をお願いしたいと思い ます。

次の質問にまいります。「住民とつくる『町立第三小学校整備基本構想』及び『公共 施設総合管理計画』を」。

学校施設・設備には、教育的配慮が行き届いた設計や、文化的・自然的環境の整備が必要とされます。児童が一日の大半を過ごす活動の場であり、児童の「生きる力」をはぐくむための教育環境として、重要な意義を持っています。保育所も、子どもが健康で、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を整備しなければなりません。

小学校と保育所の一体的整備を図る町立第三小学校整備基本構想には、現場を知っている職員と保護者の意見を十分反映させる必要があると、これまでも議会での質疑等で求めてまいりました。そこで、お尋ねします。

①点目です。

「第三小学校整備基本構想における整備(案)」に関するパブリックコメントを、10月1日から1ヵ月間、募集されました。意見の件数と、意見内容はどのようなものであったか、お示しください。

教育こども部長 それでは、2点目の「町立第三小学校整備基本構想」及び「公共施設総 合管理計画」について、順次、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「第三小学校整備基本構想におけるパブリックコメントの意見の件数と、意見内容はどのようなものであったか」についてでございます。

島本町立第三小学校整備基本構想に関するパブリックコメントを、10 月1日から 30 日までの1ヵ月間、町広報誌やホームページに掲載するとともに、役場・小学校・保育所等の10ヵ所に備え置き、意見を募集いたしましたところ、51人の方から30件のご意見があり、そのうち26件については同じ文面で、かつ1枚に複数の記名による提出でございました。また、事項別で分けた場合のご意見としては、27件となっております。

主な意見内容といたしましては、町立保育所の立地、小学校と保育所が同一敷地内に あることによる互いの防音対策、小学校グラウンドの面積確保、付近の交通量の増加等 でございました。

以上でございます。

平野議員 多くの方が意見を寄せていただいたというように思います。

町立保育所を第三小学校の中に併設するということについては、併設することに反対 とまでは言わなくても、賛成ではないというのは、どれぐらいの意見がありましたか、 件数を。

教育こども部長 反対と言いますか、項目別で分けていきますと、小学校のグラウンドが 狭くなるという意見につきましては、4件ございました。

以上でございます。

平野議員 どちらにしても、保育所の環境を考えたり、グラウンドの狭さということを考

えたりすると、やはり併設に関しては、いろいろ住民の意見があるということは理解しました。

私は、今回、このパブリックコメントですけれど、F案へのパブリックコメントでしたね。私は本来は、5月策定の基本構想と報告書を情報提供したうえでパブコメを求めるべきでなかったか、というふうに思っています。そうしなければ併設、または併設でなく別々に、小学校と保育所を別々に造るということについても、やはり十分意見を求めることもできますし、それに対して町教育委員会としても検討することができたのではないかというふうに思っています。

F案というのは、もう一体化するのを前提の案ですのでね。この点については、パブコメの時期が違っていたのではないですか。

- **教育こども部長** AからF案につきましても、ホームページ等ではお示しをさせていただいておりました。そのうえで、様々なご意見をお聞きする中で、再度、教育委員会として考えまして、F案ということで教育委員会の考えをまとめたものでございます。それに基づいての、今回のパブリックコメントであるということで、ご理解をいただきたいと思います。
- **平野議員** パブコメの意見でもありましたように、やはり保育所を併設することでの防音 の観点とかいうことから、併設は影響があるというふうにお考えの方がおられると思いますけれど、私も、その点については、やはり考慮しなければならないというふうにも 思っています。

そこで②点目、お尋ねしますが、小学校校舎と保育所へ移設の影響を最少限にするのは、本年5月作成の島本町立第三小学校整備基本構想検討報告書で最適とされたD案であるというふうに考えます。工事費は約5億円高くなっていますが、これからの建物の耐用年数や維持管理にかかるメンテナンスコストなどを考えると、校舎の全面建て替えが良いというふうに考えますが、再考できませんでしょうか。

教育こども部長 続きまして、②の「耐用年数や維持管理にかかるメンテナンスコストなどから考えると全面建替えが良いが、再考できないか」とのお尋ねでございます。

島本町立第三小学校は、昭和48年から昭和52年の間に建築され、建築から約40年以上が経過し、これまで維持補修等に努め維持管理を行ってきましたが、老朽化の進行とともに、平成21年度から22年度にかけて実施いたしました校舎の耐震診断では、補強または建替えも視野に入れた検討が必要となりました。また、第三小学校区内にある第四保育所についても、第三小学校と同時期の昭和51年に建築され、平成25年度に実施した耐震診断では耐震補強が必要との結果が出ております。しかしながら、保育所の場合、長期の休業期間がないため、仮設園舎の必要性や、そのための用地の確保も課題となっていました。

このような課題がある中、昨年度、基本構想作成のための検討を行い、用地の確保な

どの諸課題を解決するためには保育所併設が不可欠であるとの考えに至ったもので、すでにご説明させていただいているところでございます。従いまして、現状では、F案を軸に事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

平野議員 F案が良いということで、これからパブリックコメントをされるということだというふうに思います。

確かにD案では、グラウンド面積が狭いということも難点だというふうには私も考えます。その場合は、早期に下水道と接続し浄化槽を除去することで、このグラウンド面積も少し広く確保できるのではないかというふうにも思いますけど、いかがでしょうか。また、報告書にあるように、児童数の増減に対応できる施設と評価されています。開発などを見込んでの教室の確保、35人学級の導入なども視野に入れると、やはり望ましい案であるというふうに考えますけど、いかがですか。

教育こども部長 確かに、F案であってもグラウンドの確保というのは、まだまだ課題は 残されているというふうに思っております。ご指摘のありました浄化槽につきましては、 早期に解消したいというふうに思っておりますが、下水道接続までにどれぐらいの時間 を要するかという部分については、現在、未定でございますので、将来的には下水道に 接続し、グラウンドをより広く確保できるようになるということでございます。

それからあと、第三小学校につきましては、今回のF案で様々なパブリックコメントでご意見もいただきましたけども、確かに今後の人口増とか、そういった部分への対応という意味では、新たに一つの棟は建て替えをしますけども、あとの2棟については耐震補強をして、あと20年程度は利用できるというふうに考えておりますので、今後の人口増にあった形で、その際に、あとの2棟を建て替える。あるいは、その2棟で足りない場合は、現在建っているところに、もう一度、もう一つ建てるというようなことも、一定、考えられるというふうに思っております。

いずれにしましても、今の時点で人口というのがどれだけ増加するのかというのは予測がつきませんので、その辺への対応というのは、今後、可能になるというふうに思っております。そういった意味では、新たに建て替える建物については、接続はしますけども、独立はしておりますので、今後、残りの2棟、耐震補強した部分を建て替えるときに、すべて壊さなければならないということにはなりませんので、その点、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

平野議員 ③点目ですけど、9月会議の人びとの新しい歩みの大綱質疑で、「第四保育所移転後の現第四保育所の活用につきましても、人口動向に注視し、耐震補強及び施設整備のうえ保育所として活用することも視野に入れ、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。」と、答弁されています。

先ほどからご答弁されていることですけれど、重なりますが、町としては保育所を公

立・民間あわせて5ヵ所整備して、総定員を増やし、保育を実施するということになります。過密保育や待機児童の解消対策として、私は英断だと評価しますが、その場合の 運営体制などは、どのように考えておられますか。

教育こども部長 続きまして、③の「現第四保育所を耐震補強及び施設整備したうえで保 育所として活用する場合の運営体制について」でございます。

本年9月の町議会の決算大綱質疑におきまして、「第四保育所移転後の現第四保育所の活用につきましても、人口動向に注視し、耐震補強及び施設整備のうえ、保育所として活用することも視野に入れ、今後とも適切に対応してまいりたいと考えています。」との答弁をさせていただきました。

今後、本町における大規模集合住宅の建設や、今後も開発が見込まれるエリアが複数 控えていること、また社会経済情勢の変化及びハード整備による保育需要の高まり・掘 り起しを受け、当面、保育提供体制を確保する必要があると考えております。

しかしながら、現状では、今後の大型の住宅開発の規模や開発の詳細が明らかでありませんので、保育所の必要な規模や運営体制にまでご答弁できる状況にはございませんが、仮に現第四保育所を耐震化し保育所として運営して行く際には、指定管理者制度など、民間活力を活用することも検討してまいりたいと考えております。

平野議員 わかりました。

次に、④点目の質問にまいります。

公共施設総合管理計画(案)を策定中ですが、公共施設適正化調整会議の検討状況と 検討内容、再配置または再編内容の具体も含め、今後のスケジュールについて、お伺い いたします。

総合政策部長 それでは④点目の「公共施設等総合管理計画の策定」につきまして、ご答 弁申し上げます。

本町では、昨年4月に総務大臣からの計画策定要請を受け、主に公共施設を所管する 課の所属長で構成しております公共施設適正化調整会議におきまして、計画内容の検討 を進めてまいりました。

調整会議における検討の具体的内容といたしましては、昨年6月に策定いたしました「島本町公共施設適正化基本方針」を改定する形で計画を策定することや、国の策定指針に基づき追加する必要がある項目の洗い出し、既存の長寿命化計画との関係整理、インフラ施設も含めた町内各施設の現状と課題の共有、計画内容の具体的な検討等々の作業を行ってまいったところでございます。

なお、本計画においては、施設保有量の圧縮や多機能化の推進といった全体方針に基づき、個別の施設類型にかかる状況及び課題を踏まえた今後の管理方針や、検討の方向性をお示しする予定といたしておりますが、具体・詳細な再配置案や時期を定めるものではございません。

今後のスケジュールといたしましては、この調整会議におきまして来年1月上旬を目途に素案内容を固め、パブリックコメントなどの手続きを経たうえで、本年度末を目標に、計画として策定をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 公共施設は自治体の財産であり、住民に公共サービスを提供するところです。 公共施設の保有量の圧縮は、施設の統合・廃止も意味します。だからこそ施設を利用す る住民の意見などが反映されないといけない、というふうに私も思っているところです。

今、再編計画にはしないということですけれど、例えば大阪府の藤井寺市の「公共施設等総合管理計画(概要版)」というのがありましたが、これには、例えば「公共施設の保有量、延べ床面積を30年間で15%縮減します」というようなことも書かれていますが、島本町のこの計画案には、そういった数値目標は入っていますでしょうか。

また、前の佐藤議員の質問にもありましたけれども、当然、し尿処理施設、第三小学校、第四保育所に関しましては大きな課題ですし、同時期にパブコメなどもされました。ですから、島本町住民が、この三つの施設に関してどのように認識しているかということについては、非常に情報提供が不十分ということで、私は曖昧だなというふうに思っております。

具体的にはね、この計画(素案)の中にはどのように盛り込まれ、記載されているか、 具体的にお示しください。もう 12 月に調整会議も開かれているということですので、大 まかには確定していると思いますので、お答えください。

総合政策部長 まず、1点目でございます。数値目標を掲げないのか、ということでございますけれども、国の策定指針には、公共施設等の数、あるいは延べ床面積等の数量に関する目標を記載すること、こういうこととされておりますけれども、これは必ず記載しなければならないというわけではございません。

本町における今回の計画におきましては、施設保有量の圧縮や多機能化の推進といった方針、取り組む方針を掲げますが、具体・詳細な再配置案や時期を定めるものではなく、また大阪府内市町村の策定状況を見ましても、現時点で数値目標に踏み込んだ記載を予定していない団体が多数である、このように認識をいたしております。こういった状況を勘案いたしまして、本町におきましても、現時点では数値目標を掲げない方向で検討をしているところでございます。

それから、先ほど来出ております3施設について、計画にどう記載していくかということでございますが、計画につきましては、現在もまだ内容を調整中でございまして、年明け、もう1回、内部の調整会議を開きたいというふうに考えております。その会議の後、町長、副町長への説明、あるいは庁議での説明、こういったことを経てパブリックコメント案を作成したいと考えております。

内容につきましては、現状の課題と今後の基本的な方針、こういったことを掲載させ

ていただく予定といたしておりますが、現時点では、まだ未確定の状況でございますので、お示しできないことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

伊集院議長 答弁時間と質疑時間が残りわずかです。よろしくお願いいたします。 平野議員 ⑤点目です。

通常、住民に関わる計画は審議会等に意見を聞きながら策定されています。しかし、この計画は行政主導で素案づくりをしておられる。7月に島本町議会前期議員研修で、森裕之・立命館大学政策科学部教授に『公共施設マネジメント』の講演をお聞きしました。「公共施設等の再編するにあたっては、二つの視座を統合しなければならない、(1)公共施設のマネジメント~人口変化や財政状況の観点から、行政効率的な公共施設の再編・運営を進める。(2)地域住民の自治計画~公共施設を使う主体である地域住民の暮らしや経済活動の観点から、維持可能な地域社会の持続を見据えた再編・運営を進める」ということでした。

公共施設を使う主体である地域住民が、公共施設のあり方について、その意思形成過程に関わり、議論してつくる、という手法が欠けているということについて、見解を問います。少なくともパブリックコメントのみならず、計画案についての説明会や議論する場を設けるべきですが、いかがですか。

総合政策部長 それでは、⑤点目の「計画策定における住民参画の手法や、説明会などに ついて」でございます。

計画策定過程における住民参画の手法は、各自治体や個別の計画内容、財政的または時間的条件等により、様々であると認識をいたしております。他の議員からの一般質問でもお答えしておりますが、本町における今回の計画策定にあたりましては、まず、計画策定の背景となる問題について住民の皆様に関心を持っていただきたいとの思いから、昨年7月から10月までの4ヵ月間にわたり、広報しまもとに『まちの公共施設の将来を考える』と題したシリーズものの連載記事を掲載し、わかりやすく、丁寧な周知に努めたところです。

その後、本年5月に実施した「地方創生総合戦略の策定に関する住民意識調査」におきまして、公共施設の老朽化対策に関する質問を設けさせていただき、今後の公共施設のあり方に関する住民の皆様の意識の把握に努めております。この調査結果につきましては、計画策定にあたり、参考とさせていただいたところです。

また、計画の素案につきましては、今後、パブリックコメント手続きを取らせていただく予定としております。広く住民の皆様からご意見をいただき、寄せられたご意見の内容も踏まえさせていただきながら、計画を策定させていただきたいと考えております。なお、計画素案についての住民説明会等につきましては現在のところ予定いたしておりませんが、議員の皆様に対しましては、パブリックコメント実施前に、素案内容をご

説明する機会を設けさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議長 答弁時間も、よろしくお願いいたします。

平野議員 先ほど紹介しました藤井寺市ではね、1ヵ月間のパブコメ期間に4回の市民説明会を予定されているということです。ですからね、町でもやる気さえあれば可能ではないですか。

私は、公共施設をどうするのかは、住民の自己決定で決めることだというふうに思います。そのためにも、その仕組みをどう作るかということが非常に大事なことだと思いますけど、そういった説明会を、同じ大阪府内の市ではされる、予定されているのですから、再度、お尋ねします。いかがですか。

総合政策部長 ご指摘の取り組みをされている自治体が一部あるということは十分認識をいたしておりますが、先ほどの議員のご質問にもご答弁させていただきましたが、今回の計画では、各施設類型にかかる現状と課題を踏まえ、今後の管理方針や検討の方向性について、お示しをする予定といたしております。個々具体の再配置案や時期、そういった内容にまでは踏み込んだ計画とはしない方向で作業を進めております。

今後、本計画に基づき具体的な取り組みを進める中で、個別の施設について、例えば 廃止、あるいは統合、そういった取り組みを行う必要がある場合には、当然のことなが ら、それぞれの施設をご利用いただいております住民の皆様などからご意見をお伺いす る必要があると考えているところでございます。そうした際には、様々な手法の中から、 効果的かつ適切と思われる手法を検討させていただいたうえで、実施してまいりたいと 考えております。

以上でございます。

伊集院議長 時間がございませんので、よろしくお願いいたします。

平野議員 3点目です。「農と福祉の連携で地域づくり」を。

①障がい者の就労機会の創出や高齢者の健康づくりのため、農業と福祉の連携による 取り組みが進められています。農林省や大阪府の支援策について、どのようなものがあ るのか、お示しください。

②これまでも、障がいを持つ人たちが作業所や福祉事業所において農業・園芸活動を行い、そのことを通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果が評価されています。担い手不在で課題となっている耕作放棄地がある場合、その農地を有効活用するために、作業所や福祉事業所は農業に新規参入し、障がい者に就労の場を提供するとともに地域づくりの一端を担うという取り組みを、町でも進めてはどうかと思いますが、見解を伺います。

③点目.作業所や事業者、または障がい者団体の農地活用などに十分応えることができるための農地の賃借はハードルが高いです。まずは、農と福祉の連携の事業の意義な

どを、農業者や農地を持っている方に理解していただくことが大事であります。周知を 進めていただきたいと思いますけど、いかがですか。

都市創造部長 それでは、続きまして、3点目の「農と福祉の連携で地域づくり」について、ご答弁申し上げます。

まず、①の「国や大阪府の支援策について」でございます。

農林水産省の実施する「農」と「福祉」の連携の推進に向けた取り組みといたしましては、福祉農園の開設・拡大を支援する「都市農業機能発揮対策事業」、福祉農園の拡大・定着に向けた地域協議会などを支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」、福祉・教育・観光などと連携した都市と農山漁村の共生・対流を推進する「農山漁村活性化プロジェクト交付金」がございます。また大阪府におきましては、障害者の雇用・就労による企業等の農への参入を促進するためのワンストップ相談窓口「ハートフルアグリサポートセンター」を設置いたしております。

次に、②の「福祉事業所等の社会参加促進効果や耕作放棄地問題を踏まえた、本町での農と福祉の連携事業の推進について」でございます。

本町におきまして、耕作放棄地が多く発生していない現状ではございますが、今後は 農地所有者の高齢化等により、耕作放棄地問題が深刻化する可能性がございます。この ため福祉作業所等と連携した取り組みは、福祉施策・農業施策双方にメリットがあるも のと認識しておりますが、福祉事業者の方の農園運営に関わるご意向と、農地所有者の 賃貸借権等の……(質問時間終了のベル音)……設定についてのご意向のマッチングや、 地域住民も含めた連携など、実施に向けては課題が多いと考えております。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後4時40分~午後4時42分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁途中ですけど、以上で、平野議員の一般質問を終了させていただきます。 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。 引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員(質問者席へ) テーマ I. 「JR島本駅西土地区画整理事業の進捗状況を問う (その5)」。

まず、9月の一般質問に対するご答弁を踏まえて、質問します。

1) 5年前の都市計画審議会において会長よりご指摘のあった「市民参加」という課題に、都市創造部長は「都市計画の手続きの中で、保留区域の設定に向けて都市計画変更の手続きの際、大阪府の公聴会等が開かれ、公述の場が設けられている。また縦覧等手続きの中で住民意見をいただく場があり、一定の住民参画、住民意見を反映する機会がある」という見解を示されました。「一定の意見等が出てきたら、真摯に判断することも必要になってくるかと考えている」とのご答弁もありました。

「公述や意見書について、真摯に判断する」とは、具体的にはどういうことですか。 公聴会での口述内容、出された意見書の内容は、どういったものでしたか。

府に寄せられた意見を住民意見として反映させるため、島本町として、どのように活用しますか。

2) 都市計画審議会の委員構成については、すでに参画いただいている専門家に加えて、複数分野の専門家の方に参画していただく必要があると、従前より求めてきました。 どのような方に参画いただけるのか。学識経験者の人選について問います。 お願いします。

都市創造部長 それでは、1点目の、まず1)についてでございますが、9月定例会議の際にもご答弁させていただきましたとおり、都市計画の変更手続きの際には「都市計画法」第16条に基づき、「必要があると認めるときは公聴会の開催等住民意見を反映させるために必要な措置を講じるもの」とされており、同時に「都市計画法」第17条に基づき、都市計画の案の縦覧の際に意見書を提出することができるものとされております。

今回の都市計画の変更手続きにつきましては、大阪府が変更される「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」において、JR 島本駅西地区を保留区域に再設定をするものであり、公聴会における公述意見や縦覧の際の意見書は大阪府に対して提出されるものであることから、いただいたご意見の内容の取り扱いにつきましては、大阪府と協議させていただいたうえで、判断させていただく必要があるものと考えております。

なお、平成22年度の島本町都市計画審議会の際に付帯意見としていただいております 住民参加の観点におきましては、地権者及び地域住民の代表で構成される「まちづくり 協議会」の開催を働きかけることにより対応させていただいておりましたが、今後も住 民参加の観点について、調査・研究してまいりたいと考えております。

また、ご指摘の6月に大阪府が開催された公聴会における公述内容につきましては、9月定例会議において他の議員のご質問にご答弁させていただきましたとおり、開発による防災面や道路交通面におけるリスク、またコンパクトシティの観点や人口減少時代における島本町の有利性等を論じられたうえで、開発は最小限にとどめ、残りは農地として保全すべきであると公述され、公述の中では、住民への説明責任についても触れられていたものと認識いたしております。

なお、11月に大阪府が実施された縦覧の際のご意見につきましては、大阪府が、来年 2月に開催される大阪府都市計画審議会において意見書の概要及び意見書に関わる考え 方を示される予定となっておりますので、ご理解賜りたく存じます。

続いて、大阪府に寄せられたご意見を反映させるため、「町としてどのように活用するか」のお尋ねにつきましては、現段階で大阪府が示されている、6月に開催された公 聴会の際の公述意見の概要及びそれに対する大阪府の考え方を、来年1月に開催予定の 島本町都市計画審議会の参考資料とさせていただき、これを踏まえ、委員の皆様にご審 議いただきたいと考えております。

次に、2)についてでございます。

以前から、本町都市計画審議会には、学識経験者といたしまして、景観工学や都市環境デザインを専攻されている方にご参画いただいておりましたが、近隣自治体の委員構成等を鑑み、今年度は都市計画審議会委員を任命させていただく際には、複数の学識経験者の任命を予定いたしております。

具体的に申し上げますと、前回から引き続いて景観工学や都市環境デザインをご専攻されている方が1名、今回から新規でご参画いただく交通工学や国土計画をご専攻されている方が1名、最後に福祉分野を専攻されている方が1名の、計3名の学識経験者にご参画いただく予定でございます。

以上でございます。

戸田議員 核家族時代の高齢化社会においては、域内交通の充実が重要課題になります。 徒歩、自転車、公共交通を軸とし、福祉の視点を活かしたまちづくりが求められます。 複数の専門家のご専攻については納得いたしました。

引き続き、2016年1月18日に開かれる予定の町都市計画審議会について、です。

三つ目の質問。保留区域を再度申請するに至るまでの経緯については、どのように説明されますか。

四つ目の質問です。保留区域申請範囲を示す位置図など、申請に関わる書類を共有することなく審議を深めることはできません。審議において建設的な意見が述べられるために必要不可欠な資料として、保留フレーム設定の個別地区調書、保留区域設定区域、土地利用計画図など、府に提出した資料を参考基礎資料として提出することを求めます。ご見解を。

5)番目.公聴会の口述内容については、お示しいただけるということです。意見書並びにそれらに対する府の考え方は、参考資料として提出されるのでしょうか。府に出された意見書・公述記録を、参考資料として委員が等しく目を通せるよう、提出を求めるものです。

都市創造部長 次に、3) についてでございます。

平成27年度第1回の島本町都市計画審議会につきましては、平成28年1月18日に開催を予定しており、現在、会議資料の内容について検討させていただいているところでございます。そのため、現時点で詳細な内容をご答弁させていただくことはできませんが、前回、保留区域を設定いたしました平成22年度以降、現在に至るまでのJR島本駅西地区に関わる経過を、委員の皆様にご説明させていただく必要があるものと考えております。

次に、4)についてでございます。

こちらにつきましても、先ほどご答弁させていただきましたとおり、現時点で詳細な内容をご答弁させていただくことは控えさせていただきたいと考えております。しかしながら、今回、大阪府が変更される「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に関わる内容につきまして、本町都市計画審議会においてご議論を行っていただくことができるよう、保留区域申請時における素案図書を参考資料とさせていただくことを検討いたしておりますが、素案図書はあくまで申請時点のものであり、今後、意向調査結果等により変更される可能性があり、確定されたものではないことを、ここで申し添えさせていただきます。

最後に、5) についてでございます。

前のご質問でご答弁いたしましたとおり、6月に大阪府が開催された公聴会の際の公 述意見に関わる概要及びそれに対する大阪府の考え方につきましては、すでに大阪府に おいて公表されているものであり、今回の議案であります大阪府が変更を予定されてい る「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をご議論いただく際に必要で あるものと考えておりますことから、島本町都市計画審議会の際の参考資料とさせてい ただきたいと考えております。

しかしながら、11月に大阪府が実施された縦覧の際の意見書の内容につきましては、 あくまで来年2月に予定されている大阪府都市計画審議会において、大阪府の考え方と ともにお示しされるものとお聞きしておりますことから、島本町都市計画審議会の際に おける参考資料としての取り扱いにつきましては、大阪府に確認したうえで対応させて いただく必要があるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 都市計画の手続き上、縦覧期間に住民が意見を述べる機会が与えられ、府に出された意見は、16 件と認識しています。来月の町の都計審までに一定内容を確認、1月18 日の都計審で紹介していただけますか。

また、申請の際、町が府に示した個別地区調書、設定区域の地図、都市利用計画図は、 提供について検討されるということですが、どの区域にどのような開発計画があって、 どこを保留区域に設定していこうとしているのか。審議会委員が等しく情報を共有する ため、必要最少限の資料ではないでしょうか。

大阪府に問い合わせたところ、そもそも保留フレームの申請は市町村からなされるものであり、府から資料の取り扱いについて意見を述べる立場にはない、市町村の、すなわち島本町の判断によるもの、という見解です。提供を求めるものです。

「府とも」というふうな発言ありましたが、島本町のご判断で提供していただけないでしょうか。ご答弁を求めます。

都市創造部長 それでは、2点、ご質問いただきましたので、そのうち、まず1点目でご ざいますが、11月に開催された縦覧の際の意見書の取り扱いについてでございますが、 先ほども議員のほうでもご紹介ありましたが、今回、意見書としては 16 件が出ておるということなどで、その概要につきましては、口頭でお伝えすることは必要かなというふうに考えてございます。

それと、今回、参考資料ということで、先ほどもご紹介いただきましたけども、保留フレームの再設定の際に大阪府に提出した素案図書につきましては、参考資料として取り扱いたく、今、検討中でございますので、本町の審議会におきましても活発なご意見をいただくためにも、資料の作成については十分検討していく必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

戸田議員 前向きなご答弁をいただいたと、認識しました。

二つ目のテーマに移ります。「第三小学校整備基本構想を質す ~地域力を高める学校整備を求めて~」。

第三小学校整備基本構想として採用されようとしているF案は、三小と第四保育所の耐震化の課題解決を念頭に考えられた、言わば苦肉の策であって、同プランが教育現場にとって最善の策であると胸を張って提出されてはいません。島本町における教育理念をいかにして実現するか、未来を担う次世代のために夢ある環境をどのように整備していくのか、若年層の転入・定住促進に何が最も必要か、という発想を欠いています。こ
こが最大の問題であると私は思います。

財政的にやむを得ないとして、このプランを受け入れれば、後々、必ず後悔することになる。右肩上がりの時代の規範的なものの見方、考え方、捉え方から脱却しすぎて、まちづくりを論ずることを見失ってしまっていると思えてなりません。財政状況に課題があることは深刻な事実ですが、職員の意識に「負のスパイラル」が始まっていることが、より深刻であると私は考えています。

結論から言うと、保育所の併設はいったん見送り、グラウンドの一部を活用して小学 校校舎を速やかに建て替えるのが最善策と考えます。

以下、島本町の現状と課題を踏まえて質問します。

まず、考えられる生徒数の増加に、現行の教室数、学童保育室数で適切に対応できるのかという問題。

校区ごとの人口推移を見たとき、生徒数が急激に増えた第四小学校において、新1年生の生徒数と学級数に最も強く影響が出始めるのは、いつ頃ですか。第四小学校において、今後10年間、新1年生の学級数は、どのように推移すると予想されていますか。

関西電力グラウンド及びテニスコート跡地や、JR島本駅西側開発計画区域など、今後、大規模な開発が想定されている地域を校区内に抱えている第三小学校においても、おそらく同様の現象が生まれると思われます。島本町人口ビジョン及び総合戦略策定に際して採られたアンケート調査の分析にも、転入者の典型的な姿として、20 代から 30

代の独身者が結婚を機に新居を構える。30代前後の夫婦、子育て世代が子どもの小・中学校進学を機に持ち家を取得する、などとあります。F案は、これに対応できるとお考えですか。

開発の影響による生徒数の増加が見込まれる 20 年間、ますます老朽化している校舎で、教室数・学童数が絶対的に足りない環境で、転入者の子どもたちは教育を受けることになります。この理不尽さをどう受け止めるのか。転入者は、新たな生活に希望を抱いて島本町を選んでくださったのであって、町財政のために引っ越してこられるのではありません。見解を問います。

以上3点、お願いいたします。

教育こども部長 それでは、Ⅲ点目の「第三小学校整備基本構想を質す ~地域力を高める学校整備を求めて~」について、ご答弁申し上げます。

まず、「第四小学校の新1年生の学級数について」でございます。

第四小学校につきましては、大規模マンションの開発により、すでに学級数に影響が現れており、住民基本台帳登載の人口から見て、平成27年度から平成29年度までは3クラス、平成30年度から平成32年度までは4クラスとなることが見込まれます。その後の推移につきましては、現在、進行している住宅開発計画などの動向を十分注視する必要があると考えております。

次に、「大規模開発が想定される中、第三小学校整備案で対応できるか」についてで ございます。

JR島本駅西側区域などの開発につきましては、現段階におきまして具体的な開発内容は決定しておりませんし、将来の人口動向の予測は非常に難しく、社会情勢も予測が困難な状況にあります。

今回の第三小学校基本構想は、一部校舎の建て替えを予定しておりますが、他の2棟については、20年後の人口動向等により必要な規模の校舎に建て替えることや、町全体の児童の人口動向を見据えた学校の統廃合も含め、適正規模の校舎について検討できるものと考えておりますので、現時点では、目の前にある課題に対し、迅速に対応していくことが最も重要であると考えております。

次に、「老朽化する校舎で、転入する子どもたちが教育を受けることへの見解について」でございます。

校舎の老朽化は、全国的にも課題となっており、本町だけの課題ではございません。 今後の学校施設のあり方につきましては、他の公共施設の耐震化や老朽化対策が必要な ことから、町財政との整合性を図ることが不可欠であると認識しております。

新しい校舎で教育を受けることは、誰もが望むところではございますが、本町が抱える多くの課題への対応や町財政を踏まえると、学校施設だけを優先することは困難です。 従いまして、今回の整備案により子どもたちの安全を確保するとともに、ソフト面から の教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 なぜ、目の前の課題で精一杯になるのか。それは洞察力を欠き、計画性がなかったからだと思います。

サントリー物流倉庫の跡地の開発、関西電力グラウンド跡地については、もはや不確定要素とは言えないはずです。 JR島本駅西側も、土地区画整理事業を行うというのが揺るぎない町の方針ですから、その意味では、生徒数の増加は確定的な要素と言えます。数字に弱い私でも、わかります。

さらに、「躯体の耐用年数と老朽化」の現実に向き合っていただきたい。

去る11月16日、民生教育消防常任委員会で、すべての学童保育室を見学しました。 第三小学校の校舎の雨漏りは、面積・規模・漏れる水の量とともに深刻、躯体の耐用年 数にも少なからず影響しているはずです。雨漏りの原因、対策工事の手法、費用等の見 通しはついていますか。専門業者の見解は、どのようなものですか。

「将来を見据えた小学校校舎の実現」

やがて、20 数年後に子どもの数が徐々に減っていくことを想定し、子どもの居場所や 防災・減災の市民活動の拠点などに使えるよう、柔軟性のある実施設計をしていくこと が、今、求められている最善のプランではないでしょうか。今、必要なのは、敷地内で 繰り返される土砂水害対策を抜本的に解決する基礎工事を施したうえで、周辺の緑豊か な環境に溶け込む、美しい校舎を新築することではないでしょうか。

ご答弁を求めます。

教育こども部長 続きまして、「第三小学校の耐用年数と老朽化の問題に目を背けてはいけない」と、ご質問でございます。

今回の耐震化におきまして、建物の性能維持のための工事も事業経費に含まれており、 雨漏り等の対応につきましては、今後、設計の段階で適切に対応してまいりたいという ふうに考えております。

また、次に、「将来を見据えた小学校校舎の実現について」でございます。

ご提案いただきましたことにつきましては、一定理解はいたしますが、先ほどからも ご答弁申し上げておりますとおり、本町の財政を抜きに、学校施設だけを整備すること ができない現状をご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

戸田議員 雨漏りについては、専門業者の見解は取っておられないと、ご答弁から拝察いたしました。

2012 年 8 月 14 日、この辺りの洪水被害は記憶に新しいところです。何より、ご答弁では数年来の雨漏りの根本的な原因を把握できないということになります。にも関わらず、外壁防水対策をして、そのうえで耐震化するということ、大丈夫なのでしょうか。

また、耐震診断の際、コンクリート強度の測定はしておられますか。「適正化基本方針」の17ページに、日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方が示されています。 昭和63年のものです、古いです。この標準目標耐用年数に基づいて、あと20年は保つだろうと判断しておられるとしたら、それは具体性のない期待値に過ぎません。専門家の見解、所見を求めてから、考えるべきではありませんか。

教育こども部長 第三小学校の雨漏りの件に関しましては、耐震診断をした際にも、当然、耐震補強、あるいは建て替えも視野に入れてという検討が必要になったというご答弁は、これまでもさせていただいております。その中で雨漏りについては、この第三小学校に限らず、ほかの学校でも雨漏りはございました。それも含めて、屋上防水とか外壁回収というのは、順次進めているというのが現状でございます。

今回の第三小学校の雨漏りの件につきましても、今後、耐震補強のための設計、建て替える部分もございますけども、補強する部分については、その辺の対応も含めて、設計の段階でいろいろと検討していきたいというふうに思っております。

それから、コンクリート強度につきましては、「建築基準法」の施行令で一定、強度というのが定められております。そこでは、1 mm当たり 12 ニュートン以上という基準があるようでございます。私も詳しくわからないんですけども、基準としては、12 ニュートン以上というふうにございます。これにつきましては、耐震診断をした際に、コンクリートを一部抜き取りをしまして調査をしておりますが、この基準はクリアしているということが確認できておりますので、その点は、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

戸田議員 ほかの小学校も雨漏りをしています、というようなご発言ありましたけれども ね。第三小学校以外の三つの小学校は、今年度、一斉に耐震化工事を行っています。す なわち、大小様々の改修をこれから繰り返しながら、施設更新の時期を一斉に迎え、同 じカーブを描いて一斉更新の時期を迎えます。このとき、今よりも税収が伸び、景気・ 経済が上向いているとは考えられない。

少なくとも、今、第三小学校だけは新築という選択をして、一斉更新のカーブの山を 緩やかにし、財政の平準化という課題に正しく向き合う必要があります。これが、公共 施設適正化の基本理念だと私は思っています。反論があれば、お示しください。

教育こども部長 次に、「財政の平準化という課題について」でございます。

第三小学校以外の学校につきましては耐震化を施しており、各施設の築年数等によりまして、今後20年から30年程度は、必要最低限の修繕を行いながら利用することができると考えておりますが、今後、長寿命化に向けた検討も必要であると考えております。 就学人口は、開発などの不確定要素があり、当面は増減を繰り返すものの、概ね減少傾向に向かっていくと予想されますが、ご指摘のとおり、20年後が、今よりも税収が伸

び、景気が上向いているとは断言できません。そのため、先ほどもご答弁申し上げましたように、20年後の人口動向等により適切な判断ができるよう、今回は、財政的な判断なども勘案しながら、目の前の課題に対応することをご理解いただきたいと思います。 以上でございます。

戸田議員 「公共施設適正化基本方針」の19ページには、将来の更新費用の推計が示されています。平成44年から、教育施設の更新が一斉に始まります。ここに三小も含まれています。

教育こども部長、教育委員会に移られてから積年の課題に誠実に取り組んでこられましたが、このままでは、今以上の苦労を現在の課長クラスの皆さんに強いることになります。何のために作成した「適正化基本方針」なのか、何のために住民ホール、それから町立プールの存続を諦め、廃止したのか。私はここが理解できない。

総合政策部長、お答えいただけますか。

総合政策部長 ご指摘の「公共施設適正化基本方針」でございますけれども、これにつきましては、町が保有する公共施設のうち、プラントを除く34 施設の建築物を対象として、将来の更新費用にかかる推計を行っております。これは、それぞれの建物の建設年及び延べ床面積、建物の標準的な耐用年数――これは一般的に鉄筋コンクリートは60年というふうに言われておりますけれども、それと平米当たりの建築単価といった情報をもとに、耐用年数が経過した時点で、現状と全く同規模での建築を行ったと仮定した場合に必要となる費用を試算したものでございまして、三小の建物につきましては、一部が昭和48年、それから昭和50年及び52年、それぞれの建設でございますので、この推計においては、校舎の大部分については平成45年に更新するという想定になっております。従いまして、これはあくまで、今、申し上げました想定をもとに作っている更新費用の推計でございますので、平成45年に確定したものではないということは、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

- **戸田議員** 確定したものではない、だからこそ、今、考えるべきだと申し上げています。 そもそも、なぜ、こんなことになっているのか。過去の町有地売買に原因があること は明白。平成 18 年度・フジ住宅、25 年度からの小野薬品工業への売却で手放した町有 地の面積と売却額の合計を、お示しください。さらに、ふれあいセンター、水無瀬川緑 地公園、JR島本駅のため取得した土地の総面積と、購入金額総計をお示しください。 簡潔にお願いいたします。
- 総務部長 平成 18 年度にフジ住宅株式会社に、また平成 25 年度から小野薬品工業株式会社に売却した総面積と総売却金額につきましては、総面積 3 万 500 ㎡、総売却額は約 35 億でございます。また、ふれあいセンター、水無瀬川緑地公園――これは町営住宅を含みますが、それと J R 島本駅の土地の部分を購入した総面積は約 6 万 9,000 ㎡、それに

かかった総額は約96億円でございます。

ただし、購入につきましては国庫補助、特に緑地公園の町営住宅につきましては、用地の取得のときに2分の1の国庫補助約10億円が入っております。それからJR島本駅では、街路事業として国庫補助が入っております。さらに、ふれあいセンター、それから緑地公園の公園部分の用地につきましては、地域総合整備事業債という起債を発行しておりまして、財政力指数によって大体4割から5割ぐらいの交付税措置があるということでございますので、全額が町の単費で買ったわけではございません。

以上でございます。

戸田議員 お示しいただいた数字、用地確保の課題。かつて第一保育所があった土地を手放した、その売却益は27億5千万円と認識しています。その一部を再び、子どもと子どもの未来に投資するという政策判断があって良いはずです。また、財政が困難とおっしゃっていますが、国庫補助があるとは言え、96億円近くもの税金を使って土地を購入しているわけです。なぜ、今、このような状態に陥っているかというのは、過去の経緯を見れば、そこに原因があることは明らかです。

視点を変えます。「教育環境の充実で地域力を高める」という視点、すなわち「地域の教育環境が住居地選択の重要な選択要素となる時代、F案で応えられますか」という 視点を欠いていませんか。

島本町は、人口減少時代に新たに大量の住宅を供給しようとする民間事業者に開発許可を与える立場にあります。20代、30代の子育て世代の転入・定住を目指すならば、教育施設の更新を、その重要課題、最重要課題の一つと戦略的に捉えることが、なぜ、できないのでしょうか。

場の記憶、愛着、地域力を養う学校は、持続可能なまちづくりの要です。20 代、30 代が結婚などを機に親元を離れるこの時期が、実は定住促進・持続可能なまちづくりの 勝負どころであると私は考えます。島本町に住み続け、親の住まいに近い場所で子どもを育て、やがて老いを見守る。同居はしないが、世代ごとに自立し、理想の距離感で家族としてともにあるというサイクルを生み出す力が自治体の施策にあるかどうか。島本町に残るか、島本町を離れるか、一人ひとりの選択が人口推移の分かれ目になります。

財政難を根拠に中途半端な教育環境整備を行っていれば、将来、次世代の人口流出は 止められないのではありませんか。見解を問います。

教育こども部長 続きまして、「教育環境の充実で地域力を高めるという戦略について」 でございます。

教育施設の充実につきましては、最重要課題の一つと考えておりますが、どの自治体 も、学校施設に限らず公共施設の老朽化には、苦慮されているところでございます。本 町は、府内自治体の中でも若い世代の転入が多く、本当に喜ばしいことではございます が、限られた財源で教育環境を維持し、子どもたちの安心・安全を最優先に考え、ハー ド・ソフト両面から教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「財政難を根拠に中途半端な教育環境整備を行っていては、人口流出は止められない」についてでございます。

先ほどからご答弁申し上げておりますとおり、本町の財政抜きに、学校施設だけを整備することは困難です。また、今回の第三小学校の整備計画案で施設整備を進めることによって、そのことが人口流出に繋がるとは考えておりません。

いずれにいたしましても、施設の安全確保は必要ですが、ソフト面で、さらなる教育 の充実に努めてまいりたいと考えております。

戸田議員 総合戦略ということなんですけれども、「戦略」とは、まんべんなくすべてというのではなくて、何に重きを置くかということだと思います。用地確保の課題、財政 困難を理由に第三小学校に保育所を併設しなければならない理不尽さは、過去の町有地 の売買によって、明らかにできたと思っています。

もちろん、早期耐震化が不可欠であることは承知しております。しかし、保育所の併設はいったん見送り、別途、未就学児の子どもは子育て支援として総合的に考えなければならない。第三小学校は単独の実施設計により、学校運営により負担をかけない新築という手立てを取るのが最良の選択と、私は思っております。英断を求めるものです。

これについて、総合的な、教育的な課題として、政策的に再度、ご答弁を求めます。 どなたに、お答えいただけますか。

教育こども部長 先ほどからもご答弁を申し上げておりますとおり、若い世代が多く転入 してきていただいているということは、ほんとに喜ばしいことだというふうに思ってお ります。

ただ、先ほどからご答弁申し上げておりますように、学校施設だけというわけにはまいりません。最少限の安全・安心という部分は確保する必要はあるというふうに思っておりますので、その点については、早急に対応しなければならないというふうに思っておりますし、何より、ソフト面でも、教育については充実していきたいという思いはございますので、教育委員会として、ハード・ソフト両面から教育活動に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

戸田議員 教育長にも、町長にも、お答えいただけませんでした。残念に思います。

テーマ三つ目. 「図書館に赤ちゃんタイムを」ということで、質問いたします。

幼い子どもを持つ保護者が、周囲に気兼ねせずに図書館を利用できる時間帯を設けることは可能ですか。赤ちゃんが泣いていても、温かく見守ってくださいね、と言える時間帯、いわゆる赤ちゃんタイムを平成25年第2回定例会の一般質問で提案しました。9月の民生教育消防委員会においても、子育て世代の人口が急激に増えている中、子ども対象の事業だけではなく、そのお父さん、お母さんに訴えるような企画を打ち出してはどうか、と問いました。図書館長からは、前向きに検討するというようなご答弁をいた

だきましたので、期待しております。

今後の具体的な取り組みについて、お示しください。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後5時23分~午後5時25分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育こども部長 それでは、Ⅲ点目の「図書館にあかちゃんタイムを」について、ご答弁申し上げます。

「赤ちゃんタイム」につきましては、議員ご承知のとおり、保護者が乳幼児と一緒に 気兼ねなく図書館を利用できるようにする取り組みでございます。具体的には、赤ちゃ んなど幼い子どもの泣き声や走り回りなどに対しまして、他の利用者に寛容に接してい ただくよう求め、図書館内で親子がゆっくりとくつろぎ、本に接してもらうことが、目 的でございます。

また、「赤ちゃんタイム」のメリットといたしましては、赤ちゃんの泣き声が他の利用者に迷惑をかけるなどの懸念により、図書館の利用を躊躇されていた保護者が図書館へ来館されることによって、親相互、また子同士の交流を図り、子育てに関する情報交換や育児不安の解消に資するものと認識しております。

現在、図書館では、読み聞かせにより、幼い頃から本に親しみ、本を好きになってもらうため、毎週土曜日の午前11時から乳幼児を対象として、ボランティア団体と職員による「おはなしかい」を開催しております。「おはなしかい」と「赤ちゃんタイム」との相乗効果により、乳幼児の来館をさらに促進するため、平成28年1月から毎週土曜の午前10時半から12時まで「赤ちゃんタイム」を設定し、試行的に実施する予定でございます。

なお、実施にあたり、他の利用者に「赤ちゃんタイム」の趣旨を理解していただくため、広報の掲載や館内ポスター掲示など、周知に努めてまいりたいと考えております。

今後も、赤ちゃんの時から図書館に親しまれるよう、環境整備に努めてまいりたいと 考えております。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後5時27分~午後5時28分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育こども部長 それでは先ほどの保育所のほうのご答弁で、再度、ご答弁申し上げます。 「保育所の併設を見送って、第三小学校単独新築するのが最良の選択」というご質問 をいただきました。

第四保育所につきましては、平成25年度に耐震診断を実施し、耐震補強が必要との結果が出ており、耐震化には相当の補強工事が必要となります。しかしながら、保育所の場合、長期の休業期間がないため、仮設園舎の必要性や、そのための用地の確保も課題

となっており、このような課題がある中、昨年度、基本構想作成のため検討を行い、用 地の確保など諸課題を解決するには、保育所併設が不可欠であるとの考えに至ったもの でございます。

また、今後、あらゆる公共施設の更新に多くの費用が必要になることを総合的に勘案 し、早期に実現できる現実的な案と考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。 以上でございます。

戸田議員 積年の課題であった耐震化に、基本構想というものを作られて前向きに取り組まれたこと、これについては大変評価できると思っています。しかしながら、その基本構想の報告書を見て私なりに思うところがあり、そしてまた多くのパブリックコメントが寄せられたということで、今回、質問をさせていただきました。

計画は鋭意、英断で変えていくこと。今しか判断がないという思いで質問いたしました。お答えいただきました。ちょっと、私の質問の不手際もありまして、前後してしまいました。

「図書館に赤ちゃんタイムを」ということで、設けていただけるかと思うんですけども、必ずしも子どもさんだけではありません。育児期間中に、キャリアアップのため勉強をしたり、それから研究者が育児をしながら自分の研究を続けるなど、20代、30代、あるいは40代の子育て世代の多様な生き方を応援するという意味でも、赤ちゃんタイムは非常に価値ある取り組みだと思います。

サントリーウイスキーの歴史を知る図書館講座に、同社のブレンダー室長を講師に迎えるなど、地域の産業史を知る企画なども大変興味深く、新しい取り組みをされていると思います。引き続き、本を軸にした魅力的な図書館の取り組みに期待いたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

伊集院議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日 12 月 15 日午前 10 時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は、明日 12 月 15 日午前 10 時から会議を 開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

(午後5時32分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

行 政 報 告

一般質問

岡田議員 し尿中間処理施設について

関 議員 1. DV被害者への手続き支援について

- 2. 資料のペーパーレス化について
- 3. 人事給与制度構造改革プランについて

田中議員 島本町と大山崎町の歴史文化面における広域連携の姿勢を問う

野村議員 「住宅セーフティネット」の充実について

川 嶋 議 員 防犯カメラ設置事業について進捗状況を伺う

河野議員 1. 住み続けたい島本へ~町(府)の支援教育の充実を

2. 障がい児保育(枠)の拡充を求める

佐藤議員 1. 島本の将来は島本の住民が決める。島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)の在り方について

2. 公共施設の在り方は住民の総意で決めよう

外 村 議 員 驚きの再協議依頼文書(高槻市へのし尿処理事務委託)今後の交渉方針を 問う

平野議員 1.49名の保育所待機児童をなくすために

- 2. 住民とつくる「町立第三小学校整備基本構想」及び「公共施設総合管理計画」を
- 3. 農と福祉の連携で地域づくりを

戸田議員 1. JR島本駅西土地区画整理事業の進捗状況を問う(その5)

- 2. 第3小学校整備基本構想を質す ~地域力を高める学校整備を求めて~
- 3. 図書館に「あかちゃんタイム」を

-	92	-
---	----	---

平成 2 7 年

島本町議会12月定例会議会議録

第 2 号

平 成27年12月15日(火)

島本町議会12月定例会議 会議録(第2号)

年月日平成27年12月15日(火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井	9 2番	関 重勝	3番	外村	敏 一
4番	田中(多 5番	村 上 毅	6番	清 水	貞 治
7番	岡田 初	惠 8番	川嶋 玲子	9番	戸田	靖子
10番	平野 かおん	る 11番	伊集院 春美	12番	野 村	行 良
13番	河野 恵-	子 14番	佐藤 和子			

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口裕	副町長	乾 知 範	教 育 長	岡本 克己
総合政策部 長	由 岐 英	総務部長	柴山 則文	健康福祉	岡本 泰三
都市創造部 長	水木 正也	上下水道部 長	今中 良昌	消防長	近藤 治彦
教育こども 部 長	北河 浩紀	会計管理者	妹藤 博美	都市創造部 次 長	安藤 鎌吾
上下水道部次 長	新 貴博	総合政策部 政 策 企 画 課 長	佐藤 成一	総 務 総務・債権 管 理 課 長	三 代 剛
健康福祉部住民課長	大柴 一浩	都市創造部 都 市 整 備 課 長	橋本 祐一	教育こども部 教 育 総 務 課 長	島村 博之

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 猪倉 悟 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

平成27年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第2号

平成27年12月15日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

平井議員 1. マイナンバー制度について

2. 子育て世代の期待に応えるために

村上議員 子育て支援課のその後について

清水議員 1. 水路の災害対策について

2. 森林整備について

日程第2 第 6 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第3 第69号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について

日程第4 第70号議案 工事請負契約の締結について

日程第5 第71号議案 工事委託協定の変更について

第72号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第6 第73号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴 う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

日程第7 第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の制定について

第75号議案 島本町税条例等の一部改正について

日程第8 第76号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例の一部改正について

第77号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第9 第78号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第10 第79号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第5号)

第80号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第81号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

日程第11 第82号議案 平成27年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)

(午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、平井議員の発言を許します。

平井議員(質問者席へ) おはようございます。ただいまより、一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、「マイナンバー制度について」でございます。

平成28年1月からマイナンバーの利用開始に伴い、本町においても通知カードの発送が始まり、住民の手元に届けられ、宛名不明や郵便局での保管期間経過により、各自治体へ返送されている件数が相当あると聞き及んでいますが、本町に返送されてきた件数は、現時点でどの程度あるのか、伺います。

健康福祉部長 それでは、平井議員の一般質問のうち、1点目の「マイナンバー制度」に ついて、ご答弁申し上げます。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策等の分野の手続きにおいて、マイナンバーの利用が開始されます。住民の皆様のマイナンバーが記載された通知カードにつきましては、本年11月21日、地方公共団体情報システム機構から山崎郵便局に届けられ、翌日22日から、順次、簡易書留にて各戸に配達されております。

郵便局から発送された通知カードの総件数は1万2,979件でございますが、そのうち、宛名不明等の理由により本町に返送されてきた件数は、平成27年12月11日現在で693件でございます。その内訳といたしましては、「宛名なし」が219件、郵便局で7日間保管した後の「保管期間経過」が466件、「受け取り拒否」が8件となっております。以上でございます。

- 平井議員 ただいまの答弁では、12月の11日現在、本町においても宛名不明で219件、保管期間経過で466件、受け取り拒否で8件が、返送されてきたというふうなことですが、その返送分の中で、郵便局での保管期間経過による返送分については対応が可能だというふうに思いますけども、それ以外の宛名不明による返送分並びに受け取り拒否により返送されてきた部分については、どのように対応していこうというふうに考えているのか、伺います。
- **健康福祉部長** 山崎郵便局から返送された保管期間経過後の通知カードにつきましては、 住民の皆様から担当課に問い合わせをいただいており、現在、来庁いただいておられる 方につきましては、その場で本人確認を行いまして、窓口にて交付を行っております。

また、保管期間経過後もご連絡いただけない方に対しましては、本町で通知カードを保 管していることをお伝えする通知をお送りしております。

宛名不明など返送分につきましては、調査した結果、その約半数は、送付先確定後に 本町から転出手続きがなされた方のものであると判明いたしております。その他の方に つきましては、現時点で宛名確認ができておりませんので、引き続き調査を行って、本 人の手元に確実に届くように、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、受け取り拒否の8件につきましては、ご本人宅に訪問するなどの対応を行って、本制度の趣旨等、再度ご説明して、理解が得られるよう努めてまいる所存でございます。 平井議員 本町に返送されてきた中で、今日まで住民にどの程度届いたのか、伺いたいというふうに思います。

また、来年1月から、申請された方に個人番号カードが発行されますけども、通知カードは年内にすべての住民に行き渡るのか、その辺もあわせて、お伺いをいたします。

健康福祉部長 返送されてきた通知につきましては、平成28年1月の利用開始までに、ご本人の手元に届くように努力してまいりますが、12月11日時点において本町へ返還されてきた通知のうち、住民の皆様にお渡しすることができたのは75件、全体の0.6%となっております。

また、返送されました通知カードの受取人の方の中には、個々のご事情により、一時的に現住所地にお住まいでない方もおられますし、一定数、そのような方がおられます。その場合は、ご本人が現在お住まいの居所の登録や、本人確認等の慎重な取り扱いが不可欠でございますので、事務処理に若干、時間を要するものと思います。そのようなことから考えても、年内にすべての住民の皆様に通知カードをお届けするというのは難しいものと考えております。

いずれにいたしましても、可能な限り早く、皆様のお手元に届くように努力してまいりたいと考えております。

- 平井議員 今の答弁では、すべての住民の皆さんに年内に行き渡るのは大変困難な状況だということでございますが、来年1月から、マイナンバー制度が開始されますけども、通知カードが手元に届かなかった場合は、今後、どのような影響を住民の皆さんに与えるのか、その辺をお伺いします。
- 健康福祉部長 通知カードがお手元に届いていないと、当然、自分のマイナンバー、番号を承知されておられないということになりますので、行政サービスを受ける際の様々な申請において、個人番号の記載欄があっても記載できないこととなります。個人番号の記載がない申請に対しては、できる限り丁寧な説明を行ってまいりまして、記載に対して理解を求めることといたしますが、記載がないからといって、一律に申請を受け付けないということは考えておりません。

いずれにいたしましても、まだ介護保険の代行申請の取り扱いなど、明らかになって

いない部分がございますので、制度施行時点において受けるサービスが制限されるとい うような不利益が発生することはないものと、担当としては考えております。

平井議員 今の答弁では、制度がスタートして、すぐに住民の皆さんに影響が出ないものということでございますけども、今後、サービスが拡大していきますと、当然、何らかの不利益が住民の皆さんに出てくるのではないかというふうには私は思っているんですけども、そういった意味におきましても、すべての住民の皆さんに、一日でも早く通知カードを届けていただくことが大変重要だというふうに思っております。

その届けるには大変困難な状況もあるかというふうに思いますけども、しっかりと、 担当部で対応していただきますようにお願いして、この質問は終わっておきます。

次に、「子育て世代の期待に応えるために」ということで、近年の大型マンション建設、小規模住宅の開発等によって、就学前児童が増加し、保育所の待機児童問題や保育士不足などの課題が山積をしております。

子育てできる今の島本町の状況というのは、環境が十分整っているとは言えない状況の中で、これらの課題に対する現状認識と、今後の課題解決に向けた対策について、伺いたいというふうに思います。昨日も同様の内容で、他の議員が質問しておりますので、多くは申しませんけども、通告の順に従って、質問をさせていただきます。

まず一つ目には、「保育所の待機児童の現状」はどうなっているのか。

二つ目に、「保育士不足の現状」はどのようになっているのか。

三つ目には、「待機児童対策」について、現時点で計画しているようなことがあれば、 お示しをください。

四つ目に、「保育士を確保するため、今後、どのようなことを考えているのか」。 以上4点、お伺いをいたしたいと思います。

教育こども部長 それでは、「保育所の待機児童問題及び保育士不足」に関するご質問に、 順次、ご答弁を申し上げます。

まず、①点目の「保育所待機児童の現状について」でございます。

保育所の待機児童につきましては、本年 3 月に高浜学園が開設されたものの、0 歳から 2 歳の保育ニーズは、依然として高いのが現状でございます。本年 12 月 1 日現在の待機児童数につきましては、合計で 49 人、年齢別では、0 歳 17 人、1 歳 16 人、2 歳 11 人、3 歳 5 人、4 歳と 5 歳につきましては、待機はございません。

次に、②点目の「保育士不足について」でございます。

本年4月に、子ども・子育て支援新制度がスタートし、全国的に待機児童対策が進められておりますが、保育士の確保は全国的な課題となっております。本町におきましても、保育士の確保は深刻な状況にあり、町広報やホームページ、さらには民間の求人広告を活用した募集など行っておりますが、厳しいのが現状でございます。

国におきましても、本年1月に「保育士確保プラン」が公表され各種施策が進められ、

大阪府におきましても国制度を活用し、潜在保育士の掘り起こしを行う大阪府保育士・ 保育所支援センター事業や、国家戦略特区による地域限定保育士試験を実施されるなど の取り組みが進められております。

しかしながら、これらの成果が表れるまでには時間を要しますことから、それまでの間の保育士確保が喫緊の課題と認識しております。また保育士の確保には、雇用形態や賃金が大きく影響しますことから、昨年度は、保育士では初めてとなる任期付職員5人の雇用を行ったところでございます。

次に、③点目の「今後の待機児童対策について」でございます。

待機児童対策につきましては、第三小学校整備基本構想でもお示しいたしましたとおり、第三小学校敷地内に保育所を建設する計画に加え、大型の住宅開発の動向に注視しつつ、第四保育所を耐震化したうえで、当分の間、保育所として存続させることの検討、さらに子ども・子育て支援新制度で新たに設けられました「小規模保育所」の設置など、待機児童対策を進めてまいりたいと考えております。

最後に、④点目の「保育士の確保策について」でございます。

保育士の確保については雇用形態や賃金が大きく影響するほか、労働環境にも左右されるものと認識しております。これらの条件整備につきましては、近隣自治体との状況や本町の財政状況も勘案したうえで、関係部局と調整してまいりたいと考えておりますが、現状では、これまでの取り組みを継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

平井議員 「保育所の待機児童問題」や「保育士の確保に対する認識と対策」については、一定、理解はいたしますが、今後、町内においても新たなマンション建設や戸建て住宅の開発も計画されていると聞き及んでおり、子育て世代の転入が今後も見込まれる中で、自然環境や交通の利便性等の理由により、島本町を子育ての地として選択され、転入されてきた方々の子育てに対する期待に応えられるよう、早急に対策を講じていただきたいというふうに思います。

その上で、再質問をさせていただきます。

まず一つ目には、保育所以外の、小学校や学童保育室への影響が今後出てくるという ふうに思っておりますが、対策はどのように考えているのか、伺いたいというふうに思 います。

二つ目には、島本町の保育士の配置は国基準を上回る町基準で配置されていますが、 保育士不足に対応するため、国基準で運用をすることにより、待機児童の減少に少しで も繋がるのではないかというふうに考えますが、その辺についての見解を、お伺いをい たしたいというふうに思います。

教育こども部長 それでは、再度、2点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、①点目の「小学校や学童保育室への影響と対策について」でございます。

島本町に転入されてきた方々は、多くの選択肢がある中で島本町を選択され、特に就 学前の子どもをお持ちの方は、環境や子育てに対する期待が大きいと考えております。 しかしながら、今後の住宅開発の動向や、そこに住まれる方の年齢構成により、小学校 の学級数や学童保育室の利用需要が大きく左右されます。

そのため、予測は非常に困難ですが、就学前の児童数の増加は現状においても顕著でありますことから、必要な教室の確保に向けまして、計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。また、四つの小学校の校区につきましても、必要に応じて見直しを含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、②点目の「保育士の配置基準について」でございます。

確かに、保育士の配置につきましては、町基準で、国を上回る配置をしております。 高浜学園につきましては現状で国基準での運用をしていることは、以前、ご説明させて いただいたところでございます。

教育委員会といたしましては、これまでの町基準は堅持したいというふうに考えておりますが、保育士不足もさることながら、府内自治体の配置基準等を比較いたしますと、府内でも手厚い配置基準としていることから、見直しも必要であると考えております。 今年度におきまして、町立保育所でも年度末まで町基準を堅持できない可能性もあるため、その際には、年齢の高い児童の配置を国基準として運用することも考えたいというふうに考えております。

以上でございます。

平井議員 ただいま答弁いただいたように、昨日も同様の答弁いただいておりますけど、 町の保育士配置基準は府内の自治体よりも手厚い基準を堅持してきており、そういう意味では、保護者の皆さん方にも今日まで喜ばれてきているんだというふうに思っております。

また、年度末までに町基準を堅持できないときは、 $4\sim5$ 歳児については国基準にする考えがあるということですが、例えば、当面の間、緊急措置として町立保育所の保育士配置基準を国基準で運用すると、現在の待機児童はどの程度減少するのか。その辺について、ちょっと、お伺いをしたいというふうに思います。

教育こども部長 国基準にしたときの現在の待機児童がどうなっていくか、という再度の ご質問でございます。

1歳児・3歳児・4歳児、そして5歳児につきましては、国基準よりさらに上乗せした町基準での保育士配置としております。12月1日現在、町立保育所2園で保育士を79人確保しており、仮に国基準により保育士必要数を再計算した場合、そのうち10人の保育士を新たな児童受け入れに充てることができます。これにより、現在49人いる待機児童を順次受け入れ、待機児28人まで減少させることができるものです。

ただし、各保育所におきましては、面積基準からの受け入れ可能人数や、年齢ごとの 内訳などの諸要因がありますことから、机上で計算したとおりの児童すべてを受け入れ ることができないということを、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(「その答弁は」他、議場内私語多し)

平井議員 あとの質問については昨日とかぶるんで、これ以上重ねませんけども、やっぱり待機児童が49人ということを考えれば、少しでも待機児童をなくす方向を優先すべきだというふうに、私自身は思っております。

確かに、保育士基準というのは手厚くして、しっかりとした保育環境を整えるのも一つの考え方だというのもわかりますけども、今の状況というのは大変異常な状況だというふうに思っておりますので、やっぱりその辺、他の自治体も国基準でしっかりとした保育所を運営している状況からすれば、島本だけ手厚くしなくても、十分、保育所の運営はできるんだというふうに思ってますので、その辺、十分に精査して考えていただきたいというふうにお願いしておきます。

最後に、先ほどから教育委員会の考え方をお伺いしておりますけども、これは町長部局と教育委員会がしっかりと連携して取り組む問題でもあるというふうに思っておりますので、最後に町長として、島本町を子育ての地として選択して転入してきていただいた方々の期待に応えるために、この状況をどのように考えているのか、見解をお伺いしたいというふうに思います。

(「今まで厳しくやってきた」他、議場内私語多し)

伊集院議長 議場内、お静かに、よろしくお願いします。

川口町長 島本町の12月1日現在の人口、3万687人で、前月比プラス26人でした。世帯数につきましては1万2,813世帯と、前月比プラス6世帯。島本町の人口のピークは平成11年3月の3万912人でしたけど、10年ほど前には3万人を割り込むのではないかなと、そういう心配をされておったんですが、事務事業報告書なんかにご案内してますとおり、平成21年度から24年度までは転入超過で、ここ2年は転出超過でございますが、出生数と死亡者数が、平成22年度から出生者数が死亡者数を上回っているという、若い方が、この21年、22年頃から、島本町にお住みになっているというふうなことだと思います。

この状況は、しばらく続くだろうと、そのように思っておりますが、全国で人口減少 社会を迎えて、大変ご苦労されている自治体もございまして、そういう意味では大変あ りがたい、若い世代の方に島本町に転入していただくということは大変ありがたいこと なんでございますけど、先ほども申し上げましたように、ここ 10 年ほどはこういう状態 で推移するだろうと思われるんですが、それ以降については、やはり全国的な人口減少 社会の波、当然、影響を受けていくものだと思っておりますので、そのあたり、将来を 見据えながら、今、目前にある課題に的確に対応していく必要があるだろうと思っておりますので、そのあたりにつきましては、教育委員会とじっくり議論を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

平井議員 一日でも早く保育士の確保と、それに伴って待機児童の解消をしっかりとやっていただきますようにお願いし、子育てできる環境を整備していただきますように重ねてお願いして、質問を終わりたいというふうに思います。

伊集院議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

引き続き、村上議員の発言を許します。

村上議員(質問者席へ) おはようございます。それでは、「子育て支援課のその後」について、一般質問をさせていただきます。

今後の総合戦略の基本的な考え方からすると、本町は住宅都市としての特性が強いことから、住環境の質を高めて、それを基盤として、「ひと」と「しごと」を呼び込み、 好循環を生み出すことを目指しているということであります。

現状を見たとき、マンションをはじめ戸建ての宅地開発とともに、若い世代が持ち家を求めて流入してきています。また、若い世帯においては町内で出産されることから、 人口増にも繋がっているものと思います。今後もマンションをはじめ戸建ての住宅開発が想定されており、若い世帯の流入が大いに期待できる状況下にあるかと考えます。

こういった状況において、これからも「子育て支援課の役割」は、ますます重要になってくるものと思います。

そのような中、平成26年4月に機構の見直しが行われ、民生部から教育委員会に、子育てにかかる窓口が一本化されましたが、「利用者である保護者の評価」と、「子育て支援課のその成果と評価等」について、お伺いをします。

教育こども部長 それでは、村上議員の一般質問に、順次、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「子育てにかかる窓口が教育委員会に一本化された成果と評価について」でございます。

平成26年4月の機構の見直しにつきましては、子育て支援の窓口を一本化し、住民の皆様にわかりやすく、また様々な手続きがスムーズに行えるように、住民目線に立った機構とするため、教育委員会に集約されたものでございます。

教育委員会といたしましては、担任する地方教育行政事務に加え、町長から児童福祉にかかる事務の一部を委任されたことにより、児童福祉と幼児教育をどのように推進して行くか、また、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を控える中、円滑な制度導入ができるよう努力してまいりました。

これまでの間の主な取り組みにつきましては、それまでほとんど保育所と幼稚園の交流がなかったことから、まずは互いの現状を知ることによって新たな取り組みができる

のではないかとの考えのもと、幼稚園長・保育所長会議を立ち上げ、月1回のペースで 会議を持ち、互いの現場を視察するなどの取り組みを進めてまいりました。

その結果、保育所の5歳児が、幼稚園バスを利用して第二幼稚園に行き、プールを利用できるようになったことや、保育所の5歳児が幼稚園で英語活動を週1回できるようになったことなど、新たな取り組みを始めることができました。また、保育所での障害児保育や幼稚園での教育の取り組みについて、それぞれが保育・教育に活かせるよう「障害児保育研究会」と「就学前教育研究会」を立ち上げ、研究に努めてきたところでございます。このほか、保育所の運動会を小学校のグラウンドで実施するなど、学校施設を利用することにより、より多くの保護者や関係者の参加をいただけるようにもなり、新たな取り組みができたことは、機構の見直しによる成果であるというふうに考えております。

以上でございます。

- 村上議員 ただいまの答弁の中で、これまで保育所と幼稚園の交流がなかったことから、まずは互いの現状を知るという意味で、幼稚園園長と保育所所長会議を立ち上げられました。また機構の見直しによって、保育所の5歳児が第二幼稚園のプールを利用するなど、英語活動を週1回できるようになったことによって、具体的にどのような成果が現れているのか、お伺いします。
- **教育こども部長** 子育て支援の窓口が一本化されたことによりまして、保育所か幼稚園の どちらかを選択するということで迷われている保護者の方にとりましては、一つの窓口 で両方の説明を聞けるようになり、また子育てにかかる相談及び各種パンフレット等を 手軽に入手できるようになり、利便性の向上が図られたと考えております。
 - 一方ハード面では、教育委員会の事務室が手狭な状況にあり、カウンターも狭く、ベビーカーの出入りやベビーカーの置き場、相談室など、十分とは言えない状況にあります。しかしながら、限られたスペースと人員の中で工夫し、さらなる保育・教育の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。
- **村上議員** いろいろ改革はされておるようですが、まだまだ検討していただかなければならない部分があるかと思います。

次に、障害児保育研究会とか就学前教育研究会を立ち上げられて、保育所や幼稚園の保育や教育のことについてさらに研究を進められてきたということですが、そういったことも踏まえて、その研究会のメンバーはどういった方々で、具体的にどのような成果があったか、お尋ねします。

教育こども部長 障害児保育研究会のメンバーにつきましては、幼稚園から4名、園長、 教頭、それから幼稚園教諭2名でございます。そして保育所から6名、所長、主任、支 援担当保育士2名、そして保育士2名となっております。本年度から、学童保育室の室 長2名も加わりまして、事務局3名の計15名で構成をいたしております。平成26年10 月に1回目の研究会を開催し、以後、定期的に開催をしております。

この研究会では、まず、福祉部門にあった保育所において先行して取り組んでいた障害児保育について、保育士と幼稚園教諭とで情報共有・意見交換を行うことで、幼稚園においても、将来的には保育所同様障害児受け入れのための定員を設定し、加配教員の配置など、発達を保障する体制づくりを目指しております。その前段階として、今年度は幼稚園教諭の児童の発達にかかる知識・資質の向上、また相談援助を受ける機会を設けるため、各町立幼稚園に年間4回、臨床心理士を派遣しております。

また、就学前教育研究会のメンバーにつきましては、幼稚園から4名、園長、教頭、教諭2名でございます。保育所から4名、所長、主任、保育士2名、事務局2名の合計10名で構成をしております。これも平成26年の10月に1回目の研究会を開催いたしまして、以後、定期的に開催しております。

幼稚園では「幼稚園教育指導要領」等に基づく幼児教育を、保育所においては「保育 所保育指針」に基づく擁護及び教育を行っており、互いに培った保育や教育を共有し、 切磋琢磨することにより、さらなる保育・教育の質の向上が図られるものと考えており ます。

児童を対象としての具体的な活動といたしましては、幼稚園、保育所の5歳児同士の 交流を行っており、第二保育所と第二幼稚園は水無瀬川で、第四保育所と第一幼稚園は 第一幼稚園で交流会を開催し、終了後の保育士・幼稚園教諭間での反省会とともに、次 回への協議も行っているところでございます。

いずれの研究会につきましても、研究会で協議を進めるほか、幼稚園と保育所で共同 の研修会を開催するなど、あらゆる機会を通じて、子どもへの教育向上に努めていると ころでございます。

村上議員 これまでなかった幼稚園と保育所との交流が行われたことは、小学校に入学してからの人間関係にも大いに寄与するものと評価しますし、また、あらゆる機会を通して子どもの教育向上を目指して、共同の研究会を開催されているとのことであります。

次に、保育所の運動会が小学校のグラウンドとか、そういったところを利用して、多くの保護者や関係者の参加が可能になったことは喜ばしいことだと思いますが、場所の 移動によって先生方のご苦労もあったかと思います。その点について、お伺いをします。

教育こども部長 近年、保育所の入所児童が増加していることに加えまして、運動会などのイベントにおきましては、父親・母親のみならず兄弟や祖父母なども参加され、楽しみにされているところでございます。しかしながら、保育所の園庭は狭く、これまで一部入場を制限させていただいておりました。

これらの課題を解決するため、小学校のグラウンドを借用し開催することにより、多くの方々にご参加いただけるようになりましたが、保育士にとりましては、確かに、児童がいつもと違う場所で活動することに対する指導や、備品類の搬送などの苦労がござ

いますが、学校の協力により、可能な限り小学校の備品を借用するなど、工夫して実施をしております。

いずれにいたしましても、広いグラウンドで児童がのびのびと活動できることや、保護者の皆様には気兼ねせずご家族で入場いただけること、就学を控える5歳児にとっては小学校の雰囲気を感じ取れることなど、大きな成果があったというふうに考えております。

村上議員 これから、ますます児童が増えていく中、園庭での運動会などの行事は難しい との判断で、小学校のグラウンドを利用して開催されたことは、いろいろな面において 良かったのではないかと思いますし、園児にとっても、保護者にとっても、非常に良か ったと評価いたします。

次に、ハード面についてでありますが、庁舎の管理担当者と協議をしていただき、来 庁者にとって、相談などしやすい、良い環境をつくっていただきたいと思います。

答弁でもありましたように、プライバシーのことなどを考えたとき、カウンターでの会話はいかなるものかと思いますし、保護者にとってはベビーカーが必要な場合もあるかと思います。また、特にプライバシーに関わるような相談は、子育て支援課内での対応が難しいと判断するならば、例えば、一定期間、相談日を決めて広報誌に掲載し、相談のための相談室を設けてする配慮が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 ハード面につきましては、現状では具体的な案はございませんけれども、 今後、庁舎管理部局と対策を協議してまいりたいというふうに考えております。

また、プライバシーに関わるようなご相談を受けた際には、現在、役場の玄関を入ったところにあります第2相談室を、子育て支援課専用の相談室として所管をしておりますので、必要に応じて利用しているところでございます。そのため、相談につきましては特に相談日を設定するということもなく、今後ともプライバシーに配慮して、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

村上議員 現状では具体的な案がないということでありますが、今後、庁舎管理部局と対策を協議していくことによって、前向きな発言をいただきました。庁舎管理部局と協議を早急に進めていただき、気軽に相談ができる環境を、ぜひ作っていただきたいと思います。

最後に、先ほど来の答弁にありましたが、担当部局である庁舎管理部局としての考えがありましたら、お伺いをいたします。

総務部長 先ほど来、教育こども部長のほうから申し上げておりますが、面積的にも非常に庁舎、手狭なところが多い中、その辺は一定、できる限り教育委員会と協議して、前向きに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員 ぜひ前向きに協議していただいて、良い結果を出していただきたいと思います。

本件は、組織改革によって、保育所・幼稚園の関係はこれまでと大きく変わり、連携が図られることは大いに評価するものです。しかしながら、先ほど来ありますように、ハード面においては教育委員会の事務室が手狭な状況にあり、カウンターも狭く、ベビーカーの出入りやベビーカーの置き場所、また相談室等は十分とは言えない状況であります。限られたスペースと人員の中で、さらなる保育・教育の充実に努めていただきたいと思います。

単独での改善は限界があると思いますが、他部局とも十分検討され、今より少しでも 改善されることによって、児童を抱える方々にとって、来庁しやすい環境を少しでも早 く作っていただくことをお願いし、終わります。

伊集院議長 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員(質問者席へ) それでは、一般質問を行います。

1として、「水路の災害対策について」。

平成24年8月14日の100ミリを超える大雨による災害や、ここ数年の台風や大雨による災害で、改めて防災・減災対策の重要性に気づいたと思います。私自身も消防団として、巡回・災害対応してきました。災害が起きたときの対応や、平素からの準備が重要だと強く感じました。

今後も、大雨による災害に備える必要があると思います。そこで、伺います。

①として、平成24年からの水路関係の災害状況と、災害復旧にかかった費用について、 伺います。

都市創造部長 それでは、清水議員の一般質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の①「水路における災害状況と、災害復旧費について」でございます。 お尋ねの平成24年度以降の水路被害の発生状況につきまして、本町では平成24年8 月14日に発生いたしました記録的な集中豪雨をはじめ平成25年9月の台風第18号、本 年の7月には、台風第11号の影響による被害が発生いたしております。

「沈砂池における災害状況」といたしましては、集中豪雨などにより山間部から多くの土砂が流入したため、飽和状態になっておりました。また、一部の主要な雨水水路スクリーンでは上流域からの流木等により堰き止められ、水位が上昇し、土砂が水路から溢れるなどの被害が発生したため、緊急的に浚渫工事を実施し、二次災害防止に向け対応いたしたところでございます。

なお、平成24年度から本年度までの台風や集中豪雨に伴う水路関係の災害復旧費用といたしましては、約6,400万円となっております。

以上でございます。

清水議員 それでは、次の質問というか、再質問をさせていただきます。

沈砂池に堆積する土砂が、近年、増加傾向にあると思うのですが、町の見解を伺いま

す。

都市創造部長 近年では、台風の大型化や集中豪雨など、過去に比べて時間当たりの最大 降雨量が増加しております。そのため、山間部から多くの土砂が流出し、沈砂池や主要 水路などへの堆積量が増加傾向にあるものと認識をいたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは、土砂の流出の原因と対応策があれば、伺います。

都市創造部長 土砂の流出の原因といたしましては、森林地権者の高齢化や所有者の世代 交代などにより、十分に森林整備ができていないため、森林が荒廃し、山の保水能力が 低下していることが一つの原因であると認識をいたしております。

本町では、沈砂池の浚渫などハード対策を実施するとともに、ソフト対策といたしましては、森林保全の観点から、担い手の育成として、森林ボランティアの養成講座を実施いたしております。また大阪府におかれましては、大字尺代地区におきまして森林の一部を保安林指定していただくなど、ご協力をいただいております。

しかしながら、各沈砂池の上流域に設置されている大阪府管理の治山堰堤や砂防堰堤の一部で土砂が飽和状態となっているものもあるため、これまで大阪府に対して、さらなる対策について申し入れを行ってきております。今後も引き続き大阪府と連携し、下流域への影響を軽減するための効果的な対策について、協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、現在、特に課題となっている災害箇所は、どこかありますか。

都市創造部長 「特に課題となっている災害箇所」のお尋ねでございますが、平成 24 年度 以降、台風や集中豪雨の際には、どの沈砂池におきましても土砂が堆積し、緊急的に浚 渫工事を実施する必要があることから、全町的に土砂流出抑制についての対策が、今後 の課題と考えております。

以上でございます。

清水議員 どの沈砂池も、課題であるのはわかりました。

浚渫を行った沈砂池は何ヵ所で、どこですか。

都市創造部長 本年度、災害に伴い浚渫工事を実施した箇所につきましては、中谷水路沈砂池、エンマ水路沈砂池、柳川水路1号沈砂池、柳川水路2号沈砂池の、合計4ヵ所となってございます。

以上でございます。

清水議員 わかりました。

エンマ沈砂池、柳川沈砂池1号・2号は、流入する土砂がほぼ沈砂池の能力内で収まっていたと思うのですが、中谷川沈砂池は、沈砂池の能力を上回り堆積したと認識しているのですが、間違いはないですか。

- **都市創造部長** 議員、ご指摘のとおりでございます。エンマ水路沈砂池、柳川水路1号・ 2号沈砂池につきましては堆積能力位内の堆積量でございましたが、中谷川水路沈砂池 につきましては堆積能力を超過し、上流域の水路まで堆積した状況となってございます。 以上でございます。
- 清水議員 それでは、中谷川沈砂池付近の今年の土砂の堆積は、どのような状況でしたか。 都市創造部長 今回の台風第 11 号に伴う中谷川水路周辺の土砂堆積状況につきましては、 浚渫土量といたしまして、約 300 立米の土砂を浚渫いたしております。また、原因につ きましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、基本的には山間部からの土砂の 流出により、当該沈砂池周辺の下流域へ影響していると認識をいたしております。

今後、治山堰堤や砂防堰堤への対策も含め、大阪府と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

以上でございます。

- 清水議員 中谷川の堆積の状況というのは、私が認識しているところでは、沈砂池はいっぱい、水路もいっぱい、それから近隣の民間の土地所有者の土地もいっぱいになっていたと思うんですが、土地の所有者からの苦情等はなかったのですか。
- **都市創造部長** 周辺の土地の所有者の方からということでございますが、毎年のように台 風や集中豪雨によりまして、当該箇所に多くの土砂が堆積し、建物が浸水被害を受けて いるので、抜本的な対策についてご要望いただいておる状況でございます。
- 清水議員 今、地権者さんからそういう要望もあったんですが、その対応をどうするのかというのもありますし、今後、今まで以上に土砂の流入が増えた場合、その建物自体、浸水だけではなくって、もっと大きな被害が及ぶ可能性があると思うのですが、その見解を伺います。
- **都市創造部長** 議員ご指摘のとおりでございますが、今後も台風や集中豪雨などによりまして、今まで以上の降雨量となれば、浸水以上の被害があるものと考えられます。 以上でございます。
- **清水議員** 早急に対応を、よろしくお願いします。

次の質問に移るんですが、沈砂池以外の水害の話を、ちょっと質問させていただきます。

次に、ここ数年に二度、町立第三小学校の上の水路に、柳川水路から水が溢れ出し、 道路が冠水するようになったと思うのですが、間違いないですか。

都市創造部長 議員、ご指摘のとおりでございます。過去には台風や集中豪雨の際、柳川 水路から第三小学校の正門周辺へ雨水が溢れ出ている経過については、認識をいたして ございます。

以上でございます。

- 清水議員 私が質問したのは、正門付近へ水が出ているのも一つですけど、その先で御所 ノ内四丁目に行く道路自身が水が溢れて、冠水してた状況というのはご存じですか。
- **都市創造部長** 過去に浸水が発生していた状況があるということは、認識をいたしております。

以上でございます。

- 清水議員 私の認識では、過去もそうですし、今回の7月の台風でも幾らか溢れて浸水してたと思うんですが、現在、第三小学校は町立第三小学校整備基本構想の中で、第四保育所が新設移転する計画となっています。計画では、今、質問した、水が溢れ出した道路から保育所へ向かって下り勾配の進入路を設置する計画ですが、前の質問のように水が溢れ出した場合、どうなるか。水路、道路の維持管理者である都市創造部に伺います。
- **都市創造部長** 議員ご指摘の部分で、道路での浸水が起きた際の今後の影響ということでございますが、第三小学校への一定の影響が出てくるものというふうには認識をしてございます。ただ、現時点でどういう対策を取るかということは決まってございませんが、今後、第三小学校の基本構想等の中で、具体的に計画が進む中で、教育委員会とも協議しながら、効果的な対策については検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

清水議員 わかりました。水路の関係ということで雨水水路整備にも関わりますので、上下水道部、次の質問にはなるんですが、その点で訊かせていただきたいと思いますので、ぜひ教育委員会と道路管理者、水路の維持管理である都市整備の方も前向きに考えていただきたいと思います。

それでは、②として、「雨水水路整備の進捗状況」について、伺います。

上下水道部長 それでは、1点目、②の「雨水水路整備の進捗状況」について、ご答弁申 し上げます。

本町の雨水整備の進捗状況につきましては、水無瀬川左岸地域では、山崎ポンプ場の長寿命化計画に基づき、平成24年度から電気設備やポンプ設備などの延命・更新工事を進めているところでございます。また水無瀬川右岸地域では、平成22年12月に淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の前島ポンプ場までの全区間が完成し、供用開始したことから、町域内の4ヵ所と高槻市域内の2ヵ所の接続点につきまして接続工事を順次進めており、現在は、高槻市へ接続をお願いしております高槻市域の流域雨水幹線(2-6)接続点と、上牧新川水路との接続工事を残すのみとなっております。

このような状況ではございますが、平成24年8月の集中豪雨以降は、毎年、台風やゲリラ豪雨による浸水被害が発生しております。特に、浸水被害が甚大であった水無瀬駅前周辺及び青葉地区周辺における浸水被害の軽減への取り組みが喫緊の課題であると認識しており、水無瀬駅周辺の浸水解消では五反田雨水幹線の整備を進めております。ま

た青葉地区周辺の浸水解消では、流域雨水幹線(2-6)接続点と上牧新川水路との接続の完成後に、この上流水路についても計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、水路整備には多額の費用が必要であり、その財源として、国の社会資本整備総合交付金の防災・安全分の確保が非常に困難になってきており、整備には相当の期間を要するものと考えております。

以上でございます。

- 清水議員 計画的に水路整備を行っていることは、よくわかりました。また財源の面でも、 多大な財源が要るのもわかっております。それでも、ちょっと質問させていただきます。 水路整備の観点から、先ほど言った中谷川の沈砂池周辺の水路、それと今言った柳川 水路の三小横の水路、流下不足ということで、両方、計画には入っているんですが、今 の現実に起こっている災害については、どのようにお考えですか。
- **上下水道部長** まず、中谷川の沈砂池周辺でございます。

今後、この箇所については、先ほど都市創造部長からご答弁があったように、土砂の 流出によって水路が満杯の状態になって、近隣の家屋、家のほうに水が行っているとい う状況は承知しております。また、この中谷川の沈砂池周辺の一部の区間ではございま すけども、流下能力不足によって、水路断面が不足しているということで、改修しなけ ればならない区間であるということも承知しております。

しかしながら、先ほどご答弁させていただいたように、水無瀬駅周辺及び青葉地区周辺の整備が一番喫緊の課題というように考えておる関係で、直ちに整備ができないというのが現状でございます。

それと柳川水路のほうの、第三小学校付近の水路の状況でございます。

第三小学校の付近では、柳川水路と馬ノ瀬水路が合流する地点がございまして、その 合流によって、ちょうど第三小学校のグラウンド付近で溢水するというような状況が見 られていることは承知いたしております。

これについても、先ほど申し上げました青葉地区の整備を現在進めている関係で、流域下水道雨水幹線(2-6)の接続点の整備を現在優先的に進めている関係で、なかなか、ここまで整備が行える状況にはないというのが現状ではございますけども、都市創造部とも連携しながら、何らかの対応ができるものかということは、一度、検討してまいりたいというようには考えております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。ぜひとも、第三小学校も2年、3年ぐらい先には保育所が移ってくる予定になっていますので、新しい学校に水が入るようなことがないような整備の手段を、都市創造部とも教育委員会とも相談して、行っていただきたいとお願いします。それでは、一般質問の2番として、「森林整備」について伺います。

本町の約7割は山岳・丘陵地で、身近に豊かな自然があり、大切な財産だと思います。 しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足に より整備が怠り、荒廃が進んでいます。山に入ると、森林・里山整備のために伐採した 竹や木が積み上げられた風景を目にします。大切な森林を整備することで、豊かな自然 の保全、災害対策にも繋がるものと考えます。

そこで、伺います。「森林整備の状況」について、伺います。

都市創造部長 続きまして、2点目の「森林整備」について、ご答弁申し上げます。

まず、①の「森林整備の現状について」でございます。

民間企業との連携といたしましては、町、大阪府とサントリーホールディングス株式会社の間で、平成24年12月に大沢地区及び尺代地区の財産区林及び町有林を、平成26年6月には大沢地区の民有林を、サントリー『天然水の森おおさか島本』と称して森林整備協定を締結し、現在、間伐や危険箇所の土留めをはじめ作業路の整備等を進めております。

また、地域住民やボランティアの皆様と行政が協働して森林整備を進める取り組みといたしましては、平成16年2月に島本桜井地区森づくり委員会を発足し、桜井地区の森林所有者のご理解のもと、毎月第2土曜日を定例作業の日と位置づけ、間伐等の整備を行っております。

さらに行政間での取り組みといたしましては、町や大阪府、京都府、大山崎町の行政と、森林所有者、地域住民、NPO団体、企業で組織する天王山周辺森林整備推進協議会におきまして、平成17年3月の発足から10年を一区切りとする「天王山周辺森林整備構想」に基づく整備を実施しており、本年9月をもって解散することとなりました。今後につきましては、これまでの連携を踏まえた新たな取り組みを進めるべく、現在、行政関係者を中心として検討しているところでございます。

これらの森林整備を進めるには、人の力が不可欠でありますことから、森林ボランティアとして活動していただくための知識や技術を習得する「島本フォレストサポーター養成講座」の実施や、森林ボランティア団体への助成など、森林ボランティア活動の推進を図っているところでございます。

以上でございます。

清水議員 森林整備の状況については、わかりました。

それでは、「整備のときに発生する残材(木や竹等)の処理」について、伺います。 **都市創造部長** 続きまして、②の「整備によって発生する残材の処理について」でございます。

町内の森林の多くは急傾斜地が多く、間伐材等を運び出して活用することが非常に困難な状況であることから、土砂流出予防のために、伐採場所に水平伐倒・積載を実施しているところでございます。間伐材や残材を搬出するための作業路の整備には多額の費

用が必要となるため、企業との連携による森林整備の中で路網整備を進めており、直近では、サントリー『天然水の森おおさか島本』の協定地である大沢地区におきまして、 作業道の整備を進めているところでございます。

町といたしましては、今後の森林整備にあたりまして、豊かな自然の保全や減災を目的とすることはもちろんではございますが、間伐材や残材の有効活用も含めた整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **清水議員** 先ほどの答弁であったんですが、間伐材や残材の有効利用をお考えですが、どのような利用ですか。
- **都市創造部長** 「間伐材や残材の有効利用について」でございますが、一般的には木材を 細かく砕き、パルプ材の原料や燃料として利用されております。

町内におきましては、先ほどのご質問にご答弁させていただきました大沢地区の『サントリー天然水の森』協定地における作業路の整備の中で、搬出した残材等をベニヤ板等の材料として活用していると聞き及んでおります。

以上でございます。

- 清水議員 森林整備の中で、木の廃材の再利用というのはわかったんですけど、竹の廃材 等は、何か有効利用の考え方というのはあるんですか。
- **都市創造部長** 竹の残材の有効利用ということでございますが、竹炭ということで、化石 燃料等で利用されているケースがあるかというふうに認識をしております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。

山から間伐材等を運び出すのは困難であることわかっていますし、費用も多額にかかるのもわかっています。それと有効利用については、高槻には化石燃料を使わずに大量に炭を製造する民間の施設もあるということなので、そういうことを参考にしてもらい、出てくる間伐材、森林整備をすればするほど残材は出てくると思うので、そういうところの利用、勉強、その他の有効利用について前向きに考えていただけますか。

都市創造部長 間伐材や残材の有効利用についての再度のお尋ねでございますけども、現在、島本町におきましては民間企業者との連携のもと、森林整備を進めております。その中でも有効利用については検討してまいりたいというふうに考えてございますので、今後、議員ご指摘のとおり、なかなか有効利用にあたっては作業路の整備等、伴ってはくるわけでございますので、一定の整備の中で、そういう状況が進んでくれば、今後、間伐材とか残材の有効利用についても検討ができるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。今後も、島本の大切な財産である森林整備を推進し、島本の豊

かな自然をアピールできるよう、お願いしておきます。

特に減災面から、水路近辺の竹林整備を優先的に、また成長が早い竹の間伐材の、前の質問の施設や他の有効利用の方法も検討し、間伐材の有効利用ができるような施策の推進をお願いします。

最後に、町長に伺います。

先ほど、部長が答弁はしていたんですが、中谷川の水路の災害に対する課題解決には、都市創造部と上下水道部、第三小学校の上の柳川水路の水害に対する課題解決には都市創造部、上下水道部、教育こども部が連携し、対応すべきであると考えますが、町長はどう思われますか。また、地震はいつ起こるかわかりませんが、台風や大雨は今後も必ず訪れます。財政が厳しいことはわかっていますが、早期に対応するお考えがあるのか、伺います。

川口町長 住民の皆さんの安全・安心を守るということは、行政の重大な責務でございますので、全庁的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

清水議員 ありがとうございます。前向きに検討していただくことをお願いして、私の一 般質問を終わります。

伊集院議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時11分~午前11時25分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第6号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長(登壇) それでは、第6号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専 決処分について、ご説明申し上げます。

議案書の6の3ページを、お開き願います。

本件につきましては、平成27年10月16日に、島本町百山10番地内にある百山第一公園の美化作業中に発生した事故につきまして、「地方自治法」第180条第1項及び「町長の専決事項の指定について」第1号の規定に基づき、平成27年11月16日付けで損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分を行い、同日付けで相手方である島本町百山在住者と「民法」第695条の規定により和解を行ったため、「地方自治法」第180条第2項の規定により、本議会におきまして、ご報告させていただくものでございます。

それでは、議案書の6の4ページの次に添付をしております第6号報告資料の「3 参

考資料」に基づき、ご説明申し上げます。

まず、事故の概況についてでございますが、参考資料の3ページの事故状況図及び4ページの車両損傷状況写真を、あわせてご覧いただきたいと思います。

平成27年10月16日(金曜日)の午前中、百山第一公園において、都市創造部都市整備課の臨時職員による刈り払い機での美化作業中に、当該公園付近の駐車車両――作業位置から左斜め2mの位置の、左クオーターウインドウを飛び石により破損させたものでございます。

次に、示談の内容でございますが、参考資料の1ページの示談書最下段、「4 示談内容」をご覧ください。

本町は、相手方に対し、本事故に関する一切の損害賠償金として5万円を相手方に支払うものとし、本件示談のほか、本町と相手方間には一切の債権・債務関係がないことを確認するものでございます。

なお、損害賠償金5万円につきましては、すでに予備費を充当し支払い済みであり、 本町が加入する保険により、その全額をすでに歳入しております。

現在、美化作業につきましては、都市整備課職員が作成する作業指示報告書において 臨時職員に指示をしておりますが、現時点での安全管理対策を含め、今後、さらなる適 切な管理体制の強化を図り、事故の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

第51条に則って、「議長」と発言してください。

田中議員 この報告、読ませていただいたんですが、これは不幸中の幸いであったと、私 は思ってます。これが車でなくって人であれば、大きな事故になっていたと思います。

それから、示談の内容を見ましたら、相手方が非常に良い人というか、過大な請求を せずに、例えば車のガラスが割れて、車が使えなかったために休業補償せよとか、そう いう内容の請求がなかって、この点については非常にありがたいことだったと思います。

ただ一つ、私が一番心配するのは、こういう作業はこれからも都市創造部で何年も続けて行かれると思いますので、この作業の基本、これはシルバー人材センターなんかでもよくやっていますけれども、必ず、車に石が飛ぶということを想定して、本来は2人でやらなくちゃならない作業だったと思います。このことについて、今後、マニュアルにどんなふうに盛り込まれていくのか。そういうことがない限り、また同じような事故は起こると思いますので、その点について、お伺いします。

都市創造部長 今回の事故を受けての「今後の対策等について」でございますが、草刈り 等の美化作業につきましても、臨時職員さんは2名おられますので、作業は2名で従事 をしておるところでございますが、今、議員ご指摘のとおり、安全管理といいますか、 コンパネ材とかブルーシートを利用して、本来なら養生して作業するべきところが、今回、その点について指示ができていなかったというのが原因、というふうには認識しております。

そういう点も加味しながら、今後、美化作業におけるマニュアルについても一定整備が必要かなというふうには考えておりますので、その点を踏まえて、簡単なマニュアルになろうかと思うんですけども、作業のマニュアルということで、今後、検討していきたいなというふうには考えてございます。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第6号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第69号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第69号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の、69の1ページでございます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い、再任するものでございます。

今回、選任の同意をお願いいたします上田秀樹氏につきましては、平成22年2月から 固定資産評価審査委員会委員をお願いし、現在、2期目でございます。新たな任期につ きましては、平成28年2月18日から平成31年2月17日までの3年間でございます。

なお、上田氏の略歴につきましては、次のページに記載をさせていただいております とおりでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審 議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

第69号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第69号議案は原案のとおり、同意することに決しました。

日程第4、第70号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。 執行部の説明を求めます。

教育こども部長(登壇) それでは、第70号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案参考資料の1ページをご覧ください。工事請負契約書でございます。

工事名称につきましては、町立第一中学校耐震補強等工事(第2期)でございます。 契約金額は2億7,432万円で、請負業者は株式会社掛谷工務店、代表取締役 掛谷建 郎氏でございます。

町立第一中学校の耐震補強等工事につきましては、国庫補助金の嵩上げ措置の関係から、平成27年度と28年度の2ヵ年でそれぞれ工事を計画しており、今回、提案いたしました第2期工事につきましては、平成28年度の実施予定で事務を進めてまいりました。しかしながら、国の嵩上げ措置の対象が、これまで平成27年度工事完了分であったものが、平成27年度中に契約・工事着工することで、嵩上げ措置の対象となりました。このことにより、国庫補助金の嵩上げ分を確保すること及び一日も早い第一中学校の耐震化、さらには3学期から予定しております第一中学校の給食実施に向けた準備期間の確保など、メリットが多くあることから、今回、前倒しして工事を実施することとしたものでございます。

契約にあたりましては、当初、指名競争入札を予定しておりましたが、工事を前倒しすることにより、現在、第1期工事を請け負っております株式会社掛谷工務店と随意契約することにより、共通仮設費等の費用が440万円程度削減できることが見込まれますことから、随意契約での事務を進めることといたしました。

しかしながら、随意契約につきましては、株式会社掛谷工務店の意向や、金額面での 折り合いがつかないと実現しないことから、まず、本年 11 月 11 日に株式会社掛谷工務 店に対し、随意契約で事務を進めたい旨を説明し、了解を得たため、本町の随意契約予 定金額は示さず、設計書の金額を抜いたものと図面等の資料を渡し、見積もりの依頼を 行いました。

その後、11月20日に見積書の提出がありましたが、本町の随意契約予定額と株式会 社掛谷工務店の見積額に差があったため、本町の随意契約予定金額を示したうえで、再 度、見積もりをお願いしました。その結果、社内で協議調整され、11月24日に本町の 予定額から 108 万円低い 2 億 7,432 万円での提示がございました。

そのため、11月27日に「地方自治法施行令」第167の2第6号「競争入札に付すことが不利と認められるとき」の規定により、仮契約を締結したものでございます。

それでは工事内容について、資料に沿って、ご説明申し上げます。

議案参考資料の2ページをお開きください。赤色で着色している部分が、工事対象となる範囲でございます。

今回、議会の契約同意をお願いする工事の主な内容は、大きく二つございます。

まず一つ目は、町立第一中学校の耐震補強工事及び一部校舎の減築工事、またそれに 付随する外壁改修工事及び屋上防水工事でございます。二つ目は、中学校給食実施に向 けましたエレベーター及び配膳室設置工事でございます。

議案参考資料の3ページをお開きください。

上段が東側、体育館側から見た立面図でございます。また下段は、北側、中庭側から見た立面図でございます。赤で着色している部分が耐震補強のための鉄骨ブレースの設置箇所、黄緑色で着色している部分がエレベーター設置箇所、オレンジ色が減築撤去工事を行う箇所でございます。また、黄色で着色している部分が外壁改修工事範囲でございます。

次に、4ページの議案参考資料(3)をご覧ください。

上段が大美住宅側から見た立面図でございます。また、下段は南側の、グラウンド側から見た立面図でございます。黄緑色で着色している部分がエレベーター設置箇所、オレンジ色が減築撤去工事を行う箇所でございます。また、黄色で着色している部分が外壁改修工事範囲でございます。

次に、5ページの議案参考資料(4)をご覧ください。

1階と2階の平面図でございます。赤色で着色している部分が耐震補強のための耐震壁の設置箇所、黄緑色で着色している部分がエレベーター設置箇所、オレンジ色が減築撤去工事を行う箇所、青色で着色している部分が屋上防水を行う箇所でございます。また、ピンク色で着色している部分が配膳室の工事箇所でございます。

次に、6ページの議案参考資料(5)をご覧ください。

3階と4階部分、それと屋上の平面図でございます。赤で着色している部分が、耐震補強のための耐震壁の設置箇所、黄緑色で着色している部分がエレベーター設置箇所、オレンジ色が減築撤去工事を行い、その後、屋上防水工事を行う箇所、青色で着色している部分が屋上防水を行う箇所でございます。また、ピンク色で着色している部分が配膳室の工事箇所でございます。

次に、7ページの議案参考資料(6)をご覧ください。

仮設配置図でございます。工事の実施には、学校の授業に極力影響の出ないよう計画 しておりますが、資材搬入やクレーンの設置等のために、一定のスペースが必要となり ます。なお、この配置図は、あくまで現時点で考えているもので、今後、本契約後、学校とも詳細を調整のうえ、決定する予定でございます。

最後に、8ページの議案参考資料(7)をご覧ください。

工事計画案につきましては、契約同意をいただけましたら、直ちに本格的な工事の準備作業を進め、来年9月30日までの工期で工事を進めてまいりたく考えております。

なお、今回の工事につきましては、耐震補強工事に加え減築工事が含まれております ことから、これまでの他の学校の耐震工事とは異なります。このようなことから、仮設 校舎での授業も余儀なくされており、学校はもちろん、生徒の皆さんには負担をかける ことになりますが、学校と緊密に連携して工事を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、第70号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

佐藤議員 今回の件については、本来ならば、入札ということであれば最低制限価格を下回れば失格となる。そういうところを随意契約のために値引きされたということで、少しでも安くできるのは非常にありがたいことではあるのですけれど、それが働く方の人件費や材料費などに跳ね返ることがないように、町としては確認ができているのでしょうか。

それと、いよいよ減築工事が始まります。減築工事ということになりますと、防塵・防音・振動対策、これが必要になってまいります。また、これが大きなものということになると、近隣への影響もございます。近隣への説明は、どういうふうに考えておられるでしょうか。

それから、仮設校舎が二つということになります。校庭が、ますます狭くなります。 クラブ活動が制約を受けることになるだろうというふうに考えられます。音の出る吹奏 楽部や野球などの運動クラブ、こういうクラブ活動に対する対策はどうなっております でしょうか。

以上、お訊きいたします。

教育こども部長 まず、今回の契約に関しましては、先ほど提案説明でさせていただきましたような事情によりまして、随意契約という形でさせていただくことになりました。 その中で減額という部分で、本町が予定していた金額より 108 万円安くなったということにつきましては、掛谷工務店のほうの努力によりまして、減額できる範囲であったのだろうというふうに思っております。

工事につきましては、当然、設計書に基づきまして工事を進めていただくということと、資材につきましても指定はしておりますので、その辺は間違いなく、それで施工し

ていっていただくということと、あと施工監理に関しましては、掛谷工務店のほうで人材等、手配をされるというふうに考えておりますけども、その辺についても、特にこの減額が人件費の直接の削減になるというふうには思っておりませんし、そういった点については、掛谷工務店のほうにも十分お話をしていきたいというふうに思っております。それから、減築ということで、非常に、これまでにはない工事ではございますので、音の問題、それから粉塵の問題等々ございます。その点については、十分配慮をしてやっていきたいというふうに思っておりますし、近隣につきましても、第2期工事の概要につきましては、第1期工事と同様、説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、仮設校舎に関するグラウンドの制限ということで、クラブ活動につきましては、第1期工事でも制限をかけておりましたけれども、第四小学校のグラウンドであったり緑地公園、あるいは水無瀬川のテニスコートであったり、工夫をして、その辺の対応を、学校のほうとは引き続き協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

佐藤議員 掛谷工務店とも話をしていただくということです。また、近隣への説明もしていただくということです。ただ、説明会をもしも求められたら、ちゃんと説明会もしていただくということも含めて、よろしくお願いをしておきたいところです。

それと、第四小学校とか、ほかへクラブの移動をすることがあると。よその場所を使ってのクラブという、そこの移動の安全の対策については、どういうふうになっておりますでしょうか。

- **教育こども部長** クラブ活動に関しましては、第1期工事でも、すでに移動をして、工夫をして、クラブ活動を実施しております。その際には、当然、学校から出て別の場所に移りますので、事故等のないように、顧問もついておりますし、その辺については第1期工事で、すでに生徒たちも学んでいる部分だというふうに思っております。ただ、再度、事故のないように、移動の際には十分注意するように、学校のほうで指導していただくように、お願いをしていきたいというふうに考えております。
- 平野議員 町立第一中学校耐震補強等工事(第2期)請負契約について、質疑をいたします。

補正予算の審議のときに、随意契約で契約する可能性があるということをおっしゃいましたので、その審議の中では、かなり随意契約に関しては、やはり透明性を確保した形で適正に行わなければならないということを強く申し上げました。その後、随意契約に至る過程の中で、十分な説明はしていただいたというふうに思っておりますし、事前に契約の経過の資料もいただきました。また、工事内訳金額についてもいただきましたので、私の疑念というのは概ね払拭できたというふうに思っております。

しかしながら、総務省などがホームページなどで公表しておりますところではね、や

はり、原則は競争性・透明性を確保する競争入札が原則であるということを言っておりますし、随意契約に関しては、やはり住民に対して十分な説明責任を果たすということが必要と求められていますので、今回の随意契約による発注、3億円近い発注額になるわけですから、やはり、ここについては先ほど冒頭の説明だけで十分なのか、ということを少し確認したいのですけれど、今回の随意契約は、そうしましたら、「地方自治法施行令」の中の「随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする」ということで、1から9号まであげておられますが、この中のどの号にあたるのか、理由にあたるのかということを、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

先ほど随意契約予定額、いわゆる一般的な最低制限価格になる金額より、108 万円安く仮契約できたというふうにおっしゃっていますが、最終的には競争入札よりも、全体的にはいわゆる共通仮設費約 440 万円とプラスしたら、550 万ほどが経費削減のコストになったというふうに理解してよろしいのか。それは、確認させていただきたいと思います。

それから、今回の工事、先ほども、ほかの学校の耐震と違って減築という工事が入るということで、また違います、ということをおっしゃいましたけれども、そのことによって、やはり防音、騒音だとか粉塵の対策というのが十分に行われなければならないわけですけれど、先ほども他の議員からの質疑があったところですけれど、具体的には、この対策はどんなふうに工事の内容としては配慮されるのか、考慮されるのかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

以上です。

教育こども部長 今回の契約につきましては、先ほど提案説明でもご説明させていただきましたように、当初は競争入札ということでは考えておりましたが、工事を前倒しすることによる有利な部分がございましたので、随意契約というふうにさせていただきました。透明性という意味では、資料でもお配りをさせていただきましたように、日を追って、どういう手順でやってきたかということについては、詳細にお示しをさせていただきました。

特に、本町の予定額というのが表に最初から出ますと、やはり公平性に欠ける部分も ございますので、その辺を隠したうえでの見積もりをお願いするとか、そういう工夫を して、今日に至っているという状況でございます。

それと、随意契約の規定ですが、先ほど、提案説明でも申し上げたんですけども、「地方自治法施行令」第167条の2第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」という規定を適用いたしまして、今回、仮契約を結んだということでございます。

それから、予定額よりも 108 万円減額になったということに加えまして、共通仮設費等が約 440 万安くなるというご説明も、以前にさせていただきました。それを含めての金額になりますので、正確には 440 万と、あと 100 万程度ということで、550 万程度が

安くなったということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、工事に際しまして、まず防音に関しましては、防音シートでもって、音の軽減を図るということになってこようかと思います。それからあと粉塵につきましては、住民ホールの解体のときにもされてましたけども、放水をして埃を抑えるという、そういう手法になるというふうに思います。まだ正式には契約しておりませんので、掛谷工務店とは詳細を詰めておりませんけども、今後、その辺を詰めまして、できるだけ音の問題であったり粉塵の問題については、軽減できるように努力をしていきたいというふうに考えております。

平野議員 1回目の質問で、施行令の第167条の2の6にあたるということを最初に説明 があったということで、大変失礼いたしました。「競争入札に付することが不利と認め られるとき」ということですね。わかりました。

ですから、メリットとしては工事の前倒しを実施できる、早期に耐震化が図れるということだった、ということですけれども、今、第1期工事を掛谷工務店さんにお願いしていて、12月の21日が工事の完了というふうにお聞きしておりますが、次の新たな第2期工事にかかる準備等も必要かというふうに思いますけど、それはスケジュールどおりに1月に着工ということは可能なのですか。しっかりと、第1期工事の完了というのは、今からきっちりと完了するということになっているのでしょうか。

それから、予算の審議のときもお尋ねしましたけれど、シックハウス対策のための検査は、もうすでに行われたのでしょうか。もし結果がわかっておれば、教えてください。それから、共通仮設費のことですけれど、440万というふうに示されて、いろいろと、その共通仮設費の削減可能なものということで、事前にはフェンスバリケード、キャスターゲート、養生鉄板敷、グラウンド整備などが入っていますけど、現場事務所というのも共通仮設費に入るかと思うのですけれど、その費用については含まれていなかったのでしょうか、ということもお聞かせいただきたいと思います。

それから、防音・防塵の対策ですが、最近ではね、できるだけ騒音を低減できるというか低減するための、重機もいろいろと種類があるということなんですけど、その辺でやはり近隣と――住宅が隣接しておりますし、日常的に授業が行われるわけですから、できるだけ騒音を低減するということは必要なことだと思いますけど、そういった重機の活用ということも、できましたら掛谷工務店さんにお願いするということもできるのではないかなというふうに思っております。いかがでしょうか。

特に、減築の場合は大きなコンクリートを壊すわけですから、そういった場合の防音対策、重機をそういったものに換えていただくということ、できるのかどうか。その辺の工務店との協議はできるのかどうか、していただきたいということですけど、その辺も、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育こども部長 現在、第1期工事で12月21日までの工期で進んでおりまして、ほぼ終わりの状況でございます。2期工事については早急に、できるだけ早く着工していきたいというふうに思ってますので、スケジュールどおり進めていきたいというふうに考えております。

それから、シックハウスに対する対策でございますが、その点についても、調査は実施をしております。

それから、現場事務所の活用でございますが、これも当然、共通仮設費等含めて第2 期工事でも活用できる部分ですので、入っております。

それから、重機でございますが、音の低い重機を使うというようなことについては、 今後、どういう重機を予定されているかというのは、まだ一切協議はしておりませんの で、そういう重機が活用できるのであれば、できるだけそういったものを活用していた だけるように、協議はしていきたいと思っております。

ただ、この2期工事につきましては減築ですけども、全体を潰すわけではないので、 期間的にもそんなに長くはないのかなというふうに思っております。ただ、ベランダで あったり4階部分を一部壊しますので、その点については、できるだけ授業への影響も 少なくなるように協議はしていきたいというふうに考えております。

平野議員 防音対策については、よろしくお願いいたします。また、スケジュールどおり に着工していただくということで、その点についても、よろしくお願いしたいと思います。

それから、この第一中学校の場合は、耐震のためのブレースは1ヵ所だけということですけれど、壁ですね、耐震壁を強固にするという対応が必要だということなんですけど、耐震補強のところの赤い色で記されているところですけど、そもそも、この壁自体がコンクリート強度が弱いというふうにおっしゃっておりましたけれども、その「弱い」という理由ですね。この辺については、いわゆる工事監理をされている方とか、実施設計をされている方からは、なぜ、ここのコンクリート強度が弱かったのかという原因分析などはされていたのでしょうか。

高槻でも、配筋が予定どおりではなかったという、設計図どおりではなかったという 手抜き工事のことも問題になっておりましたので、そういうことが島本町ではないのか ということも心配になりますので、その辺の原因分析はどうだったのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

教育こども部長 今回、耐震壁が相当校舎内に入りますので、そのことによって建物自体 は頑丈になると思いますし、それが影響して仮設校舎がこれだけ必要になったというの も、その原因の一つでございます。

コンクリート強度につきましては、耐震診断をした際に、一定調べております。昨日 も一般質問の中で、他の議員からご質問があったかと思うのですが、12 ニュートンとい う基準値がありまして、それを超えておれば合格ということなんですが、その数値については一定クリアをしている建物でございます。ただ、ほかの校舎に比べると、限りなく12ニュートン、基準値に近い数値になっているということで、「弱い」というふうな表現を、これまでさせていただいていた経過がございます。

ですから、すぐに一中のコンクリート強度が極端に弱くて、すべてやり替えなければならないということではございません。それがあれば、当然、耐震診断の際の検査機関の検査も通りませんし、それは一定通ったうえでの結果でございますので、その点については大丈夫だというふうに理解をしております。

以上でございます。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後0時05分~午後1時05分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第70号議案について、他に質疑ございませんか。

村上議員 それでは、質問いたします。体育館の休日また夜間の使用について、利用者の 方々の観点から、お伺いしたいと思います。

工事が始まりましたら、体育館の使用、先ほど言いました休日・夜間の使用について、 どのようにお考えを持っておられますでしょうか。お伺いします。

教育こども部長 学校開放として利用しております体育館につきましては、これまでどおり、利用はしていただこうというふうに考えております。ただ一部、車での来場とか、その辺については第1期工事でも制限をさせていただきましたけども、最小限にとどめていただくように協力をお願いしたいというふうに思っております。

また、入り口についても、第一中学校については裏からの進入と、表からの進入があるわけですけども、その点については、業者が決まりましたら、詳細に打ち合わせをしまして、どちらを進入路にするかということについて協議をしたいというふうに考えております。

以上です。

- **村上議員** 体育館を利用されている各団体の皆さん方については、現在、使っておる裏門からの進入、そして空いてるスペースでの駐車・駐輪を、皆さん、希望されているわけですが、そういった観点から、もしか空いておれば、そういったところを使用できるのか、一切、裏門のところについては使用できないものか。その辺は、現時点でどのようにお考えを持っておられますか。
- **教育こども部長** 裏門と駐車スペースの部分については、一部、使用できない部分もありますけども、できるだけ、可能な限り利用をしていただきたいというふうに思ってますけども、その点についても工事業者のほうと、今後、協議をさせていただいて決めていきたいと思っております。

ただ、安全を第一に進めないといけませんので、その辺も十分考慮したうえで、今までよりは当然、駐車スペースも狭くなりますし、工事もやっておりますので、その辺については、極力、車での来場は控えていただくということも、あわせてお願いをしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

- 村上議員 1期工事やられたときの状況を見てますと、ほとんど安全な形で駐輪・駐車されてたわけですが、今回、体育館の前、だいぶん防護工のほうも幅取りますので、スペースも少なくなるということで、校門側のほうに空き地といいますか、駐輪・駐車できるところと、駐輪については学校の自転車置き場、夜間ですので、利用される方はほとんど6時以降の使用になりますので、そういったところを利用させていただいて、できるだけ裏門で駐輪・駐車をしていただいて、できない方については正門といいますか、楠公道路のほうから入っていただくというようなことは、これは当然仕方がないことだと思っていますので、ぜひ利用できる範囲、裏門のほうで使用できるように、ご配慮願いたいと思っています。
- **教育こども部長** ちょっと繰り返しになりますけども、できるだけ利用者の意向に沿ったような形での調整を進めていきたいと思っております。自転車置き場につきましては、 裏門を入って、第1期工事でやっております3棟の工事はもう完了しますので、その裏にある自転車置き場というのは使用可能ですので、自転車については、この場所に十分、 置けるだけのスペースが確保できるというふうに考えております。 以上です。

川嶋議員 減築について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

以前に説明を受けました際に、耐震診断の結果、ベランダですけれども、ベランダをすべて取るというような説明を受けた記憶があるんですけれども、今回、この設計業務におきましては、ちょうど真ん中のベランダ、一応全部では5個のベランダを取るだけで済むという形になっているんですけれども、これに対して、ちょっと確認をもう一度させていただきたく思います。

この基準というのはどのようになっていたのか、もう一度、説明をしていただきたいことと、それとあと、ベランダをこの数だけで耐震の補強においてはクリアできるのか。 その点においても、もう一度、確認をさせていただきたいと思います。

教育こども部長 ベランダの減築につきましては、耐震診断をした際に、建物の荷重をこれ以上増やすということについては難しいということでございましたので、今回、減築とベランダの撤去という形になったんですが、当初、診断の段階では、ベランダの撤去という大きい枠組みでの話といいますか、なっておったんですけども、詳細の設計をしていく中で、すべてのベランダを撤去しなくても――今回5ヵ所ですけども、撤去することによって、荷重的には今回の耐震補強工事、鉄骨ブレースをつけたり、あと耐震壁

を校舎内に設置をいたしますけども、それとの重量の比較をしていくと、ベランダはこの 5ヵ所で済むということでございます。

すべて取ってしまったほうが軽くはなるんですけども、やはり、ベランダがあることによるメリットというのも様々あると思います。火災の際の逃げ場であったり、そういったことも一定考えられますので、それと、すべて撤去をするとなれば工事費用もさらにかかるという点もございますので、そういったことを考慮したうえで、今回、5ヵ所のベランダの撤去で済むという結論に至ったものでございます。

以上です。

- 川嶋議員 設計段階で、このような結論で、5個のベランダだけで済むという結論が出たということですけれども、例えば、この校舎自体の重量、これに関しましては中に耐震壁ですか、それも入ります。その中で、最初は重量的なもので、このベランダを全部取らないといけないというような説明で、ちょっと理解してたんですけれども、その辺の今回の減らされた状況で、この校舎に対する、これからの耐用年数的な部分とか、重量的な部分では、その点においては安全なのですか。もう1回、確認させていただきます。
- **教育こども部長** 先ほどもご答弁いたしましたように、耐震診断のときには、重量をできるだけ落とす必要があるということで、その時点では設計ができておりませんので、中の耐震壁をどれぐらいつけなあかんとか、鉄骨ブレースがどれだけ要るという部分については、詳細は明らかでございませんでしたので、一定、ベランダをすべて取って耐震補強していくというふうには考えていたんですけども、今回、この設計の中でお示しをしておりますように、鉄骨ブレースは1ヵ所で済むということと、あと校舎内には耐震壁を設けるということで、それとの重量の差の中で5ヵ所で済むということですので、安全性については、これで担保されているということでございます。

以上です。

川嶋議員 安全面においては、これで重量は担保されているという結論で、今回のこの工事に臨まれるということであります。その点においては、結論的に出たということでは理解はいたしますけれども、これから先の耐用年数、そういう点で、ちょっとどうかなと思いまして、重量的に大丈夫かなと思ったんですけれども。

Is値に関しましても、その後、この状況でも大丈夫だということで理解してよろしいかということと、あと、1月から減築・防水工事が入りますけれども、先ほどの騒音とか、そういう工事に関しての音の問題が出ておりました。1月からということになりますと、受験生への影響とか、かなり、この時期というのは過敏な時期でもあるとは思うんですけれども、その対策としては、受験生への対策というのはどのように考えているのかということと、また、そういうところの生徒たちへの配慮ですね。そういうところもしっかりと考えておられるかということを、最後、お聞かせください。

教育こども部長 一中については、Is値も当初の耐震診断では低い中で、建て替えも一定

考えなければならない建物であったわけですけども、その中で今回、耐震補強と減築と いう選択をさせていただいたわけです。

Is値につきましては、今回の工事によりまして、0.76 までの Is値の強度が担保されることになっておりまして、本町が目標としている 0.75 よりも高い。国の基準でいいますと、0.7 よりも高い設定で耐震補強をするという工事になります。

それと、受験生への影響等につきましては、現在、1期工事で進めております3棟の工事が、もう間もなく完了しますので、3年生については、極力、この3棟のほう、新しく耐震補強が終わったほうの校舎を利用するような形で学校と協議を進めておりまして、仮設校舎ですと、なかなか落ち着かない部分が当然あると思いますので、その辺は十分、受験生には配慮する形で学校のほうも対応したいということは聞いておりますので、学校のほうで考えていただいた案に基づいて進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 2点ほど、お伺いします。事前にいろいろ資料をいただきまして、理解してた つもりでしたけども、改めてちょっとお伺いします。

今回、競争入札にしないで随意契約にしたほうが有利だということでされたという、この最初の予算、3億2,918万4千円に対して、競争入札する場合は設計額はイコールで、最低制限価格は幾らだったんでしょうか。それをお訊きしたいのが1点と、私が資料請求しまして、内訳書をもらいました。その内訳の中の昇降機棟増築工事ですね。これの中にエレベーターの値段と建築の値段が幾らになるのか、その内訳。3,056万2千円の内訳を教えてもらいたいのと、6番目の「その他工事 諸経費等」の6,178万5千円、これはどんなものが含まれて6,178万5千円になるのか、これを教えてください。以上です。

教育こども部長 まず、随意契約ですので、最低制限価格というのは設定しておりませんが、それとイコールになるものが随意契約を予定していた金額ということで、その金額につきましては2億7,540万円を予定をしておりました。今回、仮契約では2億7,432万円ということで、その差が108万円出ているということでございます。

それから、工事の内訳でございますが、エレベーターに関しましては、建築工事で約3千万ぐらい、エレベーターにかかる予定です。それに付随するエレベーターの電気工事も100万程度必要になってきますので、3,100万ぐらいはエレベーターにかかってくる。「その他工事」ということで諸経費の部分ですが、これは一般管理費であったり共通仮設費、そういったものが、この諸経費の中に入ってまいります。消費税は別にしてますので、そういった経費が入ってくるということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

外村議員 ちょっと先ほどの質問、競争入札をする予定だった場合は設計価格が3億2,400

万で、最低制限価格が 2 億 7,540 万だったということの、今、答弁だったと思うんですが、それでいいんですね。

それと、掛谷工務店さんから見積もりを提出してもらったら、うちの予算よりもオーバーしてたと、再度検討してもらったと。このオーバーしてた金額はどれぐらいオーバーしてたのか、教えてください。

それと、先ほど昇降機の、私、言った昇降機棟増設工事というのは建築で、建屋を造る建築工事と、エレベーターを設置する工事の機械器具設置工事の二つがあると思うんですが、それをクリアに、エレベーターで幾ら、建築の棟屋で幾らというのを教えて欲しいというような。当然、出ているはずですよ。

それを教えてもらいたいのと、もう1点、諸経費の中に共通仮設費が入っていると、 今、おっしゃったけど、その共通仮設費というのは、共用できる440万というのが共通 仮設費もあった。これは、この440万を除く共通仮設費なのか。その辺が曖昧なんで、 ちょっとその辺、どういうふうに分けておられるのか。もう一度、教えてください。

教育こども部長 失礼しました。昇降機の分については、エレベーターそのものの金額に ついては、後ほどご答弁させていただきます。

それと、契約の金額につきましては、設計額があって、随意契約の予定額という部分が先ほど申しました 2 億 7,540 万円、これが共通仮設費等で浮いてくる金額、前に 440 万程度引けるということで申しておりましたけども、それを除いた金額が、この予定額ということで、入札で言えば、ここが最低制限価格にあたる部分になってまいります。

それと、エレベーターの機械部分ですけども、設計段階ではございますけども、金額的には1千万が、その機械の部分に入ると。先ほど申し上げましたのが、棟屋の部分ですね、エレベーター棟の本体の建物にかかる費用になってまいります。

それから、1回目の掛谷工務店の見積額と本町の予定していた金額の差ですけども、約1,800万の差がございました。

それから、「その他工事費」で、先ほども申しました費用の中に一般管理費で、建築の部分では約1,600万円が一般管理費ということで、それから共通仮設費の部分につきましては、共通して1期工事から2期工事に使える分を除きまして、1,690万円という積算をしております。

以上でございます。

- **外村議員** じゃ 6,178 万 5 千円のうち、一般管理費が 1,600 万で、共通仮設費が 1,690 万円。残りは何なんでしょうか。
- **教育こども部長** 再度のお尋ねでございます。「その他工事費」の先ほどご答弁した残り の分ですが、現場管理費として約1,400万円が入っております。それとあと細かい部分 がありますけども、1階部分のトイレの改修であったり管理棟の改修、あるいは防火水 槽の改修、渡り廊下の改修、それから屋外の付帯工事というのがございます。そういっ

たものを含めて、この金額になっております。 以上でございます。

関 議員 1点だけ、確認します。

担当部署から種々ご説明いただきまして、随意契約に至ったいきさつについては納得し得るんですけども、ただ一般的に表面だけを見たときに、不自然な契約だというような誹りを受けるようなものは、行政機関として避けるべきだという思いもあるんですが、この点については、総務部などで契約の審査をされたときには、問題視するような声は一切上がらなかったんでしょうか。それと、過去において、今回と同じような、類似するような随意契約をしたという経験はあるんでしょうか。

2点だけ、お願いします。

総務部長 今回の随意契約にあたりましては、当初、入札という形で内部でも検討しておりましたが、1期工事の工期と、今回の前倒しの工期が一定重なるという部分から、現在の1期工事をやった業者でやったほうがいいのではないかという意見も出てまいりまして、最終的に総務のほうも大阪府にも確認をいたしまして、先ほど教育こども部長が申し上げました、いわゆる「自治法施行令」167条の2の第6号に定めのある「競争入札に付することが不利と認められるとき」という形に該当するであろうという形で、最終的に随意契約の方向でさせていただくこととなりました。その間は、原課とも十分協議しながら、今日に至っております。

それから、過去にこういう事例があるかという部分でございますが、どの事業という ふうにはちょっと記憶はないんですが、その優位性で随意契約をやった例は、確かあっ たというふうに記憶しております。

以上でございます。

河野議員 すいません、ほかの議員の皆さんの質問の再質問みたいな形になりますけれども、先ほど騒音とかの問題、防塵とかの問題で、近隣に対しての影響について先ほど佐藤議員から質疑をしたんですが、部長の答弁にもあった3学期、まさに受験の時期の3年生が第1期工事を終えた校舎で授業を再開させるということですので、この減築部分が、ちょうど、口でうまく言えませんけど、渡り廊下を渡ったすぐ横の部分ですから、そこから至る校舎で3年生は授業を受けているというところで言う、その授業とか、受験の直前などの時期において、防音ですね。

あと放水による防塵対策とおっしゃいましたので、ちょうど減築される部分の1階部分、私の記憶ですので、間違っていたら訂正してください。ここは一定、下足箱ということで学生さんが登校されたら、ここで履き物を替えて上履きに履き替えられるという場所だったと思います。その上の部分が減築だということですので、その点で放水をしたり、あるいは授業中の一定、解体工事ですね。その点の騒音というのは、私は全くこういうのは経験がないので想定ができないんですが、近隣への配慮ということが求めら

れたところですが、何よりも中学生、その当事者の学業に影響がないようにするという、 その点についての現場との確認、教職員、校長先生からの様々の要望があったのではな いかと思います。いかがでしょうか。

教育こども部長 今回の減築の工事につきましては、音、それから埃の部分がございますけども、その部分についての減築工事ということで、期間的には、まだ詳細な打ち合わせはしておりませんけども、校舎全体を取り壊すわけではありませんので、受験が終わってからとか、そういうタイミングで、そういう工事のほうには取りかかっていきたいなというふうに思っております。

先ほどありました、1階部分の下足箱のあるところですね。この建物自体がすべて耐 震工事の対象の棟になりますので、その場所についても3棟側に入るような形で、今、 考えておりますので、1階部分は現状では使用しないということで考えておりますので、 よろしくお願いいたします。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 日本共産党町会議員団を代表いたしまして、第70号議案、一中の工事請負契約 の締結について、賛成の討論を行います。

一中の耐震化工事が、いよいよ2期工事を迎えます。待ち望んだことではありますが、 工事には減築も含まれるため、騒音・振動・埃が予想されます。これの対策が必要です。 学生たちに対する影響はもちろん、また近隣住民への改めての工事の目安を含めた説明 が必要と考えます。

また、仮設校舎が2棟になるため、ますます校庭が狭くなり、クラブ活動への影響も 出ると思われます。他の場所を使っての活動のときなどの移動等、十分な安全対策を望 みます。

そして、今回の契約が随意契約であるため、予定額より安く契約できたとのことですが、この値引き分が人件費に跳ね返ることのないよう、町としても目配りをお願いをいたしまして、賛成といたします。

伊集院議長 反対の方の討論がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第70号議案 工事請負契約、第一中学校耐震補強等工事(第2期)について、 人びとの新しい歩みを代表いたしまして討論をいたします。 ようやく学校の耐震化が概ね、この工事によって終わるということになります――これは三小を除いてということですけれども。ほかの自治体に比べて大きく耐震化が遅れを取っているということにつきましては、私、議会議員としても非常に気になっておったところですので、一刻も早く耐震工事が進むということについては、教育委員会の皆さんと同じ思いでいます。

今回の随意契約という契約につきましては、ご説明にあった理由を鑑みますと、公平 性・透明性なども一定確保されたということで、了解いたしました。

今後、工事にあたりましては、防音対策・防塵対策などをしっかりと行いながら、環境への配慮、また教育への配慮などもされるということについて、求めておきたいというふうに思っております。

この工事によって耐震化が、0.76という Is 値になるということですので、国の基準を上回る耐震化の値ということですので、期待しているということです。

いろいろと申しましたけれども、ともかく安全に、早期に、この工事を完了して、速 やかにまた中学校給食が行われるということも求めまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第70号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第70号議案は原案のとおり、可決することに決しました。

日程第5、第71号議案 工事委託協定の変更について及び第72号議案 平成27年度 島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の2件を、一括議題といたします。

なお、本案 2 件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行い たいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第71号議案 工事委託協定の変更につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の71の1ページでございます。

提案理由につきましては、雨水ポンプのディーゼル機関を分解したところ、使用部品の過給機に著しい腐食と劣化が見られ、早晩、故障の原因にもなることも考えられることから、その部品の一部を交換するため工事費が増額となったもので、事業費の変更に

伴い、協定した金額を変更したいためでございます。

議案の内容等につきましては、71 の 2 ページの次に添付しております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

「変更の概要」でございます。

協定の名称につきましては、「島本町公共下水道山崎ポンプ場施設機器等延命・更新 工事委託に関する協定書の一部を変更する協定」でございます。

協定金額につきましては、変更前の 2 億 8, 510 万円を、変更後は 2 億 9, 577 万 4 千円 にするもので、1, 067 万 4 千円の増額でございます。別添の 1 ページに変更協定書(案)を添付しており、また 3 ページから 8 ページまでに、平成 26 年 6 月 2 日に、日本下水道事業団と仮契約を締結しました協定書を添付しております。

なお、本協定書の本契約日につきましては、平成26年6月定例会議において、第41 号議案をご可決いただいた平成26年6月24日でございます。

別添1ページの変更協定書(案)を、お開きください。

中段の変更内容でございますが、島本町公共下水道山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託に関する協定書第7条第1項中、「金 2億8,510万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,111万8,518円」を、「金 2億9,577万4,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,190万9,185円)」に、その内訳としまして、「平成26年度7,983万円 平成27年度2億527万円」を、「平成26年度7,983万円 平成27年度2億1,594万4,000円」に変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが、工事委託協定の変更についての説明を終わらせていた だきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第72号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の72の1ページでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,380万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億533万9千円とするもので、款・項の内訳につきましては、72の3ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条の「地方債の補正」につきましては、72の5ページの「第2表 地方債補正」 のとおりでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入では社会資本整備総合交付金の確定、また歳出 では消費税及び地方消費税の納税額の確定並びに本年度の事業内容の見直しに伴う委託 料及び工事請負費の補正などを、お願いするものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。 72の9ページ、歳入でございます。 第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 下水道費国庫補助金、第1節 社会資本整備総合交付金3,400万円の減額につきましては、汚水の未普及解消が対象でございます通常分では要望額と同額の内示をいただいておりますが、浸水対策や長寿命化計画に基づく延命・更新などが対象事業でございます防災・安全分の内示が要望額どおりいただけなかったことから、減額するものでございます。

第6款 町債、第1項 町債、第1目 下水道債、第1節 公共下水道事業債20万円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、本年度の事業内容を精査したことによるものでございます。

72の10ページ、歳出でございます。

第1款 下水道費、第1項 下水道総務費、第1目 一般管理費、第9節 旅費3万2千円の増額につきましては、平成28年度社会資本整備総合交付金の確保に向けて要望活動を追加したことによるものでございます。第11節 需用費47万3千円の増額につきましては、関西電力の請求方法の変更に伴い、山崎ポンプ場の電気使用料を13ヵ月分支払うことになったことによるものでございます。第25節 積立金3,644万2千円の増額につきましては、収支の調整を図るため、財政調整基金へ積み立てるものでございます。第27節 公課費1,972万3千円の減額につきましては、消費税及び地方消費税の納税額の確定によるものでございます。

第2項 下水道整備費、第1目 下水道建設費、第13節 委託料4,615万6千円の減 額の内訳としまして、山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託につきましては、先 ほどご説明申し上げました「第71号議案 工事委託協定の変更について」におきまして、 1,067 万4千円の増額をお願いしております。また粗目スクリーンの更新工事委託とし て、平成27年度から平成28年度までの債務負担行為を設定し、本年度は3,683万円を 予定しておりましたが、社会資本整備総合交付金の防災・安全分の確保が困難になった ため本年度の執行を取りやめるもので、その結果、2,615万6千円の減額になったもの でございます。次の五反田雨水幹線整備実施設計業務 2,000 万円の減額につきましては、 防災・安全分の確保が困難になったため、本年度は測量業務及び土質調査を実施します が、詳細設計業務の執行は取りやめるものでございます。第 15 節 工事請負費 1,300 万円の増額の内訳としまして、汚水管渠築造工事につきましては、当初予定の3工区分 は入札による落札差金や、工法変更などによる増額もございますが、社会資本整備総合 交付金の通常分の対象事業費に不足が生じたため第4工区を追加したことにより、3,000 万円の増額になったものでございます。次の関戸裏1号水路改良工事1,700万円の減額 につきましては、防災・安全分の確保が困難になったため、本年度の執行を取りやめる ものでございます。72 の 11 ページの第 19 節 負担金、補助及び交付金 896 万 9 千円の 減額につきましては、高槻市において実施いただいております流域下水道高槻・島本雨 水幹線の接続点(2-6)と上牧新川水路との接続工事について、事業進捗に遅れが生 じたため、事業内容を見直したことによるものでございます。

第2款 公債費、第1項 公債費、第2目 利子、第23節 償還金、利子及び割引料889万9千円の減額につきましては、地方公共団体金融機構の借入利率の確定によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

河野議員 第71号・72号の一括議題ですけれども、まずは会派として、「国・府の今回の交付金、補助金等の採択要望・協議内容のわかるもの」というものをいただいております。昨年度の下水道事業促進全国大会の大会決議案と、昨年度と今年度との様々な要望日程のフロー図、あとは先日行かれた下水道予算に関する要望書ですね、いただいております。

この内容について、ちょっとだけご説明いただきたいというのがあるのですが、経年にわたり要望されている、今年度の決議で効率的雨水管理支援事業、「一般市の住宅地域において既存施設を活用した下水道の整備等により、迅速かつ効率的な対策を支援する」、そういった支援事業を創設していただきたいと国に要望されていますが、この点についての内容と、現状についての国の対応で、もし、ご存じであれば答弁を求めます。

それから、着々と、というか財政厳しい中で、島本としては当初予算で計上されて、 積年の課題であった関戸裏などの予算の計上、実施設計など取り組まれたことについて、 私たち会派としても評価をし、それも一つの理由として、予算の賛成理由の大きな一つ として言ってきたので、これは島本の事情ではなかったにせよ、こういった交付金、社 会資本整備総合交付金の減額というものについて、もう少し背景をご説明いただきたい と思います。内容によれば、やはり町長、部長と、何度も足を運んでいただいているわ けでありますが、私たち町議会としても、それに依拠するだけでいいのかというふうに 私自身は思っておりますので、詳細の答弁をお願いいたします。

もう1点は、「工事委託協定の締結について」ですけれども、これも議案説明等で、 かなり部品関係の詳しい資料を拝見させていただきました。専門家でなくても、こうい ったところが腐食しているのだということですね。ただ、これは今回の工事の作業の中 でしか発見し得ることができなかったのか。日常の保守点検では、やはりこういった腐 食については確認のしようがなかったのかということを、一つ、お訊きいたします。

もう1点は、そうは言いましても経年に渡る大型の延命・更新工事ということ、かなり大がかりな工事をやっておられますので、過去から、例えば清掃工場などでいつも示していただいている工事の履歴ですね。特に今回においては、大がかりな工事というこ

とですので、どういったところをどのように整備したのかということとか、あるいは今後また保守点検が生じた際に、過去の工事の検証ができるような、清掃工場の大規模改修のときに出していただいているような、都市創造部がやってくださっているんですが、いろいろな箇所の工事履歴、こういったものを、今後に向けて島本町としては兼ね備えておく必要があるのではないかと思っております。

やはり年齢的な職員の経験の継承というものが非常に厳しい中で、特に上下水道や都 市創造において、職員もなかなか専門技術職の確保が難しいという中で、定年退職を迎 える経験豊かな職員の、その経験も含めて、今、そういったような図書を作っておく必 要はないのか。その点について、伺います。

- **上下水道部長** 大変申しわけございません。第1点目の質問が、ちょっと、よくわからなかったものですから、もう一度、何でしたら後ほど、お願いしたいなと思うんですけど、どうさせていただいたら……。取りあえず、2点目からさせて……。
- **伊集院議長** すいません。もう一度、回数に入らないので。1答目だけですね、反問権で すので、そのまま。
- 河野議員 私がちょっと前段をはしょりましたので。いただいた資料、大会決議案というものをいただいております。これは「交付金採択要望の詳細のわかるもの」というふうに会派として要望させていただいて、資料番号・日本共産党の第72号、日3で議会事務局閲覧という資料になっております。それによって示された資料でございます。この下水道事業促進全国大会・大会決議案、これは決議されたものと理解しております。平成27年11月5日付けのものです。

その大会決議案の2項目目において、「効率的雨水管理支援事業の創設」というものを求めておられます。この点の補足をいただきたいというふうに申し上げております。 以上です。

上下水道部長 大変、申しわけございません。まず1点目の、国の要望に対する内容の中で、全国大会に、これは下水道事業促進協議会の大会でございまして、この中で、大会の決議ということで採択されたものを添付させていただいております。これを持って地元選出の国会議員の事務所に伺って、この決議案についてご報告させていただくということが趣旨で、実施しているものでございます。

ご質問いただきました、2点目の「災害被害が頻発している一般市の住宅地等において、既存施設を活用した下水道整備により、迅速かつ効率的な対策を支援する効率的雨水管理支援事業を創設すること」という決議がございますけども、何せ全国大会でお示しさせていただいた内容でございますので、詳しく内容までは存じてはおりません。

それと、2点目でございます。今回、社会資本整備総合交付金の減額がございました。 これについて、もう少し詳しく説明をということでございます。

大阪府では、当初内示の段階で、要望額よりも低い内示でございます。これは大阪府

内の41 市町村の内示率で申し上げますと、通常分では81%、防災・安全分では71%の 内示率になっております。ということで、本町を含めた大阪府の内示率が低いというこ とで、何とか要望額の満額を確保するために要望活動を実施させていただいたというこ とでございます。

それと、工事委託に関することでございます。

今回、ディーゼル機関の一部交換を実施させていただいたわけでございますけども、これが発注前に確認できなかったか、ということでございます。通常、機械類のそういう異常を発見するというのは、特にディーゼル機関はエンジンでございますので、異音や出力の低下など異常が見られれば、それに伴う故障もあるのではないかということはわかるわけでございますけども、日常管理においても、そういう異常が全く見つかってはおりません。そのため、今回、分解することによって発見ができたということでございますので、発注前から、そういうことを発見することは非常に困難であったという具合に考えております。

それと、修繕履歴のことでございますけども、これについても、現在、運転管理等については委託を行っておりまして、毎月、報告書をいただいております。その報告の中で、修繕が必要な内容については記述もございますし、それに対する対応もしていっておりまして、それらの資料に基づきまして、修繕の内容については把握しているつもりではございます。しかしながら、河野議員おっしゃっているように、そういう修繕履歴をまとめたものがあるのかということで申し上げますと、現在、手元にはございません。そのため、今後のことを考えましても、修繕の履歴はしっかりと作って、今後の参考にはしてまいりたいという具合には考えております。

以上でございます。

河野議員 この延命工事と補正予算に、直接関係ないと言えば関係ないのですが、本当に 今、そういった採択可能な様々な交付金とか、そういった事業費用について、非常に私 たちも研究・検討をしていかなければ、差し迫った内水氾濫とか水路整備、こういった 森林を70%擁する市町村としては、またほかの市町村と違う課題を有すると思いました ので、私のほうもまた勉強いたしますけれども、引き続き原課におかれても、研究・検 討をお願いしておきたいと思います。

工事履歴につきましても、前向きなご答弁をいただきましたし、確か、川口町長が就任された 2005 年度以降、大規模修繕、ゴミ焼却の大規模修繕の工事において、この工事履歴がなかったということでね、当時、相当な努力はされて、今の工事履歴の一覧を作成されているというふうな努力の跡も聞いておりますし、それはそれで議員のチェックの対象としても役に立ちますが、職員におかれても重要な引き継ぎの資料にはなっているというふうには聞き及んでおりますので、今、非常に少ない人員で、大がかりな工事が続いている上下水道部でありますけれども、経験豊かな再任用職員がおられる、そう

いった間に作成をしていっていただきたい。これは要望に止めます。

今回の補正予算などの減額については、やむなしというふうに認識して、質問は終わります。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

外村議員 私も、この社会資本整備総合交付金が減らされたということについて、ちょっと質問したかった、河野さんがおっしゃいましたけど。ちょっと、もう1回、教えてください。

当初、どれだけもらえると想定してたのが、どれだけもらえて、どれだけ、3,400 万だけもらえなかったのか。そのトータル、当初予算で考えていたのがどれだけで、どれだけもらって、どれだけもらえなかったのかというのを数字的に教えてもらいたいのが1点と、これをもらえなかったおかげで、三つの工事をやめるという、下水道整備費ですね。これは致し方ないとしても、やらなきゃならない工事とすれば、来年度、また改めて整備交付金もらってやろうとするのか、それとも別の費用でやらなきゃならないのか。この辺の考え方どうなっているのか、お聞かせ願いたいのと、もう一つは流域下水道高槻・島本雨水幹線の接続点工事負担金が896万9千円減ったと。これは事業見直しによって減ったということですけど、どういうふうに見直されたのか、精算したらこうなったということなのか。先ほどの説明では、事業を見直したということをおっしゃっていたんで、負担金の総額が減ったからなのか、ちょっと、その辺の事情を教えてください。

以上です。

上下水道部長 まず、社会資本整備総合交付金の減額の内訳でございます。

まず、通常分でございますけども、当初要望――予算と同額ではございますけど、要望時点では3,900万円を予定させていただきました。これについては内示のほうも同額の3,900万をいただきましたので、内示率で申し上げますと100%、いただけたということでございます。しかしながら、防災・安全分では、要望額では1億3,660万円を予定させていただいておりましたが、内示では1億260万円、今回、補正となりました3,400万円分が減額となっております。そのため、内示率で申し上げますと、75.1%でございます。以上のことから、今回、減額をさせていただきたいということでございます。

次に、今回、工事が1件、あと委託関係もございますので、工事委託としての山崎ポンプ場の施設機器延命・更新工事の委託につきましては、平成27年・28年で債務負担を予定しているもので、内容につきましては、粗目スクリーンの更新を予定させていただきました。これにつきましては、本年度全額、執行を取りやめますので、来年度以降ということにはなってまいりますけども、社会資本整備総合交付金の防災・安全の確保は非常に厳しくなっております。そのために、当面、今、懸案となっております五反田雨水幹線の整備を優先して実施してまいりたいと考えておりますので、この粗目スクリ

ーンの更新については、しばらく様子を見させていただきたいという具合には考えております。

それと、五反田雨水幹線の実施設計業務につきまして、詳細設計が今回、取りやめて おります。これについては、来年度引き続き詳細設計を実施してまいりたいという具合 に考えております。

最後に、関戸裏1号水路の改良工事につきましては、今回、交付金がつかなったということで、今年度は取りやめをさせていただきますけども、平成28年度の当初予算におきまして、改めて提案させていただきたいという具合に考えております。

それと、負担金の流域下水道高槻・島本雨水幹線接続点工事負担金896万9千円の減額の内容でございますけども、今回、事業内容の見直しということで減額、ということでご説明させていただきました。これにつきましては、上牧新川水路の底地が、所有地が個人の所有でございまして、この土地の用地買収に時間がかかったということで、本来の工事を施工するための、これらのことが解決できなかったということが1点ございます。それにあわせて、一定、所有者の了解は得られたものの、これの用地測量を実施することを今年度は予定させていただいておりまして、そこまでが今年度実施できる内容になってまいりますので、工事については来年度以降ということで、今回、減額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

- **外村議員** だから、関戸裏なんか来年度という話でしたけど、来年度の財源としては、改めてまた来年度の社会資本整備総合交付金を申請してやろうとするのか、町単費でやるというのか、その辺の財源はどういうふうに考えておられるんですか。
- **上下水道部長** 失礼しました。関戸裏1号水路改良工事の財源でございますけども、これにつきましては、来年度の社会資本整備総合交付金の要望のほうは現在行っておりますので、改めて、その交付金の中で実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 雨水ポンプの根幹機能であるディーゼルですか、これについては、おそらく予 兆を把握するための情報は日常の業務では得にくいというふうに認識していますが、本 年、27年の5月には、1号ディーゼルの腐食・劣化を理由に契約を変更されていると認 識しています。1号・2号ともに、腐食と劣化が進んでいたことになります。

そうすると、もし専門業者による分解が行われていなくて、このことが判明しなければ、大雨のときに雨水ポンプを稼働させようとしても、突然、それが不可能になる、停まってしまうというようなことが、可能性としてはあったのですかと、確認しておきます。つまり、日常業務では判明していなかった、分解したから、今回、腐食・劣化が見つかった、そして更新することができた。しかし、日常業務でわからないまま、そして分解もしなければ腐食はわからないわけですから、停まるまで見つけることができなか

ったのか、そのことを確認したいと思います。なぜならば、1号・2号、両方とも腐食が非常に著しい状態だったからです。

もう一つ、粗目スクリーンです。平成27・28年度の事業として計画をしておられましたが、見送る、執行を諦めざるを得ない。なおかつ、五反田雨水幹線整備の実施設計を優先される。これについては百山12号線との絡みもあるで、一定理解はするのですが、山崎ポンプ場の稼働ということになりますとね、この粗目スクリーンというものの更新でしたか修理でしたか、これを見送ることによって、大雨によりポンプが稼働した際、どういう不都合が想定できるのか、お答えいただけますか。

上下水道部長 まず、1号ディーゼル機関が、このまま分解もせずに使用していたとすれば停まってしまうのではないか、ということでございます。

確かに、今回、こういう延命・更新工事の中でオーバーホールを実施したことによってわかったことでございますので、これはいつになるかというのは、はっきり申し上げることはできませんが、いずれ一つの原因にはなってくる可能性はございます。しかしながら、今回、こういう延命・更新工事の中でディーゼル機関のオーバーホールを実施したことによって、こういうものが発見できたということで、日常業務でも、当然ながら月に何回か試運転をしておりますけども、その試運転の中でわかることというのは、機械の異音とか、出力が上がらないとか、そういう故障が出てくれば、それははっきりと、どこかに故障があるということはわかるわけでございますけども、これまで大雨の運転時も含めまして、実際のところ正常に運転ができておりましたので、今回、こういう機会があったことは非常に良かったという具合には感じております。

それと、粗目スクリーンの、大雨により不都合が出てくるのではないかということでございますけども、確かに長寿命化計画のなかでは、この粗目スクリーンは更新する計画にはなっております。実際のところ、これまで修繕等を行ったことがあるのかということで申し上げますと、現実的には修繕を行ったことはございません。今回、そういう優先順位をつける中でも、やっぱり、このままでしばらく保たせるのかどうかということは、管理している委託先にも確認しながら、またメーカーとも相談しながら、今回、取りやめを取りあえずさせていただいた。いずれは、更新はしなければならないという具合には考えてはおりますけども、当面は、更新までは至らずとも、何らかの対応は検討しなければならないという具合には考えております。

以上でございます。

戸田議員 山崎ポンプ場については、地元自治会さんも非常に関心を持っておられると思います。過去に人びとの新しい歩みで、総務部危機管理室に山崎自治会との意見交換会ということで、平成24年の大雨の後の意見交換会の要点録を請求しておりまして、今一度、それを読んでみますと、やはりポンプ場の稼働については大変大きな関心を持っておられます。

粗目スクリーンというのは、私の認識が間違っていなければ、流木等、大きなゴミをスクリーンで遮るものだと思います。他の議員の一般質問にもありましたけれども、山崎地区も毎回毎回、土砂とともに流れてくる流木、それから皆さんの生活のゴミですね。そういったものがポンプ場に流れ込んでくるという現実がございますので、粗目スクリーンの更新が不可能ならば何らかの対策を考えなければならないとおっしゃる、その「何らかの対策」というのは、具体的にはどのようなものが想定されるのか。それが1点。

もう一つは、その自治会との要点録の中にね、「ポンプの運転は水位を基準にしているのですか」と、「基準を下げることはできますか」とおっしゃっているんですね。すなわち、大雨のときにはじめて稼働して、アラッというのではなくて、もう少し基準を下げておいて、普段からもう少し稼働ができるような状態にしておいて、不測の事態により備えられるというような、そういうことができないのかどうか。そのことを確認したいと思います。

上下水道部長 粗目スクリーンは今回、本来、更新すべきところを見送っておるような状況ではございますけども、先ほど何らかの手立てをということで、内容については、まだ具体的には考えてはおりませんけども、現状を見ますと、やっぱりスクリーン部分で腐食してるとか、また一部、強度を保たなければならない部分が非常に懸念されるというような部分がございますので、そういうところはちょっと補強して、腐食しているなり、錆が浮いているところについては除去するようなことは考えていきたいなというようには、今現在考えております。

それと、ポンプの運転において、ポンプがかかるのは水位によるものか、ということでございます。まさに、その水位によってポンプの稼働を行っておるわけでございますけども、この水位についても、以前に一度、若干、ポンプの稼働時間の水位を下げたことはございまして、下げ過ぎますと、今度、ポンプの中に、ポンプ井という水を溜めるところに水が行かないのにポンプが動くことになってまいりますので、それは逆にポンプを傷める結果にもなりますから、一定、やっぱり水位があって、水がポンプ井に入って、そのうえでポンプが動くという形を取らないとポンプの性能も発揮できませんので、可能な限り水位を下げるようにはしておりますけども、それにも限界があるという具合に考えております。

以上でございます。

戸田議員 雨水幹線の整備、水路の整備の必要性については、もう議会で常に議論されていることです。しかし、水無瀬川の左岸は雨水幹線の整備ではなくって、この山崎のポンプ場が頼りになっています。本来ならば4基あるところを、現在は2基であると。地元の方は増やして欲しいと要望されてますが、まずは2基の更新が先であると。実際、多額のお金がかかりますので、そのことは一定理解したうえで、この更新の計画が頼りになっているわけなんですね。しかしながら、説明いただいたことは島本町でどうこう

できない国の問題でもあり、難しいなと思うんですが、どうぞ、山崎ポンプ場の整備の ことを、雨水幹線と同様に忘れないでいただきたいということ。

そして、今回、改めて平成22年度の「長寿命化計画」に目を通させてもらいましたけれども、ここにはディーゼルのことも、しっかりと記載されています。長寿命化に値するものであると、そして普段の運転状況では見極めにくいものであるというような記載がありました。従いまして、今一度、この基本計画に則って、日頃の管理運転業務を委託業者の方に再度、しっかり認識していただいて、連携を取っていただくよう要望して、質問を終わります。

上下水道部長 もちろん、水無瀬川左岸・右岸に分かれて、本町の雨水対策というのは当然、忘れずに実施していかなければならないという具合に考えてますけども、そのバランス等につきましては、やっぱりどちらが緊急度が高いかということも、あわせもって考えていかないと、雨水の整備には多額な費用がかかるということはご承知いただいているところだと思いますので、できるだけ雨水整備が進められるように取り組んでまいりたいと、まず考えております。

それと、山崎ポンプ場のポンプ、現在2基しか設置はされておりませんけども、いずれ、あと2基追加して4基の計画になっておりますので、それは、そういう時期がまいるとは思ってはおります。そのためには、JRより北側というんですか、その地区の雨水整備が行われるまでは、当面、この形で山崎ポンプ場については進めてまいりたいという具合に考えております。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ありませんか。質疑ですので、よろしくお願いいたします。

河野議員 先ほど2問目で要望に止めて、やむなしということを申し上げまして、ちょっと不適格だったなというふうに思っております。今の議員の質問を聞いておりまして、水無瀬川左岸の地域は、先ほど言われた、このポンプ場がほんとに命綱であるということと、関戸裏についても一定先送りということですね。

ただ、私が心配しますのは、よくある、今年度中は無理ですけれども来年度中には措置をして、できるだけ早期に前倒しでということを、よく私たち言いますけども、たぶん、こういった工事については、やはり渇水期に行われる。ということは、今回、本来は採択されて予算付けがされて、急ぎ着工するという見通しを持っておられたところが、いったん凍結というか見送るということになれば、たぶん丸々1年は先になってしまう。財源がついたとしても、工期としては渇水期を選ばなくてはいけないということになれば、丸々1年ですね。その間、この地域における水路の改修、雨水排水対策は遅れていくということですので、私自身のわずかな経験ですけども、この地域は毎年、土嚢を積むという、過去3年間の台風・大雨に関して、毎年、必ず土嚢を積んでいるという地域が発生しています。

例えば、水無瀬駅前なんかにおいては、最近、すごく改修をしていただいたり、町職員の巡視がありますので、大事に至るまでにいろいろ対応していただいているということでは、本当に飛躍的な改善をしていただいているのは体感しているんですが、この水無瀬川左岸においては、いかんせん、流木による冠水なども含めて、いろんな要素が来て、そうであるにもかかわらず、地域の方の自治会活動などで、かなり自力での復旧作業をされておりましてね。

そういう意味で、常に見に行ってあげて欲しいという、他の地域の方が通りがかって、この地域は見に行ってあげて欲しいと、いつも言われる場所なんですよ。だから、かなり地域の方も相当努力されて、自主防災体制とか自治意識のもとで自力でやっておられるが故にね、その点について何らかの強化、だから、この工事以外の手法で強化をしていかなくてはいけない。その点を求めておきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。答弁を求めます。

上下水道部長 何も山崎地区の雨水整備を遅らせようという考えは、全くございません。 当然、山崎ポンプ場を整備することは、これまでも十分進めてまいりましたし、今後も 進めてまいりたいという具合に考えてはおるんですけども、何せ社会資本整備総合交付 金が希望どおりにいただけないという実情からあわせて、やっぱり可能なことを実施す るということで、山崎ポンプ場についても粗目スクリーンは何らかの補強をしながら、 また塗装とかはがれている部分については、その辺は補修して、何とか現状維持できる ようにということで、当面は性能維持できる方法は検討させていただきたいとは考えて おります。

それと、関戸裏1号水路の改良工事につきましても、これも来年度に改めて予算をお願いしたいと思ってますし、国に対しても交付金を要望しているところでございますので、何とかこれについても来年度は実施してまいりたいというように考えておりますので、ご理解賜りますように、よろしくお願いします。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時25分~午後2時35分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第71号・第72号に対しましての質疑、他にございませんか。

平野議員 工事委託協定の変更について、まず、お尋ねいたします。

今、「長寿命化計画」に沿って、この山崎ポンプ場は工事が行われているということですけれども、今回の増額の契約変更、工事協定変更の要因となったものが、ディーゼル機関の部品の交換ということです。それについては理解できます。そもそも、この耐用年数が15年というところを、もうすでにプラス12年だから、27年経過しているということですので、そういう意味では部品の劣化が予測されたということは、私、理解できるんですけどね。それが日常点検によってわからなかったというのが、少し疑問なと

ころです。

これは、法定点検が必要のないところというんですか、ディーゼル機関というのはそういうところだというふうに、この「長寿命化計画」の22年度の報告書によって理解したんですけど、それは間違いないのか、法定点検が要らなかったのかどうかということを、少し確認しておきたいと思います。もし必要だとしたら、それは点検に不備があったというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

それから、工事委託協定額の推移一覧表というのを事前の議案説明のところでいただいておりますが、契約変更、1回目の1号ディーゼル機関の部品の交換によって、増額の変更契約、金額の変更をされましたね、1回目です。2回目は、協定額より上回るからということで、今回、議会に提出されたわけですけど、私は少なくとも、1回の契約金額を変更したときにも、私は議会にファックスを一報する、していただくという必要がなかったのかなというふうに思います。もちろん、協定額が変わるものではなかったんですけど、契約金額が変わるということについては、やはり1千万近いお金を増額するわけですから、その報告は必要だったというふうに思っております。その点、いかがでしょうか。

それから、72 号議案 公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてですけれど、社会資本整備総合交付金について、そもそもの要望額、内示を受けていた、100%の内示を受けていたとおっしゃいましたね。3,900 万でしたか、100%の内示を受けていたにも関わらず、確保できていない。そこのところが、よくわからないところなんですけどね。内示があれば確実にいただけるものだと、ちょっと、それは違いますとおっしゃるんでしたら、違いますよというふうにおっしゃってください。確かに、この防災・安全分については、全国でいろいろな工事とか事業に使われているということで、なかなか回ってこないのかも知れませんけど、島本町のこの三つの事業というのは、ほんとに必要な事業だというふうに思っておりますので、こういうところに国の交付金が回ってこないというのは非常に残念だなと思うんですけど、これは結局、国の交付金そのものが、大枠がというんですか、国家予算が減らされているのか、それとも、やっぱり全国で、この交付金を活用しての事業がたくさんあるから、島本町には回ってこないのか。その辺、ちょっと、どちらなんですか。

それともう一つはね、他の自治体ではきちっともらっておられるとしたらね、そこの差というのは何があるのかということをお示しいただきたいのと――わかればで結構です。国のことかも知れませんので、ご説明いただきたいのと、今後、いろいろな事業をするときに、交付金って、あんまり、あてにできないのかなというふうに私は思いました。交付金をあてにしてると、国もどうなるかわからへん、みたいなところがあって、何か事業を進めるにあたってはね、やっぱり堅実に進めようと思ったら、その辺が、交付金をあてにするということは、ちょっと難しいのではないかというふうに思ったんで

すけど、その辺の見通しはいかがでしょうか。

それから、流域下水道高槻・島本雨水幹線接続点工事負担金のことですけど、減額の理由についてはお示しいただきました。用地の買収が必要ということで、今年度の事業ができなかったということですね。そのために負担金を減額したということですけれど、そもそも高槻と島本町の間で協議を経て、島本町が負担してた金額、それから本年度に高槻市に支払う予定の金額について、お示しいただきたいというふうに思っております。

上下水道部長 まず、山崎ポンプ場の工事委託協定の変更に関わる部分でございますけど も、今回、ディーゼル機関の部分が、一部機器が腐食・劣化によって交換することにな ったわけでございますけども、このことが日常点検ではわからなかったのか、というこ とでございます。

これは先ほどもご説明させていただいてはおりますけども、通常、故障ということが、原因がわかることとすれば、一つはエンジンに異音が発生したり、また出力の低下が見られるとかいうようなことがあれば、それは故障があるのではないかということはわかるところではございますけども、日常点検で特にそういう症状が出ていたわけではございませんので、通常に運転もできておりましたので、それについては日常点検ではわからなかったということでございます。

それと、法定点検が要らないのか、ということでございますけども、メーカーによっては、いろんな点検を必要とするというようなことはお聞きはしておりますけども、メーカーの指示どおりに点検は、なかなか実施することは非常に困難ではございます。そのため、委託先で月に数回、試運転等を行って、運転による異常がないかということは、確認はさせてはいただいてはおります。

それと、1回目のディーゼル機関の1号機の変更の際に、1千万からの増額ではございますけども、これについて議会に報告する必要があったのではないか、ということでございますけども、過去にこういう工事請負契約等の議会議決案件について、そのようなことを実施したことは、私の記憶の中ではございません。

それと、次に補正予算の社会資本整備総合交付金の減額でございます。通常分については、100%の内示をいただきましたので問題はございませんでしたが、防災・安全分については、先ほど申し上げましたように75.1%の内示率ということで、およそ25%減額されておるということで、この分を、こういう雨水整備などを実施するうえでは、交付金はやっぱり非常に貴重な特定財源でございますので、これがないと、執行をするのは非常に困難ではないかという具合に考えてはおります。

それと、国の交付金の状況でございますけども、国では平成27年度の要望時点で申し上げますと、およそ1.5倍の要望があったというようにお聞きしています。国の予算的に申し上げますと、ほぼ前年度並みの予算をつけてはおられますけども、特に東日本大震災の影響による災害復旧とは別の防災・安全にかかる内容のもの、また他所で発生し

ておりますゲリラ豪雨による被害等もございまして、そういうところがどうしても優先 になったのではないかということは、想像はしております。

確かに、交付金をいただくことが非常に困難になってますけども、やっぱり交付金をいただかないことには、こういう事業を実施するうえでは公共下水道事業特別会計が保てなくなってくることがございますので、これは交付金をあてにして事業を実施してまいりたいというように考えております。

それと、負担金の流域下水道高槻・島本雨水幹線の接続点工事負担金でございます。 先ほど申し上げましたように、上牧新川水路の底地の用地買収に時間を要したということで、今年度は、その分だけの用地測量にかかる分だけを予算として残し、他の分については、今回、取りやめてはおります。それとあわせて、平成26年度に実施しました2-5の接続工事、その前年の25年度に実施しましたうち、この2-5の実施設計業務、あわせて今回の2-6の実施設計業務——これは平成26年度でございますけども、これらについては高槻市において起債を借りられて事業を執行されておりますので、それに対する利息分だけが、一部、今回の負担金の中に含まれております。それらをあわせまして、今現在、予定しておりますのが77万277円を執行する予定ということでございます。そのため、当初予算の974万円から896万9千円に減額したものでございます。以上でございます。。

平野議員 社会資本整備総合交付金につきましてはね、通常というか、つまり前年度よりはという意味でしょうかね、1.5 倍の要望があったということなので、そういう意味では全国で、この交付金を使っての事業が多かったということで、ちょっと残念ですけど、島本町には確保できなかったということ、というふうに理解いたします。でも、今後、やはり議会としてもね、いろいろな意見書などもあげられることですから、そういった形で何かあげられることはしていきたいなというふうに思っております。

2問目にお尋ねした、流域下水道高槻・島本雨水幹線接続点工事負担金のことですけれど、そうなりますと、本年度の工事が実施できないとなりますと、大きな浸水被害が起きた地区に関わることですからね、早期の実施というのを求められているわけですけれども、このスケジュールとしては遅れるのですか。予定よりも、どの程度、何年遅れるのか、1年で良いのかどうか。そのあたりの見通しはありますでしょうか。その辺、お聞かせいただきたいと思います。

それから、すいません、戻りまして、先ほどの報告の件ですけれどね。工事委託協定額の、特に契約金額の変更、特に5月27日付けの分ですよね。変更契約金額、もともと2億5,920万円だったのに、2億6,967万6千円として変更されたということについては、特に報告は必要ない、これまでもなかった、そのような報告はなかったと思うということでしたけど、私はこの工事委託協定について、本来は島本町がこういった工事を直接発注して契約するというのが望ましいというふうに思っていました。見えますから

ね、どういう契約をしているかということ、契約の相手もわかりますけど、これは下水 道事業団に委託しているわけですから、そういう意味では、一つ、その事業団が介在し ますから、なかなか、その工事の全容とか契約の内容とかいうのがわからないわけです から、そういう意味ではこういった契約金額の変更があった場合は、私はやはり報告を していただきたいというふうに思います。再度、お答えを求めたいと思います。

川口町長 社会資本整備総合交付金でございますけど、島本町だけが冷たくされている、 邪険にされている、そういうことではございません。

11月の30日だったと思いますが、私、国のほうに要望に参りましたけど、そのときは安威川・淀川右岸下水道協議会のメンバーとして、島本町と、そして茨木市の市長さん、それ以外にでも泉州のほう、北河内のほうの流域下水道協議会のメンバーが、国のほう、そして地元選出国会議員に要望に行っておりますので、大阪府域全体に、やっぱり少し内示よりも低い額しか国のほうから交付されてない、そういうふうな理解の仕方をしております。

以上でございます。

上下水道部長 まず、高槻市に実施いただいてます流域下水道雨水幹線の2-6の接続点 の工事の進捗でございます。

確かに今年度、用地の取得のために若干事業が遅れたために、用地測量のみしか実施できない。当然、引き続き実施するわけでございますけども、一応、一定、土地の所有者とも用地の買収については了解いただけましたので、平成28年度当初には、まず用地を取得させていただいて、引き続き工事をさせていただくわけでございますけども、何せ水路の整備につきましては雨期には実施することは困難ということで、どうしても乾期に実施することになってまいります。そうなりますと、1年ではどちらにしてもできないということで、早くとも1年遅れの平成28年・29年度の実施で、29年度中に完成するというのが、今現在、進めている予定でございます。

それと、工事協定の今回の変更に伴いまして、第1回目の業者と日本下水道事業団の変更がされているわけでございますけども、この際に、議会にも報告すべきではないかということでございます。額が、今回1千万ほどではございますけども、当初の協定書の中にも、この協定については、こういう変更があった場合は速やかに委託者と協議するということとなっておりますので、協議は当然ながらさせていただいたうえで、今回、変更はさせていただいているんですけども、議会への報告につきましては、これが内容的に大幅なものであれば、当然、ご報告もさせていただかなければならないとは思いますけど、当初の協定額の範囲内で収まっている内容でございますので、こういうような形で進めさせていただいたということでございます。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第71号議案 工事委託協定の変更についてに対する討論を行います。 まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第71号議案 工事委託協定の変更について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

平成26年6月24日議決に関わる「島本町公共下水道山崎ポンプ場施設機器等延命・ 更新工事委託に関する協定書」の一部変更につき、賛成いたします。

雨水ポンプのディーゼル機関の主要部分の腐食と劣化による部品の交換に伴う増額のため、協定金額を変更されるものです。すでに、1号ディーゼル機関については5月に交換され、新たに2号ディーゼル分の交換をするにあたり、当初の契約金額を超えて工事を執行する必要があるため、変更されるとのことです。山崎ポンプ場の長寿命化は、島本町の防災・安全に欠かせない工事であり、これを妥当、必要なものとして認めるものです。

以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第71号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第71号議案は原案のとおり、可決することに決しました。

引き続き、第72号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第72号議案 島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につき、人び

との新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

山崎ポンプ場施設機器等延命・更新については、平成20年度の「長寿命化計画」に基づき、順次、計画的に整備・更新を進めてこられました。第71号議案に関わる雨水ポンプのディーゼル機関部品の交換を増額する一方、残念ながら、国の社会資本整備総合交付金(防災・安全分)の確保が難しくなり、平成27年から28年度に予定していた粗目スクリーンの延命・更新を断念、減額補正をするものです。これについては質疑でも申し上げましたが、できる限りにおいて対策を取っていただくよう、お願いしたいと思います。

町道百山 12 号線の敷設と関わる五反田雨水幹線整備実施設計業務並びに関戸裏1号 水路改良工事の本年度の執行も、やむなく断念されるとのこと。これは一定理解し、や むなしと判断せざるを得ません。

公共下水道の事業は、都市計画のインフラの根幹をなすもの。また水無瀬川右岸の雨水幹線整備事業、そして左岸においては山崎ポンプ場が、私たちの安心・安全のよりどころとなっております。引き続き、確かな業務に努めていただきますようお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第72号議案は原案のとおり、可決することに決しました。

日程第6、第73号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第73号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務 の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議につきまして、ご説 明申し上げます。

議案書の73の1ページでございます。

「地方自治法」第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、四條畷市、太子町、千早赤阪村にかかる水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議する

ものでございます。

提案理由につきましては、共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更について、「地方自治法」第 290 条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるためでございます。

議案の内容につきましては、73の2ページの次に添付しております議案資料の参考資料として、別添の「大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約」の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

四條畷市、太子町及び千早赤阪村の3団体の統合に伴い、2点の企業団規約の改正がございます。

1点目は、第3条の「企業団の共同処理する事務」の追加でございます。現在、企業団で共同処理しております水道用水供給事業及び工業用水道事業に関する事務に、「水道事業の経営に関する事務」を第2号に追加し、以降の号を繰り下げております。2点目は、第5条第1項の企業団議会議員定数の変更でございます。企業団議会において協議され、3団体との統合に伴い、当該3団体に対して1議席ずつ配分し、現在の30名から33名に変更するものでございます。

そのほかに、別表を「別表1」とするとともに、第3条関係として「別表2」を追加 しております。

なお、9月議会において先行審議されました3団体の審議結果につきましては、すべての議会において可決されており、本町を含むその他の39団体につきましては、12月議会において同議案をご審議いただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

河野議員 第 73 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う 大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、質疑をさせていただきます。

今回は、当該3団体が加わるということですので、直接、島本町がどうというところとは違う部分があるとは思いますけども、ちょっと基本的なところをお訊きしたいと思っております。

今回、資料請求は実質的にはしてはいないのですけれども、議員の図書室に常に備え付けておられます広域水道企業団の、議会事務局の資料ですね。それから様々な議員の質疑応答の記録を、このテーマに関わる部分だけ読ませていただいたうえで質疑をさせていただきますが、まずは先ほど部長が説明をされた、企業団議会の議員定数を、この3団体に1議席ずつ配分されるということについての根拠を、お示しいただきたいと思

います。といいますのは、島本町としては3町村、北部議長会の豊能・能勢・島本町から持ち回りで選出をするということで、当年度は伊集院議長が、この議会に議員として 出席をされているということです。

この3団体について1議席ずつの配分というようになった背景と、新たな変更点などありましたら、ちょっと、説明をお願いいたします。

それから、3団体については議会においても賛成多数、あるいは全会一致で、この変更協議については可決されたうえで、この議場において提案されているということですが、今回はこの協議、規約の中の事項に新たな事項を加えられておられます。これについては資料を事前にいろいろ、議案説明の中ではいただいてはおりましたが、議会事務局で持っておられた資料1-1の、すべてがあったというわけではなかったと思っております。1-1と1-2を、今回、いただきました。これはもうインターネットでも拝見できる範囲の資料だというふうに推察しておりますけれども、この中で四條畷市が、特にいろいろ審査の中で継続審査の動議などの提案が——結果としてはなかったんですが、様々、付帯決議を出しておられます。

それだけ、いろいろ議論があったところというふうに聞いておりまして、職員の身分保障の問題、技能職員・技術職員の問題、この点については、実は議事録を拝見しますと、伊集院議長もその点を質疑され、確認をされている部分だと思いますので、議長からの説明というわけにはいきませんので、執行部におかれて把握している範囲と、その四條畷市の職員の身分保障の変更に関わる内容について、さらに説明を求めます。

今回、その経営に関わる4条件、経営に関わって、会計・施設整備基準・経営状況・ 下水道状況という、4条件が新たに加えられるということですね。この点についての説明を求めます。また、それにおいて島本町の事務事業には全く影響はないのでしょうか、 ということを確認させていただきたい。答弁を求めます。

上下水道部長 まず、企業団議会の議員の配分に関して、今回、3団体に対して1議席ずつを配分されて33名になるわけでございますが、企業団議会におきましても、いろんなご意見があるということはお聞きしております。

当初、各団体、要するに 42 団体すべてに 1 議席ずつ配分すべきではないかという意見もございました。これについては、非常に企業団議会議員の数が相当増えるとか、いろんな問題もございますし、それに対応するのも非常に難しいということもございますけども、当面、まだ議論が続いているところでございまして、続いている中で、この 3 団体の統合の話がまいりましたので、当面は、この 3 団体に対してだけは 1 議席ずつ配分をする。今後、引き続き企業団議会の定数につきましては協議を行っていく、ということを確認されているようでございます。

それと四條畷市の、今回、可決をされておられるわけでございますけども、この可決 にあたりまして、総務建設常任委員会のほうで4点の付帯決議案が提出されております。 一応、内容を読ませていただきますと、1点が「広域化に向けて、市民への周知を徹底すること」、2点目が「近い将来、発生するであろう南海トラフ地震に鑑み、複数の供給を確保するなど危機管理体制を強化し、持続可能な水道事業を確立すること」、3点目が「緊急時に備え、事業者との意思疎通を図り、市民にとって安心・安全に感じられる万全な体制を確保すること」、4点目が「労使間の協議・調整を前提に、職員の諸条件について迅速かつ慎重に進めること」ということで、河野議員からございました労使間の協議等につきましては、まだ具体的にどういう協議をされているかということは承知はしておりませんけども、この点も重要な今回の決議の内容になっているということは、承知はしております。

それと、今回、この企業団に3団体が統合するうえで、現状で、このまま運営する場合と、統合した場合のシミュレーションをされておられます。それが、一つは施設の整備を、今後40年間で単独で実施する場合と統合する場合を比較されて、どのような効果があるかということで比較されたものが、まず1点、ございます。四條畷市では、統合した場合は約14億1,800万円の低減が図れるという結果になっております。また、太子町では2億7,800万円、千早赤阪村では5億2,900万円の低減が図れるということでございます。

また、経営シミュレーションでは、単独で行う場合と統合で行う場合では、それぞれ 10年後と40年後をそれぞれ比較されたうえで、水道料金の値上げの抑制を図れるなど、 また値上げの時期を遅らせるなどの効果が出るという結果が得られております。

それと、4点ということで申し上げますと、統合のメリットということになってまいりますが、統合メリットとしては、お客様のサービスの維持向上が図れるということが、まず1点、ございます。それと給水の安定の向上が図れるということと、運営基盤の強化では、定量的なメリットとして、先ほど申し上げました料金値上げの抑制が図れるなどの効果がある。定性的なものでは、事業一元化に伴って企業団の持つ技術力や資力を活用して、非常時対応の充実とか技術の継承問題の解消が図れるというような結果が出ております。

それと最後に、今回の統合によって、町にとってのメリットがあるのかどうかということだと思います。これについては、用水供給事業と水道事業については会計が分離されておりますので、メリットもございませんが、デメリットもないということでございます。

以上でございます。

河野議員 議員定数の件は、今後、企業団の議会のほうで議論をされるものということですが、一定、その3団体に対しては、そういった前提条件を示されて、そういったことも賛成多数、あるいは全会一致の大きな要素になったということは、各団体のほうの、一部の方のヒアリングですけども、聞いております。そういった面では、島本としては、

やはり1議席はないのかというふうな疑問を持つところではありますが、それは今後、企業団の議会での議論にもよるものということで、この場ではふさわしくないので申し上げませんが、ただ、根拠としては、特段なかったのかなというふうに感じました。この3団体に1議席ずつということの根拠はどういったものなのか、ということですね。法令・条例上とか、規約上の根拠はなかったのかというふうに、ちょっと認識したんですが、その点、間違いはないのでしょうか。答弁を求めます。

上下水道部長 あくまで、この議員定数については任意でございますので、法令上の規定はございません。以前は、ちょっと法律名を忘れたんですけども、30名以内というふうな規定がございまして、当初、企業団が発足する当時は30名の議員定数ということでスタートを切ったということは私も承知してますけども、それ以後、その30名についてはなくなりましたので、現状は何名になっても、企業団議会の議員定数については問題はない、という具合に理解しております。

以上でございます。

戸田議員 お示しいただいた参考資料1に基づいて、質問いたします。

「6. 統合のメリット」というところの*印に、「3団体との統合が実現すれば、企業団が取水から家庭までの水道事業全体を担うことになり、府域一水道への大きな推進力になる」と書かれています。つまり、この当該3団体が企業団と統合されれば、今後、府域一水道に向かって前進するということだと思うんですね。仮に、府域一水道が実現していく過程で、島本町にとってはどういう影響があるのでしょうか。島本町にとって、どういう選択があるのか。これを問いたいと思います。

なぜならば、7番に「統合を促進するための制度の創設」と書かれていまして、今回、「交付金は統合する市町村の水道事業に優先的に活用」となっているわけです。つまり、 島本町は自己水でやっていくのだというような選択をすれば、こういった交付金は受け られなくなってしまうと、そういう事態が発生するのではありませんか。

さらに、先ほども質問がありましたけれども、今回、新たに四つの条件というので、会計・施設整備水準・経営状況・下水道事業等が追加されているわけですね。さらに裏側のページに行きますと、「企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件」というのがありまして、つまり、この 42 市町村の中に島本町が入るわけです。そして、「土地の利活用」とありまして、「水道事業で使用しないという判断をした土地の売却については、市町村と十分協議したうえで企業団が行う」となっています。つまり、各市町村が自分のところの水道事業に使っている土地を売却する場合は企業団が行うのだ、というようなことが書いてあるんですね。

従って、この今回の三つの団体が統合されると、府域一水道に大きく進み、そして、 さらに追加された条件などによって、島本町にとっても少なからず影響があるのではあ りませんか。そこのところを確認したいと思います。 上下水道部長 まず、今回、3団体が統合されますと、今後は府域一水道の実現に向けて、ある意味では一つのステップになってくるということは、私もそういう具合に理解はしております。しかし、府域一水道につきましては、水道施設や料金の格差、自己水源の保有状況など、市町村それぞれ事情が異なっておりまして、広域化の緊急性について、市町村も非常に異なっておりますので、実現までには非常に難しいというのが現状でございます。

それらのことから、これまで首長会議の議論の中でも、府域一水道の実現については 期限を設けないということを確認されておられますので、直ちに統合が実現するという ことは、非常に困難ではないかというようには思っております。

それと、今回、こういう3団体が統合することによって本町への影響でございますけども、これまでどおり、本町としては大阪企業団水の10%、自己水90%を堅持してまいりたいと考えておりますので、直ちに府域一水道の実現ではないということを考え合わせますと、影響はないという具合には思ってはおります。

それと交付金、統合を促進するための制度としての交付金でございますけども、これはあくまで統合される団体に対しての交付金でございます。一つは、運営基盤強化等の事業として、国からの交付金がございます。それともう一つは、企業団のほうにも、こういう統合することによって一定交付金を受けられることになっておりますが、その分については、統合する団体及び今後統合を予定される団体については、一定、この交付金をもって統合を促進させていくということにはなってまいります。

それと、先ほど河野議員の質問の中でも、ちょっと私も誤解してたのかも知れませんけども、企業団と統合する際の42市町村、統合の条件でございます。確定分ということで、資産・技能職員・外郭団体・土地の利活用ということで、四つの分については、これは大阪府との統合協議の際に確定したものでございます。この中で、土地の利活用の中で、「跡地利用にかかる計画立案のイニシアティブは企業団に資産を引き継いだ市町村が持つ」とか、「水道事業に使用しないという判断及びその他の売却については、市町村と十分協議したうえで企業団が行う」ということで、これは統合した後のことでの条件でございますので、現状で、私どもに、この条件が該当するものではございません。以上でございます。

戸田議員 資産、自己水源については市町村の意見を尊重すると記載されていること、島本町は地下水のおいしい水をいただいているわけです。そこのところは住民の関心も大変高く、そして若年層の定住促進を促していると私は思っています。

実現には期限を設けないということが確認されているということなんですけれども、 それぞれに異なる消費税を設けていたヨーロッパも、EUを統合しております。つまり、 消費税のことを大きく解決して、統合というものはできるわけです、やろうと思えば。 従って、大阪府でも府域一水道というのは難しいから無理だろう、と言っているような ものではないのではないかという懸念しております。それについては、各種会議等に出ておられるであろう町長、どのように感じておられるか。お考えをお聞かせください。

川口町長 様々な団体、団体によって事情が異なりますので、府域一水道といいますか、 企業団と一緒にやりたいというふうな意思をお持ちの団体もあるようでございます。島 本町につきましては、もう従前からご答弁申し上げてますように、これまでも様々な会 議におきまして、自己水源、地下水を堅持していきたいというふうなことは公言してお りますので、それは様々な会議の場面で公言しておりますので、その気持ちには変わり はございません。

それと、例えば島本町が企業団に入るということになりましたら、それは、この議会の可決が必要でございますので、議員の皆様が、例えば私が提案しても、そのことが否決されたら、そのことは成立しないわけでございますから――私が統合に向けて何らかの動きをするとか、そういう意味で申し上げたわけではございません。最終的に議会が判断されて、議会が否決されたら、それは統合には全く繋がっていかないということでございますので、よろしくお願いいたします。いろんな外圧、いろんな圧力がかかったとしても、万が一かかったとしても、島本町の議会が判断されたら、その判断がすべてであるということでございます。

以上でございます。

平野議員 大阪広域水道企業団と四條畷市、太子町、千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討協議、「統合案の概要」、参考資料1を事前にいただいております。そのもとに質問させていただきます。

先ほど、今回の3団体の統合が府域一水道のモデルグループになっていくというようなことが、企業団議会の議員全員協議会の要点録とか、また議会のほうの会議録などを見ますと、書かれております。ですから、これは府域一水道の推進に向けて進んでいくのだなというふうな心配は、やっぱりするわけですね。今、何度も、いやいや、それは市町村が判断したらいいんですよ、議会が判断したらいいんですよとおっしゃいますけれども、こういう形で進んでいくということについては、実は私はそうだと思っていたんですね。ずっと、大阪市と企業団との統合協議も関心を持って見ていました。単に大阪市が企業団に入ることだけではなくて、やはり、そのことが府域一水道、つまりは島本町の水道事業そのものが廃止されていく、企業団が運営していくというふうになりかねない。ひいては、自己水源が本当に堅持されるのかということまで心配だからこそ、ずっと議会でも質疑してきましたし、首長会議でも傍聴したりしてまいりました。

その中で、今、川口町長がおっしゃいましたように、川口町長は積極的に発言してこられています。ですから、府内の市町村の中で、いや、島本町さんは自己水源をお持ちだからということで、何かちょっと特別な位置にあるということを認識されている議員の方々がおられることもわかったうえで質疑しておりますけれども、やはり、この府域

一水道を推進していくということについては、ちょっと――島本町としてはですよ、少し慎重に考えなければならないのではないかということは考えますけど、ただ、三つの団体が意思決定をされたわけですよね。行政としても、執行部としても、議会としても、意思決定されるということについての尊重はしなければならないというふうにも当然思うわけですけど、ただ1点、気になっていますのは、自己水源については市町村の意見を尊重するというふうに統合する条件に入っていますよね。ここ、とても大事なとこなんです。

しかしながら、千早赤阪村は二つの自己水源の一つを廃止されるというふうに、先ほど申しました会議録からわかりました。これは、結果的にはどういう事情だったのでしょうか。そこが心配なんですね。やはり、こういう統合をするときには、自己水源を廃止していくということがあり得るということでしょうか。その辺の事情、詳しいことがわかれば、お示しいただきたいというふうに思っております。

それから、新たに付け加えた追加分ですけれど、こういった条件ですけど、こういったことはね、やはり水道部としては企業団の進め方というんですか、こういうことは逐一、議会への説明が必要だというふうに思います。今、今回の議案でわかったことですけど、こういったことは、やはり事前の説明が必要だったのではないかなというふうに思うんですけど、どうですか。いやいや、こうやって会議録読めばわかることですよ、ということなのか。やっぱり、その辺の説明は十分していただかないといけないというふうに思っております。

それから、先ほどおっしゃった議員の定数のことですけど、この3団体それぞれお一人ずつ選出されると、根拠はないというふうにおっしゃっていますけども、過去に企業団を発足させるときに、42団体からやはり1人ずつ議会議員を選出させるべきだというふうに申し上げましたら、たぶん、その30人という定員があったんですよ。その定員は、ちゃんと明文化されたものだったんです。こういった企業団というようなものを設ける場合の議会は、30人という定員が決められていたんです。ですから、できませんって、おっしゃったんです。今、撤廃されましたよとおっしゃったから、ちょっと私も調査不足ですけど、撤廃されたということは、どんな形で、どこに書かれているんですか。「地方自治法」に書かれているのでしょうか。申しわけありませんけど、その点はご説明いただきたいというふうに思っています。

よろしくお願いします。

伊集院議長 1 答目は、どなたに求めていらっしゃいますか、回答。担当部長で。

上下水道部長 まず、千早赤阪村が自己水源を、2ヵ所あって、1ヵ所廃止されたということでございますが、これは私がお聞きしたところでは、非常に水質の悪化が見られて、水量も減少しているということがあって、千早赤阪村から、この水源については使えないということで廃止されるということは、お聞きしてはおります。

それと、今回の提案に先立ちまして、こういう報告をすべきじゃないかということでございますけど、ただいま資料がちょっと手元にございませんが、この統合案に至るまでの経過というか、概要につきましては、過去、二度か三度ぐらい、議長宛てに文書を出させていただいて、ご報告はさせていただいた経緯はございます。

それと、ちょっと法の名前を今、忘れましたけれども、確か一部事務組合の関係の法律がございまして、その法律の中で、以前は30名を限度とするという規定がございました。この30名の規定がなくなったことによって、30名以上の議会議員を選出することが可能になったという具合に承知しております。

以上でございます。

平野議員 最後のとこなんですけどね、一部事務組合の議会に関しては、議員定数のいわゆる定員の見直しというか、限度の見直しがあったということなんですけどね。それだったらそれで、何かもう一度、企業団議会で議論しなければならないというふうに、私は、この機会に思います。統合される3団体だけではなくて、ほかの島本町も含む団体からも選出できるように、最初の議論から言えばね、もう一回立ち戻ってすべきではないかというふうに思います。これは、どこの議論になるのかといいますと、企業団議会の議論になるのかも知れませんけど、改めて、それは提案なり要望したいと思っております。それはもう、答弁は結構です。

それから、先ほど千早赤阪村の自己水源の廃止のことですけれど、もちろん、その事情がある、千早赤阪村の事情があるというふうには思いますけど、やっぱり島本町にそのことを引きつけて、私たちは議論をしなければならないと思うからこそ質問しているわけですけど、決して、それが統合するから、ちょっと赤字があったり経営が厳しい状況があるんやったら、そういった自己水源を廃止することでスリム化するわけですよね。スリム化して統合しなさい、というようなことがあったのかどうか。そういったことが企業団との協議の中で、そんなことは一切なかったとおっしゃるのかどうか。それについても、お聞かせいただきたいなというふうに思っております……(「広げ過ぎや」と呼ぶ者あり)……。

- **伊集院議長** 皆さんから声が出てますように、今回の3団体の統合の議案でありますので、 議案内での質疑に、よろしくお願いいたします。
- **平野議員** やっぱり心配なのは、府域一水道へのモデルケースになるということがね、どうしても……。
- 伊集院議長 心配なのは、皆さん、心配でございますので。

会議規則に則っての質疑をお願いいたします。

平野議員 何度も部長がおっしゃったけれども、この統合についてメリットもデメリット もありません、ということですから、それは影響がないということかも知れませんけれ ども、影響がないと言われましてもね、大きな影響があるわけでしょう、モデルケース だと言われれば、大きな影響があるというふうに私は言わざるを得ないと思うんですけれども。その点については、大きな影響があるというふうに考えていいのではないですか。これは見解を問います。

上下水道部長 確かに、この3団体の統合というのは、府域一水道のモデルとしては、非常に今後の統合に拍車がかかる一つのケースになってくるということは、当然、ございます。しかしながら本町は、先ほど町長からもご答弁ありましたように、企業団から10%の受水を受けながら、自己水90%を堅持していくことについては、これは何ら変わりはございませんし、そのことと統合することとは、全く別の次元の話という具合に考えております。

以上でございます。

- **外村議員** この3団体が入ったということで、府域一水道にさらに向けて前進したという ことで。ということは、あと大阪市水が一緒になれば達成ということになるんだと思う んですが、その認識で正しいんでしょうか。それが1点と……。
- **伊集院議長** この案件において、お訊きくださいませ。先ほど来、注意させていただいて おります、この3団体、まだ、ここの議決が取れていませんので、お願いいたします。
- **外村議員** 関係あるんと違うの。企業団についての関係でしょう。
- **伊集院議長** 3団体の統合の議案でありますので、よろしくお願いいたします。
- 外村議員 あともう1点、先ほど自己水源を削減されたという千早赤阪ですか。うちも自己水源は90で、企業団から10なんですけども、42団体の中で100%、企業団からもらっているというのは何団体あるのか、現状で。教えてください。

(「議案と関係あるのか」と呼ぶ者あり)

上下水道部長 今回、3団体統合することと、大阪市が――これは以前に統合協議された ものでございますけど、全く次元が違うものでございまして、大阪市はあくまで企業団 との一体型の統合でございますので、それはちょっと違って、大阪市だけが加われば、 すべて統合されるということではございません。

それと、100%受水している市町村でございますけど、今、ちょっと資料がございませんので、後ほど資料を見たうえで、ご答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

- **外村議員** いや、ここで、その参考資料いただいている「府域一水道の実現」というのは、 どのことをもって府域一水道、というふうに考えておられるんですか、定義をお願いし ます。
- **伊集院議長** 議案内で、よろしくお願いいたします。

(外村議員・自席から「議案外じゃないですよ、参考資料」と発言)

伊集院議長 その範囲を超えてはならないと、記載されておりますので。どうぞ、よろしくお願いいたします。

上下水道部長 今回、府域一水道と申しますのは、今まで用水供給事業を企業団が実施していたものを、水道事業、いわゆる原水を浄水するまでが用水供給事業であれば、浄水した水を皆さんの家庭まで配る事業、これが水道事業にあたりますので、この水道事業が3団体は統合されたということでございます。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

外村議員は、先ほどの答弁がなければ、この議案に対しては賛否が取れませんか、待ちますか、答弁。先ほどの資料の、今、資料を取りに行っている部分の、その答弁がなければ、この議案に対しての賛否が取れないですか。

(外村議員・自席から「そんなことはない」と発言)

伊集院議長 では、そのまま行かせていただきます。

他に質疑ございませんか。

平野議員 先ほど、議会への報告がなかったのではありませんか、という質問に対して、いやいや、逐一報告してますよとおっしゃったんですけどね。今回の統合に関しての、先ほど申しました企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件、大阪市の統合のときの協議で、四つの条件は理解しておりましたけども、追加分についてはね、こういった詳しい内容がありましたか。すいません、ファクスでありましたか、ということです。大変申しわけないですけれど、十分、この四つの追加条件について私が理解してなかったのかも知れませんけど、今回、初めて議案資料の参考資料として出されて、わかりました。で、あらためて議事録を読んだということですよ……(「規約と関係ない」と呼ぶ者あり)……。大変申しわけないです、すいません。その点、お聞かせいただきたいというふうに思っています。

やはりね、この企業団に入らなければならないようなセンシティブな統合を促進するための制度ですね。このあたりの独自支援策というのが設けられたわけですけれど、結果的には、この制度の財源というのは広域企業団が負担するという形になるかというふうに思いますけど、企業団は、そうやって企業団の会計から、この促進するためのお金を市町村に交付して、推進をさせようとするという方向になるかというふうに思いますけど、そのいわゆるペナルティーとまでは言いませんけど、センシティブな牽引の要素というか、あるというふうに考えていいということですね。

それからもう一つは、島本町の水道事業が最近、ずっと水質検査、それから今の中央 監視のコンピュータですか、そういった工事も全部、企業団に委託していますよね。そ のことについてね、私は、本来は島本町の水道事業が発注すべきものを企業団に委託し て工事をやっているという、このことについて年々というか、そういうことがどんどん 増えていけば、だんだん、やはり島本町の水道事業の能力がというんですかね、事業運 営の能力が低下していくということになるかと思うんですけど。やはり、そういうこと を考えると、企業団との関係というのはね、しっかりと島本町が自己水源を守ります、 島本町の水道事業を守りますということを、持っていただかないといけないんじゃない かなというふうに思っております…… (「しっかり質疑して、自分の意見ばかり言うん じゃなくて」と呼ぶ者あり)……。そうですね。

促進するための制度、このことについて、これが一つの牽引になるということが、返って、これが島本町にとって何かペナルティーになるということにはならないのですか。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時43分~午後4時05分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川口町長 統合を促進するための制度の創設でございますけど、先ほど戸田議員からもご質問いただいたときにご答弁したら良かったんですが、「統合する市町村の水道事業に優先的に活用する」、この文言が私も気になりまして、大阪広域水道企業団の首長会議の席上、私、こういうふうなことを3団体に優先的に予算を配分したら、3団体以外の団体は不利益を被るのではないか、そういう趣旨の質問をしたわけでございますが、この交付金は厚生労働省から企業団にいったん入る。もともとは、この3団体が統合することによって国、厚生労働省から企業団に入ってくるお金でございますので、ですから、直接的な原因である3団体の水道事業のために優先的に使う、そういうことだそうでございます。それは、先ほども申し上げましたように首長会議の席で、事務局から確認をしております。

以上でございます。

上下水道部長 先ほど外村議員からご質問いただきました 100%受水している団体でございますが、11団体ございまして、門真市、寝屋川市、八尾市、大阪狭山市、松原市、堺市、忠岡町、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市でございます。

それと、四つの条件が今回追加されたということが、概要のほうで提示させていただいていますけども、これにつきましてはファクスで議員の皆さんには議長宛ての文書がまいっているということでございますけども、過去に3回ほど、この3団体の統合についての報告はさせていただいておりまして、まず1回、最初が平成26年の4月21日に、これも統合協議の検討協議について報告を、まずさせていただいてます。それと平成27年4月2日に、中間報告もさせていただいております。それらが最終的に平成27年8月5日に、最終案の報告もさせていただいたところでございます。

それと、企業団へ本町が委託していることでございますけども、これは中央管理センターの更新、高圧受電盤の更新、また自家発電機の新設、この三つの電気設備にかかる内容を企業団のほうに委託させていただいているもので、本町に電気の技術職がおらないということで、高度な電気技術について企業団のノウハウを活用させていただくということで委託させていただいたものでございますので、このことと統合が結びつくもの

でもないという具合に考えております。 以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 73 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う 大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、日本共産党町会議員団を代表し 賛成の討論を行います。

今回の示した内容には、賛成するというものです。引き続き各自治体が、今後、人口 ビジョンなどを明らかにしてまいります。その中では、水需要予測の引き下げというこ とが必要になってくる。また、設備更新計画の事業費を見直すことや、卸売り料金の値 下げを図る、市町村の技術系職員の確保を計画的に進めるための様々な技術的な協力を 求めていくことも必要だというふうに考えております。もって安心、そして低廉で安定 した水の供給を図ることができるようにということを強く求めておきます。

また、議論の中で再三、複数の質疑がありました。自己水源は原則存続するということが、この付随する資料の中にも何度も掲載されておりますし、府域一水道についても、その統合の時期は定めはないということも、この議場でも再度確認がされています。

しかしながら、質疑をいたしましたとおり企業団議会議員の定数の規約、これが今後、変更されていき、今回、含まれる当該3団体、千早赤阪村、太子町、四條畷市には1議席ずつ配分されるであろうと、予定というふうに聞いております。この点については、一部事務組合の議員定数の30人という上限が撤廃されたというような内容が根拠として示されておるわけでありますが、島本町においても、この企業団に参加をする際に、議員定数のことについては相当議論があったというふうに記憶しております。

この点については、今後、この議会に参加をされている、当該私たち島本町議会の議 長が参加をされておりますので、そういったところや、あるいは全員協議会等で、意見 や認識を深めていくという意味を、そのことは必要であろうと思いますが、この議案に 関しては、この程度に止めておきます。

そういったことも申し上げまして、本議案に対しては賛成の討論といたします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

(「他の討論は」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 いや、言いましたよ、「他に討論ありませんか」は、お訊きさせていただきました。「なし」なので、これより採決を行います。

これより、採決を行います。

(午後4時12分 戸田議員、平野議員退席)

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第73号議案は原案のとおり、可決することに決しました。

(午後4時12分 戸田議員、平野議員出席)

日程第7、第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について及び第75号議案 島本町税条例等の一部改正についての2件を、一括議題といたします。

なお、本案 2 件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行い たいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の、74の1ページをお開き願います。

提案理由につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」――以下、「番号法」と申します――は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の根拠法であり、平成25年5月31日に公布、本年10月5日に施行されました。

このマイナンバー制度は、住民票を有する方一人ひとりに付与された個人番号であるマイナンバーにより、社会保障、税及び災害対策の分野で効率的に個人の情報を管理し、また、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認しやすくすることを図り、もって行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤として位置付けられている制度であります。

個人番号は、本年 10 月以降、地方公共団体情報システム機構から、市区町村ごと、世帯ごとに、通知カードが住民票の住所に送付され、平成 28 年 1 月 1 日から利用が開始されます。

次に、「番号法」に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関してでございます。

利用及び提供につきましては、「番号法」の規定を直接の根拠として行えるものと、「番号法」の委任に基づいて定める条例を根拠として行えるものの二つがあり、今回の条例制定にあたっての位置付けについて、順次、ご説明させていただきます。

地方公共団体等における個人番号の利用に関しては、「番号法」第9条第1項及び別表第1において利用できる事務が規定されておりますが、各地方公共団体の執行機関が、条例等を根拠に行う事務においても個人番号を利用することにより、マイナンバー制度による効果を一層高めることができるよう、「番号法」第9条第2項において、社会保障、地方税または防災に関する事務、その他これらに類する事務であって条例で定める事務の処理に関しても、個人番号を利用できる旨が規定されております。

また、個人番号を含む個人情報である特定個人情報については、「番号法」第 19 条により外部への提供が原則として禁じられており、「番号法」第 19 条各号のいずれかに該当する場合にのみ、提供ができると規定されております。

そのうち、平成29年7月から実施予定であります「番号法」第19条第7号に基づく、情報提供ネットワークシステムを介した国や他の地方公共団体などとの間での特定個人情報の提供に関しては、「番号法」別表第2において、情報照会機関が行う事務ごとに、その処理のために必要な特定個人情報及びその情報提供機関が規定されております。一方、同一の地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供、例えば、島本町の町長部局から教育委員会部局への情報の提供に関しては、「番号法」第19条第9号に基づき、条例で定めるところにより、可能とされております。

以上のように、本条例は、来年1月から個人番号の利用が開始され、マイナンバー制度が本格的に実施されることから、本町においても制度を円滑に運用することを図るため、条例で定めることにより、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する事項を規定するものでございます。

それでは、本条例の具体的な内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の、74の3ページをお開きください。

本条例の本則は、全部で6条から構成されております。

まず、第1条では、本条例の趣旨について規定しております。

「番号法」第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関しては、それぞれ条例で定める旨が規定されていることから、その実施のために必要な事項を本条例で定めるものでございます。

次に、第2条では、本条例で使用する用語の定義について規定しております。

第2条の各号に掲げる用語は、いずれも上位法である「番号法」で定義されているものであり、本条は、それぞれの用語の定義が規定されている「番号法」の条項番号を示すものでございます。

次に、第3条では、個人番号の利用等に関する町の責務について規定しております。 同様の規定は、「番号法」第5条にも定められておりますが、条例において改めて定 めることにより、町としての責務を、広く住民に対して明らかにするものでございます。 次に、第4条では、「番号法」第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲について規 定しております。

第1項では、条例で定める個人番号の利用事務について、第2項では、同一機関内の他の事務で保有する特定個人情報の利用――いわゆる庁内連携でございますが――について規定しております。本条例では、「番号法」第9条第2項に基づき条例で定める事務として、町長または教育委員会が行う「番号法」別表第2の第2欄に掲げる事務を、そして、これらの各執行機関内において庁内連携する事務及び特定個人情報として、「番号法」別表第2を包括規定しております。

なお、特定個人情報の利用の透明性や情報の鮮度を確保する観点から、「番号法」の 規定により、情報提供ネットワークシステムによる提供を受けることができる場合は、 本システムによる提供を受けることとしております。

「番号法」別表第2は、「番号法」第19条第7号の規定による、島本町とそれ以外の機関との情報連携の内容を定めたものであり、同様の情報連携を島本町の執行機関内でも行えるようにすることにより、マイナンバー制度の実効的な運用を図るため、「番号法」別表第2を準用した包括規定による庁内連携を定めるものでございます。

なお、「番号法」第9条第2項に規定する要件の事務を条例で定めれば、例えば、子 ども医療費助成に関する事務のように、法定事務以外の事務で、条例等に基づいて町が 独自に実施している事務で個人番号を利用し、また、その事務の処理のために、他の事 務で保有する特定個人情報を利用することも可能であります。

しかしながら、本町の場合、独自利用事務については、対象者の規模などを考慮すると、他市と比べ個人番号の利用のメリットが少なく、システムの導入や改修などにより、費用対効果も低いと考えられることから、今回の条例では、独自利用事務における個人番号の利用は規定しておりません。独自利用事務での利用については、マイナンバー制度の動向を見ながら、今後、必要に応じ、導入効果などを踏まえ検討してまいります。

なお、その際には条例改正が必要となりますので、改めて議案審議をお願いすること となります。

次に、第5条では、「番号法」第19条第9号に基づく、特定個人情報の提供——これは同一地方公共団体内の機関連携のことを申します——について規定しております。

本条例で定める特定個人情報の提供を受ける事務及びその情報は、「番号法」別表第2に定める事務と特定個人情報のみであるため、本条例第4条第2項と同じく、同一地方公共団体の機関連携についても、「番号法」別表第2を引用して、包括的に規定するものでございます。

なお、機関連携における独自利用事務での特定個人情報の提供についても、今後、必要に応じて検討してまいりますが、その際には条例改正が必要となりますので、改めて 議案審議をお願いすることとなります。

最後に、第6条では、規則への委任について規定しております。

本条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしておりますが、本条例の施行に伴い、細目的事項を定める必要は現時点ではございませんので、規則の制定はございません。

続きまして、附則でございます。

附則では、本条例の施行期日について、規定しております。

本条例の施行期日は、「番号法」附則第1条第4号に規定しておりますように、個人番号の利用が開始される平成28年1月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第75号議案 島本町税条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。 議案書の、75の1ページをお開き願います。

提案理由につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

先ほどの「第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」でご説明いたしましたとおり、「番号法」に基づく個人番号の利用が、平成28年1月から始まります。この個人番号の利用ができる事務については、「番号法」別表第1に定める事務及び「番号法」第9条第2項に基づき条例で定める事務に限られております。そして、それら個人番号利用事務に関わる条例の中には、その事務に関する手続きの規定において、「氏名・名称・住所・所在地」などといった、申請書等に記載すべき事項が定められているものがございます。そのため、来年1月から個人番号を利用することに伴い、該当する規定に、記載事項として、新たに「個人番号」を加えるものでございます。

また、「番号法」に基づく番号に関しては、個人番号のほかに、法人ごとに付与された法人番号があり、同じく来年1月から利用が開始されることから、事務手続きで用いる書類で法人番号を記載していただく必要があるものについては、その記載事項にかかる規定に、新たに「法人番号」を加えるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、第75号議案参考資料として添付させていただいて おります「島本町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表」に基づきまして、順次、 ご説明申し上げます。

新旧対照表、1ページをお開きください。

本条例は、3条立てで構成されており、第1条は「島本町税条例」の一部改正、第2 条は「島本町国民健康保険条例」の一部改正、そして、第3条は「島本町介護保険条例」 の一部改正に関する規定でございます。

まず、第1条の「島本町税条例」の一部改正でございます。

当該条例につきましては、個人番号利用事務、その他の事務に関する手続きの規定で 申請書等の記載事項が定められているものについて、新たに記載事項として「個人番号」、 または「法人番号」を加える改正を行うものでございます。

また、そのほか、改正する条の規定中の字句の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表の9ページ、第2条「島本町国民健康保険条例」の一部改正でございます。

当該条例につきましては、個人番号利用事務に関する手続きの規定で申請書等の記載 事項が定められているものについて、新たに記載事項として「個人番号」を加える改正 を行うものでございます。

最後に、新旧対照表の10ページでございます。第3条の「島本町介護保険条例」の一 部改正でございます。

当該条例につきましても、個人番号利用事務に関する手続きの規定で申請書の記載事項が定められているものについて、新たに記載事項として「個人番号」を加える改正を行うものでございます。

続きまして、附則でございます。

附則第1項では、施行期日について規定しております。

施行期日は、「番号法」附則第1条第4号の規定により、個人番号の利用が開始される平成28年1月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、島本町税条例等の一部改正について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

(午後4時27分 岡田議員退席 同4時30分 岡田議員出席)

伊集院議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

戸田議員 まず、一番初めに、すでにご説明いただいたことですけれども、第4条の個人番号の利用範囲、庁内の利用連携とおっしゃいました。それから、第5条の特定個人情報の提供、庁内部局間、町長部局と教育委員会の間の情報の提供に関わって定めたものであると認識していますが、ここで「利用範囲」、それから「情報の提供」、この二つ

の言葉、定義を、わかりやすくお示しください。

「利用範囲」ということで言いますと、条例には「利用することができる」と書かれています。つまり、「しなければならない」とは書かれていない。言い換えれば、しなくても良い、と読めます。そこで問うのですけれども、通知カードの受け取りを拒否されている方、午前中の一般質問の答弁で8件とおっしゃいました。この方たちは、ご自分の番号をもとからご存じではありません。もう一つは、導入当初、慣れなくて、あるいはうっかり忘れて、個人番号のわかるもの、すなわち個人番号カードあるいは通知カードを持参せずに窓口に来てしまったという方。これらの方は個人番号を提示することなく行政サービスを受けることは可能なのでしょうか。その場合、本人確認はどうするのですか。これが、1点目です。

それから、もし、この番号がわからない二つのケースのうち、拒否されている場合ですね。これについては、受理されますか。例えば、本人確認をして受理された場合、カウンターの向こうでは、システムを活用して職員は番号を確認できると思います。ご本人が記載されていなくても、実は、カウンターの向こうでは職員が記載をしてるというケースになるかと思います。この場合、本人の承認を得ますか。本人が幾ら拒否しても、窓口カウンターの向こうでは、職員によって番号が書類に記載され、そして結果的にネットワークでやりとりされるということになるのではないですか。確認します。

それから、カード引き渡しについてです。これについては、大変混乱することが予想できます。赤ちゃんも含めて、すべての方に通知番号が届いているわけです。慣れない方で、もうすでに年配の方とかは窓口に来られたりしているのではないかなと思うのですが、カード引き渡しについては、職員の方はしっかりとシミュレーションされていますか。通知カードではなく、今、申し上げたのは個人番号のカードの引き渡しについてです。個人番号のカードの申請をされて、そして受け取りに来られる方、この方が集中した場合、混乱する可能性がある。

すでに臨時職員を雇用されるという判断をされていたと記憶してますけれども、そこで、臨時職員に課せられる職務の範囲も訊いておきます。3点目の質問になるかと思います。臨時職員の皆さんの仕事の内容、雇用期間、そして研修の有無について問います。 具体的に言えば、この方たちはネットワークにアクセスされるのでしょうか。臨時職員の方がアクセスされるということがあるのかないのか、確認しておきたいと思います。 今のところ、1点目はそれだけです。

総務部長 それでは、条例の第4条のほうの「利用範囲」ということでございますが、これは、まず「利用範囲」というのは、「番号法」の第9条第1項のほうに、別表で言いますと第1のほうの別表に、これは「番号法」で、これが利用できるというふうになっております。

ただ、利用しなくていいかというふうなご質問やったと思うんですが、先ほど、議案

説明で申し上げましたように、これは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ 公正な社会を実現するための社会基盤として位置づけられている制度でございますの で、使わなくてもいいかというと、そうではございません。

それから、第5条の「提供」というのはどういう意味なのか、ということでございますが、「提供」というのは、与える、求めるというふうな形が、法律での意味でございます。

それから、通知番号のカードを持ってこられない方、個人番号カードを持ってこられない方に対して、それが忘れられたのかどうかというのは、ちょっと、よくわからないんですけども、拒否ではなくて単に忘れられたという場合なのかなというふうに思いますけども、それは制度の趣旨をご理解いただいて、一定、持ってきていただくか、その辺が遠方であれば致し方がない部分がございますが、その通知カード、それから個人番号カードがない場合は本人確認は要らないというふうに、国のQ&Aでは書いております。

それから、拒否された場合という部分ですが、先ほどの持参しない方にも相当するんですが、最終的には「番号法」の第 14 条の中で、一定、行政のほうで、いわゆる記入することというのができるようになっております。 具体的には、住民票の中に個人番号が入っておりますので、それを見て書くというふうなパターンも考えられます。また、そういう番号がわからなければ、 JーLIS と言いまして、国の地方公共団体システム機構のほうに問い合わせるというパターンもございます。

それとあと、本人の承認といいますか、同意が、書き加えるときに承諾が要るかという部分でございますが、本人の同意は必要ありません。しかしながら、行政側で個人番号を確認する旨は、お伝えをするという形になっております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長 それでは、個人番号カードの交付が始まる1月以降の体制等について、でございますが、当然のことながら、I月から相当数の交付が始まりますので、窓口が混乱することが予想されます。そのためのマニュアルというのを、住民課のほうでは作っておりまして、それに基づいてシミュレーション、研修を、定期的に職員間で行っております。

臨時職員の雇用についてでございますが、今、予定をしておりますのは1月から3月末までの3ヵ月間の雇用を予定しておりまして、随時、定期的には2名の体制を臨時職員に、職務にあたっていただくと考えております。ただ、2名を2名で雇用いたしますと、体調不良等がございまして欠けた場合、1名になりますので、3人の雇用で、2名をシフトで回すというような予定をいたしております。

そして、職務範囲でございますが、臨時職員の職務範囲については、提出書類に不備 がないかどうかの確認や、書類の整理、来庁者の整理のみを予定しておりまして、本人 確認やカードの発行に必要な統合端末の操作などにつきましては、正規職員が対応する ことといたしております。当然のことながら、事前に、12月の間に臨時職員の方には来 庁いただいて、事務の流れというのを説明する予定をいたしております。

以上でございます。

戸田議員 番号を忘れるというか、拒否される、忘れるに関わらず、その場合、本人確認はしない、国のQ&Aにしなくても良いとある、というふうにおっしゃったように思うんですが、それならば、そもそも今ある行政サービスも本人確認はしてない、ということになるのでしょうか。現在、窓口で行われている本人確認、例えば写真があれば1枚、免許証だけ。写真がなければ保険証と何かとか、そういう確認は現在でも必ずしていらっしゃると思うんですね。すなわち、もし番号を提示できなくても、本人が自らを証明するものが、写真付きなら1枚、そうでなければ2枚あれば、今までと同じように行政サービスを受けることができると。つまり、番号不記載の場合でも、住民に一切の不利益はないというふうに思いますが、この認識に間違いはありませんか。

本人が、例えば拒否されている場合でも、職員がシステム上、J-LIS に問い合わせたり、あるいは住民票に記載のある番号を書くことができ、そして、この場合、本人の承認は、同意は要らないとおっしゃいました。この「要らない」、必要がないとおっしゃる根拠をお示しください。

そして、臨時職員の雇用については、わかりました。3名で雇用して、2名のシフトにすると。端末操作等は行わない、これは正職がやると。これは非常に重要なところだと思います。正職員ではないところから、民間ではたくさんの情報が漏れたりしています。やはり、ここのところはきっちりしておく必要があると思います。

また、すでにカウンターを専門に設けておられる。そして、受付から、「その件でしたら、そちらへ」と、スムーズな流れができているということを私は確認しました。近隣の都市では、人数も多いこともあって、郵便局に留め置かれていたものを役場に取りに来られて、受付で大混乱をしてしまった。本人確認をするにも、何千通の中から探すことが不可能であり、再び通知カードを送付するというような、そういう事態になって、受付が機能し得ないという、そういう事例も聞き及んでいます。島本町の場合は専門のカウンターを設けて、そして、何かあれば各部局から職員がそこに行く。住民さんがあちこちに行くのではなくって、そこに職員が降りてくるという方法を取られた。これは非常に良かったと思っています。

しかし、1月からの受け渡しについては……(「簡潔に質問を」と呼ぶ者あり)……、 すでに12月には事前に説明する、マニュアルも作ったとおっしゃっていますので、わか りました。

そして、新たな質問になります。カードの発行枚数につきましては、何か国における 見込み数、そこから市町村における、「目標値」という言葉が適当かどうかはわかりま せんが、これぐらい番号カードを発行することになるのではないかというような見込み数のようなものがありますか。住基ネットにおける住基カードは、発行実績が5%に満たないというような現実がございます。これについて、確認しておきたいと思います。

総務部長 先ほど、本人確認の件でのお尋ねでございます。

私が申しましたのは、今回の条例での、「番号法」のエリアでの本人確認という意味で、お答えさせていただいたんですが、当然、今現在の事務でも、特に税務事務なんかで言いますと、本人確認を行っております。ただ、「番号法」で定めているような免許証とか、そういう部類以外に、例えば納税通知書、通知書番号を拝見させていただくとか、いわゆる「番号法」で求めている以外の書類なんかで本人確認をしているということでございまして、本人確認は現状でもやっております。それは、必要があればの話でございますが。

それから、職権と言いますか、番号について、通知番号を忘れられた、また記入を拒否されている方の部分で、職員が記入することについては、先ほど申し上げましたように「番号法」の第14条第2項に、いわゆる自らがその番号を入手するといいますか、そういうことができる旨が書いておりまして、それが根拠で、記載について本人に同意を求める必要はないと。これは国のQ&Aにも記載がございます。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長 それでは、個人番号カードの発行――目標ではなくて――見込み数でございますが、平成27年度に国が個人番号カードの交付見込み数を1千万枚と見込んでおります。これを全国人口に当てはめますと7.78%にあたりますので、それを島本町の人口に7.78%を掛けますと、約2,400枚程度が見込まれている、そのように考えております。以上でございます。

伊集院議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長しておきます。 戸田議員 今、お答えいただきました、国の見込み数が1千万枚、それから割り出したというか、島本町においては2,400枚とおっしゃいました。つまり、すべての人に番号カードをと言いながら、実際には2,400枚と見込んでいらっしゃるということですね。多額の費用をかけて、平成27年度はこれだけしか、おそらく発行しないだろうということを、国が自ら認めているということも、大変、重たいことだと思います。

島本町は、現在、独自利用しないという判断をされています。独自利用しないという 判断をするには、どのような議論がありましたか。財政の問題だけではなく、様々な検 討をしなければならないと思います。なぜ、独自利用をしないのか。そこのところをお 示しください。

もう一つ、住民票のコンビニ交付を政策的にすると判断した場合、これは条例制定が 必要となると思うんですけど、今の段階での政策的な判断は、どのようなものですか。 それから、顔認証システムです。これについては、以前、ヒアリングでお聞きしたと きは、検討中である、おそらくしないだろうというようなことも聞いてましたが、顔認 証システムを導入されますか。

以上です。

総合政策部長 独自利用を今回導入しない、ということの理由でございますけれども、法 定事務に規定され、今後、利用も想定されているものの、本町における各事業の該当者 数や、そのシステム改修にかかる費用対効果、国や他市町村の動向など、総合的に勘案 をいたしまして、現時点では独自利用の導入を見合わせているものでございます。 以上でございます。

健康福祉部長 顔認証システムのお尋ねでございますが、顔認証システムにつきましては、 まず最初の本人確認としては、やはり目視で確認すると。ただ、目視で確認できない場合の確認方法として、顔認証システムが国から言われております。国のほうも、積極的な活用ということで言われておりまして、本町としても、この個人番号カードが身分証の代わりになるということの重大さを鑑みて、顔認証システムについては導入することで事務を進めております。

以上でございます。

(戸田議員・自席から「コンビニ交付の件は」と発言)

総合政策部長 失礼いたしました。コンビニ交付を行う場合、条例化が必要かどうかということでございますけれども、コンビニでの証明証発行サービスにつきましては、「番号法」第9条に規定する独自利用事務には当たらず、今回の条例に関して、今後、コンビニ交付等を行う場合については条例の改正の必要がない、このように考えております。以上でございます。

伊集院議長 お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日 12 月 16 日午前 10 時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は、明日 12 月 16 日午前 10 時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

(午後4時53分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

平井議員 1. マイナンバー制度について

2. 子育て世代の期待に応えるために

村上議員 子育て支援課のその後について

清水議員 1. 水路の災害対策について

2. 森林整備について

第 6 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

第69号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第70号議案 工事請負契約の締結について

第71号議案 工事委託協定の変更について

第72号議案 平成27年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第73号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域 水道企業団規約の変更に関する協議について

第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

第75号議案 島本町税条例等の一部改正について

平成 2 7 年

島本町議会12月定例会議会議録

第 3 号

平成27年12月16日(水)

島本町議会12月定例会議 会議録(第3号)

年 月 日 平成27年12月16日(水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり13人である。

1番平井均2番関重勝3番外村敏一4番田中修5番村上毅6番清水貞治8番川嶋玲子9番戸田靖子10番平野かおる11番伊集院春美12番野村行良13番河野恵子14番佐藤和子

欠席議員 次のとおり1人である。

7番 岡田 初惠

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	- 川口	裕	副 町 長	乾	知 範	教育:	長 岡本	克己
総 合 政 策 部 長	HH 1114	英	総務部長	柴山	則文		祉 岡本 長	泰三
都市創造部長	717 /	正也	上下水道部 長	今中	良昌	消防	長 近藤	治彦
教育こども	7 1 7 1 1	浩紀	会計管理者	妹藤	博美	総務計	部 名越	誠治
総合政策部 政 策 企 画 課 長	左藤	成一	総 務 部 総務・債権 管 理 課 長	三代	岡川		部 秦	泰昭

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 猪倉 悟 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

平成27年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第3号

平成27年12月16日(水)午前10時開議

日程第1 第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の制定について

第75号議案 島本町税条例等の一部改正について

日程第2 第76号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第77号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第3 第78号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第4 第79号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第5号)

第80号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第81号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

日程第5 第82号議案 平成27年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)

(午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は、13名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を、職員から報告させます。

議会事務局長 7番 岡田議員から、体調不良のため欠席される旨、連絡がございました ので、ご報告いたします。

伊集院議長 これより、本日の議事に入ります。

日程第1、第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について及び第75号議案 島本町税条例等の一部改正についての2件を一括議題とし、昨日の議事を継続いたします。

それでは、昨日に引き続き、質疑を続行いたします。

質疑ございませんか。

河野議員 74 号・75 号、一括質疑をさせていただきます。

昨日も相当踏み込んで、詳しい答弁もありましたけれども、改めて、昨日の平井議員の一般質問の中で、自治体に最終的には留め置かれている個人番号通知、これを年内には当事者に提供するというか届けるという、その作業について、どういった人員体制と、住民との関係でどういうやり方を取られるのか。改めて、お伺いいたします。

それから、改めて、この12桁の番号について、島本町を歩いてますと、住民の方から素朴な疑問が今、やはり投げかけられるんですが、数字だけの羅列の12桁で、はたして本当に安全なのですかと、間に平仮名とか英語とかの、そういう数字とかの文字を介在させないだけの12桁という文字は非常に危険だと、そういうシステムの仕事をされてた方から問われましたが、その点については、いかがでしょうか。直接、ほんとは窓口で訊いていただければ良かったんですが、私ではとても答えられませんので、答弁を求めます。

それから、昨日も、仮に個人番号の記載のないもの、これは 75 号議案に関わりますけども、受理をされる、不受理にはしないということは、条例上でも罰則もありませんし、記載のないものは受け取らないということはできないという状況になっています。記載がないけれども、情報提供ネットワークシステムに受理した機関が照会をかける、島本町役場が照会をかけるということができるということは、昨日の質疑で明らかになっております。こういうことができるんですよということは、窓口でそのつど説明をされるのか、答弁を求めます。

しかしながら、その書類を受け取るときには個人確認、免許証などの確認はしないと

いうふうに、昨日、答弁をいただいたと思います。そういった書類を、番号不記載のものを預かられたうえで、受け取られた書類については、この情報提供ネットワークシステムというところに照会をかけるという作業をされるのか。そこにも私は、非常に危険やなというような気がいたしますが、いかがでしょうか。

それから、視力障がい者に対する通知について、これは新聞記事で拝見したんですけれども、肝心の番号には点字が記されてないと、点字が書かれていないというようなことを聞いております。島本町にも視力障がいの方がおられますので、かといって、その墨字、数字を書いた文字を読み取って音声に換えたり、点字に置き換えるような機械を各個人が持っておられるわけではないと思います。ということは、第三者にその数字を読んでいただかなくてはいけないというようなことが、すでに国において十分な対処をされないまま大慌でで発送された結果として聞いておりますが、島本町では、その辺の実態について、どのように把握されておられますか。

以上です。

総務部長 それではちょっと、何点かご質問いただいておりますので、順次、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、昨日の他の議員にご答弁させていただいた部分でのご質問でございます。

まず、情報提供ネットワークシステムを利用、法 14条のところで、機構に本人確認の ための番号を照会する折りに本人に説明をするのか、という部分でございますが、機構 のほうに本人確認をするというのは再確認という部分での照会でございまして、もとも と住基のほうに番号がありますので、住基のほうで見られるのであれば、そちらを先に 見るというふうなステップが何個かあります。 2種類、確認の方法がございます。

本人さんには、昨日の答弁でご説明させていただいたように、趣旨、この「番号法」 といいますか、マイナンバーの趣旨をご説明させていただいたうえで、照会をさせてい ただくという形になります。

それから、本人確認の部分でございますが、昨日、ちょっと私の説明が悪かったんですが、「番号法」での確認方法という形で、個人番号を記入されなければ、その本人確認というのは要らないというのが国のQ&Aでございます。ただ、番号を調べるうえで、特定をするという行為が当然必要となってまいりますので、現状の事務処理でも本人確認というのは税なんかでもやっております。免許証とか健康保険証がなければ、納付書の通知書番号を見せていただくとか、別の方法で本人を確認させていただく。ですから、「番号法」では法定のそういう確認の証明書を見せていただく形になりますが、書かない場合であっても、本人確認という部分では、別途必要となってくるというふうに考えております。

以上でございます。

総合政策部長 それでは、個人番号にアルファベット等を入れれば安全なのではないか、

というご質問でございますが、そもそも個人番号につきましてはパスワードではない、 ということが一つございますが、アルファベットや平仮名などを混ぜれば、記載ミスが 起こる可能性もある、そういうことも想定されます。そもそも、この個人番号について は国のルールで決定されているものでございますので、町として、特段、その見解とい うものはございません。

なお、今後、ネットワークを通じて対外的にやりとりが始まった場合、番号について は符号によって暗号化をいたします。そういうことで、安全性は担保されているという ふうに認識をいたしております。

以上でございます。

健康福祉部長 それでは、年内配付に向けての対応でございますが、昨日の一般質問の中でもご紹介させていただいたんですが、12月11日現在で、本町のほうに戻ってきておりますのが、総返戻数が693件、宛所不明が219件、保管期間経過が466件、受け取り拒否が8件となっておるわけでございますが、保管期間経過後もご連絡をいただけない方に対しましては、本町で通知カードを保管しておりますよ、という通知を改めて送っております。これは、すでに385通ほど送らせていただいております。また、宛名不明などの返送分につきましては、調査した結果、約半数は送付先が確定後、転出手続き等がなされた方ということが判明しておりますので、残りが半数程度になっておりますが、この分については、当然、お届けするのが原則でございますので、私どものほうで調査をしていきたいというふうに考えております。また受け取り拒否につきましては、ご本人宅に訪問するなどの対応を行って、本制度の趣旨等を再度ご説明して、ご理解を得るように努力していきたい。体制については、住民課、そして私、次長が対応していきたいと考えております。

あと、視力障害者の方の個人番号カードの通知でございますが、個人番号通知が送られてきた下に、カードが必要な方は申請書がついていたと思いますが、その申請書のところに、点字での希望をされている方は、そこを黒く塗りつぶすことによって、個人番号カードの点字での交付ができるというふうになっておりますので、そのような対応をしていこうと思っております。

以上です。

河野議員 質問が多かったので、答弁を聞き取るのも、ちょっと苦労しておりました。

先ほどの情報提供ネットワークシステムの情報の照会というのは、再確認ということをおっしゃっていたと思うんですね。この作業そのものは、どういうやり方でされるのか、システムへの照会作業ですね。すごく原始的なことを言いますけども、電話でするのかとかね、メールでするのか、その辺です。その辺は、ちょっと私たちには全然見えないところですので、詳しくお願いをいたしたいと思います、して欲しいと思います。

それから、視力障がい者のカード、個人番号カードを作らない以前の話を私はしてい

るんですけどね。今回の個人番号の通知そのものに、視力障がい者が手元で、点字をお 使いになる方でしたら、点字によって自分の番号を知るというのが当然のものというふ うに思っていたんですが、これはあくまでマスコミ報道とか、一部の機関誌から得た情 報ですので、ご本人から聞いたものではありません。そういうふうな通知になっている のか、どのような通知になっていたのか、ということですね。個人番号は点字化されて いなかったんじゃないかというふうに思っているんですが。

そもそも個人番号カード、皆さんが作られるわけではないと。昨日も、見込み数で言えば、島本で言えば 10 分の 1 ぐらいの見込み数ということをおっしゃってました。そういう程度のものだということ、国民からも、やはりそれだけの申請はあがらない、カードを持ちたくない、必要ない、メリットよりもデメリットのほうが多いし、危険性のほうが高いということですね。ですので、できるだけ、その個人番号の通知カードも、できれば持ち歩きたくないし、出したり入れたり、そういうこともしたくない、という方が圧倒的に多いと思います。

その点で、視力障がい者の方については、個人情報の保護という観点と、ご本人が手元で、今、私たちの手元に届いているという個人番号通知の番号を点字によって読めるようになっていたのか、ということを訊いております。その辺の事実確認は、きっちりとお願いいたします。黒く塗りつぶすとかおっしゃってますけどね、それ以前ですよね。付けられた番号を本人がキャッチできていなければ、第三者に見ていただかなければいけないということになると思います。その辺の、事実をご存じなのかどうかも含めて、確認させてください。

それから、12 桁の番号の平仮名、英語を入れると、記載漏れ、ミスが起こるということは、それは申請を受け付けられる行政や国家の都合であって、番号を盗み取られないかという国民の不安に応えたものにはならないなというふうに思うんですけど、これは島本町議会や町の執行部では、答えられない問題だと思っております。

しかしながら、先ほど言った情報提供ネットワークシステムの、この情報照会提供システムを作ったところと、もともと個人番号を生成した、このシステム両方ともが、内閣府との随意契約で、5社連合という一つの大きな団体が、両方とも同じグループが随契でやっているんです。予定価格の99.9%、どちらも5社連合が掴んでいるというビッグデータを、作成したほうも、照会するほうも、構築したのはこの5社連合だったということですので、まして、その5社連合にいる企業の幹部が、この組織、仕組みを作る検討組織の委員を務めておられたということと、先般、マスコミでも報道がありました。厚生労働省情報政策担当参事官室長補佐が、同事業の発注を巡って現金100万円を受け取った容疑で逮捕ということですが、受け取ったということは、渡した人がいるんだなというふうに私は思っているんですが、この点も今、実はあまり全容が解明されていません。

そもそものスタートがこういうところであったということでね、本当に国民から信用される仕組みにはなってないですね。その点で、これから大変気の毒と思いますが、直接的に苦情や不信感を目の当たりにするのは島本町役場の職員、あるいは税務署などの職員さんだと思っていますので、しっかりとその点は国に対しても、そのつど、問題提起をしていただいたり、私たちとしては中止・凍結を求めております。その点で、12 桁の番号についての住民の不安感については、どう受け止められるのかということですね。ここで留め置かないで、それはやはり国にも返していただきたいし、大丈夫なら大丈夫という回答をいただいていただきたいと思いますが、いかがですか。

ほんとに大変な作業を、郵政の職員さん、役場の職員さんが、これからずっと続けられるんだと思いますので、ですが、このまま放置しておくわけにはいきませんので、質問をさせていただいております。

以上です。

健康福祉部長 視覚障害者の方への通知の再度のお尋ねでございますが、先ほど私、個人番号カードの話をさせていただきましたが、個人番号通知につきましては、各自治体から住所・氏名・生年月日・性別、このような内容しか報告は行っておりませんので、各個人個人の、障害をお持ちであるとか、そのような個人的な情報を地方公共団体情報システム機構に情報を渡しているということは一切ございません。ということは、通知としては、全国一律にすべての方に同様の形で発送されておられます。

以上でございます…… (河野議員・自席から「だから、視力障がい者の立場で言っているんです」と発言) ……。

総合政策部長 個人番号にアルファベットをという再度のお尋ねでございますけれども、 基本的には、先ほどご答弁申し上げましたとおり、国のルールで決められていることで ございますので、町として、どうこうというのはできない。議員も言われましたけれど も、これにアルファベットを入れるとか、そういったことは町ではできないということ でございます。

このマイナンバーの実施にあたりまして、議員が指摘されましたように、いろいろなことが起こっております。本町においては、そういったことが起こらないように、十分にマイナンバーの取り扱いに関する指針、あるいはその取り扱いに関する基本方針ですね、こういったことに基づいて、十分に適切に、適正に事務が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長 先ほどの「番号法」第 14 条の第 2 項の、機構への番号の照会でございますが、 ちょっと先ほど私、情報ネットワークを通じてというふうな表現をしましたが、それは 誤りでございます。申しわけございません。

正確には、住基ネットの回線で照会をする。相手方はJ-LIS といいまして、正確な

名前は「地方公共団体情報システム機構」に照会をする。システム機構は、符号、それから個人番号を付与している機構でございます。方法としましては、それぞれの原課で確認作業が必要となれば、住民課のほうに依頼いたしまして、今の予定では、住民課のほうに専用端末を配置する予定でございます。ですから、住民課のほうに依頼しまして、住民課から住基ネットを通じて照会をするという形でございます。

以上です。

河野議員 島本は福祉事務所もありますし、直接、障がいをお持ちの方の様々な相談に乗っておられる中で、一番基本である個人情報の保護という観点で、島本町にも視力、点字によって文字を読み取っておられる方はおられると私は認識しております。おられない、ということはないと思います。逆に、国はそういうことがわかってないわけですね、たぶん。わかってないから、墨字というか文字によっての一斉の、一律の通知を送っている。その個人情報の保護のフォローは誰がするのかということと、もう一度、確認しますけども、視力障がいの方へそういう通知が送られているのであろうという情報については、原課では把握しておられたのかどうか。なければ事実確認、国に対しての照会をしていただきたいと思います。これはすみません、引用先を、私が今、持っていないのですが、そうでないなら、ないと、はっきりおっしゃってください。だけど、たぶん、点字が必要とされる方に点字を入れるという作業は、このシステム構築した当事者はできない作業だと思いますので、はたして、その数字を読み取る機械を、では貸し出したりされるのか、ですね。墨字を点字に訳したり、あるいは墨字を音声に換える機種、機械を、その方にお貸しするということの対応はできているのか、ということを求めておきます、確認したいと思います。

あとは、今、質問に対する答弁でも、また不安が拡がるというのが私自身の個人的な思いですけども、では、数字をそのまま自分が個人カードを持って記載して出すほうが安全なのか、そういったものを持ち運んだり、所持したり、出し入れすることが、ほんとに心配だと。道中で落としたりとかね、そういうことで盗まれたりということですね。あるいは定期券とかキャッシュカードと違って、日常的に使うものではないので、大事に保管していたつもりが、なくなっていることに気づかずに長期間経つということも起こり得るのが、この個人通知であり個人番号カードだと思っています。

ですので、非常に住民は不安ですし、当然、1割ぐらいの人しか個人番号カードは申請しないということを国自身が知っているわけですね。その点で、この住基ネットによる照会作業の中で漏れることとかはないのでしょうか、ということですね、番号が。その辺の対応はどうされておられますか、答弁を求めます。

それから、これはすみません、他市町村で勤めておられる住民の方からお聞きした内容ですが、法人番号とか個人番号の件ですが、今、ちょうど年末調整の時期を超えて、源泉徴収票の発行などの事務を法人や、こういう役場ではやっておられるところですけ

ども、はっきり申し上げまして、事業所のほうから番号の記入はしなくていいという指示をもらっているということも聞いております。法人については、このような内容で、今、年末で忙しい時期でもあり、そういったマニュアルが出ているのかと。私はちょっと不審に思いましたけども、その点はいかがでしょうか。これは民間事業所の話です。書くと、返って煩雑になったり、書類の逸失とかによって漏れる恐れがあるとかいうことで、最終的にはそういった受理する事業所、官公庁が、この情報提供ネットワークシステムや住基ネットを使って、膨大な個人番号の照会作業や記入作業にあたらなくてはいけないのかなというふうに推察したわけです。だから、書かなくて出したということを聞いております。これは町内事業所ではありません。念のため、申し添えます。

その点で、一貫性がないといいますか、書くこと、出すことによっての情報漏洩のほうがリスクは高い。それがやっぱり事業所や国民の率直な、かなり正確な判断だというふうに私は思っておりますので、その点について、いかがでしょうか。法人が、そういう取り扱いをしているというような事例はご存じでしょうか、あるいは、そういうマニュアルが出回っているのか。答弁を求めます。

健康福祉部長 視力障害の方の対応についての再度のお尋ねでございますが、先ほど来、 ご答弁させていただいておりますように、国のほうに障害の有無などという情報はお送 りしておりませんので、当然のことながら、国でそれを把握している立場でありません。 ということは、発送させていただいている内容というのは、障害の有無にかかわらず同 じものが発送されております。

そしてまた、番号の読み取りをする機械を貸し出すのかというお問い合わせでございますが、その件については今現時点では考えておりません。現在、そのようなお問い合わせもいただいておりませんが、必要に応じて他団体の取り組み、また大阪府に対しても、そのような場合の取り扱いについてはお訊きして、検討していきたいと考えます。以上でございます。

総務部長 住基ネットの部分でございますが、住基ネットは専用回線でございますので、 よそからの侵入というのは基本的にはできないというふうに考えております。

それから、先ほど事業所の話をされたのですが、「番号法」の第6条で事業者の努力というのが示されてまして、「個人番号及び法人番号を利用する事業者は基本理念に則り、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする」という形で、「番号法」のほうで明記がされております。 以上でございます。

平野議員 個人番号を利用する場合、また個人番号に紐付く個人情報である特定個人情報 を提供する場合は、地方自治体はこれらを「条例で定めなければならない」というふう に「番号法」のほうで規定されているということで、この新たな条例制定の提案がある というふうに認識しております。以下、質問します。 まず、この条例案について、マイナンバー制度に関わる根幹になりますので、私はやはり島本町の個人情報保護運営審議会に諮る必要があったと思いますけど、その点はいかがでしょうか。諮られなかったということですので、その点はなぜだったのか、ということ、お訊きしたいと思います。

2点目は、同じく、この条例案の提案にあたり、やはり住民への説明責任を果たし、 住民の意見を行政に反映させるためのパブリックコメントをすべきだったと思いますけ ど、いかがですか。先ほどの質問と同様、他市では多くの自治体がそのようにしておら れます。

3点目ですけれど、自治体内では、すでに自治体の「個人情報保護条例」などの手続きを経て、情報連携をそれぞれ行っておられます。今回、資料の人5・人6で「マイナンバー利用と番号利用に伴い改正を予定している規則名と様式名の一覧」というのをいただきました。こういった事務についても、情報連携が必要な場合は、当然、今でもマイナンバーを使わなくてもやっているということですね。確認のために、お訊きします。特に何か具体例があれば、どういった手順で、そのことをしているということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、第5条のところで「特定個人情報の提供」というのがあります。これは町長が教育委員会に、また教育委員会が町長に対して、特定個人情報の提供などをする場合に定めがあるものですけど、具体的に教育委員会が扱う事務というのは、どういう事務になりますか。お訊きします。

それから、ご存じのように堺市の全有権者 68 万人分の個人情報が流出していたという 事件がありました。これは新聞を読めば詳しく書いてあるんですけど、堺市の情報管理 のあり方が問われているというふうに思います。 1 月からマイナンバーの運用が始まる わけですけど、島本町においてのセキュリティ管理体制はどうなっているのか、お訊き します。

それから、この条例の内容ですけれど、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に止まらず、やはりセキュリティ対策の基本的な事項というのを定めるべきではないかな、というふうに思っております。世田谷区などの条例では、そういった形になっておりますけど、そういう規定を盛り込む必要性はなかったのでしょうか、どこで担保するのですか。

それから、不正とか不適切な利用や提供が行われていないかということをマイナポータルで確認するというのが、2年後くらいですか、に行われますけれども、やはり庁内連携でも、住民の利用・提供の記録を開示できる、そういった仕組みを作るべきですけれども、それはできるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、1月から、この個人番号の利用などが始まるわけですけれど、これは東京都葛飾区の例ですけれど、介護保険サービス事業者宛てに10月26日に、番号収集を延

期するよう、情報収集を延期するよう通知を出しています。つまりは、国のスケジュールではマイナンバーの利用は 28 年 1 月以降から始めて、29 年 7 月以降に自治体間の連携をするということなので、早くても自治体間連携開始予定は 29 年の 7 月以降になるので、それまではマイナンバーを使用する必要がないために、マイナンバーの漏えいや減失等防止、その他情報セキュリティ上の観点から、こういった事業所に対して被保険者からマイナンバーの情報の収集・保管などは必要ないということで、周知徹底して欲しいという通知が出ているのですけど、こういった取り扱いを島本町としてはどのような見解をお持ちですか。また、こういう取り扱いをするべきではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

それから、この庁内連携、または情報提供ネットワークや中間サーバーなどを利用して、国の機関とかほかの自治体と情報の連携をしていくわけですけど、そのためのシステムというのが中間サーバーのシステムだったり、庁内では統合利用番号連携サーバーですか、こういったものを整備するということになっているようですけど、その整備状況や運用テストはどうなっているのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

総合政策部長 それでは、今回の条例制定にあたりまして、個人情報保護運営審議会に諮る必要があったのではないかというご質問に、ご答弁申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、「個人情報保護条例」で規定のとおり、「法令等に定めのあるとき」に該当する、このように考えておりますので、審議会に諮る必要はない、このように判断いたしております。

以上でございます。

総務部長 2点目のパブリックコメントに対するご質問でございます。

「番号法」に基づく庁内連携及び機関連携のための条例制定でありますことから、町の基本指針を定める条例、住民に義務を課す権利を定める条例にはあたらないというふうに考えておりますので、パブリックコメントは必要ないと。ただし、他市の部分では、独自利用される場合はパブリックコメントをされているというふうに聞いております。以上でございます。

続きまして、資料請求がございました規則の部分での、申請書等の部分で、現在もやっておる部分でございますが、今のままで十分じゃないかというふうなご意見でございますが、各法令に基づきまして円滑な事務執行を図るため、例えば所得などの税情報を国保などの算定のために情報連携するといったことは、現在も行っております。しかしながら、今後、個人番号で検索するなどといった利用によって利便性が高まり、より円滑な連携が図れるというふうに考えております。

それから、1月1日からの本格実施にあたるセキュリティ体制のご質問でございます。 今回、「特定個人情報等の取扱いに関する指針」――これは資料請求いただいておる わけでございますが、庁内体制といたしましては、まず、個人番号総括管理者として副 町長、それから個人情報管理者として部長・会計管理者、個人情報取扱責任者として各 課・室長、あと施設長、それから事務取扱担当者といたしまして末端の特定個人情報取 扱事務をする人間という形で、一定、ピラミッド型で管理をいたします。末端の事務取 扱担当者につきましては、あらかじめその担当者を指定し、役割、取り扱う特定個人情 報等の範囲を指定することとなっております。あわせて監査体制といたしましては、総 合政策部長が監査を行う。そして、何か監査を行ったときに改善の部分が生じれば速や かに改善をするというふうな体制で、対応をさせていただく形でございます。

それから、セキュリティ体制、世田谷区の条例の部分での、職員の責務や責任者の責務ということでのことなんですが、これも先ほど申し上げましたように、「島本町特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」及び「島本町特定個人情報等の取扱いに関する指針」に基づきまして、各種の安全管理措置を講ずる形となっております。

それから続きまして、マイナポータルでの確認というのは、ログが残るということで、 そのものがインターネットで把握できるわけですが、庁内連携の部分というのはどうな のかというご質問でございます。

庁内連携における開示請求は、求められる情報によって、お示しできるものが異なりますことから、そのつど請求者と相談させていただくこととなります。各システムにログという履歴みたいなものが残ります。その残り方や示し方が異なることが予想されますが、開示請求される方のお求めの情報が開示できるように努めてまいりたいというふうに考えてます。

それから、今のシステム構築の中では、ID・パスワードを入れて、誰が、いつ、どのような帳票を出したかまでは把握できるような形になっておりますので、一定、開示請求に対応できるようにシステム構築をしております。

私からは、以上でございます。

総務・債権管理課長 9点目の中間サーバー、また庁内連携サーバーの整備状況、そして 今後のテストスケジュールのご質問でございます。

現在、中間サーバーにつきましては、国のほうで東西2ヵ所、相互にバックアップを 取れるような、災害に備えての対応した形で、データセンターにて設置をされておりま す。現在、その中間サーバーについては国のほうで整備されております。

また、番号連携サーバーにつきましては、現在、各自治体のほうで構築をしているものでございますが、現在の構築状況としましては、今年度末までに完成をさせまして、そして今年度中に、今現在ある既存の各基幹系業務システムと、当該番号連携サーバーのテストを行います。また連携サーバーにつきましては、平成29年7月以降を予定しております他団体の情報連携に活用します中間サーバーとの中間のテストも、実施予定となっております。

また、平成28年度以降にはなりますけども、国の主導のもと、総合テストを実施予定しております。先ほど申し上げました各基幹系業務システム、また番号連携サーバーと情報提供ネットワークシステムまでのテスト、また他市とのテストを、デモデータ、デモ機を使ってテストをすると聞き及んでおります。

私からは、以上でございます。

教育こども部長 教育委員会が取り扱う事務についてでございますが、事務につきましては、「番号法」別表の第1の94項で規定されております子ども・子育て支援関係事務を取り扱うことになります。具体的には、「子ども・子育て支援法」による子どものための教育・保育給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務ということで、こういった事務を取り扱います。その中で、世帯情報であったり所得の情報を、教育委員会が町長部局から取得するということになります。教育委員会関係については、この1点のみと、現時点ではなっております。

以上でございます。

健康福祉部長 介護保険事務にかかる対応でございますが、先ほどご紹介いただきました 葛飾区の件でございますが、10月26日付けで葛飾区の介護保険課長のほうから、本来 1月1日からマイナンバーを記入する欄が追加されたにも関わらず、申請書等へのマイ ナンバー記入は必要ないという通知が出されたということは承知いたしております。

私どもといたしましては、やはり厚生労働省からの、今現時点では明確な解釈という ものは示されておりませんが、通知・通達を受けて、その運用に基づいて事務を進めて まいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 法令に定めがあるので、個人情報運営審議会に諮る必要はないと申されていますけど、ほかの自治体は、もちろん法令に定めがあっても、あえて審議会に諮っておられるわけですからね。このことの重要性から考えると、新たな制度になるわけですから、私は諮る必要があったと思っております。これはもう、再答弁は不要です。

それから、パブリックコメントにしてもそうです。説明会もしなかったわけですからね、こういう形でパブリックコメントをすることで、一定、住民への説明をするという機会があったのですから、こういったことは、本来は必要であったというふうに思っております。こういったことがね、やはり住民の皆さんが理解できなかったり、十分わからなかったりすることが、結局、そういうことを生じさせているというふうに私は思っております。ほんとに反省を求めたいというふうに思っています。

この2点については、答弁要りません。

それから、3点目ですね。情報連携は今でも行っていると。結局、個人番号がついた 特定個人情報になると、従来やっていた庁内連携というのができなくなるということで はありませんか。だから、結果として書類の提出を求めなければならない。条例を定め なければですよ、条例を定めなければ、それはできないということになるんでしょ。条例を定めて、はじめて庁内連携ができるということなんですね。そこのところは、ちょっと、はっきりとお聞かせいただきたいと思います。

それから、セキュリティ対策のことですけれど、基本方針、それから指針を策定していただきました。情報漏えいの事案などが起こった場合への対応ということを、ここにも書かれているわけですけれど、住基ネットのときにはね、例えば情報漏えいなどがあった場合には、ネットワークから切断するという措置が盛り込まれていました。私はやはり、この指針にも、そこまで盛り込むなり措置を書くべきではないかと思っているんですけど、いかがでしょうか。そうすることで、個人情報のさらなる流出などを止めるということができると思いますけど、いかがですか。

それから、世田谷区の条例に関わってですけど、基本方針や指針を定めているからいいということではなくて、条例に規定する、そのことが必要だというふうに思っています。やっぱり条例で一定厳しく規定しておくということで、セキュリティも、より万全になるというふうに思います。その点は、いかがですか。

自己情報のコントロール権を行使できる、開示請求できるということについては、理 解しました。

葛飾区の事例ですけれど、厚労省からは解釈がないので通知に基づいて行います、ということですけどね。実際、介護保険の代行申請などケアマネジャーさんなどがなさっているわけですけれど、やはり対応に困られると思うんですね。頭の中では、1月から運用だったら、例えば訪問しているところの方が新たな介護認定とかするときに、やっぱり通知カードをなくさない前に、それならコピーしておこうかとか、利用者さんからマイナンバーを収集しておこうとか。もちろん、親切でそういうことをなさる、業務としてしなければならないと思って収集するということがあるかと思うんですね。そのあたり、どうしていいか、私は現場の方が困ると思うんですよ。ですから、そういったことの問い合わせにもきちんと答えられるように、町としての見解をしっかり出しておかなければならないのではないですか。そのことで、例えば、別に意図せずしてそれが漏れたときに、問われるのは、こういった事業者の皆さんですからね。しっかりとした対応が必要だと思います。それはどうですか。

それから、中間サーバーと統合利用番号連携サーバーというものの整備状況をお答えいただきました。実際に1月から運用すると言っていますけど、結局、まだ完成もしてない。中間サーバーは整備しているとおっしゃっておりますけど、これは完成したんですか、構築は完成しているのですか。再度、そこをお尋ねしたいと思います。まだまだテストもある。そんな中で、1月からスタートと言われても、やはり十分な体制ができていないのではないかというふうに私は思っているんですけれど、再度、中間サーバーの整備は完了しているというふうに理解していいのですか、お尋ねします。

それから、新たな質問ですけれど、通知カードが昨日、他の議員の質問で、宛先なしになって戻ってきているということで、新たに居住実態の調査が行われるということになっています。これは10月1日付けの総務省通知によるものですけれど、この実態調査を行うにあたって、この調査をもとに職権消除にしても良いというようなことが書かれておりますけれど、そういったことを、やはり非常に慎重にすべきだと思っているんですけど、その辺はどう対応されるんですか。

それから、何らかの理由で戸籍や在留カードがなくて住民票がない、という方々に対して、符番もされていないわけですけど、こういった方々への行政サービスが後退することがないか、確認します。

次に、これも昨日の他の議員の質問ですけれどね。「番号法」では第9条で利用範囲を定めていて、そこには「必要な限度で個人番号を利用することができる」、第 14 条で提供の要求ということで、「個人番号の提供を求めることができる」という表現になっています。ですから、強制的に番号を書かせたりすることはできないということは、わかるわけですね。申請者などが、例えば障がいを持っておられて、病気や認知症があったりされた人は番号を書けませんね。そういった方、または個人番号の取り扱いに不安を抱いている方、そういう方も、書かないという人もいますけど、こういった方々も、じゃ申請書類は受理する、それから行政サービスに不利益を受けないということですね。再度、確認させていただきます。

受け取り拒否をした人には、もう1回、訪問しますとおっしゃってるけど、これはすべきではないと思います。新たな圧力になります。はっきりと意思表明をしておられる方に、わざわざ訪問するとね、役場から職員さんが来られたというだけでね、非常な圧力になるんですから、こういうことはすべきではないと思っておりますけど、いかがですか。

それから、通知カードの封筒の中に、国のパンフレットがありました。そこには、申請してね、ということで書かれていて、その手続きなどが詳しく書かれているんですけどね、任意取得であるということが、きちっと明記されていません。そこを、やはりちゃんと、マイナンバーの広報をする場合は、任意の申請と取得であるということを、きちんと伝えていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

それから、個人番号カードの交付の際に顔認証システムも活用しますと、おっしゃっております。これは「番号法」のどこに根拠があるのですか。お聞かせいただきたいです。顔認証、つまり顔というのは非常にセンシティブな個人情報になりますからね。そういったものを収集するということについては、やはり根拠が要ります……(「そんなこと言い出したら生活できない」と呼ぶ者あり)……。その点、お聞かせください。

総務部長 たくさんのご質問をいただきましたので、ちょっと順不同になるかもわかりませんが、お答えさせていただきます。

まず、マイナンバーでの、いわゆる情報連携というのが、条例がないとできないかといいのは、条例がないとできません。

それから、情報セキュリティの関係で世田谷区の例を出されていますが、国が示している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」というのがございますが、 そこでは、別に条例で定めなさい、というふうなことは決して書いておりません。ただ、 安全管理措置とか、そういった先ほど申し上げました、いわゆる基本方針とか基本指針、 そういったものは必要だというふうには書いております。

それから、中間サーバーはまだ構築中でございまして、中間サーバーが利用されるのは、正式には平成29年7月からの他団体との情報連携、いわゆる法定連携ですね、法定事務の連携、そういったときに使いますので、構築中でございます。

今のスケジュールでは、28年1月からは個人番号が入った申請書等の受付が始まりますので、個人番号の収集ということが始まります。ですから、町として個人番号を利用するということになりますので、条例制定が必要となってまいります。その後、庁内のほうでの番号連携サーバー、庁内にある宛名連携サーバーというのを7月ぐらいまでテストをいたしまして、先ほど総務・債権管理課長からご答弁させていただきましたように、その後、総合運用テストというのが国、地方公共団体の間で、約1年ぐらいやりまして、その後、平成29年7月から地方公共団体間の――国もそうですけども、情報連携が開始されて完全実施、というふうな運びでございます。

それから、各種手続きなどで番号が記入できない方、障害者の方とか認知症の方とか、そういった方に対して強制すべきではないという部分のご質問だったと思うんですけども、申請書など個人番号を記載することが、各制度における法的には必要であるというものをご説明をさせていただきまして、記載していただくようには基本的にはご説明させていただきますが、説明なしに行政側で記入する、一方的に記入するというのは適当ではないというふうに考えています。従いまして、説明はさせていただいて、行政側で、必要があれば職権で記入をするというふうな形になってまいります。

私からは、以上でございます。

総務・債権管理課長 情報漏えいに関するご質問を、頂戴しております。

漏えいに関しましては、今回、安全管理措置の中でも定めておりますけども、その中で各責任者の取る行動等を定めております。また、平成27年9月28日付けで特定個人情報保護委員会のほうから、「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」ということで、通知がなされております。その内容といたしましては、そういった事例が発生した際には、責任ある立場の者に直ちに報告する、また被害の拡大を防止する、そして原因の追及を行う、影響の範囲を特定する、再発防止策を検討し速やかに実施する等々の内容となっております。これら内容につきましては、先ほど申し上げました安全管理措置、またこれまでもあります島本町のセキュリティポ

リシー等でも規定はいたしております。

しかしながら、議員おっしゃるようなネットワークを切断する等の、そういった具体的な内容については明記されておりませんので、それらにつきましては、本庁のほうで実施しておりますセキュリティ研修、庁内の職員向けに職員が実施しておりますが、そういった中で、具体的な策については周知徹底を行いまして、これまで同様、個人情報の取り扱いにつきましては十分留意のうえ、全庁で事務執行に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 それでは、健康福祉部にかかる数点のお尋ねでございますが、介護保険の対応についてでございますが、本町独自で対応を考えられるべきでないかということでございますが、一定の事務の取り扱いというのは、昨日、国のほうから示されたというふうに聞いております。ただ、その内容について明確でない部分がありますので、現在、大阪府にも適宜解釈を照会しておる段階でございまして、その解釈が明確になった時点で、直ちに事業者の皆さんにお伝えして、1月から混乱がないように対応していきたいと考えております。

また、実態調査を行って――職権消除にかかることでございますが、通知カードが未達だけをもって、職権消除の対象とは考えておりません。過去の町からの郵便物の未達分や、今後行います居住実態等を把握したうえで、総合的に判断していきたいと考えております。

また、受け取り拒否の方に対する対応でございますが、やはり今回、新たな制度として、いわゆるマイナンバー制度ができまして、日本国内の全住民に一人ひとり個人番号が符番されて、今後、行政サービスを含む様々な申請場面で、この番号が必要となりますので、やはり郵便局の方がお持ちいただいて拒否されたからといって、そこで終わるのではなく、当然、本制度の趣旨を再度ご説明して、ご理解を得るようにするのが私どもの責務であるというふうに考えております。

また、個人番号カードの取得は任意であるという説明ということでございますが、個人番号カードを取得することにつきましては、通知が届いて、その通知の下に申請書がついていて、ご本人の判断で同封されている返送用封筒に入れて、カードの取得を申し込まれるという流れでございますが、それ以外に、出す前に、住民課の窓口に電話や、その質問に来られる場合があります。個人番号カードは必ず取らないとあかんのか、というご質問がある場合には、当然、これは必ずではありません、任意のものでございますという説明は、適切に対応させていただいてます。

また、顔認証の根拠でございますが、なりすましによる個人番号カード取得の確実な 防止ということで、国のほうからも、顔認証システムについては積極的に活用するよう にということが言われております。ただ、法的に根拠は示されておりませんので、あく までも国からの通達に基づいて、今回、顔認証システムを導入するというものでございます。

以上でございます。

平野議員 最後の顔認証システムのことから、再質問します。

「番号法」、つまり法律には根拠がないというようなことですけど、私はこういったシステムというのは非常に、まず、顔認証をするということについて本人の同意が必要だというふうにも思っておりますし、当然、拒否する権利も保障されなければならないというふうに思っております。

この顔認証データを使ってのプライバシー侵害というのはね、もう、すでに問題になっているんですね。顔認証と、何か1情報とか、そういったことと繋げれば、簡単に検索したり、いつ、どこに行ったかということを探ることができると言われているぐらいですから、やはり、そういったことは本人の同意があったりということが必要なわけですから、法に定めがあれば、当然、国会での議論もしますよね。ですけど、そういった国会での議論、国民的な議論がないままに、このような運用をされているということは非常に問題だというふうに思っているんですね。総務省が通知した事務処理要領だけでやっていいものか、というのが疑問なわけです。ですから、窓口では、せめて、その辺はきちんと同意を取るということが必要だというふうに思いますけど、いかがですか。

また、私は、これは顔写真というのは、あとで消去して保存しませんよと言いますけど、確認が取れないわけですよね。将来的にも、ずっとそうするのかどうかということも。ですから、個人情報保護運営審議会にも、この活用にあたっては諮るという必要が、最低限必要だと思いますけど、いかがでしょうか。

それから、受け取り拒否をした方々にも訪問するというけど、理解してもらわないといけないと。そうであればね、どうして、私はこの制度について十分、行政として説明会をするとか、そういったことをしないのかと、まずはそう思いますね。そういうこともせずしてね、不安だけが皆さん、あるわけですから、いろんな事例があって、先ほども河野議員が紹介なさった、いろんなことがあるわけですから、やっぱり、この個人番号制度に対する不安がある中でね、受け取り拒否をせざるを得ない。やっぱり不安だと思って、そうしている方々の意思表示を尊重すべきだというふうに思っておりますよ。非常に現場は大変だと思うんですよ、いろいろ受け取っていない人たちを訪問していくなんていうのは大変なことなんですから、そこまで、やっぱり、その意思を尊重すべきと思います。訪問は必要ないと思います。再度、お答えください。

それから、中間サーバーは完了してない、整備は構築されていないと。ですから、過去からも質問で、この中間サーバーの危険性は指摘してきました。ところが、まだまだ構築できていないのでというようなことを、ずっと、おっしゃっていた。結局、まだ構築できていないのに1月から制度が運用される……(「議案と関係ない」と呼ぶ者あり)

……。そのことこそが問題だというふうに私は思っているんですね。こういった状況でね、ほんとに運用していいのかという疑問です……(「さっきも言うた」と呼ぶ者あり)……。再度、お答えいただきたい。皆さん、不安ではないんですか。私はそのことが、住民の皆さんの個人情報を守るのは皆さんの、議会の議員の仕事なんですよ。私は住民の皆さんの個人情報を守りたいが故に、こういう質問をしております。やっぱり、万全なシステムなのかなというのが私の疑問なわけですから、こういったことで、ほんとに運用していいのかということについて、再度、町長にお答えいただきたいというふうに思っております。

介護保険サービス事業者に対することですね。混乱のないようにしていきたいという ことですね。これは、よろしくお願いしたいというふうに思っています。

それから、条例整備をしなくて良いという、ガイドラインにも書いてないからという ことですけれど、ガイドラインにも書いていなくても、島本町が本気でセキュリティ対 策をしようというのであれば、条例規定すべきだというふうに思っております。これは、 もう答弁要りません。同じであれば、要りません。

それから、情報漏えいした場合のことです。特定個人情報保護委員会からのいろいろな通知というんですかね、来ているということですけど、実際、この基本方針、町の「特定個人情報等の取扱いに関する指針」を見てもね、「情報漏えい等の事案への対応」というところに、「被害拡大防止のために行い得る措置を直ちに行った上で」というところは、そういうふうに書かれていますけど、具体的に情報ネットワークからも情報が流れないように、情報連携できないようにするとか、そういったことは書かれてないわけですから、そうやって調査してたり報告している間に、どんどん、どんどん、流れてたらどうするんですか。まさに日本年金機構がやったことでしょう。最初に漏えいしてたのに、何か放置していたために、どんどんどんどん、漏えいしてたという。同じことが起こりかねないので、やっぱり、きちんと、ここは規定しておくべきではありませんか。よろしくお願いします。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 07 分~午前 11 時 20 分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からでございます。

健康福祉部長 それでは、顔認証システムについての本人同意ということでございますが、 顔認証システムにつきましては、まず個人番号カードに添付されている顔写真と、申請 者と同一の判断は、まず目視で行います。目視で疑義があるときは顔認証システムを利 用するということで、皆さんにこれ、必ず利用するものではありません。それを利用し て行う場合は、本人の同意のもとで行うことを想定をいたしております。

また、個人情報保護運営審議会へ諮る必要がなかったのか、という点につきましては、

あくまでも顔認証データにつきまして、目的を示してから本人から収集を行っておるということでもございますので、審議会の諮問は必要ないというふうに聞いております。

また、拒否した方の自宅への訪問についてでございますが、先ほど一例で、平野議員のほうからは、不安になられて拒否している方がおられるということでございますが、この8件の方がどのような理由で拒否されているのかということがわかりませんので、当然、ご自宅を訪問して、こちらから制度の趣旨を説明して、どのような趣旨で拒否されているのかということを、まず、こちらのほうでも把握する必要があろうと思います。そしてまた、不安になられて拒否されている方がおられるのであれば、行政の責務として、その不安を取り除くためにも自宅に訪問するのが当然であると考えております。

また、住民登録のない者についてのマイナンバーが符番されていないこと、というのがありますが、その場合は、まず福祉事務所で住民票を作成手続きに必要な支援を行いまして、その後、番号を取得していただきますが、そのような方についても、当然、このような支援に基づくことによって、サービスが受けられないというようなことはございません。

以上でございます。

総務部長 再度のご質問で、中間サーバーの件でございますが、完了していないのに運用するのは危険であるというふうなことでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたように、中間サーバーにつきましては、平成29年7月からの地方公共団体間の情報連携の開始にあわせて運用する。その間には、いろんなテストをするというふうな形になっております。従いまして、そのテストの間に、いろんな不具合が生じた場合は是正されるという形で、万全の体制での完全実施という形を目指す予定で、国のほうは作業を進めておるということでございます。

それから、世田谷区の条例にセキュリティの関係が入っているという部分でございますが、これは先ほども申しましたとおり、国の示すガイドラインには、条例で規定しなさいということは書いてなくて、そういうセキュリティに関する基本方針とか指針、安全対策の指針、そういうものは作りなさいという形で、島本町のほうにおいても、いわゆる策定をしておるということでございます。

以上でございます。

総務・債権管理課長 再度の情報漏えいに関するお尋ねでございます。

議員ご質問の中間サーバー等、国のネットワークでの情報漏えいについて、町のほうでネットワークを遮断できるのかどうかというふうなお尋ねだったかと思いますが、今現在、先ほど総務部長からご答弁ありましたとおり、中間サーバーにつきましては国のほうで整備中でございます。ただ、これまでの情報漏えい等のこともございますので、マイナンバーを使用するにあたりまして、十分、漏えい等のない中間サーバー、そしてまた各自治体のほうで連携サーバー等、構築されるものと認識いたしております。

また、庁内の職員につきましては、現在、庁内ネットワーク、またインターネット端末というのは切り離しておりますし、仮にもし、ウイルス対策ソフトが何かしらをキャッチした際には、すぐにネットワーク配線を遮断するというような措置は、総務・債権管理課のほうで研修等を通じて、各職員に周知徹底させていただいているところでございます。

私からは、以上でございます。

野村議員 マイナンバー制度、いろいろと我々も危惧するところはありますけれども、事前説明も詳しくお聞かせ願っておりますし、また他の議員の方々もいろいろと質疑されておられます。その中で、やはりセキュリティ対策、一番気になるところがございます。そこで、来年、平成28年1月からマイナンバーの利用を開始されますし、また聞くところによりますと、29年1月、再来年の1月から個人ごとのポータルサイト、要するに情報提供等記録開示システムが稼働する予定と伺っております。これは、マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供した、そういったものを確認できると伺っておりますけれども、このマイナポータル、もう少し詳しく内容をお聞かせ願えればと思うんですが、よろしくお願いいたします。

総務・債権管理課長 マイナポータルに関するご質問でございます。

当該システムにつきましては、先ほど議員、おっしゃった情報提供等記録表示といった機能がございます。国や自治体間などで特定個人情報のやりとりを平成29年、国同士に関しましては平成29年1月以降、地方公共団体におきましては平成29年7月以降、情報のやりとりが開始予定となっております。各個人さんの情報が、国、また自治体間でどのように利用されているのか、いつ、どういった業務で、どこの自治体で、どこの団体で利用されているかといったものを、各個人さんがインターネットを通して確認できる、そういったシステムとなっております。

そのマイナポータルの利用にあたりましては、個人番号カードが必要となりまして、 その個人番号カードのICチップに搭載されております公的個人認証を用いたログイン 法が採用されるというふうに聞き及んでおります。

また、自宅のほうにインターネットが整備されていないようなご自宅もあろうかと思いますけども、一定、国のほうでは、今後、各地方公共団体のほうに、そういった専用端末を整備するというようなことも予定されているようでございます。

以上でございます。

野村議員 まだ計画段階だというふうな形で受け止めておりますけれども、できるだけ、 わかりづらい内容等々になっておりますので、この内容等々の周知の仕方を、やはり住 民の方々、若い世代はインターネット等々は利用可能だと思うんですけれども、ご年配、 歳のいかれた方々とか、なかなかネット等々を利用しない世代の方々にも周知していた だきたいと思いますけれども、どのような形で、町としては考えておられるでしょうか。 わかる範囲で結構ですので、お伺いいたします。

政策企画課長 マイナンバー制度に関しましては、これまでも広報しまもと、それからホームページ、ケーブルテレビ等で周知を行っておりますが、このマイナポータルにつきましても、できるだけわかりやすく、幅広く、周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

関議員 種々、私も説明、いろいろ受けさせていただいたんですけれども、議案書に添付してます「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋」という資料をいただきました。その利用範囲、第9条第1項・第2項ともに「管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる」というふうに明記されておりますけども、今、この語句、「必要な限度で」とかいうところが、結局は個人情報を乱用されないためにも必要なことになってくると思うんですが、この「必要な限度」というのは、どのような基準があるんでしょうか。

そして、先ほどの答弁で、担当者が利用できる範囲を制限するなどの縛りをかけているということを答弁されていましたけども、これは担当者だけの判断で「必要な限度」ということで理解して、対応することができるんでしょうか。

総務部長 条例で言いますと第4条、「番号法」で言いますと第9条の第2項でございますが、「必要な限度で」という、これは当該事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し及び管理するために必要不可欠である、ということを言っております。最終的に、マイナンバー制度そのものは社会保障・税・災害対策の分野での限定された利用でございますので、そういった部分での「必要な限度で」というふうなことが、逐条解説のほうに盛り込まれております。

私からは、以上でございます。

総務・債権管理課長 2点目の、職員の縛りと言いますか、制限に関するお尋ねでございます。

安全管理措置の中で、今後、個人番号を利用する職員につきましては、特定個人情報 取扱者台帳というもので、個人個人が、どういった事務で利用するのかを個人単位で明 記しております。現在、その台帳は実際には整備しておりますが、今現在としては、そ の台帳に基づいて、実際に個人番号を使って事務をする職員に付与するID・パスワー ドを、付与する事務を進めているところでございます。議員ご指摘の、担当者レベルの 判断で取り扱えるというふうなことにはなっておりません。

以上でございます。

外村議員 今回の条例は、上位法である「番号法」に基づいて、各自治体、行政体が、その番号の利用及び提供に関する条例を定めるということで、ひな形というか、原型は、今回、うちは6条立てになっているということですけども、独自利用がなければ、ほと

んどの自治体はこのような条例立てになっているんであろうかと思うんですが、本町において、いや、ここだけは本町の特性が出てますというのは、この中に、条文の中にあるのかないのか。もし、ほかの自治体で独自利用もあわせて今回、適用案の条文化されているところがあれば、どんな事例があるのかというのは、わかれば教えてください。それと、個人番号利用事務実施者というのは、今おっしゃったように個人台帳を作っているということですけども、これは異動等があったとき、そのつど作成されるのか。現時点では、今、何名を、この実務者、実施者とされているのか、今現時点で何名なの

ているということですけども、これは異動等があったとき、そのつど作成されるのか。 現時点では、今、何名を、この実務者、実施者とされているのか、今現時点で何名なのか。また、異動のたびに作り変えをきちっとされて、メンテされるのかというのを聞きたいのと、もう1点は、この「番号法」第2条第12項には、利用実務者とは「個人番号利用を処理する者及び個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者」と書いてますけど、委託を受けた者というのは、委託はたぶん町長なり教育委員会がするんでしょうけども、具体的にはどういう人、庁内の職員ではない、第三者に委託する場合のことを言うのか。仮に本町が委託をする場合というのは、具体的にどんなケースが考えられるのか、委託する権限者は誰なのかというのを、その点についてお聞かせください。以上です。

総務部長 まず、1点目の条例のひな形と言いますか、他市と違う点があるのかという部分でございますが、総論で申しますと、国のほうから条例を作るための例というのがございます、条例例、昔で言いますと、準則という部分でございます。他市と違うところは、やはり独自利用をする場合としない場合とで異なるということでございます。

ただし、本町の条例と他の自治体とは、今回の制定条例の1条から3条までというのは、ほぼ全国的に準則どおり、本町と同じような形だというふうに認識しております。それから、4条・5条につきましては、独自利用があれば、いわゆる別表で定めるというふうな形になるんですが、本町は法定事務、「番号法」の別表で定められている事務のみを行いますので、いわゆる包括規定、別表に定める事務を行うという形の包括規定をやっております。独自利用が、もし他の団体、一部でございますが、独自利用する場合は、別表で、どういう事務をするかというのを表記しなければならないという形の違いはございます。

それから、用語のご質問だったと思うんですが、条例で申しますと、第2条の第3号「個人番号利用事務実施者」、これは法の第2条の第12項に規定をしておりまして、この法を読みますと、「個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者」というふうに示されております。前段の部分の「個人番号利用事務を処理する者」というのは、いわゆる市町村とか、そういった意味で、決して個人を指すわけではありません。それは、「番号法」別表第2のところで、照会者、それから情報の提供者というふうな形で、具体的に示しておるのが、それでございます。

それから、「委託」という部分でございますが、あくまでも委託者は「利用」という部分での範囲に含まれます。ただ提供、情報ネットワークを通じた特定個人情報のやりとり、それは法律の19条の中で「提供の制限」というのがございますので、そこでは、委託業者というのは入りません。どういった場合というのが想定されるかと言いますと、今現在もコンピュータシステムを触っているコンピュータの処理業者は、その内容を見ます。この「番号法」で言う「利用」というのは、「使う」という概念も入るんですが、「見る」こと自身も、「利用」というふうに概念として持っておりますので、そういうコンピュータ会社なんかは見る機会がございますので、そういった部分も含まれているということでございます。

それから、監督という部分でございますが、それは実際に委託をした、例えば町がコンピュータシステムの会社に、業者に業務を委託する場合は、町がいわゆる監督権がございまして、そのために今回、この「番号法」の実施にあたりまして業者との委託にかかる契約書、実際には契約書以外に覚書きを締結することを義務づけております。これにつきましては、職員研修においても、こういうものが必要であるというふうな形で周知をしておるところでございます。

私からは、以上でございます。

総合政策部長 それでは私のほうから、特定個人情報取扱者台帳についてのお尋ねに、ご 答弁申し上げます。

資料でも提供させていただいております「本町の特定個人情報等の取扱いに関する指針」、この第3章の中で組織的安全管理措置、この中でこの台帳について位置づけいたしております。マイナンバーを取り扱う職員を明確にするために台帳を整備するということでございますが、現時点で、6課で77名の職員を登録いたしておりまして、登録している職員が今後異動等によりまして、マイナンバーを取り扱わないということになれば、その台帳から削除していく、こういう事務を行ってまいります。

それから、他団体での独自利用状況、事例でございますけれども、主に医療費助成に 関する事務、こういったことを独自利用される自治体が、調査の中では多い状況でございます。

以上でございます。

- 外村議員 わかりました。先ほどのコンピュータ業者ですね、委託をするということで、 それも利用実施者に見込まれるということで、覚書きを交わしてセキュリティというか、 安全遵守義務を課しているということですけども、人びとさんが請求していただきまし た番号利用事務というのの一覧表をつけていただいてますね。今、24事務。この事務で、 コンピュータ業者に委託または一部委託したりする事務というのは、どれぐらいあるん でしょうか。
- **総務・債権管理課長** 人5で資料請求いただきました、資料に関するお尋ねでございます。

この中で、システム構築しておりまして、業者のほうで番号を利用して業務委託を遂行していただくにあたりまして、税務関係につきましては、それにあたります。また住民基本台帳に関するもの、年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、障害者関係、児童手当、児童扶養手当、生活保護、母子保健、予防接種等々の事務で、業者のほうに委託をしている、そういった状況でございます。

以上でございます。

- **外村議員** ということは、ほとんどの業務が、全部ではないとしても業者が絡むと。今、 覚書きを交わしているということですけども、覚書きの中の罰則というのは、どういう 程度になっているのか。
- 総務・債権管理課長 覚書きに関するご質問でございます。

先ほど総務部長からご答弁ありましたとおり、個人番号を扱う業者につきましては、 覚書きの締結をしているところでございます。その中で、罰則に関する規定はあるのか どうかでございますけども、罰則に関しましては、「番号法」のほうで明確に規定され ております。それは我々、また各個人番号を扱う業者につきましても、当然、課せられ る責務になりますので、覚書きにつきまして、罰則規定というような条項は設けており ません。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第 74 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、日本共産党島本町会議員団を代表し反対の討論を行います。

本条例による島本町への本格導入は、町長や町議会の判断で、やる・やらないということはできない、そのことは十分承知をしております。しかしながら、島本町としての第三者機関、また住民説明会、またパブリックコメントも介在させず、さらに、この本会議場で私たちが住民から託された様々な疑問・質問に対する答弁も、その不安や疑問を払拭させるものではなく、もちろん、ほかの議員の質問に対する答弁においても、同じように考えております。

9月議会の際にも、超党派議員で意見書案の採択要望をいたしましたが、今日まで、 そこで示された疑問・危険性について改善・解消されていないことから、いよいよ、こ の条例、後に続く条例も含めて、島本町民の個人情報が守られるどころか流出、犯罪に 巻き込ませる恐れは大であり、中止・凍結すべきものとして、地方議員として意思表示 をし、反対するものです。

このマイナンバー制度というものは、国民の願いから生まれたものではありません。 国民の所得・資産を厳格に掴み、徴税・社会保険料徴収の強化などを効率よく実施したい政府と、マイナンバーをビジネスチャンスにしたい大企業の長年の要求から出発したものです。システム構築には3千億円、ランニングコストは年間300億円と言われています。また、民間の関連投資を含めると、市場規模には1兆円とも3兆円とも言われているものです。

社会保障と税などの膨大な個人情報を、行政が一元的に把握・活用する国民共通番号、マイナンバー制度で、10月から番号通知が開始されています。しかし、同事業の発注を巡り、厚生労働省室長補佐が現金100万円を受け取った収賄容疑で逮捕されるなど、国民の不信と批判がさらに高まっております。また、もともとマイナンバー導入のための政府の検討会議では、その委員が幹部を務めていた企業がマイナンバー関連事業70件、862億円の9割近くを独占的に受注していたこと。うち18件は、入札をしない随意契約だったことなど、内閣府や総務省の行政機関の幹部が多数天下りをしていたことなどなど、池内さおり衆議院議員と――日本共産党です――新聞『赤旗』の調べでわかっていることです。プライバシーを食い物にする利権・癒着の構図は、引き続き追求の必要があるという状況のもと、こういった条例が施行されようとしております。

また、無理を重ねた計画と混乱が、今後も引き起こされる恐れがあります。日本に住 民票を持つ人全員に12桁の番号を割り振り、国が様々個人情報を管理する。この混乱が 本格化します。

1月利用開始をうたいながら、全国では郵送が遅れたり、カードそのものが印刷されていない地域があることが発覚したり、そもそも1ヵ月余りで5,600万世帯に簡易書留を届ける計画には無理があります。日本郵便の歴史上、これほど大量の簡易書留を短期間で送った経験はありません。そのしわ寄せを受ける、過重な負担を強いられる現場職員、郵政はもちろん、この島本町の職員はたまったものではありません。本来は、この時期、年の瀬に向け、増税や社会保障負担増などで貧困と閉塞感でいっぱいの住民一人ひとりの福祉増進のために、少ない職員で走り回ってもらっていただいている時期でもあります。情報漏えいや、国による住民監視の強化など、制度の仕組み自体にも懸念は全くぬぐい去られておりません。

そしてさらに、この制度のメリットは、国民、住民にとってはほとんどなく、そのデメリットのほうが非常に深刻であることは、この議場でも明らかにされています。マイナンバーは、個人のメリットはほとんどありません。行政手続きの一部が省略できる程度です。逆に、個人の情報を一括して管理される、プライバシーの侵害、なりすまし犯罪、情報漏えいの危険性など、デメリットは深刻です。

個人番号カードは、身分証明――これもほんの一部ですが――以外に、ほとんど使い 道がなく、むしろ紛失すると、個人情報が漏れるリスクが極めて高いカードです。条例 には記載しないときの罰則は設けられておりません。また本会議場での質疑を通じて、 また一般のマスコミ報道の範囲だけでも、番号提供はしたくない、個人番号通知カード、 あるいは個人番号を持ち歩いたり所持したくない、こういう国民の感情、不安は当然の ものです。圧倒的多数が個人番号カードを申請しないことも、政府自ら、発行見込み数 で明らかにしています。

仮に、このまま施行された場合においても、窓口で番号記入のない書類は受理しない 及び差し戻すことのないように再確認をさせていただいたうえで、反対の討論といたし ます。

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第 74 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、自由民主党クラブを代表し討論いたします。

今回の、「島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は、「行政 手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」、いわゆる「番号 法」に基づき、島本町でマイナンバーの利用を行うため制定されるものであります。

なお、マイナンバーの利用開始は、平成28年1月からと目前に迫っておりますが、これらの利用範囲は公平・公正な社会の実現を目指し、社会保障・税・災害対策、その他これらに類する事務について、住民の皆様の利便性の向上、行政運営の効率化に資することを目的として実施されるものであります。しかしながら、マイナンバーについては個人情報の漏えい問題、他人にマイナンバーを使われて、なりすまし被害の懸念、自分のプライバシーはしっかりと守られているのか、また国に個人情報を何でも一元管理されてしまうのか等の問題についても、指摘もされているところでございます。

このような対策として、制度面では、法律で定めがある場合を除き、マイナンバーの 収集・保管の禁止、なりすまし防止のための本人確認の義務づけや、法律に違反した場 合の罰則を強化するなどの措置も講じられております。一方、システム面においても、 個人情報の管理にあたり、年金の情報は年金事務、税の情報は税務署といったように、 分散して管理することとされており、情報の漏えいを防ぐための措置も講じられていま す。

また、先ほど質問させていただきましたように、平成29年1月から、情報提供等記録開示システム――マイナポータルが稼働する予定であり、マイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのかなどの情報を、本人が確認することが可能となります。

このように、本条例制定にあたり様々な議論がありましたが、特定個人情報を管理・ 保管する場合の情報管理の徹底などについて、マイナンバーの運用にあたっては、ガイ ドラインを踏まえたしっかりした対応とともに、細心の注意をもって事務処理に努めていただき、十分留意されますことを要望し、賛成の討論といたします。

伊集院議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第 74 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 制定について、人びとの新しい歩みを代表しまして反対の討論をいたします。

マイナンバー制度は、マイナンバーとマイナンバーにひもづけられた個人情報が流出する危険性というのは、指摘されているところです。同じ番号を多用することから、芋づる式に漏えいの危険性、それからマイナンバーを扱うところは行政機関、年金機構、共済組合、健保組合、医療機関、福祉施設、介護施設、勤務先、多岐にわたります。漏えいしても、どこから流出したかもわかりません。また、流出した個人情報というのは回収するということができないという、これが、この問題の大きな問題になります。

この条例の審議の中で、島本町としては、それではセキュリティ対策は万全なのかということを問いました。条例規定に、条例でそのことを、体制整備すべきということを問いましたが、残念ながら、そのガイドライン、国が示したガイドラインの範囲内で、特に条例制定はしないということでした。基本方針と指針で十分ということですけれども、やはり情報漏えいした場合の具体的な対策というものができない。例えば、中間サーバーのことを申しましたけれども、中間サーバーが何か大きな問題があったときに、マイナンバーの利用停止措置も行う、そこまでも本当は求めるべきだというふうに、島本町として措置を定めるべきだというふうに思っておりますので、その点が、やはり不十分だというふうに思っております。

国は、個人情報は分散管理し、その領域を結ぶネットワークシステムはセキュリティを強固にして、連携事務はマイナンバーではなく符号、目に見えない符号を使用するから安心というふうに、政府は説明しています。ですがね、個別に分散管理しても、個人情報データベースごとに同じマイナンバーが付けられていれば、先ほども申したように、マイナンバーをキーとして、1人の人間の個人情報が結合してしまう、データマッチングしてしまうということ、そこが一番の、この制度の問題点だということを申し上げています。

さらに、9月3日成立のこの「番号法」改定によって、民間金融機関に止まらず、あらゆるところ、もう民間利用が進んでいるということですね。最初に言っていた社会保障と税と災害だけに使うということじゃなくって、すでにもう民間利用がどんどん拡大されていくという、そういったことに対して非常に不安を感じるということです。一体、どういう形で利用されるかがわからないものをね、どうして、安心だと言えるのでしょうか。

また、個人番号カードにしても、将来的にキャッシュカードやクレジットカードまで に使えますよ、ということを政府は言っていますね。そうなりますと、ほんとに、この 個人番号カードを今、申請していいのかどうかと不安になるのは、住民の皆さんが思うのは当然のことだというふうに私は思いますし、今、通知カードの受け取り拒否などもされていますけど、それは明らかに自らの自己情報コントロール権、自らが個人情報の保護を侵害されないために、されている行動なんですね。こういったことは、尊重してもらわないといけないというふうに思っております。

また、いろいろなシステム、このことを運用するための中間サーバーとか統合利用番号連携サーバーとかの運用が、結局はまだできていない。できていないからこそ、安全性が確認できないんですね。安全性が確認できていないものを運用するという、そのことそのものが、私は非常に大きな制度の欠陥であるというふうに思っております。

島本町でできる最低限のこと、例えば、この条例について個人情報保護運営審議会に 諮ること、または住民の意見を求めるパブリックコメントをすること、そういったこと さえもしないままに条例提案されたこと。この点については、やはり大きな瑕疵ではな いかというふうに思っております。

厚生労働省の保険局長通達とか、厚労省、それから国税庁などはね、あらゆる申請書類に個人番号の未記載でも受理します、個人番号の欄が空白でも提出可です、というようなことを、はっきりと企業団体、全国中小業者団体連絡会の交渉の中で明らかにしているんです。例えば、扶養控除等の申告書、源泉徴収票などの法定資料や雇用保険、健康保険、国民年金保険などの書類に番号が記載されてなくても書類は受け取る、記載されていないことで従業員・事業者にも不利益はないということを、はっきり言っています。国税庁も同様です。厚生労働省も同様です。ですから、国も、そのことを求めていないわけですから、当然、行政機関である役場がそのことを無理に記載を求めるということは、あってはならないというふうに思っております。

顔認証システムに関しましては、本人同意のもとで行うということでしたので、少なくとも、そういったことは担保されるということで理解しました。また、介護保険事業所に対しても、一定、きちんと混乱のないようにしていくということも確認しましたので、その点については評価しておきたいというふうに思いますが、制度そのものの運用について、やはり大きな疑問があります。

条例の内容についても、やはり、もう一歩進んだ安全対策をしていただきたかったということを求めまして、また今後の利用事務を拡大させない、そのことを求めまして、この条例については反対といたします。

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第 74 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 制定について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

この制度は、住民票のあるすべての国内居住者に 12 桁のマイナンバーを与えて、社会保障・税・災害対策などの行政手続きで、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の

情報であることを確認することを目的とするものです。この制度を開始することにより、 事務処理の効率化を図り、国民の負担軽減、公平・公正かつ効率的な行政運営が図られ るなど、効果が期待されるところであります。

また、危惧されている事務の取り扱いについては、十分、気をつけて対処していくと のことであります。

以上のことから、賛成の討論といたします。

伊集院議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第 74 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 制定について、公明党を代表し討論を行います。

個人番号は、10月以降、地方公共団体情報システム機構から、市区町村ごと、世帯ごとに通知カードが送付され、平成28年1月1日から利用が開始されることに伴い、個人番号の利用・提供に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定されるものであります。

特に、情報漏えい等、報道でも取り沙汰されており、危惧されていることから、個人情報の安全管理措置については万全な体制を整える必要があり、本町においても指針に基づき事務取扱担当者も明確にされ、役割、取り扱う特定個人情報等の範囲を指定されております。

また管理者、責任者も明確にされておりますが、住民の皆様の疑念や心配が払拭されるよう丁寧に対応をしていただき、万全な体制づくりがしっかりなされるようご努力を要望し、賛成の討論といたします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第 74 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 制定について、討論をいたします。

この条例の制定は、国の「番号法」の施行に伴うものです。国のその事務依頼を受託 するもので、事務取り扱いにおいては情報漏えい等、事故がないよう慎重な運用が求め られます。

この点を十分に留意されることをお願いし、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

外村議員 第 74 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、保留の討論をします。

私自身、この上位法である「番号法」自体に、ほんとに国民にメリットがあるのかという疑問がありまして、それの割に莫大な費用がかかるということで疑問がある。しかも、反対討論でされたような情報漏えいだとか危惧することがたくさんある中で、しかし、一応「番号法」がもう制定されてしまって、島本町としては、この法に基づいて、この利用及び情報の提供に関する条例を定めなければならない、そういうふうに追い込まれているということで、この条例については致し方ないなと思っています。

しかし、前に述べたように、この「番号法」自体に非常に疑問が多くて、国民にとってメリットがあると思えない。もちろんメリットもあるんでしょうけども、デメリットも多いということで、賛成しかねるという部分がございます。

そういう中で、この条例を決めなければならないという状況になりますので、私としては、来年1月から施行するにしても、最少限の事務に止めていただいて、そして状況を見ながら事務を行っていただきたいというお願いと、今は非常に、職員の方にとっては「ひと まち しごと創生」の戦略会議の策定しなきゃならんとか、いっぱいの事務があって、こういう中にあって、これを進めなきゃならんというので大変だと思いますので、ほかの議員からも出てましたけども、島本町における「番号法」の施行にあたって、どのような問題点があって、どのようなメリットがあるのか。やっぱり住民説明会、何も1月から始まるからって、1月までにやれとは言いません。始まってからで、年度が終わってからでも結構ですから、いろんな問題点がその間にまた出てくるでしょうから、そういうことも含めて、ぜひ来年のしかるべき時期に、このマイナンバーについての実態と本町の考え方、そして住民にとってのメリット・デメリット、包み隠さず説明するという機会を作っていただきたい。

政府広報などでは、便利になる、便利になるというメリットのことしか言ってませんので、それは絶対におかしいと思っています。現実に、職員の皆さんも非常に矛盾を抱えたまま、この法令制定にいろいろ事務をなさっていると思いますので、ぜひ、そういう説明会をやっていただくということをお願いしまして、そして慎重なる運用をしていただくということをお願いしまして、保留の討論といたします。

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午後0時09分 外村議員退席)

これより、採決を行います。

第74号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

伊集院議長 起立多数であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

(午後0時10分 外村議員出席)

引き続き、第75号議案 島本町税条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第75号議案 島本町税条例等の一部改正について、これも税条例、国民健康保険条例及び介護保険条例に規定する申請書その他の書類の記載事項に、「番号法」に規定する個人番号、または個人番号を新たに加えるということですので、マイナンバー制度に関わる条例改正だということで、前の74号議案の反対理由と同様、一部改正については反対いたします。

人びとの新しい歩みを代表しての討論です。

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第75号議案 島本町税条例等の一部改正について、日本共産党島本町会議員団 を代表し反対の討論を行います。

この前提となる先ほどの第74号議案において、趣旨と同様の内容において反対するものであります。

また、様々な申請行為、この条例に示された申請行為、申請書類において、個人番号の記載がない、記載をしない、できないということをもって、文書を不受理にする、差し戻しするというようなことがないようにということは先ほども申し上げましたし、すでに国税庁等のホームページのQ&Aでも、こういった記載を受けられない場合、個人番号の提供を受けられない場合の対応については、個人番号の記載がないことをもって当該文書を受理しないということはありません、というような説明も掲載されています。

そのことも含めて、原課におかれては、それと同等の対応に努めていただきますよう にということを申し添えまして、反対の討論といたします。

伊集院議長 賛成の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

外村議員 先ほど私、74 号議案で保留の討論しましたけども、その趣旨に則って、この 75 号議案につきましても、同じ理由で保留といたします。

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午後0時13分 外村議員退席)

これより、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

伊集院議長 起立多数であります。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

(午後0時14分 外村議員出席)

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時14分~午後1時15分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第76号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について及び第77号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての2件を、一括議題といたします。

なお、本案 2 件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行い たいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第76号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、「地方公務員災害補償法施行令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、本年 10 月 1 日に、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、関連する諸政令のうち、「地方公務員災害補償法施行令」の一部改正が行われたことを受けまして、本条例におきまして、附則第 10 条 (他の法令による給付との調整) に規定されている表の改正を行うものでございます。

補償の種類や金額など、内容が変更になるものではございません。

なお、本条例に基づく公務上での負傷に伴う治療費の補償につきましては、これまで 数件の事例がございますが、障害補償年金や遺族補償年金など、年金を給付することと なった事例はございません。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、本年 10 月 1 日から適用すること、 といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

消 防 長(登壇) 第 77 号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」

の一部が本年10月1日に施行され、これに伴い「非常勤消防団員等にかかる損害賠償の 基準を定める政令」の一部改正が本年10月1日に施行されましたことから、本条例の附 則第3条第1項から第6項までを改正するものでございます。

本条例につきましては、「消防組織法」第24条の規定に基づき、消防団員、民間人が、 災害現場での消防活動・救急活動などの防火活動により、死亡、負傷、疾病にかかった 際に、政令の基準に基づき、本条例の定めにより、その本人または遺族に対して損害補 償することを規定した条例でございます。

今回、改正いたします附則第3条(他の法律による給付との調整)につきましては、 公務災害により本町条例に基づき支給される年金たる損害補償及び休業補償と、他の公 的年金との重複支給を避けるための併給調整を規定しておりますが、共済年金が厚生年 金に統一されたことに伴い、厚生年金と同様に併給調整を規定するものでございます。

具体的な内容でございますが、第1項・第2項・第5項につきましては、従前、国家 公務員共済組合機関、地方公務員共済組合機関に追加費用対象期間のある共済年金は併 給調整から除かれておりましたが、厚生年金と同様に取り扱うこととなり、本条例にお いて併給調整をする旨、定めております。

また、第1項・第2項・第3項では、火災や地震、津波等による受傷における特殊公務災害にかかる年金たる損害補償につきまして、減額対象とならないように特殊公務災害加算分を割り戻した調整率にするものでございます。

そのほか、各項におきまして字句の訂正や、表形式による追加を行っており、調整率の変更はございません。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、従前の年金たる給付及び休業補償を受けていた者は従前の とおりであることを規定し、改正前の規定に基づいて、適用日から施行日の前日までの 間に支給された場合は、新条例による内払いと見なすものでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第76号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第76号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第77号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第77号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第77号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3、第78号議案 島本町税条例の一部改正についてを議題といたします。 執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第78号議案 島本町税条例の一部改正について、ご説明申 し上げます。

議案書の78の1ページをお開き願います。

提案理由でございますが、第 189 回通常国会におきまして、「地方税法等の一部を改正する法律」が本年 3 月 31 日に可決成立し、同日付けで公布されたことなどに伴い、「島本町税条例」の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、第78号議案参考資料として添付させていただいて おります「島本町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づきまして、順次、 ご説明申し上げます。 まず、1ページの第5条の2 (徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)から、5ページの第5条の6 (担保を徴する必要がない場合)までについて、ご説明申し上げます。これら徴収猶予関係につきましては、地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴いまして、今回、条例で規定するものでございます。

具体的に、まず、1ページの第5条の2 (徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)でございます。

これにつきましては、徴収の猶予及び徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該徴収猶予及び徴収の猶予の期間にかかる地方公共団体の徴収金を分割して納付し、または納入する方法について、条例で定めるものでございます。

次に、2ページの第5条の3 (徴収猶予の申請手続等) でございます。

これにつきましては、徴収猶予を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について、条例で定めるものでございます。

次に、3ページの第5条の4 (職権による換価の猶予の手続等)でございます。

これにつきましては、換価の猶予及び換価の猶予をした期間の延長をする場合において、当該換価の猶予及び換価の猶予の延長にかかる地方公共団体の徴収金を分割して納付し、または納入する方法等について、条例で定めるものでございます。

次に、4ページの第5条の5 (申請による換価の猶予の申請手続等)でございます。これにつきましては、換価の猶予の申請期限、換価の猶予及び換価の猶予をした期間の延長をする場合において、当該換価の猶予及び換価の猶予の延長にかかる地方公共団体の徴収金を分割して納付し、または納入する方法等について、条例で定めるものでございます。

次に、5ページの第5条の6 (担保を徴する必要がない場合)でございます。

これにつきましては、担保の徴取を不要とする基準について、条例で定めるものでございます。

徴収猶予関係につきましては、以上でございます。

次に、5ページの第6条 (公示送達) でございます。

これにつきましては、新設された税条例第5条の2の規定に、「地方税法」を「法」とする定義が規定されたことから、本条に規定する「地方税法」を「法」に改めるものでございます。

次に、第7条の2 (納税証明事項) でございます。

これにつきましては、条例に定める納税証明事項として、天災等のやむを得ない事由 により軽自動車税を滞納している場合は、その旨を記載することを規定するものでござ います。

次に、第7条の3 (納税証明書の交付手数料)でございます。

これにつきましては、軽自動車税の車検用納税証明書の手数料について、無料である

ことを明記するものでございます。なお、取り扱いとして、すでに無料としておるところでございますが、今回、明文化するものでございます。

次に、5ページの下段、第13条 (町民税の納税義務者等) でございます。

これにつきましては、新設された税条例第5条の3の規定に「地方税法施行令」を「令」とする定義が規定されたことから、本条に規定する「地方税法施行令」を「令」に改めるものでございます。

次に、6ページの第23条 (町民税の申告)でございます。

これにつきましては、新設された税条例第7条の2の規定に「地方税法施行規則」を「施行規則」とする定義が規定されたことから、本条に規定する「地方税法施行規則」を「施行規則」に改めるものでございます。

次に、6ページから7ページにかけて、第78条 (軽自動車税の賦課期日及び納期) でございます。これにつきましては、府内市町村の状況にあわせて、本町の規定を改正 するものでございます。

具体的には、軽自動車税の賦課期日は4月1日となっており、納付書が届いてから納期限までの期間が短いことから、本町以外の府内市町村では納期を5月としており、本町の納期についても、現行の4月から5月に変更するものでございます。

次に、6ページから7ページの第105条 (都市計画税の納税義務者等) でございます。

これにつきましては、市街化調整区域内での下水道の供用開始により、新たに都市計画税の対象となる納税義務者の地番を追加するものでございます。

次に、附則第 15 条の 2 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) でございます。

これにつきましては、固定資産税の特例割合について、「地方税法」の規定に基づき、 規定するものでございます。

次に、附則第22条 (軽自動車税の税率の特例) でございます。

これにつきましては、新設された税条例第7条の2の規定中に「道路運送車両法」の 法律番号が示されたため、本条に規定する「道路運送車両法」の法律番号を削除するも のでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第 78 号議案 島本町税条例の一部改正について、第 105 条関係、都市計画税の 納付義務者に関わって、1点、確認いたします。

市街化調整区域内で下水道接続が行われたとして、納税義務者を新たに加えるものと 認識しています。表に記載されているもののうち、高浜一丁目 306 番は、上牧ドリーム マンション横の農家住宅であると認識しています。その他の番地については、高浜学園であると。高浜学園については福祉の法人であり、非課税ということになっていると思いますが、この農家住宅については、建設の際に高槻市の公共下水道管に接続されていました。農業委員会でも議論になりました。

そこで質問します。この場合、都市計画税の課税はどのような扱いになっているので すか。

税務課長 下水道整備につきましては、都市計画税が充てられております。市街化調整区域内で下水道を使用している使用者に対しましては、市街化区域との公平性の観点から、 以前から都市計画税を納めていただいているところでございます。

当該宅地につきましては、高槻市の下水道に接続されているところでございますが、 島本町の区域内の下水道整備につきましては本町の都市計画税が充てられることから、 ほかの市街化調整区域と同様に、都市計画税を課税させていただきます。

以上でございます。

戸田議員 今のご答弁によりますと、下水道が高槻市の公共下水道に接続されているか──これ、暫定的になんですけれどね──島本町のであるかということは、これは下水道関係のことであって、都市計画税としては、ほかのと同じように島本町が通常どおり課税するということで、認識、間違っていませんか。

税務課長 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第78号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第78号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第79号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第5号)から、第81号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの3件を、一括議題といたします。

なお、本案3件は、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第79号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。

議案書の79の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、地方特例交付金・普通交付税・臨時財政対策債の確定によるもの、国・府支出金の確定及び事業財源にかかるものなどについて、補正させていただくものでございます。歳出では、電気使用料請求月の変更による増額、法改正に伴う選挙システムの改修、繰出金の増額、公債費の元金及び利子確定などについて、補正させていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 8,263 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 124 億 4,625 万 4 千円とするもので、款・項別の内容は、79 の 3 ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第2条の債務負担行為の追加につきましては、79の6ページの「第2表 債務負担行 為補正」にお示ししているとおりでございます。

内容について、順次、ご説明させていただきます。

79 の 6 ページの 1 点目、「選挙システム改修業務委託」でございます。第 7 投票所である第一中学校の名簿登録者数は現在 7 千人を超えており、他の投票所と比べて多いことから、新たに第四小学校に投票所を追加設置させていただきたく、選挙システムの改修を行うものでございます。

なお、実施にあたりましては、来年の参議院議員通常選挙からを予定しており、十分 な準備期間及び周知期間が必要となることから、追加設定するものでございます。

4点目の「にぎわい創造事業補助」につきましては、来年度当初から交付団体が円滑に事業実施できますよう、本年度中に申請を受け付けるとともに、交付団体を決定したいため、追加設定するものでございます。

9点目の、「町立中学校給食調理等業務委託」についてでございます。町立中学校の 給食につきましては、平成28年度から、第二中学校で自校分と第一中学校分の給食を調 理し、第一中学校へ配送する方式で事務を進めており、本年度内に入札及び契約を締結 したいため、追加設定するものでございます。

なお、ただいまご説明させていただきました事業以外の事業につきましては、平成28

年度当初から事業実施するもののうち、本年度中に入札及び契約手続きが必要なものについて、追加設定させていただくものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、79の7ページの「第3表 地方債補正」にお示ししております。

まず、「一般廃棄物処理事業債」の変更についてでございます。本年度の清掃工場施設改修工事の実施にあたりまして、内容を精査した結果、その一部分が新たな資本形成にあたると判断いたしましたので、一部分の財源といたしまして、町債を増額するものでございます。なお、本町債につきましては、後年度に発生する元利償還金の30%が普通交付税で措置されることとなっております。

次に、「臨時財政対策債」の変更につきましては、本年度の発行可能額が確定しましたので、増額させていただくものでございます。なお、これにつきましても、後年度に 発生する元利償還金の全部が、普通交付税で措置されることとなっております。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。 79の11ページ、「歳入」でございます。

第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金、第1目 地方特例交付金 295万7千円の減額につきましては、交付額の確定によるものでございます。

第10款 地方交付税、第1項 地方交付税、第1目 地方交付税1億1,951万6千円 の増額につきましても、普通交付税の交付額の確定によるものでございます。

なお、今回、議案書の次に別途、平成27年度普通交付税についての議案参考資料を添付させていただいておりますので、資料に基づき、ご説明させていただきます。

資料の上段にあります「当初予算試算」につきましては、当初予算における見込みの額として試算した数値であり、その下の「交付決定結果」につきましては、本年度の普通交付税の算定結果に基づく数値でございます。

なお、普通交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の不足分である 差額を交付税額として交付されるものでございますが、本年度につきましては、主に基 準財政需要額のうち、個別算定経費の単位費用及び補正(補整)係数等の確定によりま して、最終算定結果が増額となったものでございます。また、基準財政収入額及び基準 財政需要額の主な予算試算額と算定結果の差につきましても、下段に記載させていただ いておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

また予算書のほうに戻っていただきまして、79の11ページの第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金2,539万7千円の増額につきましても、金額の確定によるものでございます。

第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金45万8千円の増額についてでございます。これにつきましては、法改正により選挙権が現在の満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことから、選挙人名簿システムの改修費用について、補助金が交付さ

れるものでございます。第5目 教育費国庫補助金144万2千円の増額についてでございます。これにつきましては、幼稚園就園奨励事業費の増に伴い増額となるものでございます。

第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費府負担金1,925万6千円の増額につきましては、それぞれ金額の確定によるものです。

79 の 12 ページでございます。第 16 款 財産収入、第 1 項 財産売払収入、第 1 目 物 品売払収入 2 万 1 千円の増額についてでございます。

6月定例会議におきまして、公用車更新の予算審議の際に、更新に伴う既存公用車の 売却について、ご指摘いただいたところでございます。その後、改めまして町内業者 5 社から見積もりを徴取したところ、2社より有償による買い取り意向があり、有償によ り売却するものでございます。今後におきましても、可能な限り同様の手続きを進めて まいりたいと考えております。

第 18 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 2 目 財政調整基金繰入金 2 億 3,391 万 5 千円の減額につきましては、歳入と歳出の財源調整として補正させていただくものでご ざいます。

第19款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入6万3千円の増額のうち、総合賠償補償保険金につきましては、第6号報告でご報告させていただきました損害賠償について、全額が保険で補てんされることから、増額させていただくものでございます。次に、公用車預託リサイクル料返還金についてでございます。リサイクル料は、廃車するための料金として、公用車を購入する際に財団法人自動車リサイクル促進センターにあらかじめ所有者である本町が預託していたものでございますが、公用車更新にあたり、今回、所有していた公用車を売却したことで所有者が変更となりましたことから、預託していたリサイクル料が返還されるものでございます。第5目 過年度収入696万6千円の増額につきましては、前年度の後期高齢者医療定率負担金の精算によるものです。

79 の 13 ページ、第 20 款 町債、第 1 項 町債、第 1 目 衛生債 1,590 万円の増額に つきましては、地方債補正でご説明させていただきましたとおり、清掃工場施設改修工 事の財源として発行させていただくものでございます。第 3 目 臨時財政対策債 1 億 3,048 万 9 千円の増額につきましては、本年度の発行可能額の確定によるものでございます。

続きまして、79の14ページからの「歳出」でございます。

人件費及び電気使用料の補正につきましては、各費目にわたりますので、最後に一括 してご説明申し上げます。

第2款 総務費、第4項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費、第13節 委託料378 万円の増額についてでございます。これにつきましては、歳入でもご説明させていただ きましたとおり、法改正により選挙権が現在の満20歳以上から満18歳以上に引き下げ られたことから、選挙人名簿システムの改修費用を増額するものでございます。

79 の 15 ページの第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 5 目 国民健康保険費、第 28 節 繰出金 5,769 万 4 千円につきましては、財政安定化支援事業費及び基盤安定にかかる繰出金の確定によるものでございます。第 6 目 後期高齢者医療費、第 28 節 繰出金 77 万 4 千円につきましても、基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

79 の 16 ページの第 6 款 商工費、第 1 項 商工費、第 2 目 商工振興費、第 19 節 負担金、補助及び交付金 20 万円の減額についてでございます。

にぎわい創造事業補助金の減額につきましては、当初予算で単独事業として予算計上させていただいておりましたが、平成26年度の国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、繰越事業として、本年度事業を実施させていただいたところでございます。なお、今回、減額させていただく予算は、単独事業として当初予算で措置させていただいておりましたが、事業の募集から事業完了までの期間が短期間となりますことから、本年度は見送らさせていただくこととし、改めて今回、債務負担行為を設定させていただき、来年度の事業実施に向け、本年度中に事業の募集等を行うものでございます。

79 の 17 ページの中段の第 7 款 土木費、第 6 項 交通防犯対策費、第 2 目 防犯費、第 11 節 需用費 269 万 8 千円の増額のうち、修繕料 228 万 6 千円の増額につきましては、本年度の防犯灯の修繕件数が当初見込みより増加しているため、増額をお願いするものでございます。

79 の 18 ページの中段の第 9 款 教育費、第 2 項 小学校費、第 1 目 学校管理費 2,580 万 5 千円の増額のうち、第 15 節 工事請負費 2,373 万 4 千円の増額についてでございます。これにつきましては、主に第一小学校の消火管改修など、小学校施設整備におきまして、当初予算では把握が困難であった改修工事について早期に工事を行いたく、増額をお願いするものでございます。

79 の 18 ページから 79 の 19 ページにかけてでございます。第 4 項 幼稚園費、第 1 目 幼稚園費 104 万 1 千円の増額のうち、第 15 節 工事請負費 267 万 8 千円の減額につきましては、事業の確定によるものでございます。第 19 節 負担金、補助及び交付金 346 万 6 千円の増額につきましては、幼稚園就園奨励補助におきまして、補助対象者の増及び非課税世帯の補助単価が増額されたことによるものでございます。

79 の 19 ページから 79 の 20 ページの第 11 款 公債費、第 1 項 公債費、第 1 目 元 金 155 万 2 千円の増額でございます。

元利均等償還を行っている臨時財政対策債及び減税補てん債について、借入れ 10 年目の利率見直しに伴い、見直し利率が当初借入利率より低くなったため、元利償還のうち、本年度の元金償還額が当初見込みよりも増額となるものでございます。第2目 利子1,763 万3千円の減額につきましては、元金の説明で申し上げましたとおり 10 年目の利率見直しがあったことによる減額、また平成 26 年度に借り入れた町債の利率確定によ

る減額でございます。

第12款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費 300 万円の増額についてでございます。

予備費につきましては、当初予算では 1,500 万円を予算措置させていただいておりましたが、現計予算額は 400 万円ほどになっております。今後の対応といたしまして少額であることから、今回、増額させていただくものでございます。

続きまして、電気使用料の補正について、ご説明させていただきます。

各費目において補正をお願いしておりますが、電気料金の請求月につきましては、従前は使用月の翌々月に請求があったものが、本年7月使用分から翌月請求に変更となりましたことから、本年度の支払いについて13ヵ月の予算措置が必要となり、現計予算に不足が生じる費目について精査し、増額させていただくものでございます。

続きまして、79 の 21 ページの給与費明細書の、人件費の補正についてでございます。 今回の人件費の補正につきましては、社会福祉施設整備審査委員会の会議確定に伴う 減額、教育センター所長の交代に伴う通勤費分の増額によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 27 年度島本町一般会計補正予算(第5号)の説明 を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し 上げます。

健康福祉部長(登壇) 続きまして、第80号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、医療費の増加に伴う国庫支出金・府支出金の増額、前年度特定健康審査等負担金の追加交付に伴う国庫支出金・府支出金の増額、保険財政共同安定化事業交付金の減額、保険基盤安定・財政安定化支援事業の確定に伴う一般会計繰入金の増額及び医療費の増加に伴う保険給付費の増額でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額 を、歳入歳出それぞれ 41 億 1,014 万 2 千円とするもので、款・項別の内容は 80 の 3 ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、80の7ページの「歳入」でございます。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費等負担金 659 万8千円の増額、第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金 144 万3千円の増額及び第6款 府支出金、第2項 府補助金、第2目 調整交付金 144 万3千円の増額につきましては、一般被保険者の保険給付費の増加に伴うものでございます。

続きまして、第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第3目 特定健康診査等負担金8万4千円の増額及び第6款 府支出金、第1項 府負担金、第2目 特定健康診

査等負担金8万4千円の増額につきましては、前年度特定健康診査等負担金の追加交付 に伴うものでございます。

続きまして、80 の8ページの第7款 共同事業交付金、第1項 共同事業交付金、第 2目 保険財政共同安定化事業交付金1,734万6千円の減額につきましては、対象医療 費の拡大に伴い、交付金が減額されたことによるものでございます。

続きまして、第9款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金 5,769万4千円の増額の内訳につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴う保険基 盤安定繰入金5,876万3千円の増額及び交付税算入されております財政安定化支援事業 繰入金106万9千円の減額でございます。

次に、80の9ページの「歳出」でございます。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費3,000万円の増額及び第2款 保険給付費、第2項 高額療養費、第1目 一般被保険者高額療養費2,000万円の増額につきましては、本年度上半期分の医療費実績等から今後の医療費を推計いたしましたところ、当初見込み以上に増加いたしますことから、増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、第80号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第81号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、保険基盤安定負担金の確定に 伴うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ77万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億2,866万2千円とするもので、款・項別の内容は、81の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

81の7ページの「歳入」でございます。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第2目 保険基盤安定繰入金77万4千円の増額につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

続きまして、81の8ページの「歳出」でございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、 第1目 後期高齢者医療広域連合納付金77万4千円の増額につきましては、歳入でもご 説明申し上げましたとおり、保険基盤安定負担金の確定に伴い、その全額を大阪府後期 高齢者医療広域連合に対し納付するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第81号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別

会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、 ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案3件に対する質疑を行います。

戸田議員 第79号議案 一般会計補正予算に関しまして、幾つか、多岐にわたって質問させていただきます。

まず、選挙管理委員会費、選挙人名簿システム改修の委託料に関わることです。

満18歳以上の日本国民に与えられる選挙権、いわゆる18歳選挙権に対応するものということです。資料請求させていただきました人11に関わって質問するのですが、「公職選挙法」は選挙運動をすることができる者の年齢について、満20歳未満から満18歳未満に定められました。それに伴い、選挙犯罪に問われることになるということが起こると思います。選挙権を持つこと、選挙に関わることを、18歳以上の方がしっかりと認識しなければならないと思います。

選挙犯罪と「少年法」の特例に関することについて、この資料、これは「公職選挙法等の一部を改正する法律の施行について(通知)」ということで総務大臣から来ているものですが、そこに「少年法」に関わる記述がございました。従って、選挙犯罪と「少年法」の特例に関すること、わかりやすい説明を求めたいと思います。「公職選挙法」は、未成年と言われる者に関してどのように改正をされたのか、ご教示願います。これが、1点目です。

それから、にぎわい創造事業補助金の未執行による全額のマイナス補正についてです。 5月に開催された「楠公 680 年祭」は、平成 26 年度の国庫補助金を活用されることになり、当初予算に計上されていた 20 万円については、本来ならば別途、別の催し、町内のにぎわいづくりや知名度向上に繋がる催しを支援することができたはずです。にもかかわらず、平成 27 年度の申請を受け付けることは無理と、今になって判断しなければならなかった、その理由を説明してください。募集要項や申請用式を作っていないとおっしゃっています。それはなぜなのか。

「楠公 680 年祭」の実施団体からの支援依頼を受けて新たな補助制度を設けましたと明言されていますが、つまるところ、その要望に応えることが目的で、広く市民活動・にぎわいを公正に支援し、住民に公平に周知して、機会を公平に提供するという、そういう理念に欠けています。そもそも、そういう理念を持ち合わせていなかったと思わざるを得ません。ご説明をお願いいたします。

債務負担行為についてです。

福祉ふれあいバスの自動車運行等管理業務、事務委託料が計上されています。単年契約から複数年契約にされたことで、財政的メリットがどれほどあったでしょうか。お示しください。そして、せめて乳幼児健診の際だけでも福祉ふれあいバスに乗れないか、という声をいただき、そのように委員会でも発言しております、私は。ニーズ調査を検

討すると、前向きのご答弁をいただいたわけですが、どのような調査をされ、どのような結果が得られましたか。現行のバス、健診の日のため、保護者と健診対象児がバスを利用することは可能ですか。対象者を拡充する場合、どのような課題があるでしょうか。また、健診に行くと自ら証明できるものを提示をしなければ乗れないというような、そういうことになるのでしょうか。

以上が、福祉ふれあいバスについての質問です。

債務負担行為に、選挙システム改修業務委託 140 万 4 千円があがっています。人口増による新たな投票所の設置、これについては説明を納得いたしましたし、もっと早くに気がつくべきだなと思っていたところです。システムの改修については評価するものなんですが、現行のシステムは、各投票所ごとの投票率を出せるものですか。島本町の投票率は府内でも最も高いということで、私はこれを誇りに思っています。各投票所ごとの投票率・得票率を、住民の方より尋ねられた経験もございます。得票率はさすがに無理と認識していますが、今後は、投票所ごとの投票率を公表され、事務事業報告書にも掲載することを求めます。見解を尋ねます。

中学校給食調理業務の委託です。いよいよ始まるのだなと、正直、そのような気持ちです。まず、お尋ねしたいのは、一番心配されていました除去食の配膳方法です。これについては、どのような対応をされますか。それから2点目、配膳員の配置です。配膳室での作業の流れをご説明ください。配膳室については、セキュリティ対策についても、かつて発言しております。これも含めて、ご説明をお願いいたします。牛乳の保冷庫の配置、パンの受け入れ・保管等は、どのようになるのでしょうか。それから3点目、1校当たり、当初は二中だけで始めるわけですから、生徒数が栄養教諭の府の負担による配置基準に満たないのではないかと懸念しています。550人で栄養教諭が配置されると認識しています。二中のみで始めた場合、条件を満たさないのではないですか。この場合、町のほうで配置をするのですか。確認します。それから、かねてより米飯を基本とした和食の献立を求めてまいりました。週何日の米飯給食で人件費を計上されていますか。検討の過程で、どのような議論があって、そのような結論に至られたのか。米飯の回数、週何回かをお示しいただいて、それに至った経緯をご説明ください。

最後の5点目になります。これ、ちょっと細かいことになるのですが、重要なことなので、もし把握されていたら。二中・みゅーずに通う生徒の給食は、どのようになっているのでしょうか。私はこれ全く認識がなく、食が心の安定に及ぼす影響は大きいので、現在、どのようにされているか。もし把握しておられたら、ご答弁いただきたいです。

1回目、以上です。

総務部長 それでは、選挙関係のご質問で、2点いただいていますので、私のほうからご 答弁させていただきます。

まず、今回の「公職選挙法」の改正によりまして、満20歳以上が18歳以上というふ

うな形で引き下げられることによって「少年法」との兼ね合い、いわゆる選挙犯罪の部分でのお尋ねでございます。

「少年法」の趣旨では、罪を犯した 20 歳未満の少年については、刑事処分を求めるのではなく、指導や教育による保護を求めております。今回の「公職選挙法」の改正では、選挙権が 18 歳に引き下げられることに伴い、選挙犯罪についても 18 歳・19 歳の未成年者が連座制の対象となる選挙犯罪を犯し、その罪の質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認められる場合は、検察に送致しなくてはならないものとなりました。また、連座制にかかる事件でなくても、18 歳・19 歳の少年が選挙犯罪を犯した場合には、内容によっては検察に送致するものとなっております。

続きまして、債務負担行為であげさせていただいております選挙システム改修業務についてのお尋ねでございます。

今回、第四小学校の、具体的には体育館でございますが、新たに投票所を設ける形になります。今回、ご質問にあります各投票区ごとの投票率については、システムからダイレクトに出てくるのではなくて、システムから出てきたものをエクセルで集計をして出しております。ご指摘のありました各投票区ごとの投票率について、事務事業成果報告書に記載するようなご要望をいただいておりますが、その辺はまた、鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、議案書 79 の 16 の商工費の、にぎわい創造事業補助金 20 万円の 減額についてでございます。

今回、減額に至った理由といたしましては、平成27年度当初予算におきましては、まちの活性化やにぎわい創造に寄与する事業に対する単独補助として、にぎわい創造事業補助金を計上させていただいたところでございます。一方で、本補助金のモデル事業といたしましては、5月に開催された「楠公680年祭」への補助を見込んでおりましたが、国の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の対象事業となりますことから、平成26年度の補正予算分を繰り越して、本年度事業を実施させていただいたところでございます。そのため、今回、単独事業として当初予算で措置したものにつきまして、減額をさせていただくものでございます。

また、あわせて公募による事業補助制度の平成27年度中の構築に向けて検討してまいったところでございますが、他市の先行事例等も加味する中で、やはり事業期間の捉まえ方としましては、1年間ということで、4月1日から翌年の3月31日までの間とするのが、一定、原則、基本ではないかなというところも考慮する等、いろいろ検討させていただきました。

その結果、平成28年度の当初から事業実施の事業を補助対象として実施していきたい というふうに考えており、今回、債務負担行為の追加設定をお願いするものでございま す。平成 27 年度中に公募と選定をさせていただきたいというふうに考えてございます。 以上でございます。

健康福祉部長 債務負担行為の、福祉ふれあいバスにかかるご質問でございます。

契約を単年から5年にしたこと、ということでございますが、まず大きな理由は、もともと現在使っておりますバスが10年ということで、老朽化が進んでおると。25年・26年と、続いて大規模な修繕が必要になったということで、業者との話し合いの中で、やはり5年等の長期間のスパンでのメンテナンス、リース・運行業務で委託は困難であるということが、まず、あったのが前提でございます。また、今回の1年を5年にすることによりまして、当然、入札業務等の業務が1回で済むということですから、事務効率も図れます。

また、財政上の効果ということでございますが、今現在の契約が1年で、27年度でいきますと、税込みで452万3,040円ということが契約額でございます。今回、債務負担行為をあげさせていただいています1,987万円を5年で割りますと、1年が397万4千円ということで、年で言うと54万9千円ほどの差が生まれておるんですが、ただ、今回、28年度以降の管理運営業務の委託に関しては、これまではメンテナンスというものを、この管理業務委託の中に含めておりましたが、今年度からは、先だっての9月議会においてのバスのリースのほうにメンテナンスのほうを移しておりますので、単純に、この金額では比較ができないものと考えております。

また、乳幼児健診にかかる、受診者の方々を福祉ふれあいバスに乗車ができないかということで、9月のときにご質問いただきました。私のほうから、ニーズ調査を行って、次年度に向けて検討してまいりたいというお話をさせていただいておりました。

その結果は、今回、9月、10月、11月と、乳幼児健診を実施いたしておりました、その際にアンケートを実施いたしました。4ヵ月健診については年12回ということで、毎月ありますので、9月・10月・11月の3回、調査をやりました。1歳6ヵ月健診も3回、3歳6ヵ月健診については、11月が実施月ではないことですから2回、させていただいております。調査の結果でございますが、各健診とも、それぞれ4ヵ月健診、1歳6ヵ月健診、3歳6ヵ月健診とも、アンケートを取りました皆様からは、「乳幼児健診を受診する際に、福祉ふれあいバスを利用できるなら利用したいか」ということでお訊きしましたところ、「利用したい」と「雨のときには利用したい」という希望を含めますと、いずれの健診も約5割程度は、乗車したいという希望があったということでございます。

実施するにあたって、課題となることでございますが、当然、今、現行のバスというのは、今度新しくなるバスも、運転手を除くと 28 人乗りのバスでございます。今現在、65 歳以上の年長者の方々、そして障害をお持ちの方々、そして妊娠中の方ということで妊婦の方ということで、対象を絞って乗っていただいていますが、この方々が、ご希望の5割近い方が乗られたときに、もし、その 28 人を超えることがあれば、バスの停留所

で乗っていただけないということもございますので、そのあたりは今の実態調査、今年度、毎年11月に実施しております乗降調査は、27年度、今、プールを止めておりますので、今すると乗降量の正確な数値が把握できないのではないかということで、1月から実施するんですが、その乗降調査も踏まえて、それが対応可能であるなら検討していきたいというように考えております。

また、乗る場合に、今もそうなんですが、高齢者の方や障害のある方々が、また乗る ときに、その証明書等の提示を求めているのかということですが、そのようなことはご ざいません。皆さん、そのご申告の中で乗っていただいているのが実態でございます。 以上でございます。

教育こども部長 それでは、中学校給食に関しましてのご質問に、ご答弁申し上げます。 まず、除去食の配膳の方法でございますけども、容器を別途設けまして、除去食の必要な生徒に対しては、別の容器で対応するというふうに考えております。

それから、配膳員の配置につきましては、資料請求もいただきました、人びとの 14 でいただいたと思いますけども、その中で、来年の4月から 12 月までは1名、そして 29 年1 月以降については、もう1名プラスということで、2名体制になるということで ございます。配膳員だけが配膳に関わるということではなくて、現状でも、小学校でも 調理員さんも含めて携わっていただいているという現状がございます。中学校の場合、この2名ということで最終的にはなるんですけども、今、考えておりますのは、1名は 第一中学校のほうに——再来年の1月以降になりますけども、配置をいたしまして、もう1名については、第二中学校から第一中学校へトラックで配送する際に同乗して、第一中学校のほうに行くということで、第一中学校については2名配置ができるということで、予定をしております。

それから、牛乳・パンの保管ということですが、第二中学校では給食棟の中に保管をするということと、温度管理についても当然、保冷庫等活用いたしまして、適正に管理をいたします。また第一中学校につきましては、配膳室のほうで保管をする予定にしております。

それと、栄養教諭についてでございますが、当初は550人には満たないんですけども、 来年度通して第一中学校・第二中学校で550名を超えますので、1名の配置をされると いうことで聞いております。

それから、米飯給食でございますが、週何日かということですが、週4回を、今、予定をしております。これまで小学校では3回ということで、パンとお米が半々ということで進めてきましたけども、原材料の高騰とか、給食費の問題もございます。一気に米飯給食というとこら辺までには至らなかったんですけども、小学校よりも拡充をして実施をしていくということで、今、考えているところでございます。

それからあと、みゅーずのほうの給食の件ですけども、現状でも、小学生については

給食を実際にやっております。やり方としましては、社会福祉法人の大阪水上隣保館のほうと委託契約を結びまして、隣保館のほうで作られる給食を配膳しているという状況です。中学校についても、同様、そのように今後対応していく予定になっております。ですから、通常の学校で行っておる給食とはメニューも全く異なるということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時28分~午後2時45分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員 18 歳選挙です。「少年法」の特例に関すること、連座制等のこと、場合によっては検察官に送られることになる重い犯罪となるということ。選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすような行動を取ってはいけないということ。身に染みて、新たな有権者がしっかりと理解できるような、そういうお知らせも必要だと思います。この点、これまであまり議論されていなかったと私は懸念しております。新たに投票権を手にする若者に、政治参加することの大切さとともに、その重みをどのように周知していかれますか。見解を訊きます。周知についてのことです。

それから、にぎわい創造事業補助金です。今になっての減額補正は、もう許し難いものがあります。まず、平成27年度、募集をしないのならば、「楠公680年祭」が国庫補助を活用して行われるとわかった段階で、マイナス補正をすることが妥当だったと思います。にもかかわらず、されていない。それは、平成27年度に新たな団体に対して補助を出せるという、そういうことです。それが、モデル事業ということの意味だと私は思います。しかしながら、平成27年度、今なお募集要項も素案のまま。

そして、この平成27年度は町が動きました。様々な取り組みが始まっています。商店街の活性化を思ったり、そして、それを、ばらばらであったものを一つにまとめていったりと、にぎわい創造課が一番ご存じのはずです。音楽フェスタもありました。これらは、まちの活性化に継続的に寄与するものであって、地域住民に、地域の良さ、情報を提供するものです。こういったものが全くもって支援を受けられてないわけです。モデル事業の意味がありません。そのことを、大いに反省していただきたいと思うのですね。

そこで、債務負担行為にあがっている新たなにぎわい事業補助金、平成28年度は本当に頑張っていただかなければならないと思います。これについては、今年度中に公募したうえで、交付団体を決めるというふうにおっしゃっていたと思います。そのように認識しています。申請の流れ、申請、支給、それから報告書の提出、精算、この流れをお示しください。現時点では、スケジュールは曖昧です。

なぜ、問うか。二つ目の質問です。必ずしもすべての団体が4月から3月を会計年度 に定めているわけではありませんが、通常考えて、平成28年度の催しを平成27年度中 に決定して申請していくというのは、各団体において大変難しいことです、考えにくいです。受付・申請・公募期間の妥当性を問います。もう少し詳しく言うと、会計年度が違います、会長が代わるかも知れない。そういった様々な問題、課題を抱えて、次の年度の事業計画を現段階で立てていくのは、ほぼ不可能。申請の時期に問題はありませんか、という質問です。

そして、そもそも 20 万円とした根拠をお示しください。モデル事業のイベントのような規模で、あるいは団体の規模では、20 万円が必要だったかも知れません。けれども、小さくてもキラリと光る催しを、市民が持ち出しを覚悟で、手弁当で行っている。これらの有志の取り組みはたくさんあります。20 万円というのは、むしろハードルが高過ぎて、申請しにくいんです。すなわち、年度ごと上限 20 万の町の予算として、複数の事業を支援できる、対象にする、そういうことに要綱を変えていくことは可能ではないですか。この点、要綱の見直しを求めます。見解をお示しください。

そして、次は対象です。必ずしも団体でなければなりませんか。個人や実行委員会形式のユニークなアイデアを実現する、それをサポートするものにして欲しいんです。にぎわい創造を、一過性のイベントによる募集に限らず、広く住民の活動をサポートするようにするため、対象者を団体に限らないという考え方はできませんか。

なぜ、こういうことを問うかというと、既存の団体、あるいは顔の見える関係のものばかりが支援されているように思えますと、今回のにぎわい創造はどういうものなのですか、という厳しいご指摘を住民の方から受けています。もちろん、私もそのように感じています。住民の方というのは、きっちり見ていらっしゃるなと思います。ここのところ、しっかりご答弁をお願いいたします。

福祉ふれあいバスです。単年度から複数年度にされたことで、一定のメリットがあったと判断しました。これは大変、安定的な走行も図れるということで、良かったのではないかと思います。そして、乳幼児健診の際にアンケートも取られた。そして課題を抽出して検討をされているということ、確認できました。ふれあいセンターにしては、「年長者座敷」という名前があるように、どうして子どもをハイハイさせて、お母さんたちが集える場がないのかと。実を言うと私も、自分の子育て時代から、ずっと不思議に思っていました。

なぜ、あのバスに乗れないのか。せめて健診のときだけ乗せて欲しいと。子どもが自転車に乗れるまでが、一番きついんですと。自転車に乗れるようになったらいいんですけど、具体的に言うと4ヵ月とかですよね。1歳6ヵ月もちょっと厳しいかも知れない。雨の日は最悪ですと。まして、自分が妊娠してたら本当に大変だと。やはり、タクシーに乗るというような経済的な余裕がまだまだ持てない、そういう世代をしっかりとサポートしていただきたいなと、重ねて検討というか、実施を求めておきたいと思います。

選挙システムについてです。前向きなご答弁をいただけたなというふうに判断をしま

した。投票率の公表については、よろしくお願いいたします。

中学校給食、みゅーずの子どもたちが、大阪水上隣保館が提供されるものを給食としていただけるということ。詳細までは確認しませんが、安心しました。中学生が給食を食べられるということ、確認できて本当に良かったなと思います。

配膳員のことを訊きました。セキュリティ対策をしっかりお願いしたいのと、あと、この委託に関しては、私の認識では調理を請け負う業者と、配送をする業者とは全く別な職種であるというふうに、今まで視察に行った感じでは受けています。しかし、今回は、配膳員の配置を見ると、調理と配送を同じ業者に委託されるというふうに受け取りました。その点、間違いはないですか。どういうふうなシステムになっているのでしょうか。

栄養教諭も、年度で考えて、府の負担で配置ができるということです。

そして、何よりありがたいのは、週4回、米飯給食を実施していただけるということ。この判断を本当に感謝いたします。これについては、人件費がネックになっておりました。しかしながら、一昨日、民生教育消防委員会の研修の内容を外村委員長より報告がありましたけれども、新潟県三条市の取り組み、理念はすばらしいものでした。島本町においても、米飯を軸にした給食が中学校で提供できる。すでにある小学校に関しても、検討をしていくというようなご答弁もありましたので、無理のない程度で、鋭意、よろしくお願いしたいと思います。完全とならなくとも、私はこの週4回で、今の段階でベストだと思っています。パンという給食の歴史を1日残しておくというのも、今の段階では一定、意味があると思っています。

あと、にぎわい創造については、しっかりとしたご答弁を求めまして、2問目の質問 を終わります。

総務部長 それでは、18 歳選挙権の付与に関するお尋ねでございまして、いわゆる犯罪、 選挙違反に対する周知ということでございます。

今回、資料請求いただきました「選挙人名簿システム改修にかかり 18 歳選挙権付与に関する総務省通知」並びに高校生向け副教材の 100 ページ・Q21 に、同様のことを書いておりまして、それは高校のほうに渡っているというふうに認識はしております。

町独自では、今後といいますか、来年の参議院議員通常選挙から 18 歳選挙が適用になりますので、「公職選挙法」の違反のことにつきましても、選挙管理委員会で検討させていただいて、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

都市創造部長 それでは、にぎわい創造事業補助金についての再度のご質問でございます。 まず、今回のにぎわい創造事業補助金の要綱につきましては、人 12 のほうで資料請求 をいただいておるところでございますが、平成 27 年 2 月定例会におきまして、人 14 と いうことで資料提供させていただきました「島本町にぎわい創造事業補助金交付要綱(素 案)」ということで、この内容を再度精査させていただいて、今、今回の議案が可決された後に、早急に要綱については整備をさせていただきたいと思っております。まず、これで一応、たたき台ということでお示しを前回、させていただいておりまして、それ以降も内部のほうで検討させていただいている経過がございます。

それで、今回、20万円を一つの限度として考えておるわけでございますが、その根拠といたしましては、一定の大規模なイベントを実施する場合を想定してということで、補助金の上限額につきましては、1事業当たり20万円ということで予定をさせていただいておるものでございますが、事業費の少ないもの、少ない事業費でイベント等を実施することも可能かなということは考えております。そういうことで、複数の事業に対しても補助ができないのかどうかということについても、検討はさせていただいておるところでございます。

それと、今後のフローということで、今回、補助対象団体については公募をさせていただくことを予定してございます。28年度当初から補助金の交付ができるようということで、平成27年度中に公募と、それから選定ということで、今後、事務を進めてまいりたいというふうに考えてございます。当面の予定といたしましては、2月に補助対象団体の公募をさせていただきまして、以後、審査を経て、3月には審査結果の通知をさせていただく予定でございます。それから、4月から補助金の交付ということで、申請を受け付ける中で、来年の5月には事業実施の結果についても、一定、今回は公表ということも踏まえた中で、事務を進めてまいりたいなというふうに考えておるものでございます。

それと、補助対象団体ということで、一応、団体に限るのかということでございますけども、制度の構築にあたりましては団体を対象にということで検討してございますけども、個人での事業提案を否定するものではないことから、要綱の中でも「住民団体等」ということで規定させていただく予定でございます。

以上でございます。

健康福祉部長 福祉ふれあいバスのお尋ねでございますが、先ほどご答弁させていただきましたように、今回、4ヵ月健診・1歳6ヵ月健診・3歳6ヵ月健診で実態調査をやりまして、回収率は、受診された方の約95%の方々のアンケート調査を回収しております。その中での5割の方々が、乗車したいという意向をお持ちだということについては重く受け止めたいと思いますし、また課題がございますので、課題をかなり克服する形で、実施するのであればしていかなければならないと考えておりますので、前向きに検討はしたいと思いますが、その方向性については、また改めてお示しさせていただきたいと思います。

以上でございます。

教育こども部長 中学校給食に関わります委託の内容でございますけども、今回、中学校

給食につきましては、調理と配送は一つの業者に委託を予定しております。そういう方向に至るまでには、中学校給食を委託するにあたっての検討会を開いておりますし、その中で、配送ができる業者というのもあるのかないのかという部分もございますので、そういう調査もしたうえで、今回、一体的に委託するということで考えているものでございます。

以上でございます。

戸田議員 最後にご答弁いただいた給食から。米飯給食・週4回については、どのような 議論があって、どういう判断で4回とされましたかという1回目の質問、ご答弁いただ きたいなと思います。

あと除去食の配膳について、中学生ですから、本人がかなり自覚しているということなんですけれども、やはり教師の、主に担任の方の認識、それから本人――この場合、保護者ではなく本人との情報の共有が非常に重要になると思います。このあたりのところは、現場で先生方は研修というか、認識をどのようにして深めておられるのでしょう。小学校と違って、給食には慣れてないというご発言が多々、いろいろなところでありますので、島本町だけに限らず。そこのところを確認しておきたいと思います。

4回のご飯と、それから、このアレルギーに対するソフト面ですね。

あとバス、ふれあいバスに関しては、アンケート調査の結果を重く受け止めるとおっしゃいました。これは予算措置を伴わないものですので、検討していただければ、実現するとなれば、すぐにでもできると思います。スケジュール感は、大体、どのように思っていらっしゃいますか。長い間かけて検討されてきていると思いますので。なぜかというと、本来11月に実施する乗降調査を1月にするとおっしゃっている。これ以降に決定していただければありがたいと思って、質問しました。

伊集院議長 他の議員も、挙手がたくさん出ていますので、よろしくお願いします。

戸田議員 わかりました。にぎわい創造です。これについてはね、大綱質疑に関わらず、 人びとの新しい歩みは運営補助から事業補助にという、補助金制度の改革をずっと求め ているんです。しかし、ご答弁は、全く、その意向はありませんという冷たいご答弁い ただいているんですよね。しかしながら、ある団体から要望があれば創設するという、 この姿勢を、まず大問題だなと思うんですね。

そこで訊きますけどね、これから周知すると、4月・5月に予定されている何らかのイベントを想定しているのではないかと、あらぬ疑いをかけたくもなるスケジュールなんですけど、この点は、そのようなことがないと、はっきり明言していただきたいと思います。

個人に対してもしていくとおっしゃっていますので、これは良かったなと思います。 公募すること、これにすごく意義があるんですね、公募。それによって機会の平等性、 そして公平性が生まれます。審査の透明性というのも必要です。この審査に関しては、 透明性をどのように担保されますか。また、審査結果を申請団体だけではなくて、しっかりとホームページで公表していただく。そして、どのような団体が過去に補助金を得ているのか、どういう事業に補助されているのかというのを、住民に明らかにしていただく。これが大事です。なぜならば、「誰が」ではなくて、「何」を支援するかが、この事業補助の要だからです。この点について、見解を問います。

あとは……。

- **伊集院議長** 他の議員も、挙手がたくさんあがっておりますので、端的に質疑をお願いします。
- **戸田議員** はい。複数のものを同時に質問するのは非常に難しいですが、審査結果の公表ですね。

はい、以上にいたします。最終のご答弁になります。よろしくお願いいたします。

ただ、間違いがあっては当然いけませんので、その点については、特に保護者とか生徒自身は小学校のときから慣れているという部分では、そのまま行けばいいかなと思うんですが、先ほどご指摘ありましたように、教師側がどういうふうに対応していくかというとこら辺に課題があるというふうに思ってますので、小学校でやられてきた、これまでの除去食に対する対応については、きっちり中学校の教師にも伝えていくということで、マニュアルも含めて、そういうのがあれば中学校のほうにもお渡しをし、きっちりと引き継いでいくということで進めていきたいと思っております。

それと、米飯給食でございますが、米飯給食については、和食がユネスコの無形文化 遺産に登録されたということで、日本が誇る和食文化を子どもたちに伝えていくという 部分については、文部科学省においても「米飯給食の推進」というのは示されておりま す。これは議員も以前から言っておられることだと思いますけども、それも踏まえたう えで、中学校になりますとクラブ活動等もある中で、体力も必要になってまいります。 そういったことも踏まえて、週4回ということにさせていただいたということでござい ます。

先ほど言いましたように、小学校についても半分はということでございましたが、小学校についても週3回の実施を、今、考えているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、戸田議員の再質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目でございますけども、平成28年2月に、一応、補助対象団体の公募ということで、今後、事務を進める予定をしてございますが、その対象となる事業について想定をされているのか、ということでございますか、想定はしてございません。

それと、選考の透明性等についての確保ということでございます。選考結果、それから、先ほど申し上げましたが、事業実施の報告についても、一応公表することで、今、 予定をしてございます。ホームページ等を通じて、結果等についても公表していきたいなというふうには考えてございます。

以上でございます。

健康福祉部長 福祉ふれあいバスの再度のお尋ねでございますが、先ほど申しましたように、乗降調査について、今年度は1月中旬から末にかけて行います。その乗降調査の結果を踏まえまして、できるだけ速やかに方針を決めていきたいと思います。

以上でございます。

- 田中議員 これは正確に言いますと、土木費の防犯費のうち、交通防犯対策費で修繕料として 228 万 6 千円、防犯灯の修理ということで補正予算を組まれましたが、これは資料を私、いただきまして、それで計算しますと――金額ベースで書いてありますが、非常にわかりづらいんで、私なりに計算したんですが、最終的に 27 年度に修理する金額が約600 万円ということですので、それで 745 基を修理する。 1 基当たり 8 千円、こんなものかと思うんですけれども、これは当初予算が、修理分として、その計算で行きますと464 基、あと補正予算の 228 万 8 千円、これが概ね 286 基。計算しますと 750 基ぐらいになるんで、ほぼ、こういう予算かなと思うんですけれども、この予算自身は防犯の意味がありますので、喫緊の課題で、これは実施すべきものとは思いますが、こんなところでいいんですか。あと、当初予算と比べて 286 基ぐらい余分に修正すると、そういう計算でいいんですかね。その正確なところ、わかれば教えてください。
- **総務部次長** 防犯灯の修繕にかかりますご質問でございます。

大まかには、先ほど議員のほうからご紹介いただきましたとおり、基本的な考え方は、 そのとおりでございます。

なお、参考までに、平成27年度の修繕にかかります実績で申しますと、球切れ自身が起こったものが315件、機器の取り替えが43件、その他15件ということで、多くは、やはり球切れと機器故障による取り替えとなっておりまして、取り替えにつきましては、やはりLEDが優位であるという考えのもとから、機器の取り替えについては、原則LED灯への交換を進めているところでございます。

以上でございます。

平野議員 一般会計補正予算のほうで、質問いたします。

79 の 14 の選挙人名簿システム改修 378 万円の委託料ですけれど、18 歳選挙が公布されるということで、改修が行われるということですけど、全国では選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられるのを受けて、約 240 万人が新たに有権者として加わるということですけど、本町では、新たに加わる有権者というのは何人なのでしょうか。

それから、18歳選挙権を付与された有権者も含めてですけれど、主権者教育の重要性

が言われていますけれど、島本町においては、どのようなことを今後取り組むという予 定でしょうか。お聞かせください。

それから、その下の民生費、社会福祉施設整備審査委員会委員の減額補正です。これにつきましては、地域密着型特別養護老人ホームの整備に関わる審査のための委員報酬だったというふうに思っております。私たち議会にも、結果については一報のファックスがありました。この老人ホームの運営法人というのが、一応決まったというんですか、公募という形で決まったということになっていますが、どういった審査経過があったのか、また審査委員の皆さんは何人で、どのような方々だったのかということと、審査基準などについてもお聞かせいただいて、いわゆる経過ですね、お聞かせいただきたいというふうに思っております。結果的に博乃会、社会福祉法人博乃会のほうが運営をされるということに選定されたということですけど、そういったことの経過について、お聞かせいただきたいと思います。

中学校給食について、お尋ねいたします。先ほどから幾つかの質問がありましたので、 資料をいただいておりますので、そういったことに基づいて、お尋ねいたします。

中学校給食実施検討委員会の要点録、本年10月6日の中で、特に皆さんは給食費、中学校給食の給食費が幾らになるかということは、非常に住民の皆さん、保護者にとっては関心事だし、もしかしたら切実なことかも知れません。この点について、この要点録では、本来は公立学校給食会、来年3月に総会で決められるということですけれど、早く周知する必要があるのではないか、というようなことも言われております。私もそう思いますけれど、一体中学校給食は、これは資料によると1食300円でしたかね、そういうふうに、これは概ね確定されていると思っていいのですか。早めの周知というのは、どのような形で行われているのでしょうか、ということをお聞かせいただきたいです。

それから、先ほど牛乳などの配送、二中で給食を作って一中に配送すると。当然、一中に配送した段階での、いろいろな食中毒防止とかいうことでね、いろいろ配慮されているかと思いますけれど、牛乳のことについて、保冷庫では保管されてないということですね。保冷庫は使わない、ということですか、一中のほうですけれど。そこがちょっとはっきりしなかったのですけど、確認させていただきたいというふうに思います。

また、8月19日に中学校給食に関する意見交換会というのを行われまして、一中・二中の保護者代表の方も交えた意見交換会が開かれております。そこでは給食費について、食器についてなども議論されているようですけど、どのような意見があったかということも、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

以上です。

総務部長 18歳選挙の関係のお尋ねでございます。

18歳・19歳の方、新たに選挙権を有する方が町内で何人ぐらい増えるかということでございますが、おおよそ500人ぐらいというふうな――今現在の話でございますが、500

人ぐらいというふうに想定をしております。

それとあと、今後、主権者教育について町独自のというふうなお尋ねでございます。 選挙管理委員会といたしましては、啓発が主でございます。ただ、新たに 18 歳・19 歳になられる方につきましては、別途お知らせをするとか、そういったことも検討しております。学校現場で、例えば模擬の投票をするとかで投票箱が必要だという場合とか、そういった部分があれば、選挙管理委員会としても、そういう備品の貸し出しというのは必要があればさせていただきたいというふうに考えております。そういう主権者教育の部分については、教育委員会とも十分協議をさせていただいて、協力をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 社会福祉施設整備審査委員会委員の、報酬の減額についてのお尋ねでございます。

先ほどおっしゃったように、この報酬につきましては地域密着型特別養護老人ホームの審査にかかるものでございまして、まず、審査の事業者決定に至るまでの経過でございますが、6月1日に広報で募集要項を掲載いたしました。その後、1日から19日の間に質問を受け付けまして、22日から7月10日の間に応募書類提出期間を設けておりました。また、8月4日から6日にヒアリングを実施いたしまして、第1回の審査委員会は8月20日、第2回が9月14日、そして、その中で判定をいたしまして、最終的に町長の名で事業者が決定したのが10月6日という経過でございます。

審査会の内容でございますが、第1回につきましては、募集要項についての説明と、 現在の申し込み状況、審査の今後のスケジュールについて、話をいたしております。ま た2回目については、事業者に来ていただきましてプレゼンテーション、そして、その 後に、その場で事業者の選定にまで至っております。

委員の人数でございますが、委員は5名でございます。有識者として3名、これは大学の教授の方2名と、高槻市医師会から1名の方。そして財務諸表を確認するための税理士の方、そして私が委員として入っております。

また、審査基準でございますが、これは募集要項のほうにも記載させていただいておるんですが、審査判定項目として、法人の適格性、資金収支計画、用地計画、施設設計、運営方針、職員計画について、プレゼンの中でご提案いただいて、そして提出いただいている資料とともに判定をしたという経過でございます。

以上でございます。

教育こども部長 中学校給食に関しまして、ご答弁申し上げます。

まず、給食費でございますが、本町は1食300円でということで、やっていきたいと思っております。これにつきましては、11月の27日に臨時の給食会を開きまして、そこで金額的には決定をいたしました。あと、保護者等も入れた意見交換会の中では、特

に金額についてのご意見はございませんでしたが、金額の周知を早い目にやって欲しい というご意見がございました。

現在、その給食費の通知ということで、今の小学校6年生につきましては、就学通知の発送準備をしておりますので、その中に給食の案内も入れるような形で、今、考えております。また今の中学生、1年生・2年生が対象になってくるわけですけども、保護者に通知をするために、終業式が12月24日になってますので、その終業式の日にプリントを配付しようというふうに、今、予定をいたしております。

それと、あと牛乳の保冷庫の関係ですが、第一中学校につきましては2ヵ所の配膳室 を設けますけども、それぞれに保冷庫を設置する予定にしております。

以上でございます。

平野議員 牛乳の保冷庫については、わかりました。先ほどの他の議員の答弁で、何かちょっとわかりにくかったので、わかりました。

それから、中学校給食に関しての保護者との意見交換会の中では、給食費に関しては、 その金額について、そうしましたら、特に、ご意見がなかったというふうに考えており ます。

食器については、特にはありませんでしたでしょうか。私は何度か、給食の食器は陶磁器、ペン食器、プラスチック食器じゃなくて強化磁器食器が最も良いというふうに申し上げておきました。この資料にも、比較検討された資料をいただいておりますので了解しましたが、結局、ペン樹脂製食器を使われるということになった、ということですね。その優位性というか、強化磁器よりも良かったというところの判断を、再度、議会の場でお聞かせいただきたいと思っております。意見がなかったかということも含めてですね、保護者からは。

それから、18 歳選挙権に関わる主権者教育のことです。学校現場で模擬投票などが行われる場合は、投票箱を貸し出すというようなこともされるということです。私たちが資料請求したものの一つに、総務省が文部科学省などに送った依頼、それから同じく総務省が各都道府県の選挙管理委員会宛てに送った依頼の中で、主権者教育等の充実や、若者の政治参加意識促進について、施策を速やかに実施することなどが書かれてありますし、充実を図ることということは自治体にも求められているということなんですね。ですから、この模擬投票なども、例えば、高校は大阪府立ですから、大阪府のほうで行われるかも知れませんけど、当然、主権者教育というのは、できるだけ小学校、中学校から必要なことです。突然、高校生になって主権者教育というよりは、できるだけ、そういう中学生ぐらいから行うという必要もあるかと思いますけど。以前、中学校の生徒さんが議会傍聴にも来られたことがあります。そしたら中学校の現場で模擬投票する場合のことを想定して、お答えいただいたんだというふうに私は思っておりますけれども。ただ、その模擬投票などする場合の、国のほうが今回、教育のための高校生向け副教

材というのを作成して、いわゆる実施する場合には、公正・中立な立場での指導を求める内容が求められているということですけれど、この模擬投票を、例えばするということになりますと、一つのテーマについて、それはやっぱり賛成票とか反対票というふうに投票するわけですから、そういう場合、当然、二つの見解、違った見解があるということになるかと思います。例えばですよ、原発のこととかいったら、両方あると思うんですね。そういうときに、反対というときに、今の政権の方向と違うということに対して、例えば先生がそういうことを、原発ということの問題点を、意見を述べたときに、いやいや、それは偏向ではないかとか、偏っているとか、そういったことの判断をされるということはあってはならないというふうに思っているんですね。「公正・中立な立場で指導を求める」というのは、どういうことなのかというのを、少し見解があれば、お聞かせいただいておけたらと思っております。お願いします。

伊集院議長 質問は、簡潔にお願いいたします。

平野議員 それから、社会福祉施設整備審査委員会に関わることです。

経過については、一定わかりましたが、応募は何社というか、何法人あったのかどうかということについてはお答えがなかったので、その点、お願いしたいのと、それから、選定されました博乃会が一番評価が高かったということですけど、これはもちろん審査基準に基づいてされたということですけど、何が、ほかの法人と違って優位だったのかということについては、詳しくお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

それから、今後、平成29年の4月開設に向けて、いろいろとスケジュールが進むのだというふうに思いますけど、どういった形で、いつ、どんな形で進むのか。特に議会の議決に関わることは、いつの議会で、どのような予算などが提案されるのかということについても、改めてお聞かせください。

総務部長 主権者教育のことでございますが、先ほど申し上げましたように選挙管理委員会としては啓発という部分で、直接、教育をするわけではございません。最終的には、 具体的な部分につきましては学校現場のところで、ある一定決めていただきまして、協力をさせていただくというふうな、あくまでも立場でございます。

ただ、見解といたしましては、政治的中立性というのは保っていただく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 社会福祉施設整備審査委員会の再度のお尋ねでございますが、応募のあったのは4者でございます。

また、何が違って、今回、博乃会に決まったのかということですが、先ほど申しました審査基準の総合的な評価で、博乃会に決まったということでございます。

また、今後のスケジュール、議会に諮るようなことはないのかということでございますが、これは施設整備の補助金がございますので、これは国の国庫補助金でございます

が、それが固まりましたら、国から大阪府へ、大阪府から島本町へ、そして島本町から 建設事業者へという流れですので、予算計上させていただく必要がありますので、その 際にご審議いただくことになります。

以上でございます。

教育こども部長 先ほど、選挙の主権者教育という部分でのご質問がございました。

先ほど議員からもございましたように、以前、第二中学校の生徒が議会を傍聴に来たということがございました。これも取り組みの一つなんですが、第二中学校のほうでは部活動といいますか、同好会といいますか、そういう中で、そういう取り組みをしております。その中では、当然、選挙のことについても学習をしながら、みんなで学んでいるということと、島本町に止まらず、大阪府内の中学校でも同様の取り組みをされているようなこともございますので、そういったところとの交流会にも積極的に参加をしていっているというのがございます。

ただ、実際の子どもたちに議論をさせる場では、テーマを与えて、自由に議論をさせるということが重要だというふうに思っておりますので、教師の考え方を押しつけたり、そういうのは一切しないということで、普段からも、そういう取り組みが進められているということを、ご理解いただきたいなと思います。

あと、給食につきましては、課長のほうからご答弁申し上げます。

教育総務課長 給食の食器についての意見交換会での意見と、その安全性に対する教育委員会内での議論についての経緯ですが、まず、意見交換会では実際に食器に触っていただきまして、重さであったり見た目であったりとかいう部分も含めて、意見をいただく機会をいただきました。

実際、見た目とかについては問題等はなく、あと重さに関してとか、持ち具合とかについても、実際、小学校で使っている強化磁器よりも軽い素材を使ってますので、見た目よりも軽くて使いやすくていいですね、という意見と、あと議員が心配しておられる素材の安全性につきましては、こちらからご説明させていただいて、初めて認識される部分もあったんですが、その点についても、国のほうに食品安全委員会、確か今年の7月やったと思いますが、安全衛生委員会から厚労省宛てに出た安全性の結果についても、リスクが高められるというような素材ではないことが出てますので、そういった経緯を踏まえまして、もちろん、その食器自体、その製品自体も食品協会のテストも通っているものですので、そういったことも勘案しまして、今回、使用に踏み切ったという形になっております。

以上でございます。

平野議員 中学校給食の件からです。

意見交換会で、食器についても実際の見本を披露したり、素材などについても説明されたりしたということですね。食品安全委員会の7月の結果については、いただいてお

ります。健康影響が生じるリスクが高まるとは考えられないということですけれども、 経費に関してね、比較検討されているのを見ますと、これはちょっと私は、比較検討の ところで年数ですね、7年間を1サイクルとして検討されていますね。ペン食器は7年 間ぐらい保つ、耐用年数というんですか、保つということで計算されていますけれど、 実際に枚方の学校給食などで使用されている栄養士さんがおっしゃるには、ほんとに3 ~4年したら、もうひびが入ったり、また色が変わったりすることがあるということを おっしゃっていました。

7年というのは、ちょっと長過ぎるのではないかなと思っておりますし、ひびが入っても色が変わっても、7年も換えないのかというふうに私なんか思ってしまったんですけれど、決して、7年ということよりは、ほかの自治体のホームページで見た限りでは、5年ぐらいのサイクルということを書かれていますので、ちょっと、この比較検討のコスト試算には、少し異議を申したいなというふうに思いますし、食文化ということから考えますと、当然、皆さんもおうちでプラスチック食器でお食事をされているというところはないと思いますので、やはり陶磁器を使って食べるというのが正しい食文化のあり方だと思いますので、その点についてはね、残念ながら、今回は採用されませんでしたが、今後、何かの機会には、また提案していきたいと思います。その点だけ、お聞かせください、経費の試算のところで。

それから、博乃会のほうの総合評価で最終的には決まったんだ、ということですね。 私たちには結果は知らされましたよ、博乃会を選定しましたという。ところが、その過程について、どういった経緯で、どういった評価基準に基づいて、最終的にその四つの法人が何点とか、どういった、例えば財務状況とかも含めてね、本当に老人ホームの運営がきちんとやれるのかということ、職員配置も含めてですけど。なぜかというと、職員配置に関してはね、もう皆さんもご存じのように民間保育園の職員配置が町基準を守れてないという状況がありますのでね。やはり、非常に心配なわけですよ。そういった評価内容もすべて、私は早めに公開していただきたい、議会には報告していただきたいと思いますけど、いかがですか。

それから、議会への何か提案ですかね、整備基金という形で補助金が提案されるときに議決しますということですけど、これはいつの議会を予定されているのでしょうか。 参考までに、お聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

教育総務課長 中学校給食の食器の件についてのお尋ねでございます。

ペン食器と、今、小学校が使っている強化磁器との比較の中で、その資料として7年間の比較をさせていただいている。その理由としましては、まず、ペン食器の耐用年数が7年ということで、その7年に合わせた形で比較させていただく、一つの目安として比較させていただいております。枚方市のものがどういった素材のもの、ペン食器のも

ので耐用年数が幾らのものかというのは、こちらではちょっと認識できておりませんので、単純には比較できないのかなと思っております。

また、強化磁器は本来、議員がおっしゃるように小学校で採用している理由からしまして、ぬくもり感であったり、家庭に近い食器であったりということでいけば、本来、使用できれば非常にベストなのかなと思うんですが、実際、運ぶ段階で強化磁器が割れるリスクが高いということと、本町においても3年間で強化磁器は約6割ぐらいが破損している部分も考えますと、移送のメリット・デメリットを考えたときにペン食器という結果に至ったということを、ご報告させいただきます。

以上でございます。

健康福祉部長 それでは、再度の社会福祉施設整備審査委員会の減額補正についてのお尋ねでございますが、審査につきましては、私も含めて5人の委員で、慎重に審議を重ねて決定をしてまいりました。

内容につきましては、「島本町情報公開条例」第5条第3項に定める「法人その他の 団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開すること により当該法人又は当該事業を営む個人に著しい不利益を与えることが明らかな情報」 であるということで判断をしておりますので、私どもとしては、議会に対しても、この 内容、審査のそれぞれの点数とか、その点については、現時点では報告することは考え ておりません。

また整備補助金につきましては、この補助金が交付決定が降りるまで、事業者は工事ができません。27 年度にできた新たな交付金制度でございまして、ですので、今年度は若干遅れ気味だと言われておりますが、平成27 年度は交付決定が降りたのが夏頃というように聞いておりますので、28 年度もその前後になろうかと思いますので、その以降の議会で、補正予算を計上させていただくことになろうと考えております。

以上でございます。

関 議員 歳出の教育費で、お訊きいたします。学校管理費、小学校の部分です。

小学校施設改善工事で 2,373 万4千円計上されておりますけども、説明では、主に第一小学校の消火設備関係だというふうに説明していただきましたけども、これに関しては、かなり高額な予算になると思うんで、大きい工事にはなるかと思うんですけど、12月の補正予算に出されるんで急いでいるというふうに思慮しますけども、この不具合の詳細について教えてください。そして、この原因は老朽化によるものなんでしょうか、ほかに要因があるんでしょうか。あとは、第一小学校だけに、ほかの小学校にはないことなんでしょうか。

あとは、消防のほうでは立ち入り検査はされてなかったんでしょうか。立ち入り検査 されていたけども、異常はなしというふうな判断をされていたんでしょうか。

以上、お願いいたします。

教育こども部長 小学校の施設改善につきまして、ご答弁申し上げます。

主には、第一小学校におきます消火栓の改修ということでございます。当然、各学校、 消防設備についても老朽化が進んでいるという状況にございます。直近で、今年の7月 の29日に、消防用設備等の点検結果というのが出てまして、その後、8月の18日に、 消防職員の立ち入り検査で改修の指導をいただいてます。

改修の指導をいただいているんですが、第一小学校、議員もご承知のように耐震工事を実施しております。それにあわせて消火栓を、地面に隠れている部分が、穴を掘ることによって確認ができ、早急にやはり改修の必要があるということで、業者も含めて、消防にも見ていただきましたけども、改修の必要性があるということでございましたので、この耐震工事にあわせてやるほうが経費的にも安く済むだろうということで、来年度を待つまでもなく、こういった分については早期の対応が必要だということで、今回、急遽、補正予算をあげさせていただいたというのが現状でございます。

これ以外の学校についてもどうなのか、ということでございます。確かに、第一小学校だけではなくて、ほかの学校でも消火栓の老朽化というのはございますので、その分については、随時、今後、改修はしていきたいというふうに思っておりますけども、現時点で一番支障が出てきているのが第一小学校ということでございますので、ほかの学校については、順次、対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

消 防 長 消防におきましては、2年に1回、小学校、中学校、幼稚園、保育所の立ち入り検査をさせていただいております。

以上でございます。

外村議員 2点ほど、お伺いします。

事前に説明もいただいてたんですけども、選挙人名簿の改修のために交付金がありますね。これが補助金ですか、45万8千円。それに対して、システム改修が300何万かかる。この落差が大きいものですから、この補助金の算定というのは、どういう基準で算定されて、こうなっているのか。全額の何分の1なのか知りません、その算定の基準があると思いますけど、それを教えてください。

もう1点は、電気代ですけどね。今回、翌々月に払えばいいものを翌月になったということで、私の理解では、例えば2月分ですと4月に払えば良かったから、翌年度の予算で良かったけども、今年でいくと、2月分は3月に払わないかんということで、1ヵ月分が余分に、そういう意味では13ヵ月分とおっしゃるんですけど、ここに掲げられているこれは、1ヵ月分という理解でいいのか。27年度中に払わなきゃならん1ヵ月分ということでいいのか、これですべてなのか。何か、ここにないやつもあると思うんですけども、その電気代は、翌々月が翌月にならなくていいのか、その辺、どうなのか。今、個々の施設ごとにざっとあげていただいているの、全部合計する、それに12かけたら、

年間の電気代がおおよそわかるというふうに理解していいのか。その電気代の今回の補 正にあげられているものと、年度でかかる電気代がこれだけかかるという分との相関関 係、どういうふうに考えたらいいのか、ご説明ください。

以上です。

総務部長 まず、選挙システムの関係でございます。

今回、歳入では79の11で、選挙人名簿システム改修費補助45万8千円というふうに、 歳入であげております。また歳出では79の14ページで、ちょうど真ん中ぐらいに選挙 人名簿システム改修費378万円というふうにあげさせていただいております。

まず、79 の 14 のほうの 378 万円でございますが、これにつきましては中身の内訳がございまして、年齢引き上げの対応のためのプログラム修正が 248 万 4 千円、それから別途の改正に伴う——18 歳選挙ではないですけども、別の関連で 129 万 6 千円という合計でございまして、まず、最初に申し上げました年齢の引き下げにかかる補助金というのが、確定しております。

その補助金の算定にあたりましては、補助基本額というのを国が決めてまして、これは、うちでいいますと、選挙人名簿登録者数3万人未満の場合は、補助基本額が91万6千円というふうになっております。それの2分の1が補助金で、今回、歳入にあげさせていただいているものでございます。もう一個の関連の、先ほど歳出のところで129万6千円と申し上げましたけども、それについては、まだ国のほうの補助という部分が確定しておりませんので、今回は、計上はさせていただいておりません。

それから、電気代のことでございますが、あくまでも今年度、つまり来年の3月に請求があったものを、今年度の決算とする形になります。今までは翌々月に請求があったものが翌月という形に変わりますので、従来であれば、28年4月に請求が来るべきものが今年度に来るという形で、1ヵ月分という形になります。

今回、計上させていただいているところは、結構、大きい施設ばかりでございまして、 当然、ほかの費目でも不足というのが生じる可能性はあるんですが、それは財政のほう で一定、各原課に見込みのようなものを出させまして、一応、その見込みに基づいて不 足がある場合は12月議会に計上しなさい、というふうな形で事前に申し上げております ので、今回、費目にあがってないところにつきましては、現計予算で対応可能であると いうふうな形で考えております。

以上でございます。

- **外村議員** はい、わかりました。そうすると、例えばこれ、衛生化学処理場なんかは載ってないということは、当初予算内で何とか 13 ヵ月分払えるという見込みをしてるから計上しない、という理解でいいんですね。
- **総務部長** 一応、12 月議会では、そういうふうに申し上げてますが、例えば、若干変化というのもあるかもわかりません。その場合は、2 月会議に追加で計上させていただくこ

ともあり得ます。

以上でございます。

佐藤議員 幾らか、訊かせていただきます。

まず、補正予算の学校施設改善費の中の詳細、見せていただきますと、各小学校のブランコやシーソーなど遊具の修繕、結構あがっております。各学校のすべての遊具、これは安全に補修がされているのでしょうか、その点。

それから、中学校は今、一中が工事中ということで、少年野球大会のときにお聞きした話ですが、最初に会場が変わりました。そのときに、用具や備品などの置き場所に非常に困っているという声をお聞きをいたしました。そのほかにも、生涯学習団体などの練習や試合などの関係、一中を使っていたところがよそに変わらなくてはいけなくて困っておられるようなところ、あるのではないでしょうか。そういうところの関係は、保障ができているのでしょうか。その点を、教えてください。

それから、幼稚園の就園奨励補助金ですね。資料をいただきましたが、この資料によりますと、26年度実績よりも人数も金額も増えております。これは町立幼稚園の3年保育がない、給食もない、そういう状態から考えて、別途の負担などを考えれば、保育料が上がれば私立の幼稚園に流れる、こういうふうなことがあるのではないのかなというふうにも考えられるのですが、これはいかがだったのでしょうか。

それから、債務負担行為で、お訊きをいたします。

まず、福祉ふれあいバスの件です。資料をいただきましたら、この福祉ふれあいバスの運転手さんはお一人ということになっております。コースの増便などで労働が過重になっているのではないのか、というふうな思いがいたします。運転手さんを2人体制にする。このことで、交代で運転をしていただくと同時に、もう1人の方には乗っていていただいて、介助をしていただく。手押し車を乗せていただくとか、そういう介助をしていただくというふうなことも考えられるのではないかというふうに思います。そういうことは、考えられないでしょうか。

そのうえで土日の運行、ふれあいバスの土日の運行を考えていただくということが考えられないか。この点では、百歳体操の会場を取られるのに、ふれあいセンターに行く。けれど、平日に取る、そのときにはいいけれど、取る日が土日になる場合、非常に困るのだと、そういう声を聞いております。ふれあいセンターは土日も開いております。土日も、このふれあいバスが動く、このことが町民の願いだというふうに思います。この点も、いかがでしょうか。

それから、給食の点で、お訊きをいたします。三小の給食、今回、債務負担行為であがっております。民間委託ということですけれど、この民間委託する費用と、町が直営でやる費用と、大して差がない、そういうふうに思われますが、いかがでしょうか。町直営での給食業務、そろそろと考える時期ではないかというふうに考えますが、いかが

でしょうか。それともう一つ、給食業務において各学校に管理栄養士さん、それぞれの 学校にいらっしゃいますでしょうか。各小学校、あるいは中学校へは配置がされますで しょうか。それを、お訊きをいたします。

それと、国保の補正のところで、お訊きをします。

国保の補正、今回、出ておりますところを見ましても、共同安定化事業での島本町の負担額、大きくなっておりまして、島本町、大変な国保の状況が、今後、考えられると思われます。けれど、この町民の生活から考えましたら、消費税も上がると、年金も減ると、そういう中では生活が大変になっております。国保の負担をする、そういう年金生活者の生活、大変にもなっております。あるいは所得の低い層が非常に国保の部分に多いという、こういうところから考えても、島本町の財政が大変だからということで、今まで毎年、保険料が値上げになっておりましたが、また来年も値上げ、そういうふうなことは少し考えるべきではないか、こう考えますが、いかがでしょうか。

それから、後期高齢者の補正のところでも、お伺いをいたします。

来年度が、広域連合で保険料の改定をする、そういう年になります。ここで、前回起こったような後期高齢の保険料、大阪府からの基金の取り入れができなかったがために値上げになったという、同じ轍を踏まないように、今から考えていただくということで、大阪府にもの申していただく、こういうことはお願いをできますでしょうか。

以上、よろしくお願いをいたします。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時59分~午後4時10分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育こども部長 それでは、幾つかご質問いただきましたので、順次、ご答弁申し上げます。

まず、小学校施設の改善費に関わってのご質問でございますが、遊具につきましては、 平成26年度に結構、工事をしております。これは平成25年に一斉に点検をいたしまして、不具合のある箇所について改修をしてきたということです。その後も、当然、不具合が出れば学校のほうから連絡をいただき対応をしているということで、遊具につきましては適宜対応しておりますし、概ね3年程度ごとに、きっちりと業者に点検をしていただいて、必要な箇所は修理をしていっているというのが現状でございます。

それから、耐震工事に関わりまして、少年野球等の場所の保障であったり、あと備品を置く場所ございます。移動していただくという部分については、少年野球も含めて、各種スポーツ団体があるわけですけども、学校の耐震工事ということで、限られた期間といいましても、1年、2年、かかるわけですけども、その辺はご協力をお願いをして、生涯学習課のほうが中心になって調整をして、今、利用していただいている状況にございます。決して満足のいく調整ができているわけではありませんけども、限られた施設

の中でございますので、その辺はご理解をいただきながら、工夫をしてやっていってい ただいているというのが現状でございます。

それから、幼稚園の就園奨励補助につきましては、確かに数値的に見ますと、私立へ流れている数が、若干ではありますけども、平成 26 年度と比べると、増えているというのは数字的にはございます。ただ、今後もそういうふうになっていくのかということとか、あと保育料の問題ですね、そういうのが影響しているのかと言われますと、保育料につきましては、私立でも新制度への移行をしていないところにつきましてはこれまでと同様ですので、今後、新制度へ移行されていった際には、町立の幼稚園との保育料が同じようになっていきますので、そういった意味からすれば、そういう異動というのはさらに活発になるということは予測をされます。ただ、現時点で極端に私立への異動が増えているかと言えば、そうではございませんし、昨年度もこの時期に就園奨励補助の補正予算をさせていただきましたけども、金額的にも、ほぼ昨年と同程度の補正予算をさせていただいております。

それからあと、第三小学校の給食に関わってでございますが、民間委託ということで、 これまで来ておりますけども、直営でやっても差がないんではないかというご質問でご ざいます。

小学校の給食の調理業務を委託をし始めるときにも、様々な検討はされたというふうに伺っております。民間委託をすることによって、当然、民間のノウハウを含めて、これまでにはなかったような給食のあり方というのも実現をされてきております。現状で民間委託をやっていて、特に支障が出ているのかと言えば、そうではございませんし、業者が代わったときに、一時期、不具合が出たこともございましたけども、その後、順調に民間業者によって給食が提供できておるということについては、特に問題はないというふうに思っております。

経費的に、単年度で見れば、そんなに差はないのかも知れませんけれども、直営でやるということは、当然、町職員として雇用する、定年までということが基本であろうというふうに思いますので、人件費の部分で言えば、相当差が出てくるということが言えると思います。そういった意味では、今後も、中学校給食も今回民間委託をしますけども、民間の力をお借りして、中学校給食は引き続き実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、各学校に管理栄養士ということでございますが、各学校には栄養教諭と一一管理栄養士の資格を持っている方もいらっしゃいますけども、基本は栄養士ということで、各学校に配置しております。

以上でございます。

健康福祉部長 それでは、数点のお尋ねをいただいております。

福祉ふれあいバスについて、1人から2人体制にできないか、また土日運行はできな

いか、というお尋ねでございます。

1人から2人体制については、かねてから手押し車などの上げ下ろしについてのご要望もあったかと思いますが、その点につきましては、自力可能な方には手押し車を使って乗っていただけますし、原則、そうでありますが、上げ下ろしができないから乗らないでくれ、そのような対応はしておりません。必要に応じて運転手が対応しておりますので、今の現行の1人体制を維持したい。

また、福祉ふれあいバスにつきましては、公共施設に、65歳以上の年長者の方々、障害をお持ちの方々、そして妊婦の方々が移動される支援ということで始めております。 土日ということになると、公共施設が多く閉まっておるという現状も踏まえますと、今の現状の平日運行に、今後も対応していきたいというふうに考えております。

また、国民健康保険料、来年度、値上げになるのかということでございますが、その部分につきましては、本来、平成27年度の当初予算を審議いただくときにも、同所得水準であれば保険料の値上げはないという話はさせていただいておりましたが、実態としては、保険料も上がることになった。これの大きな理由は、やはり所得状況が前年度下がった、医療費が増大したということでございますので、次年度についても、このような実態が明らかになった時点で、保険料というのは上がる、もしくは維持されるのかということが明らかになろうと思いますので、現時点では、お答えすることができません。そして、後期高齢者医療保険料についてでございますが、ただいま、これは2年に1回、変更になりますので、大阪府高齢者医療広域連合の議会において、28・29年度の保険料が審議されております。今、現時点でお聞きしておる中では、28年度以降も若干ですが、アップする方向での議論がされているという報告は受けております。この部分について、町としても意見を言っていくということにつきましては、9月議会でもお話をさせていただきましたが、町村長会、また町村議長会を通じて、連名で要望書を出させていただいておりまして、大阪府が最終的に決定権限を持つ剰余金の、この保険料軽減に向けての算入については要望いたしております。

以上でございます。

佐藤議員 お答え、ありがとうございます。

幼稚園ですね、私立に若干流れているというお話ございました。町立幼稚園のあり方というんですかね、これから金額が上がっていったとしても、大して差はないのではないかというお話もあるんですけれども、やっぱり町立幼稚園の魅力がないと、どうしても町立幼稚園の値段が高ければ、私立に流れていってしまうようなことは避けられないというふうにも思いますので、町立幼稚園の魅力というふうなことも、町としても考えていくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、三小の民間委託です。直営で、子どもたちに給食のおばさんの顔が見える、 給食が直営で作られているということのメリットというのも、非常に大きいというふう にも思います。直営の強みということも考えれば、実際に人件費が町直営で雇うから高くなるということでも、単純にそういうことではないというふうにも考えます。民間に委託をすること自身が非常に安くあがるのだという、そういう経済的な面で言えば、必ずしも、そういうことではないというふうに考えられますので、その差がないのであれば、大してないのであれば、直営のメリットというふうなものも考えていただけたらというふうに思います。

それから、国保ですね。今の要素だけから考えれば、アップせざるを得ないという。 国保がしんどければ、町民に負担をかければそれでよしとする、そういう姿勢は、やは り、ここ何年も続いてきておりますけども、町民の国保に対する負担感というのは非常 に大きなものがあります。非常に、町民の所得も下がってきている。所得も下がる、あ るいは医療費が上がる、このことが保険料を上げる要素だとおっしゃいます。確かに、 所得が下がっていってしまう、ますます保険料を負担するのがしんどくなっていく。こ の悪循環を、どこかで絶たねばならないというふうに考えます。この点を考えて、来年 度の予算の中で何らかの手を打っていただくというふうなこと、今から考えていただけ たらというふうに考えますが、いかがでしょうか。

広域連合のほうでは、要望も出していただくということです。ぜひとも、この点はよろしくお願いをいたします。アップする方向で出ているというふうな話ですので、これはもう国保だけに限らず、広域連合、後期高齢者の負担も大変なことになっておりますので、ぜひとも、よろしくお願いをいたします。

教育こども部長 それでは、再度のご質問に、ご答弁申し上げます。

町立幼稚園の魅力を考えていくべき、ということでございます。当然、町立幼稚園を存続していくためには、魅力がなければ、私立のほうに流れていくということになります。現状で、先ほど議員からもございましたように、4歳・5歳しか本町は幼稚園保育をやっておりませんので、3歳児ということも一定考える必要もあるかもわかりませんし、あと給食をやっておりません。そういった部分で私立とは差がございます。その辺を今後どうしていくか。幼稚園と保育所を一つにするという認定こども園というのもございますし、そういったことも踏まえて、今後のニーズであったり就学前児童の人口、その辺を見ながら、魅力というものは考えていきたいと思っております。

それから、三小の給食に関しまして、現状でも民間委託とは言え、調理されている姿というのは、子どもたちは目にすることができるわけでございますので、その辺については変わりはないのかなというふうに思っております。

費用的な部分もございますけども、やはり民間にお願いできる部分については民間で やっていただくということも、行政、非常に厳しい中で、多くの職員を抱えるというの は人件費的にも非常に厳しい状況でございますので、現状で特に問題があるのであれば、 その辺は変えていく必要もあるかもわかりませんけども、現状で特に問題も出ておりま せんので、この点については、民間委託で引き続き実施をしていきたいというふうに考 えております。

健康福祉部長 国民健康保険料の再度のお尋ねでございますが、国民健康保険料の増額を予算で抑えるべきではないかというお話でございますが、基本、保険料の抑制のために、今おっしゃってるのでいきますと一般会計からの繰り入れ――これは法定外になるんですが、島本町では、そのような対応を今までもしてきておりませんで、健全な財政運営の中で国保運営してきました。今後、国民健康保険の広域化を実施するにあたって、今、議論がなされてますが、今、大きな問題となっておりますのは、この各市町村で法定外の繰り入れをしておる、一般会計からの繰り入れの問題が大きな問題になっております。いったん、これは標準保険料を設定して、今、大阪府で目指しているのは標準保険料、統一保険料を目指しておるんですが、いかなくても標準の保険料を大阪府で示されますが、その際には、一般会計からの繰り入れというのは原則なしになるということからなると、いったん、ここで一般会計から繰り入れて下げても、広域化が進んだときには、一挙にまた保険料が上がるということにもなりかねませんので、この対応については、今までどおり法定外繰り入れは行わないという対応でいきたいと思います。以上でございます。

佐藤議員 何か、そういう話を聞くと、余計、恐ろしくなってきてしまいますが。わかりました……、わかりはしないですけれども、取りあえず、お話だけは。

一つ、お訊きするのを忘れました。ふれあいバスの運転手さんが、今1人体制ということで、そのままいくというお話だったんですけれども、運転手さん1人体制ということで、非常に大きな業務の過重がかかっているのではないかというふうに心配をします。運行経路、運行回数、いろいろと皆さんからも希望が出て、増やしても来ていただいております。運転手さん1人で過重な労働をしていただいているのではないかという心配もして、2人にするべきではないかという提案もしておりますが、この点はいかがでしょうか。運転手さん1人ということでの、今、何か、問題は起こっておりませんでしょうか。

健康福祉部長 福祉ふれあいバスの再度のお尋ねでございます。

まず、1点でございますが、運行の運転手さんを1人でないと困るということは、私どもは言っておりません。運転される方は1人ですが、それを例えば、その中でお2人の方で回していただく、その辺の部分についてはご判断をお任せしておりますし、万が一、病気等で欠勤された場合などは、別の方が対応いただいているのが実態でございます。今現時点で、基本は原則決まった方お1人で対応しておりますが、その点については、問題はお聞きしておりません。

以上でございます。

河野議員 今のふれあいバスの運転手さんの労働の過重というのは、何か根拠があって言

っているのか、というところですが、1人だからということだけではなく、先ほどもおっしゃった、答弁の中にもあった、バス停のない、停留所がないようなバスの運行のもとで、道路の端に待機をして、皆さんが乗車される。そのときに手押し車などの方もどんどん乗ってくれたらいいんですよと、ずっとおっしゃっているんですけどね。いったん運転手さんが運転席を離れて、手押し車を一緒に乗っていただく介助するという行為をしながら運転をするということは、はたしてどうなのか、ということなんです。その点は、問題は全くないのかと。それを同時に1人の運転手さんの体制でやらせる、バス停もない。本来、そういうバスが停まるべき場所が確保されてないわけですから、そこのところを申し上げております。

それは私は全く、今、法や条例を根拠にものをいっておりませんが、本来の形ではない。そう言いながら、手押し車の方も乗っていただいたらいいんですよと言っている健康福祉部の言いようが、非常に問題ではないかと思っているわけです。

結果として、乗りにくいから乗らないとか、あるいは実はバス停のそばのいろんな営業とかやっておられるお店の方が、好意で手押し車を預かってくださっているという、そういう場面も何度も出くわしております。それがあると乗れないからと。その手押し車を置いて、その後、ふれあいセンター行って、どうしはるのかなとは思うんですけどね、そういうことなんですよ。そういう実態、わかっておられますか。わかっておられるはずないと思うんですよ。それをそのまま、そういった仕事の範囲として認めているのか、ということです。答弁を求めます。

それから、全然、別の項目で、質疑の中で学校給食の問題、出ました。この三小に初めて導入された後の決算で、私も教育の関係の委員会で相当議論をした記憶がありますが、民間委託を導入するにあたってのいろんな用件を、本来、島本は掲げていたと思います。ランチルームの設置とか、あるいはコンベクションオーブンなど、そういった高度な調理器具を置くとか、あるいは栄養職員をしっかり配置するとか、様々な前提条件を持って、様々な保護者の要望に応えて、第1校目の第三小学校の給食の民間委託を導入されたということを聞いておりますので、中学校におかれてはランチルームの構想は全くないと思いますし、今、そのスペースもないということですね。そういった点では、もともと島本町が民間委託を導入するときの前提条件としていたことを、中学校に導入する際には、もう関係ないものとしているのではないかなと思っております。答弁を求めます。

また、民間委託ですので、調理業務の民間委託ということですので、いかにベテランの栄養教諭、栄養職員であっても、調理現場には入れません。指示書などの、そういったペーパーをもとに指示を出すということを、やらなければならなくなっております。 そういう中で、より高度な専門性が求められたり、調理業務の民間委託を成功させている陰には、この栄養教諭の方の相当な努力がある。特に小学校なんかは、ランチルーム

の環境整備は栄養教諭さん、管理栄養士さんに相当――これは民間委託の調理業務でやるべきところでありませんので、教職員の方の行為によって、その質の保全がされているということですので、その点で先ほどから、1校当たり1名の栄養教諭あるいは栄養士、それも実務経験のある管理栄養士ということを、かねてから質疑の中で訊いてきたわけなんですが、その点について、小学校とは違うんだということですね。その前提要件は関係ないんだとおっしゃるのでしょうか。答弁を求めます。

あとは、米飯導入の話がありました。これも以前、総務文教常任委員会のときに三島市を視察して、米飯の導入とか優れた食教育の所管事務調査をさせていただきました。このときに、やっぱり米飯中心の導入を図られたんですけどね、例えば 100%、一斉に米飯を導入した場合、町内のパンを製造されている、そういったパン屋さんとの地域経済の関係が、問題が起こってくるということもお聞きしましたが、この中学校給食を導入するときに、給食のシェアがいっぺんに拡がりますのでね。そのときに、米飯給食を一気にシェアを拡げることによって、パンを製造されている、そういった地域経済の影響もないまま、パンはパンで維持しながら米飯給食を導入すると。

あと、結果として米飯給食の導入によって、私は給食費の軽減が図れるのではないかというふうに思ってます。これずっと、ちゃんとした試算があるわけではありませんけれども、家庭の主婦をしておりますと、朝ご飯、パンを食べるのとご飯で済ますのとは大違いですからね、経済的には。そういう点を考えるとね、小学校の給食費などの値上げをしなくて済むのではないかというふうなことも考えておりますので、この今の厳しい経済情勢の中で、給食代の値上げに繋がるようなやり方というのはどうなのか、ということですね。なので、米飯給食の積極的なシェアの拡大を、この中学校給食の際に図るということですね。あわせて給食代の軽減はできないのかということを、お尋ねいたします。

あと、先ほどの地域密着型の特別養護老人ホームの選定委員の報酬のマイナス補正が 議論になっておりました。私も、この選定経過については、先ほどの答弁で聞いており ますけども、確かに先日も議論がありました。同じ法人が、町内で民間保育園を1ヵ所 経営され、1年経たないうちに、この職員計画というものが破綻している。それをもっ て、島本の保育士配置基準を規制緩和をするとか、質を下げるという議論が始まってお ります。必要とされる資格が介護施設とは違うわけですけども、職員計画においては、 より慎重に、やはり同法人においてはチェックをしていただきたい。

今、すでに高槻市内で特別養護老人ホームを運営されてますけども、例えば、夜勤が3日も4日も続くとかね、そのような勤務条件が続いていないかとか、在宅のヘルパーさんがお手伝いしてるとかね。そういったほかの施設ではあり得ないような勤務実態がないのかとか、その辺ですね。29人以下とは言え、やはり介護職員が足りないということは、保育所の問題よりもずいぶん以前から、国も計算をして、介護職員が足りなくな

るということは数字もあげている中でね、同法人が職員計画を、これは担保できるのか というところの信用の問題ですね。その点は、重々チェックをされておられるのかとい うことを答弁を求めます……。

伊集院議長 簡潔に質問をお願いします。

河野議員 以上です。

健康福祉部長 まず、福祉ふれあいバスでございますが、1人の運行について、複数にできないかということでございますが、先ほどの手押し車の件につきまして、どんどん乗ってくれと健康福祉部が言っているということでありますが、そのようなことは私は言っておりません。あくまでも、自力可能で上下、下ろせる方については乗っていただくというのが原則でございます。その中で、対応が困難な方というのは、本来なら原則では乗れないんですが、運転手の方のご配慮の中で対応していただいているというふうに聞いております。

また、乗る際に、手押し車をその場に置いて乗られているという実態は、確かに私は存じ上げておりません。24 年度から 27 年度、年度途中までですが、住民の皆さんから福祉ふれあいバスに関する要望や苦情というのは、過去のものもすべて見させていただいておりますが、そういうお声もなかったものですから、把握しておりません。そういうお声があるということは、この場で理解いたしました。

また、地域密着型についての人員計画についてということでございますが、私どもといたしましては、運営において、その配置基準の中での対応ができているかということは把握いたしますが、その方が何時間か連続で夜勤をされておるとか、そのようなところまでの把握はいたすものではありません。

以上でございます。

教育こども部長 それでは、給食に関しまして、ご答弁申し上げます。

中学校給食開始にあたりまして、第三小学校の第1号というか、最初に民間委託が始まった学校でございます。その際の諸条件につきましては、中学校に全く活かせていないのかということではなくて、一定、取り入れる分については取り入れさせていただきたいということで考えております。

第二中学校に今、給食棟を建築しておりますけども、コンベンションオーブンの設置というのも当然ございます。ただ、小学校でやっておりますように、各学校で自校方式であったりランチルームの整備というとこら辺までは至っておりませんけども、その当時、中学校給食を想定されてたかというと、その時点では全くなかったというふうに認識をしております。ただ、小学校で今まで培われた給食のノウハウというものについては、やっぱり中学校にも引き継ぐべきだというふうに考えておりますので、取り入れる分については取り入れていきたいというふうに思っております。

それから、米飯給食に関してでございますが、地域経済への影響ということでござい

ますが、現時点で、先ほど戸田議員のご質問でご答弁させていただきましたように、米飯給食の重要性というか、必要性という部分については認識をしたうえで、中学校については週4日という、これまで以上の、小学校にはなかった回数で実施をしていきたいというふうに思っておりますので、その中で、当然、議員ご指摘のようにパンよりもお米の方が安いというのは事実ですが、それ以外の食材というのは高騰しているということと、それから消費税が5%から8%になった際にも値上げをしておりません。今回、10%になる際に食材が消費税かかるのかどうか、ちょっと詳細はわかりませんけども、その辺の影響についても、やはり、これまで抑えてきている部分もございますので、食材の高騰が、パンとお米だけを比較すれば安くできるんですけども、それ以外の要素があるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

河野議員 中学校給食に関しては、来年度中という時限的な制約もある中と、今までなかった給食が始まるということがあるのでね。小学校とは、調理業務の民間委託を導入するときとは前提がまた、そこも違うということでは、これ以上は申しませんが、先ほど申し上げた、やっぱり栄養教諭、あるいは栄養士さんの存在や人員配置というのは非常に大きいものがありますので、その点は島本町だけで措置できる問題ではないということは十分わかっております。また、いろいろな形で、国や大阪府にしっかりと措置を求めていくし、イニシャルコストだけではなく、ランニングコストも、やっぱり支えていかなければ、質の高い給食は保てないということは、ここではもう周知の事実ですので、これ以上申し上げません。

あと、ふれあいバスのことは、残念ながら、私の申し上げたような事例は初耳だということだったので、今日、わかっていただいたということでは、これからちょっと、その辺の声なき声も聞いていただきたいと思いますし、来年度以降、要介護認定の軽度者からデイサービスのほう外していくということが進んでいく中で、やっぱり、ふれあいバスでふれあいセンターに行って、ある程度、自分の足で、膝が痛いけど行ける間に図書館行ったり、そういったいろんな催し物に参加をする。そういうことを土日も含めて保障して、自分の足で出かけられるというんですね。そういうときに手押し車や福祉用具を利用されている方でも乗車できるという体制を、私たちはイメージをして申し上げてます。

伊集院議長 質問をお願いします。

河野議員 一方で移送サービスを、ずいぶん前に改悪をしてますので、本来、そういった 使えてた方が使えなくなって、ふれあいバスも乗れないというような方が、これから増 えていかれるだろうなと思いますので、その点は今後のまた議論ということですが、何 か今現在、そういうことで考えておられることがありましたら、答弁をお願いします。 あと、選挙システム改修業務の委託においては、投票所の、第四小学校を投票所とで

きないのかということは過去の委員会などで質疑をさせていただいて、今回、ようやく 1ヵ所増やす、人口増加地域に1ヵ所増やされるということは久しぶりの改善ということで、前進ということだと思います。ただ、一定、国から入るお金の範囲でということで答弁でもいただいておりました。その点については、やはり島本町の負担にもなるのかなというふうに思っておりますが、今の段階でわかっておられる数字がありましたら、お示しください。

先ほど、にぎわい創造事業の補助金の未執行の問題は、ちょっと私たちも事前の調査の中では十分でなかったなというふうに思っております。本当にもったいないというか、思いますし……。

伊集院議長 質疑をお願いします。

河野議員 来年2月に公募を始められるということですので、その点で、ちょうどその時期には生涯学習団体が認定の申請など行われるんですね。決算見込みなども、すごいチェックが入るんですよ、町のほうから。皆さん本当に運営費も何もない中で、会費などで支えておられる。そういう団体に対して、この2月の公募については、やはり十分な周知を図っていただきたい。広報などを通じて、どういったところで広報されるのか。念のため、お訊きをいたします。

そして、その前に、この交付要綱は完成されて、議員の前に説明、配付をしていただきたい。そこのところはやはり私たちも監視能力を発揮するという意味では、この未執行の問題は重大な問題だと思いますので、事前に、この交付要綱については、できあがったものをお示しいただきたい、ご説明をいただきたいと思います。答弁を求めます。

伊集院議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。 **総務部長** 投票所の見直しについて、でございます。

来年の参議院議員選挙のときには、有権者数も基準になるんですが、投票所の数も一定考慮されるというふうには聞いております。そのトータルの歳入というのは、まだ不明でございます。

それとあと歳出の部分では、第四小学校のほうの体育館に、第一中学校の体育館で投票されておられた方が一定動く形になるので、逆に、第一中学校のところで事務をしていた、いわゆる職員とか、そういった部分が同時に動くという形なので、総額はそんなに大きくは、出のレベルではあまり変わらない可能性は高いかなというふうには感じております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、島本町にぎわい創造事業補助金の件について、ご答弁申し上げます。

今回の補助金の交付にあたりましては、来年の2月に公募ということで、今、事務を 進める予定をしてございます。その際には、要綱等もきっちりと整備をして事業を進め ていきたいなというふうに考えてございます。

まず、公募にあたりましては広く周知をするということで、広報しまもとでは2月1日号で一応、お知らせをしたいなというふうに考えてございますし、ホームページのほうでも情報提供をするということで考えてございます。

あと、交付要綱の情報提供につきましては、今後、検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

健康福祉部長 再度のお尋ねでございますが、29年4月から総合事業が実施されるなど、 また新たな制度が実施されますので、その中で高齢者支援などの対応については考えて いきたいと思います。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第79号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第5号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第79号議案 一般会計補正予算(第5号)について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

18 歳以上の日本国民に与えられる選挙権、いわゆる 18 歳選挙に向けて選挙人名簿システムの改修が行われます。選挙の公平性の確保に重大な支障を及ぼす犯罪に、18 歳・19 歳が関わったり、あるいは巻き込まれたりすることがないよう、「公職選挙法」について、改めて周知・啓発を求めたいと思います。

債務負担行為について、選挙システム改修業務委託、開発による選挙人名簿登録者数の増加による新たな投票所の設置、そして福祉ふれあいバスの自動車運行管理業務委託、にぎわい創造事業補助、それから中学校給食の調理等業務委託、さらには第三小学校給食調理業務委託、これらは皆すべて必要なものであり、賛成とするものです。

にぎわい創造事業補助金未執行による全額マイナス補正については、納得し難い、許 し難い思いがあり、これについては猛省を求めておきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 第79号議案 一般会計の補正予算について賛成の討論を、日本共産党議員団を 代表しまして、させていただきます。

中学校の給食が始まる、非常に喜ばしいことであります。このことは、ほんとに待ち望んだことで、うれしいことでありますが、この機会に米飯給食週4回というふうに増やしていただく、このことも非常にありがたいことでもあります。パンの納入業者に負担をかけずに、この中学校の給食が始まるときに米飯を増やすことができる、このことを私たちも考えておりました。ぜひ米飯、小学校のほうでも増やしていただけるものならば増やしていただいて、少しでも米飯給食が増えるようにお願いをしたいと思います。また、小学校・中学校とも、大してかかる費用に差がなくなってきていると思われる、この学校給食の民間委託、これはこの際見直し、直営で中学校給食を作る、こういうことをぜひ検討していただきたい。

栄養教諭が今まで頑張って、偽装請負にならないようにということで民間業者との間での調整、非常に苦慮しながら頑張ってこられた。こういう給食でありますので、そういうことも、直営であれば必要がないという、こういうことを含めて、ぜひ、この際、見直す、こういう機会にしていただきたいと思います。

また、ふれあいバスの運行、バスの運転手さんを2人にして、土日の運行、あるいは 介助員として働いていただく、こういうふうなことも、ぜひ検討をしていただきたい。

また、にぎわい創造課の事業の補助金、これの未執行は非常に残念なことであったと言わざるを得ない。来年度は、必ず、この債務負担行為であがっている費用については、いろいろな団体の、あるいはいろいろな個人の、様々なイベント、今、起こっているいろいろなイベントの補助に生きて使えるように、補助をぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

また、選挙の投票所、これが第四小学校が増えた、このことは非常にありがたいことだと、かねてから申し上げていたことが実現をしたということは、高く評価をするものです

以上のことをもって、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第79号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第79号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第80号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第80号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第80号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第81号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第81号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第81号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第82号議案 平成27年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)を議題 といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第82号議案 平成27年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の82の1ページでございます。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、収益的支出について、既決予定額5億5,904万8千円に410万円を増額し、補正後の額を5億6,314万8千円にするものでございます。

第3条の債務負担行為につきましては、電気設備保守管理業務、期間は平成27年度から平成29年度まで、限度額は207万9千円及び次のページの電算業務運用支援業務、期間は平成27年度から平成29年度まで、限度額は1,914万6千円を追加するものでございます。いずれも、経常的に業務委託を実施しているものでございます。

今回の補正予算につきましては、動力費の補正及び債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、82 の 5 ページの平成 27 年度島本町水道事業会計補正予算計画 説明書に基づき、ご説明申し上げます。

「収益的支出」でございます。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費・動力費 380 万円の増額及び第2目 配水及び給水費・動力費 30 万円の増額につきましては、関西電力の請求方法の変更に伴い、大薮浄水場、山崎ポンプ場及び関連施設の電気使用料を 13ヵ月分支払うことになったことによるものでございます。

82の6ページの「債務負担行為に関する調書」でございます。

電気設備保守点検業務及び電算業務運用支援業務につきましては、平成28年4月1日からの業務執行に備え、本年度中に入札行為を実施したいため、債務負担行為を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)の 説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い 申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第82号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第82号議案は、原案のとおり可決することに決しました。 以上で、12月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。 お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。 これをもちまして、平成27年島本町議会12月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次回は、来年2月29日午前10時から会議を開きます。 本日は長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

(午後5時00分 散 会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第74号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第75号議案 島本町税条例等の一部改正について
- 第76号議案 島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部改正について
- 第77号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第78号議案 島本町税条例の一部改正について
- 第79号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第5号)
- 第80号議案 平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第81号議案 平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第82号議案 平成27年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月16日

島本町議会議長

署名議員(2番)

署名議員(8番)

平成27年島本町議会12月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結	果
	し尿中間処理施設について	12月岡田	114日議員
一 般 質 問	1. DV被害者への手続き支援について2. 資料のペーパーレス化について3. 人事給与制度構造改革プランについて	関	" 議 貞
	島本町と大山崎町の歴史文化面における広域連携 の姿勢を問う	田中	# 議 員
	「住宅セーフティネット」の充実について	野村	" :議員
	防犯カメラ設置事業について進捗状況を伺う	川嶋	" : 議 員
	1. 住み続けたい島本へ〜町(府)の支援教育の充 実を 2. 障がい児保育(枠)の拡充を求める	河 野	" 議
	1. 島本の将来は島本の住民が決める。島本町まち ・ひと・しごと創生総合戦略(素案)の在り方 について 2. 公共施設の在り方は住民の総意で決めよう	佐藤	" : 議 [
	驚きの再協議依頼文書(高槻市へのし尿処理事務 委託)今後の交渉方針を問う	外 村	" :議 貞
	1. 49名の保育所待機児童をなくすために 2. 住民とつくる「町立第三小学校整備基本構想」 及び「公共施設総合管理計画」を 3. 農と福祉の連携で地域づくりを	平野	"議員
	1. JR島本駅西土地区画整理事業の進捗状況を問う(その5) 2. 第3小学校整備基本構想を質す 〜地域力を高める学校整備を求めて〜 3. 図書館に「あかちゃんタイム」を	戸田	" 議
	 マイナンバー制度について 子育て世代の期待に応えるために 		1 5 日 議 員
	子育て支援課のその後について	村上	" . 議 貞
	1. 水路の災害対策について 2. 森林整備について	清水	" . 議 貞
第6号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分につ いて	報告	』 を 承 ネ

事件番号	件名	結	果
第69号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求 めることについて	12月 原 案	15日同意
第70号議案	工事請負契約の締結について	原案	, 可 決
第71号議案	工事委託協定の変更について	原案	, 可 決
第72号議案	平成27年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案	, 可 決
第73号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する 協議について	原案	/ 可 決
第74号議案	島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	12月 原 案	16日可決
第75号議案	島本町税条例等の一部改正について	原案	, 可 決
第76号議案	島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補 償等に関する条例の一部改正について	原案	, 可 決
第77号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案	, 可 決
第78号議案	島本町税条例の一部改正について	原案	, 可 決
第79号議案	平成27年度島本町一般会計補正予算(第5号)	原案	可 決
第80号議案	平成27年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原 案	, 可 決
第81号議案	平成27年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原 案	, 可 決
第82号議案	平成27年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)	原案	, 可 決